

文部科学省科学研究費補助金  
特定領域研究「セム系部族社会の形成」(研究領域番号：124)  
平成20年度研究集会報告

シリア・メソポタミア世界の文化接触：民族・文化・言語  
—研究集会「シリア・メソポタミア世界の文化接触：民族・文化・言語」  
(平成20年1月26日～27日 於京都大学) 報告集—

責任編集 前川和也

総括班「総合的研究手法による西アジア考古学」(研究代表者 大沼克彦)  
計画研究班「西アジアにおける都市化過程の研究」(研究代表者 常木 晃)  
計画研究班「シュメール文字文明」の成立と展開」(研究代表者 前川和也)  
計画研究班「北メソポタミアにおけるアッシリ文明の総合的研究」(研究代表者 沼本宏俊)  
計画研究班「パレスティナにおける都市の発達と「セム」系部族の展開」(研究代表者 月本昭男)

平成21年2月

# シリア・メソポタミア世界の文化接触：民族・文化・言語

## 目 次

はじめに	前川 和也 (国士舘大学).....	ii
1. Early Japanese and Early Akkadian Writing Systems — A Contrastive Survey of “Kunogenesis”	池田 潤 (筑波大学).....	1
2. バビロニア人からみたシュメール語 — 最近のシュメール語研究によせて	森 若葉 (総合地球環境学研究所).....	10
3. 前3千年紀シュメール語彙リストとアッカド語世界	前川 和也 (国士舘大学).....	20
4. 名前からみるシュメール人とセム人 — 初期王朝期末ラガシュの場合	田中 裕介 (京都大学).....	31
5. 二言語併用世界の文字トリック — 『エヌーマ・エリシュ』の注釈書：マルドゥクの「50 の名前」を例に	松島 英子 (法政大学).....	42
6. Martu — 族長制度の確立	前田 徹 (早稲田大学).....	51
7. ha.na と mar.tu — メソポタミアにおける遊牧と定住の対比構造	大西 康之 (中央大学).....	58
8. マリ出土のヤミン人捕虜解放記録 — シリア・メソポタミア世界における文化接触の観点から	中田 一郎 (中央大学).....	68
9. タバトゥム市とその周辺 — ポスト・ハンムラビ時代のハブル川下流域とユーフラテス川中流域における政治的・社会的・文化的諸相	山田 重郎 (筑波大学).....	86
10. シヤマシュのナディートゥム制度成立の経済的背景 — 社会体制の変容を手がかりに	有賀 望 (筑波大学).....	96
11. abzu に関する考察 — 前3千年紀の史料を中心に	辻田 明子 (京都大学).....	103
12. シリア・アラブ共和国のキリスト教 — 「シリア語とシリア語使用環境の調査」の予備知識として	川本 正知 (奈良産業大学).....	115

## はじめに

これは平成20年1月26、27日、京都大学において、特定領域研究「セム系部族社会の形成：ユーフラテス河中流域ビシュリ山系の総合研究」（平成17年度～21年度：領域代表者 国士舘大学イラク古代文化研究所教授 大沼克彦）の活動の一環として開催した共同研究会「シリア・メソポタミア世界の文化接触：民族、文化・言語」での諸報告の集成である。

この特定研究は、総括班いがいに計15の計画研究班と公募研究班を組織している。題目に明示されているように、これは、シリア・ユーフラテス中流域を中心とする地域の古代を総合的に研究しようというのである。そしてわれわれは、これまで、これは3重の意味での「総合研究」であると理解してきた。1) 15の研究班は、それぞれ異なったターゲットに異なったアプローチで取り組み、それぞれが成果を生みだすが、最終的には諸成果が統合される。2) 諸班ごとに遂行される現地調査や発掘とは独立して、諸班が連合・共同する総合調査を実施する。3) 各班の研究じたいが「総合研究」でなければならない。

文献学研究者、すなわち楔形文字テキストの解析を専門とする研究者たちは、13計画研究班のうち、次の4グループに所属して活動している：「西アジアにおける都市化過程の研究」（研究代表者：常木晃）、「シュメール文字文明」の成立と展開（研究代表者：前川和也）、「北メソポタミアにおけるアッシリア文明の総合的研究」（研究代表者：沼本宏俊）、「パレスティナにおける都市の発達と「セム」系民族の展開」（研究代表者：月本昭男）。

この特定研究において、楔形文字研究者が集合して、第4タイプの「総合研究」を実施する。これが「共同研究会：シリア・メソポタミア世界の文化接触」の目的であった。現在、楔形文字学（広義のアッシリア学）でも極端な専門分化が進行している。古代西アジアという広大な時間と空間、楔形文献資料の数と多様性という条件のもとで、ひとりの楔形文字研究者は、かなり限定されたテキストの解析をおこなわざるを得なくなったからである。そして楔形文字研究者は、このような専門分化がもたらす弊害を、どのようにすれば克服できるかをたえず考えてきたのである。ひとつの道は、考古学、人類学など他分野の研究者と連動することである。上に述べたように、この特定研究では第3の「総合研究」が諸計画班によって遂行されていて、楔形文字研究者もそれを支えている。とりわけ「北メソポタミアにおけるアッシリア文明の総合的研究」班ではたらく研究者は、幸福な共同研究に従事することができる。テル・タバンの発掘で粘土板群が出土し、しかも出土テキスト解析の結果、われわれは前2千年紀中葉におけるユーフラテス・ハブル川流域地方の政治状況を、はじめてかなり詳しく掌握できるようになったからである。

専門を異にする楔形文字研究者たちが集まって、この特定研究のために第4タイプの総合研究の方途を考えてみよう。これがわれわれの意図であった。楔形文字研究者は、ともすれば粘土板史料が指し示す小領域になじんでしまい、より広い世界をみることができない。だから、とりあえずは、専門テキスト研究をつづけることによって、より広い今日領域にたどりつこう。

特定領域研究の研究課題は、「部族社会」である。この言葉によって楔形文字研究者がただちに思い浮かべるのは、西アジアの都市社会と牧畜民とのかかわりという研究テーマである。古代西アジアにおいて都市民と牧畜民とは、どのような関係を取り結んでいたのか。粘土板文書は、牧畜民をどのように描いているのか。すでに山田重郎が簡潔に叙述しているように、特定研究があつかう地域、ユーフラテス中流域のビシュリ山系地域とは、ほぼまちがいなく前3千年紀後半から2千年紀前半にかけて粘土板記録にあらわれるバサルのものであり、またバサルはセム系牧畜民アムル（マルトゥ）人の故地とされてきたのである。（山田重郎「文書史料におけるセムの系譜、アムル人、ビシュリ山系」『セム系部族社会の形成：文部科学省科学研究費補

助金「特定領域研究」Newsletter』No. 2 (2006), 8-13.) であれば、楔形文字研究者は、マルトゥ＝アムルの部族組織についての情報をさらに提供できるのではなかろうか。マルトゥ＝アムルにかんする記述は、前3千年紀後半からしだいにふえていく。前2千年紀初頭のバビロニアでは、いくつかのアムル人王朝も成立した。では、マルトゥ＝アムルにかんして、前3千年紀のシュメール語テキストの叙述と前2千年紀アッカド語テキストのそれとを統合できるかもしれない。バサル＝ビシュリにもっとも近い大都市遺跡は、ユーフラテス中流域のマリである。では前2千年紀前半のマリ出土文書には、マルトゥ＝アムルそして他牧羊民について、どのような叙述がみられるか。マリ文書には、「部族」組織の記述があるのかどうか。さいわいわれわれは、計画研究班に属してはいないけれどもマリ文書を専門とする諸研究者の報告をも得て、白熱した議論を積み重ねることができた。これは、前3千年紀と2千年紀のマルトゥ＝アムル問題についての、わが国ではじめての本格的な討論である。

メソポタミア都市社会は膨大な粘土板史料をわれわれにのこしてくれたけれども、率直に言って、牧畜民にかかわる記述はけっしておおくはない。前3千年紀中葉以降の南部メソポタミア出土テキストにマルトゥ＝アムルの記述を見出すことができるのは、ちょうどこの時期にメソポタミアの都市王権が領域国家、さらに帝国に成長し、はじめてセム系牧民の生活圏をも国家版図に組みこもうとしたからであり、また、それに呼応するように牧民の活動も活発化して、彼らが大量に都市に流入しはじめたからなのである。

古代西アジアにおける「部族社会（の成立）」を考えるためには、マルトゥ＝アムル以外のセム系の諸民族、たとえばマルトゥがあらわれるよりはるか以前にメソポタミア地方に到来していたセム系の人々（アッカド人）をも考察の対象にしなければならない。アッカド人は南部メソポタミアに居住しただけではない。前3千年紀中葉のシリアの大都市エブラの人々の言語は、古アッカド語とよほど近い関係にあったという。ではシリア地方にセム人はいつごろあらわれるのか。彼らはどのような生業を営んでいたのか。またアッカド人はいつごろ南部メソポタミアに到達するのか。（池田潤「比較言語学から見たセム語の起源 (Urheimat)」『セム系部族社会の形成：文部科学省科学研究費補助金「特定領域研究」Newsletter』No. 7 (2007), 6-10.) もしわれわれが、初期のアッカド人にたいして、のちのマルトゥ＝アムル人の牧民イメージをそのまま投影させると、おおきな誤りをおかすことになるのかもしれない。ただ、南部バビロニアに住みつき、小家畜を飼うというよりむしろ農業、商業に従事したアッカド人も、たしかにのちの時代まで、血縁的紐帯の意識を維持していたふしがある。ではそれは、マルトゥ＝アムル人の部族意識と同じなのかどうか。

ふつう、楔形文字文献研究者は、先史時代の状況について回答を与えることはできない。けれども、歴史時代におけるメソポタミア都市社会と周辺地域とのかかわり、前3千年紀以降のシュメール人とアッカド人の文化交渉、とりわけシュメール語とアッカド語の相互影響、南部メソポタミア都市のバイリンガリズム、またシリア諸都市におけるシュメール文字記録の受容などは、文献研究者が発言しなければならない分野なのである。われわれは、この作業をつうじて、シリア・メソポタミアの古代セム文化を考えなおそうと思う。

われわれは、協同して研究しなければならないおおくのテーマをかかえている。まずわれわれは、シュメール語（テキスト）とアッカド語の相互影響の諸問題を、前3千年紀から前1千年紀まで議論してみよう。また前3千年紀シュメール社会で生まれた宗教意識が、セム系アッカド人、アムル人にどのように引き継がれ、変容していったのか。なお前3千年紀や1千年紀であれば、南部メソポタミア都市に下層民として流入してくるのは、かならずしもセム系の人々とはかぎらない。むしろ東方イランの人々が兵士、戦争捕虜、奴隷として連れてこられたように見える。都市の大組織の経営文書にあらわれる名簿記録は、都市人口の問題になんらかの解答を与えてくれるであろうか。いくつかの都市文書の比較が可能だろうか。いっぼうで前2千年



紀前半のメソポタミア都市には、たしかにマルトゥ＝アムル人が流入した。ウルやニップルの私的居住区で発見される粘土板記録は、この問題にどこまで光をあててくれるだろうか。前2千年紀前半にシュメール語で書かれた文学テキスト「マルトゥの結婚」は、都市城壁のすぐそばに住み、都市神のためにガゼルを狩る生活をおくっていた若きマルトゥが、差別意識をはねかえして、ついに有力都市貴族の娘と婚約する物語である。(前川和也「マルトゥの結婚」によせて『セム系部族社会の形成:文部科学省科学研究費補助金「特定領域研究」Newsletter』No. 2 (2006), 14-21。)おなじようなことが前2千年紀前半のバビロニア都市におこっていたのだろうか。また南部メソポタミアとはわずかにはなれた地域で国家形成がおこれば、新支配者はどのようなイデオロギーを南部メソポタミアから借用してくるのか。

これらのテーマがすべて1月26日、27日に取りあげられたわけではないけれども、われわれは両日での報告、討論をへて、前3千年紀以降のシリア、メソポタミア地方の文化接触にかんして、おおくの知識を共有することができた。この集会には、特定研究の計画班に属していない楔形文字研究者もおおく参加し、また報告原稿をも寄せてくださった。さらに現代シリアにおけるキリスト教社会という、きわめてアクチュアルな、また興味深い報告まで得ることができた。この場をかりて、研究会に参加してくださった方々に、あつく御礼申しあげる。

両日の報告プログラムは以下のようであった。

#### 1月26日(土)

- 1:00~1:40 バビロニア人からみたシュメール語:最近のシュメール語研究によせて 森若葉(総合地球環境学研究所)
- 1:50~2:20 名前から見るシュメール人とセム人:初期王朝期末ラガシュの場合 田中裕介(京都大学)
- 2:30~3:10 GISを用いた古代シリアの言語地理学 池田潤(筑波大学)
- 3:20~4:00 シヤマシュのナディートウム制度成立の経済的背景:社会体制の変容を手がかりに 有賀望(筑波大学)
- 4:10~5:00 シリア共和国のキリスト教:シリア語とシリア語使用環境の調査 川本正知(奈良産業大学)

#### 1月27日(日)

- 9:00~9:40 abzuにかんする考察:前3千年紀の史料を中心に 辻田明子(京都大学)
- 9:50~10:30 マリ文献にみえる「セム系部族社会」:戦争捕虜の取り扱いをめぐる 中田一郎(中央大学)
- 10:40~11:20 ポスト・ハンムラビ時代のユーフラテス中流とハブル流域における政治的・行政的・文化的様相 山田重郎(筑波大学)
- 11:30~12:20 前3千年紀シュメール語彙リストのアッカド語世界への普及 前川和也(国士舘大学)
- 1:30~2:10 HanaとMartu/Amurram 大西庸之(中央大学)
- 2:20~3:00 前2千年紀前半の「大王」号の成立とその特異な変遷 川崎康司(早稲田大学)
- 3:10~3:50 2言語併用世界の文字トリック:エヌマ・エリシュの注釈書/マルドゥクの50の名前を例に 松島英子(法政大学)
- 4:00~4:40 Martu:部族制度の確立 前田徹(早稲田大学)

前川和也 (「シュメール文字文明」の成立と展開) 研究代表者)

# Early Japanese and Early Akkadian Writing Systems

## —A Contrastive Survey of “Kunogenesis”—\*

Jun IKEDA

(University of Tsukuba)

### Introduction

It is well known in scholarly circles that early Japanese and early Akkadian writing systems exhibit striking parallels and that their comparison provides valuable insight into the origins of early writing systems in general. For instance, in an article entitled “Bilingualism in Logographically Written Languages: Sumerian in Ebla,” Prof. Miguel Civil refers to the adaptation of Chinese script to Japanese literature in the eighth century A.D. He rightly points out that “it would be useful to know what general rules prevail when languages borrow logographic scripts in order to clarify the situation in the cuneiform world” (Civil 1984:75).

The late Japanese linguist Rokuro Kono independently expressed a similar view. In his contribution to *Kojiki Taisei* (Compendium of the *Kojiki*<sup>1</sup>), Kono wrote as follows: “We [Japanese] not only use two different kinds of scripts [Chinese logograms “*kanji*” and Japanese syllabograms “*kana*”] side by side, but also read *kanji* in an extremely complex way using not only their *on* [Chinese(-like)] values but also their *kun* [Japanese] values. This practice is similar to that of the Assyro-Babylonian cuneiform, which was borrowed from Sumerians. Such a practice thus seems too old-looking for the second half of the twentieth century, and its complexity is unparalleled today. We struggle with this complexity day by day, but this struggle provides us with golden opportunities for contemplating the essence of writing” (Kono 1980; my translation).

The examples below illustrate how similar the Japanese and Akkadian writing systems are:

(1) Akkadian:	𒌦 𒌦𒌦	𒀭 𒀭	𒂗𒂗 𒂗 𒂗	𒄩 𒄩
Transliteration:	DUMU LUGAL	<i>a-na</i>	É.GAL- <i>lim</i>	KUR- <i>ud</i>
Transcription:	<i>mār šarrim</i>	<i>ana</i>	<i>ekallim</i>	<i>ikšud</i>
Gloss:	son of king	to	palace	arrived
(2) Japanese:	王子が	宮殿に	着いた。	
Transliteration:	Ō.JI- <i>ga</i>	KYŪ.DEN- <i>ni</i>	TYAKU- <i>i-ta</i>	
Transcription:	<i>ōji+ga</i>	<i>kyūden+ni</i>	<i>tsui+ta</i>	
Gloss:	prince+NOMINATIVE	palace+DIRECTIVE	arrive+PAST	

\* This is a preliminary version of my paper “Early Writing Systems” presented at the International Conference on Origins of Early Writing Systems held at Peking University, Beijing, on October 4th through 7th, 2007. The final version of this paper is to be published in the proceedings of the conference.

<sup>1</sup> *Kojiki* (古事記) or *Records of Ancient Matters* dates to 712 A.D. It preserves the mythology, the language and the traditional history of ancient Japan. For further information, see Chamberlain’s introduction to his English translation of the *Kojiki* (1882: i-iv).

In example (1), as is customary in Assyriology, the logograms are transliterated according to their Sumerian values in non-italic uppercase letters, while phonograms are transliterated phonetically in italic lowercase. The Japanese text in (2) is deliberately transliterated in the same way, i.e. *kanji* according to their *on* values in non-italic upper case, and *kana* in italic lowercase, to make the similarity of the two systems clear. Punctuation marks are used in accordance with the Assyriological convention with a single exception: the plus sign (+) in transcriptions and glosses indicates a morpheme boundary.

Both texts contain logograms and syllabograms, and these two types of letters can be mixed within a single morpheme. In these examples, we can see that the logograms represent lexemes (e.g. “son,” “palace,” “arrive,” etc.), while phonograms spell out grammatical morphemes (e.g. the preposition *ana*, the Japanese postpositions *ga* and *ni*). Phonograms can also be used as phonetic complements to the verb both in Akkadian and Japanese. The phonetic complements *-ud* in (1) and *-i-ta* in (2) specify some grammatical categories of the verb such as tense-aspect. Moreover, the logograms are often both polysemic and polyphonic in both systems. KUR in (1) can also be read *mātu* “land” among others. The same applies to TYAKU (着) in (2), which can be read *ki(ru)* “to wear” as well as *tsu(ku)* “to arrive.”

There are several major differences between the two systems, nevertheless. First, Akkadian phonograms are generally polyphonic, while Japanese phonograms are not. Second, in the Japanese script, one can easily tell the difference between the logograms and the phonograms. Phonograms have a relatively simple and round shape, while logograms tend to be more complex and square shaped. Moreover, phonograms cannot be used as logograms, and the use of logograms for phonograms is limited. In the Akkadian writing system, on the other hand, most characters can be used both as logograms and phonograms. Finally, some phonetic complements are obligatory in modern Japanese orthography, while they are optional in Akkadian. However, these particular traits of the Japanese writing system did not exist in its early stage, i.e. through the eighth century A.D., mainly because the exclusively phonographic *kana* was yet to be born at that time and *kanji* were employed not only as logograms but also as phonograms.<sup>2</sup> It follows that the similarity between the early Japanese and Akkadian systems proves to be even more striking.

Despite such remarkable similarity, no serious comparison between early Japanese and early Akkadian writing systems has ever been conducted. It is my assignment for this symposium to fill this gap.<sup>3</sup>

Before I get down to my mission, let me introduce some basic technical terms that I use in this paper. **Graph** (字節) is the basic tangible unit of writing, which is comparable to the “word” in morphology. A word can be divided into one or more morphemes, smallest units that have a meaning. A graph likewise consists of one or more **graphemes**, smallest units that have either a semantic and/or phonetic value. Morphemes are also abstract units in the sense that each of them is realized as one or more concrete allomorphs. The same can be said of graphemes. Graphemes are the smallest units; they are also abstract units, and each of them is realized as one or more concrete **allographs**.<sup>4</sup> The field of studies that

<sup>2</sup> *Kanji* used as phonograms are called *man'yogana*. *Kana* emerged out of *man'yogana* by simplifying their shapes and by eliminating polyphony and homophony.

<sup>3</sup> To my regret, however, due to lack of time this paper remains yet another provisional comparison between the two.

<sup>4</sup> In this sense, the term grapheme is ambiguous, just like the term morpheme. The ambiguity can be resolved, at least in the

deals with tangible (allo)graphs has been called graphetics (cf. phonetics), while the field that studies the linguistic function of graphemes is often called **graphemics** (cf. phonemics). In some cases, a cluster of graphemes designates linguistic elements differing from the sum of the respective graphemes. For instance, English *sh* designates the phoneme /ʃ/ rather than /s/ followed by /h/. Nonreductive clusters like these are called “**relational units**” by Venetzky (1999:7).<sup>5</sup>

Semiologically speaking, graphemes are linguistic signs whose *signifiant* is a distinctive graphic image. They can be classified roughly into two categories according to their *signifié*, **logograms** and **phonograms**. The *signifié* of the former is a “word,” which in turn has its own *signifiant* (its meaning) and *signifié* (its distinctive sound image). In other words, logograms are complex signs involving three elements: a distinctive graphic shape, its distinctive sound image, and its meaning. Phonograms can be divided into three subcategories according to the phonological types of their *signifié*, **syllabic** (e.g. Japanese *kana*), **segmental** (e.g. the Latin “alphabet”), and **consonantal** (e.g. the Phoenician “alphabet”). Some writing systems employ still another category of characters, which are called “determinatives” in the Assyriological as well as Egyptological traditions. The determinatives indicate the semantic class to which a given grapheme or a cluster of graphemes belong(s), but they themselves do not specify any phonetic form. The *yifú* (義符) radicals of Chinese characters play the same role within a single graph. Hence, I tentatively use the generalized term “semantic marker” to capture the functional correspondence between the Sumero-Akkadian “determinatives” and the Chinese *yifú*. The typology of graphemes suggested above can be summarized as follows:

(3) Typology of graphemes according to their *signifié*

	+semantic	-semantic	
+phonetic	logogram	phonogram	syllabic
			segmental
			consonantal
-phonetic	semantic marker	-	

There are two more terms that I need to elaborate on before I proceed. They are “*on*” and “*kun*.” As illustrated in (4) below, a Chinese character generally has two sets of readings in Japanese. The *on* reading is the Japanese pronunciation of the Chinese reading of the character, while *kun* reads the same character in Japanese translation. In the table (4) below, native speakers of Chinese would recognize the similarity between the *on* readings “moku” and “shin” and the Chinese pronunciation of the same letters, i.e. “mù” (木) and “shén” (神) respectively. Since both Chinese and Japanese pronunciations have changed in the past millennium, the original pronunciations were actually much closer. On the other hand, the phonetic value “ki” is totally unfamiliar to a Chinese, for it is a Japanese word meaning “tree.” *Kun* is the system of furnishing a Chinese character with a phonetic value which did not exist in Chinese, based on its semantic association with Japanese word(s). The same can be said of the cuneiform 𒂗. “Giš” was the original Sumerian reading, while the phonetic value *iš* is derived from the translation of *giš* into Akkadian (*išum* “tree, wood”). This is to say that distinction between *on* and *kun* is *not* specific to the Japanese writing system, and can be taken as a general graphemic

Japanese language, by calling the smallest units 字素 (building blocks of a graph), and the abstract units 文字素 (graphemes).

<sup>5</sup> Venetzky (1999:7) defines a relational unit as a group of letters that “map directly into sounds.” The di-ri-compounds are good examples of logographic relational units.

concept. As I do not know of any general terminology to capture such distinction, I use the Japanese terms *on* and *kun* as general graphemic concepts in the rest of this paper.

(4) “*On*” and “*Kun*”

<i>On</i>	Graph	<i>Kun</i>	<i>On</i>	Graph	<i>Kun</i>
moku, boku	木	<i>ki</i>	shin, jin	神	<i>kami</i>
giř	𠄎	<i>iř</i>	dingir	𠄎	<i>il</i>

Incidentally, there is an interesting device called “*kunten*” in Japanese for transforming Chinese sentences into Japanese, which is succinctly illustrated in (5). The sentences are to be read vertically. The numbers on the left side of the “*Kunten* Sentence” 1, 2 and 3 (一, 二, 三) indicate the order according to which the characters should be read. The *kana* notations on the right side of the text *ni, koto, o* (ニ, コト, ヲ) are phonetic complements. *Kunten* rearranges the Chinese text according to the Japanese syntax and supplies the grammatical elements that are needed in order to translate the Chinese text into Japanese. The resulting text is a Japanese sentence with (excessively) many loanwords from Chinese.

(5) “*Kunten*” system:<sup>6</sup>

Original Sentence	Chinese Pronunciation	<i>Kunten</i> Sentence	Reading Order	Japanese Pronunciation
不	pun	三 不	困	kon
堪	k’an	二 堪	苦	ku (ni)
困	k’un	一 困	堪	tae
苦	k’u	一 苦	不	zunba
莫	mo	三 莫	以	motte
以	i	二 以	大	tai
為	wei	二 為	業	gyō (o)
大	ta	一 大	為	nasu (koto)
業	yeh	一 業	莫	nashi

Reading a Chinese text according to *kunten* is called “*kundoku*.” The practice of *kundoku* is often mentioned as an evidence of a writing system called “alloglottography.”<sup>7</sup> It is known from historical sources, however, that in the 8th and 9th centuries the original Chinese sentences were first and foremost read aloud in Chinese (*ondoku*).<sup>8</sup> This suggests

<sup>6</sup> This chart is taken from Lange 1973:10-11. The original chart contained a typographical error, which has been corrected by the present writer.

<sup>7</sup> Alloglottography is “the practice of using one language in writing and another in reading, known from situations of restricted literacy” (Coulmas 1996:8). Coulmas (1996:9) refers to *kundoku kanbun* (Chinese texts read in the *kundoku* method) as an example of alloglottography.

<sup>8</sup> In the educational law issued in 701 A.D. in Japan as a part of the *Taiho* Code (大宝律令), which was written in pure Chinese, there was an article as follows: 凡学生先読経文通熟然後講義 “Generally the student should first read [aloud] the [Confucian] scriptures. After he becomes versed [in reading aloud], he should talk about the meaning” (my translation). According to Yuzawa

that alloglottography was nonexistent in the 8th through 9th century Japan. *Kundoku* was developed in subsequent centuries as a very efficient technique for translating Chinese texts into Japanese rather than as a writing system.<sup>9</sup>

### ***Early Japanese and Early Akkadian Writing Systems: Similarities and Differences in Setting***

Early Japanese and early Akkadian writing systems are strikingly similar in some respects, but there are also differences between their settings. In this section, I outline both the similarities and differences.

**Similarities:** As we have seen above, they both used logograms also as syllabic phonograms. They both invented *kun* readings.<sup>10</sup> They both employed phonetic complements. As a result, they both shifted from a monographic logography into a spelling-based polygraphic system.

**Differences in Setting:** First, they differ in linguistic typology. Akkadian is a fusional (inflected) language, while Japanese is an agglutinative one. Second, their sociolinguistic settings are different. Akkadians immigrated into Mesopotamia, and lived side by side with Sumerians for a long time. The early writers of Akkadian were most probably bilingual speakers of Akkadian and Sumerian, and the Akkadian language was influenced directly and intensively by Sumerian. On the other hand, the Japanese lived far across the sea from China. There was no massive immigration from Japan to China. The Chinese language and script were imported into Japan, and were learned as a foreign language and script. Quite a few Chinese people lived in Japan those days as teachers of the language and script (Yuzawa 2002:59), but their influence on the Japanese language remained indirect and limited. Third, partly due to the direct and intensive linguistic contact between Sumerian and Akkadian, Akkadian and Sumerian were more similar in terms of their syllable structure and morphosyntax than Japanese and Chinese are. Akkadian and Sumerian both allowed the syllables of the V, VC, CV and CVC types at least in writing, and had the same basic word order of the SOV type (S, O and V stand for Subject, Object and Verb respectively). Japanese allows no closed syllable except for those ending with /n/, while Chinese allows far more closed syllables. Moreover, Chinese is a SVO language with little morphological marking, and Japanese is a SOV language with extensive morphological marking.

### ***A Contrastive Survey of “Kunogenesis”***

“Kunogenesis” is a neologism coined by myself. It means the emergence of *kun* values (Phase 1) and phonetization thereof (Phase 2). In Phase 1 of the Japanese writing system, semantic association played an essential role. It created new logograms by involving three elements: the graphic shape of a Chinese character, its meaning, and a sequence of one or more phonemes in Japanese which has the same meaning as the Chinese character. As this type of logographic-*kun* (with a rigid semantic link) was the original and authentic use of *kun*, it was called “*seikun*” (lit. genuine *kun*) in Japanese. In Phase 2, scribes disregarded the meaning of the Chinese character and using the rebus principle<sup>11</sup> applied

---

(2002:60-61), to “read [aloud]” here meant reading aloud in the original language, i.e. Chinese. We even know from historical sources that the training in reading aloud was carried out by so-called “pronunciation scholars” (音博士). All the known “pronunciation scholars” in the eighth century were immigrants from China.

<sup>9</sup> *Kundoku* gradually became popular during the 10th to 12th centuries A.D., after which it became the only way of “reading” Chinese texts (Yuzawa 2002:64).


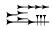
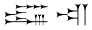
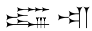

<sup>10</sup> Akkadian *kun* readings are marked by the sign “(B)” in von Soden and Röellig (1991).

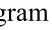
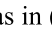
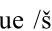
<sup>11</sup> Rebus is the principle of “representing a word by means of the logogram of another which is phonetically similar or homophonous, e.g. using the logogram “2” not only for the numeral “two” but also for the preposition “to” (Coulmas 1996:434). Cf. 仮借.

the *kun* values to other homonyms and then even to any homophonous sequence of phonemes, thus achieving real phonetization of the logogram.<sup>12</sup> Japanese kunogenesis culminated in creation of new phonograms based on exiting logograms. Such extended use of *kun* was called “*kungana*” (phonetic *kun*) in Japanese.<sup>13</sup> Let us call it phonographic-*kun*.

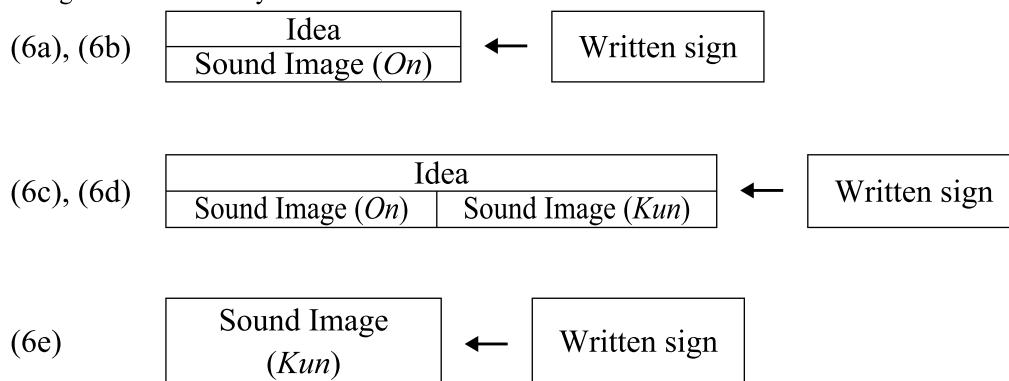
Kunogenesis is attested also in Mesopotamia as illustrated by the following examples:

(6) Kunogenesis in Mesopotamia (Ikeda 2004)

- a.  LUGAL /lugal/ “king”
- b.  LUGAL /šarrum/ “king” (nominative), /šarrim/ “king” (genitive), /šarram/ “king” (accusative), /šarrū/ “kings” (nominative), /šarrī/ “kings” (genitive/accusative), etc.
- c.  LUGAL-ri /šarrī/ “kings” (genitive/accusative)
- d.  šar-ri /šarrī/ “kings” (genitive/accusative)
- e.  a-bu-um-mi-šar /abum-išar / (personal name)

Originally, the logogram  was read /lugal/ in Sumerian (6a). If a scribe read it in Akkadian, he would need to inject the corresponding Akkadian word *šarrum* according to the context (6b). To aid in this, he might add a phonetic complement to (6b) as in (6c). If you look at (6c) open-mindedly, the sign  would seem like a phonogram designating the phonetic value /šar/ (6d). Such a realization makes it possible to apply the sign  to any homophonous sequence (6e). In all probability, this was how a new phonographic-*kun* value, which was nonexistent in Sumerian writing, emerged. This process can be summarized schematically as in (7).

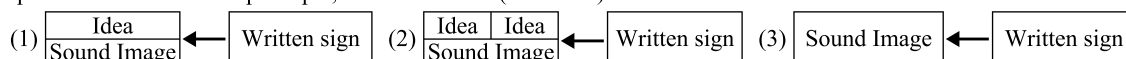
(7) Kunogenesis: a summary<sup>14</sup>



<sup>12</sup> This situation is analogous to using the logogram “2” not only for the numeral “two” and the preposition “to,” but also for any syllable /tu/ in a text, e.g. ta2 “tattoo”, etc. This is exactly what happened in the early Japanese writing system, in which the numeral eight (八), for instance, was used for any syllable /ya/ (Japanese word for “eight”) in a text. The same process took place earlier with *on* values of Chinese characters, e.g. the numeral two (二) used for any syllable /ni/ (historically related to Chinese *èr*) in a text.

<sup>13</sup> The same sort of extended use of *on* is called “*ongana*” (phonetic *on*). *Kana* (仮名) is the umbrella term for *ongana* and *kungana*.

<sup>14</sup> Compare this with the rebus principle, which Coulmas (1996:434) schematized as follows:



Theoretically speaking, kunogenesis can be either monographic (involving a single graph) or polygraphic (involving a relational unit consisting of multiple graphs). It can also be monosyllabic or polysyllabic.<sup>15</sup> The four possible combinations of them are illustrated with hypothetical examples in (8):

(8) Types of kunogenesis:

- Monographic and monosyllabic (e.g. <2> for the syllable /tu/ as in “ta2”);
- Monographic and polysyllabic (e.g. <0> for the syllables /zero/ as in “0x”);
- Polygraphic and monosyllabic (e.g. <10> for the syllables /ten/ as in “10der”);
- Polygraphic and polysyllabic (e.g. <40> for the syllables /forti/ as in “40fy”).

The phonetic value of a logogram in general can be monosyllabic (e.g. CV) or polysyllabic (e.g. CVCV). Either the whole or a part of it may be taken as its *kun* value(s). I call the former case “total” *kun*, and the latter, “partial” *kun*. In the early Japanese kunogenesis, various combinations of the above-mentioned types of *kun* emerged.

(9) A classification of early Japanese *kungana*:<sup>16</sup>

- A. Monosyllabic total *kun*
  - a. Monographic: 宇多手 /u-ta-*te*/ “increasingly”
  - b. Polygraphic: 五十等兒乃嶋 /i-ra-go-no-SIMA/ “the island of Irago”
- B. Monosyllabic partial *kun*
  - a. Apheretic: 名積叙吾来煎 /na-dumi-zo-AGA-KE-*ru*/ “I came up struggling”
  - b. Apocopic: 赤弥田寺 /a-mi-da-DERA/ “Amida-temple”
  - c. Haplologic: 奈具佐米七国 /na-gu-sa-me-*na*-kuni/ “there is no comfort”
- C. Virtually monosyllabic partial *kun*
  - a. The first vowel of a graph simply repeats the last vowel of the preceding graph, and is virtually silent. E.g. 借五百磯所念 /kari-(i)o-si OMOΦOYU/ “I am reminded of the booth”
  - b. The first syllable of a graph simply repeats the last syllable of the preceding graph, and is virtually silent. E.g. 神長柄 /KAMU-naga-(ga)ra/ “while he is a god”
  - c. The first syllable of a graph simply repeats the syllable of the following graph, and is virtually silent. E.g. 赤加真 /a(ka)-ka-ma/ “(place name)”
- D. Polysyllabic *kun*
  - a. Monographic total *kun*: 朝庭 /ASITA-*ni*pa/ “in the morning” (single graph for two syllables), 愠下

<sup>15</sup> Partial *kun* (see below) can also be segmental, but segmental kunogenesis has been excluded from the discussion, because it is attested neither in early Japanese nor in early Akkadian. Two brief notes in this regard are due nonetheless. First, the West Semitic “alphabet” is a classic case of segmental kunogenesis, since it created new phonograms based on three elements: the graphic shape of some Egyptian hieroglyphs, their meaning, and a sequence of one or more of phonemes in West Semitic which had the same meaning as the Egyptian hieroglyphs. Second, the West Semitic “alphabet” relied on the acrophonic principle (see Coulmas 1996:1) in the course of phonetization in Phase 2. Whether or not this is true for segmental kunogenesis in general and whether or not acrophony can be regarded as a universal device for phonetization as Mr. Henry Zemel maintains (personal communication), are intriguing topics for further research.

<sup>16</sup> All the examples have been taken from Okimori (2006:330-331) with my transliteration and translation. In the transliteration, *kungana* letters are printed in italic lower case, and *ongana* letters, in non-italic lower case. As for logograms, their *seikun* readings are printed in italic upper case. The sign φ stands for the unvoiced bilabial fricative, which shifted to [h] in later Japanese.



*/ikari-OROSI/* “drop an anchor” (single graph for three syllables)

- b. Polygraphic total *kun*: 懸而小竹櫃 /*KAKE-te-sino-ŋitu/* “I care and remember” (a relational unit of two graphs rendering two syllables), 恋渡青頭鷄 /*KOŋI-WATARU-kamo/* “I keep longing” (a relational unit of three graphs rendering two syllables)

On the other hand, Old Akkadian *kun* values are very small in both number and variety in comparison to early Japanese *kunogenesis*. The following are all the examples of Old Akkadian *kun* values listed in von Soden and Röllig (1991), classified with the same headers as in (9):

(10) A classification of Old Akkadian *kun* values

A. Monosyllabic total *kun*

- a. Monographic: 𐎠 (Sum. KA) for *bùm* (cf. Akk. *pûm* “mouth”)

B. Monosyllabic partial *kun*

- b. Apocopic: 𐎠 (Sum. DINGIR “god”) for *il* (cf. Akk. *ilum* “god”),  
𐎠𐎠 (Sum. SIKIL “pure”) for *el* (cf. Akk. *ellum* “pure”),  
𐎠𐎠 (Sum. 𐎠 “ARM”) for *id* (cf. Akk. *idum* “ARM”),  
𐎠 (Sum. GIŠ “tree”) for *iš* (cf. Akk. *išum* “tree”),  
𐎠𐎠 (Sum. KA “mouth”) for *bu<sub>14</sub>* (cf. Akk. *pûm* “mouth”),  
𐎠𐎠 (Sum. KALAG “strong”) for *dan* (cf. Akk. *dannu* “strong”),  
𐎠 (Sum. MI “shade”) for *šil* (cf. Akk. *šillu* “shade”),  
𐎠𐎠 (Sum. LUGAL “king”) for *šar* (cf. Akk. *šarru* “king”)

The difference in number and variety is probably due in part to the syllable structures of the languages involved. As I mentioned earlier, Akkadian and Sumerian had identical phonotactic constraints, at least in writing, so there was little need for subtle adaptation. On the other hand, Japanese had much stronger phonotactic constraints than Chinese. This must have been one of the strongest reasons why early Japanese scribes undertook such extensive experiments in how to write the Japanese language with Chinese characters.

Another factor was undoubtedly the strictness of the scribal tradition. *Kun* values are definitely an unconventional and for the Chinese and the Sumerians in a sense ridiculous way of reading the Chinese characters and the cuneiform signs. Under the strong influence of the original scribal tradition, it is very difficult to develop such unconventional values for the letters. As I wrote above, this applies to the sociolinguistic settings of the Akkadians, who immigrated to Mesopotamia, lived side by side with Sumerians for a long time, and learned cuneiform under the direct and intensive influence of the Sumerian scribal tradition. On the other hand, the early Japanese were less confined by the overseas Chinese scribal tradition. This was likely another reason why Japanese went so wild and invented so many *kun* values with such variety.<sup>17</sup>

<sup>17</sup> They even allowed themselves to play with a sort of cryptic writing such as 二五 (lit. “two.ve”) for the syllable /towo/ (lit. “ten”). The same principle yielded cryptic relational units for some *on* values, too. E.g. 二二 (lit. two.two) for the syllable /si/ (lit. “four”), 十六 (lit. “sixteen”) for the syllable /sisi/ (lit. “four four”), and 八十一 (lit. “eighty one”) for the syllable /kuku/ (lit. “nine nine”).

## References

Civil, M. (1984)

“Bilingualism in Logographically Written Languages: Sumerian in Ebla,” in L. Cagni (ed.), *Il Bilinguismo a Ebla: Atti del convegno internazionale, Napoli, 19-22 aprile, 1982*, Naples, pp. 75-97.

Coulmas, F. (1996)

*The Blackwell Encyclopedia of Writing Systems*, Oxford.

Ikeda, J. (2004)

「楔形文字の送り仮名」 (Phonetic Complements in Cuneiform), 『言語』 (*Gengo*) 33/8: 64-67.

Ikeda, J. (forthcoming)

“Relational Units in Cuneiform Writing: Two Cases of Comparative Graphemics,” *Acta Sumerologica* 23, in press.

Kono, R. (1980)

「古事記に於ける漢字使用」 (Kanji Usage in the *Kojiki*), in 『河野六郎著作集』 (*Collected Works of Rokuro Kono*), vol. 3, Tokyo, pp. 3-53. (Originally published in 1957.)

Lange, R. A. (1973)

*The Phonology of Eighth-Century Japanese: Reconstruction Based on Written Records*, Tokyo.

Okimori, T. (2006)

「万葉仮名」 (Man'yogana), in M. Hirakawa, et al. (eds.), 『文字表現の獲得』 (Acquisition of Written Expression), 文字と古代日本 (Script and Ancient Japan) 5, Tokyo, pp. 318-333.

von Soden, W., and W. Röllig (1991)

*Das akkadische Syllabar*, Fourth edition, Rome: Biblical Institute Press.

Yuzawa, T. (2002)

“日本人と外国語：音読と訓読” (Japanese and Foreign Languages: *Ondoku* and *Kundoku*), in H. Suzuki (ed.), 漢字文化圏の諸相 (*Aspects of the Kanji Culture Area*), 筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究成果報告書別冊 (Supplement to the Report of the Special Research Project for the Typological Investigation of Languages and Cultures of the East and West), 2001/2, University of Tsukuba, pp. 57-76.

(ji@lingua.tsukuba.ac.jp)

# バビロニア人からみたシュメール語

—最近のシュメール語研究によせて—

森 若葉（総合地球環境学研究所）

約4千年前に死語になったシュメール語の解読は、バビロニア人による資料がなければ不可能であった。現在、私たちがシュメール語の文献を読むことができるのは、アッカド語話者であるバビロニア人が作成した語彙テキストの存在による。シュメール語は、死語になってのちもながく他言語話者によって書き続けられ、そのために、シュメール語の語彙のリストに、アッカド語で意味ときには発音を付したテキストが残されている。

語彙テキストのなかには、文法の記述をこころみたものもあり、とくに文法テキストと呼ばれる。古バビロニア文法テキスト(= OBGT)、新バビロニア文法テキスト(= NBGT)と名付けられた2つのテキストはたんなる時代の差ではなく、その分析方法が大きく異なることでも知られている。OBGTは動詞形式の語形変化による記述、いっぽうNBGTは個々の接辞の分析というまったく異なった方法をとっている。

このバビロニア人による文法解釈がシュメール語文法を直接反映するものでないことは、吉川1961以来、多くの研究者によって指摘されてきた。シュメール語話者ではないアッカド語話者によって記されたものであること、また、シュメール語が死語化したのちのものであるためである。現在は、シュメール語の文法記述についても、紀元前三千年紀のシュメール語と、完全に文語としてしか存在しなくなった前二千年紀以降のシュメール語をわけて記述することがおおいとおもわれる。

ここで紹介する Huber の論文 (Huber, P. J. (2007), *On the Old Babylonian Understanding of Grammar: A Reexamination of OBGT VI-X*, *JCS* 59,1~17) は、OBGT をあつかった研究である。OBGT はシュメール語の複雑な動詞構造を、古バビロニアの文法家が記述しようとしたものである。古バビロニア人のシュメール語分析については、すでに Black 1991 の体系的研究があり、さらに Zólyomi 2000 の研究もあるが、Huber は OBGT 全体を扱うのではなく、OBGT のうち、とくに体系的記述がなされている OBGT VI-X の精査を目的としている。

ここでは、Huber の新しい論文を概説することによって、あらためてバビロニア人の文法テキストの構造について紹介することにしたい。

アッカド語とシュメール語の動詞構造はおおきく異なっている。動詞にみられるアッカド語の格の区別はシュメール語より少ない。Huber によると、文法テキストにおいては、シュメール語の直接目的語がアッカド語の代名詞で参照されないように見え、アッカド語の対格はシュメール語の共格目的語もしくは、従属節主語を参照する。シュメール語が能格言語であることも、事態を複雑にしている。能格言語では、基本的に、自動詞主語と他動詞目的語が統語的に同じふるまいを、いっぽう、他動詞主語はそれらと異なるふるまいをする。シュメール語の能格性は、時制・アスペクト (*marû* と *hamtu*) などによる分裂がみられ、他動詞の語形変化表で、同じ位置にあらわれる同一形式の代名詞要素が、主語であるばあいと直接目的語であるばあいがある。

扱われるテキストは、OBGT VI-X (MSL IV 1956 + Black 1991) である。この作成地はあきらかでないため、現在の所蔵にしたがって、OI 版 [The Oriental Institute recension] と呼ぶ。また、OBGT VII 冒頭に対応する Ur 版 (UET 7 97, 98, 100, 101; Black 1991: 137-43) が存在する。両者の綴りには非常に多くの変異がみられる。

テキストは行ではなく、罫線で区切られた段落単位で扱われる。これは文法の記述を目的とした構造を明確にするテキストの意図にそうものである。テキストは、段落という枠を通して、文法上の厄介な点が強調

されている。たとえば、接頭辞の mu- を表記上類似する ventive や 1 人称代名詞から区別する。さらに、その語形変化表の段落構造によって、形態の子音連続や、楔形文字であらわす際に生じる、音声上、文字上の予測できない変化を明確にしているのである。

## I. 語形変化表の段落構造 (Huber, 第 2 節)

OBGT の語形変化表は、限られた動詞について作成されている。語形変化表は、段落の前後で形式や機能が関連するように並べられ、段落内では行ごとに文法範疇の一部を変化させた形が記述される。段落構造について、Huber は簡潔に次のように示している。

- ・シュメール語の膠着的な動詞構造を示すために設計されている。
- ・語形変化表はいくつかの段落に分割され、その段落はアッカド語の活用に基づく。ただし、アッカド語の枠にそぐわない、シュメール語の特性や特徴を強調するために挿入箇所がある。
- ・段落の多くは 3 行からなり、3 人称、1 人称、2 人称主語の順に並ぶ。直説法でない場合は、人称の順が逆になり、2 人称命令、1 人称願望 (volitive)、3 人称祈願 (precativ) となる。
- ・この段落構造は 2 つの活用 (語基の前の代名詞要素の活用：語基のあとの代名詞要素の活用) に分けられている<sup>1</sup>。

例として、下記の OBGT VII の表 (Huber の表 1 を一部修正) をみてみよう。この表では、非直説法の箇所とそれに対応する現在形の形式をあげている。右側のコラムのアッカド語における、ventive、separative の要因の有無、与格接尾辞の人称があらわされている。左側の § 1-10 は非直説法形式で、段落内は 2 人称、1 人称、3 人称の順に並んでいる。右欄は、対応する直説法 (現在) の形式である。

OBGT VII § 1-10 (非直説法)、および § 12-13、§ 16-19、§ 22-23 (直説法)													
右端は、アッカド語の代名詞接辞、語幹の種類、ventive の有無													
§ 1	1	gen-am <sub>3</sub>	alkam	—	G	V	§ 16	31	am <sub>3</sub> -du	illakam	—	G	V
	2	ga-am <sub>3</sub> -gen	lullikam										
	3	he <sub>2</sub> -em-du	lillikam										
§ 2	4	gen-am <sub>3</sub> -še	alkaššum	3D	G	V	§ 17	34	am <sub>3</sub> -ši-du	illakašum	3D	G	V
	5	ga-am <sub>3</sub> -ši-gen	lullikaššum										
	6	he <sub>2</sub> -em-ši-du	lilikaššum										
§ 3	7	gen-am <sub>3</sub> -mu-še	alkam ana šeriya	1D	G	V							
	8	ga-mu-e-ši-gen	lullikakkum	2D									
	9	he <sub>2</sub> -mu-e-ši-du	lilikkakum	2D									
§ 4	10	gen-am <sub>3</sub> -ma	atlakam	—	Gt	V	§ 18	39	am <sub>3</sub> -ma-du	ittallakam	—	Gt	V
	11	ga-am <sub>3</sub> -ma-gen	luttalkam										
	12	he <sub>2</sub> -em-ma-du	littalkam										
§ 5	13	gen-am <sub>3</sub> -ma-še	atlakašum	3D	Gt	V	§ 19	42	am <sub>3</sub> -ma-ši-du	ittallakššum	3D	Gt	V
	14	ga-am <sub>3</sub> -ma-ši-gen	luttalkašum										
	15	he <sub>2</sub> -em-ma-ši-du	littalkaššum										
§ 6	16	gen-am <sub>3</sub> -ma-mu-še	atlakam ana šeriya	1D	Gt	V							
	17	ga-am <sub>3</sub> -mu-ši-gen	luttalkakum	2D									
	18	he <sub>2</sub> -em-mu-e-ši-du	littalkakkum	2D									

<sup>1</sup> 接尾辞活用として、自動詞形式、他動詞の *marū* 形式、非直説法形式 (単数ははっきりしないが、複数では明示的)、アッカド語で受動とされる形式、状態形をあげている。いっぽう、接頭辞活用 (原文は接中辞活用) として、あげられているのは、他動詞の *hamtu* 形式といくつかの状態形形式である。

§ 7	19	gen-ni	alīk	—	G	—	§ 12	47	i <sub>3</sub> -du	illak	—	G	—
	20	ga-gen	lullīk										
	21	he <sub>2</sub> -{en-}du	lillīk										
§ 8	22	gen-en-ši	alīkšum	3D	G	—	§ 13	50	in-ši-du	illakšum	3D	G	—
	23	ga-en-ši-gen	lullīkšum										
	24	he <sub>2</sub> -en-ši-du	lillīkšum										
§ 9	25	gen-ba	atlak	—	Gt	—	§ 22	53	ba-du	ittallak	—	Gt	—
	26	ga-ba-gen	luttalak										
	27	ha-ba-du	littalak										
§ 10	28	gen-ba-ši	atlakšum	3D	Gt	—	§ 23	56	ba-ši-du	ittallakšum	3D	Gt	—
	29	ga-ba-ši-gen	luttalakšum										
	30	ha-ba-šu-du	littalakšum										

- ・冒頭の § 1 (G 語幹、ventive) にたいして、§ 2 と § 3 は与格を付与したもの。
- ・ § 4 は § 1 にたいして、§ 5、§ 6 は § 2 と § 3 にたいして、t 接辞を付与したもの。
- ・ § 7、8、9、10 は、それぞれ § 1、2、4、5 に対応する ventive のない形式。
- ・ § 2-3、§ 5-6 は 2 段落にわたり、主語の人称と与格の人称の組み合わせをつくっている。この § 3 と § 6 はその前の段落の 3 人称与格の例に追加して、1 人称と 2 人称の与格の例をしるしたもの。

## II. OBGT VII : 自動詞の語形変化表 (Huber, 第 3 節)

OBGT VII は、動詞「行く」(gen / du = alākum) の語形変化表である。これは、あきらかに古バビロニアの文法家が「方向性」にかかわると考えた接頭辞 m-、ba-、mma- と、単数および複数の代名詞の練習を意図したものである。このなかには、語基のあとにあらわれる代名詞要素として、ゼロ、-en、-en、-eš、-enden、-enzen が、与格代名詞要素として、-n-、-mu-、-e-、-ne-、-me-、-ene- がみられる。この語形変化表は、非常に体系的にまとめられている（とくに Ur 版の段落は、保存されている行数が短い、論理的かつ厳密に並べられている）。

OBGT VII の段落は、文法範疇にしたがって並べられており、主語の人称（段落内部）、目的語の人称、G 語幹か Gt 語幹、ventive か non-ventive、時制（非直説法、現在、過去）、主語の数（単数、複数）にしたがって変化する。もっともゆっくりした変化は、目的語の数（単数、複数）であるとしている。OBGT VII の構造は、下記の体系的な制約を別にとすると完璧である。

- ・自己参照はない。
- ・命令形を除くと、1 人称単数目的語はない。
- ・1 人称、2 人称に向かう動作には ventive が使われる<sup>2</sup>。

また、OI 版だけにみられる段落が存在する。これは、現在時制についてだけ、活用接頭辞の交替を示す。状態形にかかわる接辞があらわれ、このような接辞については、VI § 29-34 および § 72、VIII § 34-36 にも記述がある。

OBGT VII	§ 11	31	al-du	illak	(cf. § 12	34	i <sub>3</sub> -du	illak)		
			§ 14	40	an-du	illak				
			§ 15	43	an-ši-du	illakšum	(cf. § 13	37	in-ši-du	illakšum)
OBGT VI	§ 29	79	an-gar	šakin	§ 30	82	ba-ab-gar	šuškun		

<sup>2</sup> Huber は、これを、シュメール語およびアッカド語もしくはその両者の制約であるとしている。たしかに、アッカド語の 1 人称与格は ventive と同形であるが、2 人称については、ventive のない与格形式もあらわれる (VI § 14 40: ga-ra-ni-ib<sub>2</sub>-gar lušašikkum、§ 73 211: i-ra-an-gar iškunkum、§ 74 214: mu-ra-an(!)-gar iškunkum など)。

	§ 31 85	an-da-gar	šakiššu	§ 32 88	ba-da-ab-gar	šuškunšu
	§ 33 91	an-na-gar	šakiššum	§ 34 94	an-na-ni-ib <sub>2</sub> -gar	šuškunšum
	§ 72 209	a-ra-gar	šaknakkum			
OBT VIII	§ 34 87	i <sub>3</sub> -gu <sub>7</sub> -e	ikkal			
	§ 35 88	al-gu <sub>7</sub> -e	ikkal			
	§ 36 89	an-gu <sub>7</sub>	akil			

現在、おおくの研究者が接頭辞 al- を特異な接頭辞として扱っている。Attinger 1993 は a- と al- を同じ形態素の異形態であると指摘した。これは、al- が語基に直接後続する場合にあらわれ、それ以外の場合は a- がみられるという相補分布による。しかしながら、OBT においては、Huber は、古バビロニア文法家によって a- と al- が区別されており、そのいっぽうで a と an は異なる形態素として区別されていなかったと分析する。彼によると、接頭辞 an- は ā- の表記として用いられ、i<sub>3</sub>-、al-、ā- は別の接頭辞としてあつかわれている。ただし、ā- についてはそのような音素が、実際のシュメール語にあったかは極めて問題であるとしている (cf. OBT VII 48-50: an-du; an-du-un; an-du-un)。

OI 版では、さらにアッカド語の対格代名詞をともなう二段落が付け加えられている。対応するシュメール語は、そこから離れることをあらわす 1 人称、2 人称の目的語がみられる。このアッカド語の対格の解釈については、Jacobsen 1960 で論じられている。1 人称と 2 人称へ向かう動作について、ventive は義務的であるが、3 人称については必ずしも義務的ではない。

	§ 71	207	ba-me-du	ittallak niāti	我々のところから離れて
		208	ba-me-du-un	tattallak niāti	
		209	ba-e-ne-du	ittallak kunūti	あなたがたのところから離れて
		210	ba-e-ne-du-un	attallak kunūti	
Cf. § 88	268	ba-ne-du	ittallak šunūši	彼らのところへ離れて	
		269	ba-ne-du-un	attallak šunūši	
		270	ba-ne-du-un	tattallak šunūši	

これら複数目的語が対応するばあい、語形変化表中に向格があらわれない。その結果、動作の方向に 2 通りの可能性が生じる。上記の § 71 (現在) や対応する過去の § 74 219-222 の例について、Huber は、separative ba- をともない、見かけ上類似した形式間の違い (「～から離れて」と「～へ離れて」) を示そうとしたものだと考える。

方向にかかわる接頭辞 m-、ba-、mma- については、アッカド語とシュメール語間の文法テキスト上の対応関係はあきらかである。

アッカド語	シュメール語
ventive	m
Gt	ba
ventive+Gt	mma (< m+ba)

Huber は、アッカド語のこの t 接辞の基本的な意味は、方向の変化であるとする。これによって、“to go” と “to go away” が区別される。いっぽう、アッカド語の ventive はその形式からもわかるように、本来「私」への動作をあらわすようにみえる。

移動の動詞について、ventive (m-) と separative (ba-) がなければ、marû、hamtu どちらの場合においても

接頭辞に  $i_3$ - が用いられる。このテキスト上、子音連続の前にあらわれる母音は、非直説法および *marû* では *a* であり、*hamṭu* の場合は *i* である。接頭辞  $i_3$ - については方向をあらわす接頭辞がない直説法で要求されるようにみえる<sup>3</sup>。

2 人称の代名詞要素 *-e-* のまえで、*ventive* は一貫して *-mu-* である<sup>4</sup>。Huber は 2 人称の形態素として *we* を仮定している。さらに、OBGT においては、向格のまえにあらわれる 1 人称の形式も *mu* であらわれることがある。*gen-am<sub>3</sub>-ma-mu-še = atlakam ana šeriya* 「(そこを) 離れて私のところに来なさい」は、動詞接頭辞部分に *m* 音が 3 回あらわれる特徴的な形式である。古バビロニア文法家が、*ventive* の *m* と 1 人称の *mu* の区別をしたことが示される。Huber によると、OBGT VII § 6 はその直前までにつづく *ventive* の段落を受けたもので、*ventive* の *m* と 1 人称代名詞要素の *m* の区別を意図したものである。ただし、このように *m* が 3 つ並ぶ例はまれである (ほかには、N3513+N3592 (Black 1991:155-58) があるが、多くのばあい、§ 6 の duplicate である UET 7 101 のように *separative* でない形— *gen-am<sub>3</sub>-mu-še* 「私のところに来なさい」—との区別をしていない)。

方向にかかわる重要な要素には、*ventive* と *separative* があり、このうち、*ventive* が基本的に話者の方向に向かう移動であることは一般に認められている。いっぽう、*separative* は話者から離れる動作と解釈されることが多いが、すくなくとも文法テキストは、*ventive* と、*separative* が同時にあらわれると認識し、記述したものである。ただし、私は Huber の解釈とはややことなり、シュメール語の *separative* は、移動物 (自動詞文であれば、主語、他動詞文であれば通常目的語) が、話者から離れるのではなく、そのもとの位置から離れることを意味するのではないかと考えている。

### III. OBGT VI+X : 他動詞の語形変化表 (Huber, 第 4 節)

OBGT VI と X は他動詞の語形変化表である。OBGT VI は *gar = šakānum* 「置く」について、また、OBGT X のほうは、*gub = izuzzum* 「立つ / 立てる」にかんするものである。これらはともに基本的に他動詞の語形変化表であって、その段落構造はほぼ一致している。このことから、語形変化表には共通の構造認識があることがみてとれる。ここではアッカド語の訳は段落の 1 行目だけに記される。

これらの語形変化表は語基の前後にあらわれる代名詞要素、使役構文の練習になっている。段落は、被使役文 (G 語幹) と対応する使役文 (Š 語幹) にわけられており、使役構文の変形を意図している。

OBGT VI と X はアッカド語の時制 / アスペクトの順で記される。非直説法、状態形、過去、現在の順で記述される。ただし、現在の記述箇所は短く、非体系的である。

古バビロニア文法家による活用接頭辞の分類は、OBGT VI から、次のように仮定しうる<sup>5</sup>。

- 1) 「状態」の接頭辞である  $\tilde{a}$ - と *ba-*
- 2) 「主要」な接頭辞である  $i_3$ -、*mu-*
- 3) 「方向をあらわす」接頭辞である *ba-* (t 語幹に対応)、*m-* (*ventive* に対応)、*mma-* (t 語幹 + *ventive* に対応)
- 4)  $bi_2$ -

下記の表は Huber の表 4 を修正したものである<sup>6</sup>。I は Huber がいうところの「状態」の接頭辞 ( $\tilde{a}$ - と *ba-*)

<sup>3</sup> Huber は、これら前置母音を形態素にかかわるとは考えず、アクセントの違いを示すのではないかと考えている。

<sup>4</sup> Huber によると、*e* が語基であるばあい、この *u* 音はあらわれない (cf. OBGT IX 35 の *mu-e-a*)。このばあい、*a* が *e* (*dug<sub>4</sub>* 「言う」の *marû*) と解釈される。

<sup>5</sup> Huber は、古バビロニア文法家は 6 つから 9 つの接頭辞を認識していたのではないかと考えている。

<sup>6</sup> Huber の表には誤植があるため、訂正して記載する (§ 46: *in-da-gar* → *mu-un-da-gar*, § 47: *in-di-ni-ib<sub>2</sub>-gar* → *mu-di-ni-ib<sub>2</sub>-gar*, §

で、語基のあとの代名詞要素が変化する。II～VIは *hamtu* (アッカド語は過去形) 形式で、IIは *i<sub>3</sub>-* 接頭辞、IIIは *mu-* 接頭辞、IVは *separative* の *ba-* 接頭辞 (アッカド語は *t* 語幹)、VIは *ventive* の *m-* 接頭辞 (ここではすべて *ma-* であられる)、Vはアッカド語で *ventive* をともなう *t* 語幹に対応する、*mma-* 接頭辞である。

**OBGT VI (直説法形式、段落の1行目のみを表示)**

I	II	III	アッカド語の対応
§ 29 an-gar	§ 36 i <sub>3</sub> -gar	§ 44 mu-un-gar	G —
§ 30 ba-ab-ga	§ 37-39 (insert)	§ 45 mu-ni-in-gar	Š —
§ 31 an-da-gar	§ 40 in-da-gar	§ 46 mu-un-da-gar	G 3A
§ 32 ba-da-ab-gar	§ 41 in-di-ni-ib <sub>2</sub> -gar	§ 47 mu-di-ni-ib <sub>2</sub> -gar	Š 3A
§ 33 an-na-gar	§ 42 in-na-an-gar	§ 48 mu-na-an-gar	G 3D
§ 34 an-na-ni-ib <sub>2</sub> -gar	§ 43 in-na-ni-in-gar	§ 49 mu-na-ni-in-gar	Š 3D
§ 72 a-ra-gar	§ 73 i-ra-an-gar	§ 74 mu-ra-an-gar	G 2D
	i-ra-ni-in-gar	mu-ra-ni-in-gar	Š 2D
IV	V	VI	アッカド語の対応
§ 50 ba-an-gar	§ 58 im-ma-an-gar	§ 66 ma-un-gar	G —
§ 51 ba-ni-in-gar	§ 59 im-ma-ni-in-gar	§ 67 ma-ni-in-gar	Š —
§ 52 ba-da-an-gar	§ 60 im-ma-da-an-gar	§ 68 ma-da-an-gar	G 3A
§ 53 ba-di-ni-ib <sub>2</sub> -gar	§ 61 im-ma-di-ni-ib <sub>2</sub> -gar	§ 69 ma-di-ni-ib <sub>2</sub> -gar	Š 3A
§ 54 ba-na-an-gar	§ 62 im-ma-na-an-gar	§ 70 ma-ši-in-gar	G 3D
§ 55 ba-na-ni-in-gar	§ 63 im-ma-na-ni-in-gar	§ 71 ma-ši-ni-in-gar	Š 3D
	§ 76 im-ma-ra-an-gar	§ 75 ma-ra-an-gar	G 2D
	im-ma-ra-ni-in-gar	ma-ra-ni-in-gar	Š 2D

この表は、状態形 (*a-* と *ba-*)、*i<sub>3</sub>-*、*mu-* の対立、および、方向についての対立 (*separative* : *separative* + *ventive* : *ventive*) をあらわしている。接頭辞 *ba-* が *stative* 接頭辞あるいは *separative* として、また、*m-* が *mu-* 接頭辞あるいは *ventive* としてあらわれるため、複雑な語形変化表である<sup>7</sup>。

Huberはこの論文で、*ā-* と *ba-* を状態の接頭辞としている。接頭辞 *ā-* は、通常、アッカド語の *G* 語幹の *stative* に対応 (例外的に § 34 では *Š* 語幹に対応) し、いっぽう、*ba-* は、*Š* 語幹の *stative/passive* に対応している。代名詞要素について、接尾辞が変化する § 29: *an-gar*, *an-gar-re-en*, *an-gar-re-en* と接頭辞が変化する § 35: *ab-gar*, *a-gar*, *e-gar* の違いをこのテキストから明らかにするのは難しい。Huberは、*separative* の *ba-* と *stative-passive* の *ba-* を、古バビロニア文法家も同じ接辞とみなしていたのかもしれないと考えている。これらの *ba-* には、英語の “off” (直接に制御できる領域から外へ動くこと) に類似する機能を共有する可能性がある。

OBGT VIの規則的な段落には、*ba-* をともなった直説法形式はなく、そのような形式は § 22-28の不規則付加部分にみられる。対応する段落は OBGT Xにはなく、後期の成立である可能性があると Huberは考える。

48: *in-na-an-gar*→*mu-na-an-gar*。

<sup>7</sup> ただし、この古バビロニア文法家の認識と、現在の研究者のシュメール語にたいする認識はおおきく異なっているので注意が必要である。たとえば、Michalowski 2004は、シュメール語について、*mu-*、*ba-*、*i-*、*imma-* の4つの接頭辞の区別をしている。



これらは、後続の状態形にかんして非直説法の対応形式を意図したものである。

§ 22-26 において、対応するアッカド語は受動の N 語幹であらわされる。これは、separative ではなく、状態の接辞をあらわすものと考えられる。Huber は、直接目的語ではなく従属主語を指す -b- を伴うとしている。

OBT VI	§ 22	gar-ba	naškin
	§ 23	gar-ba-na-ab	naškinšum
	§ 24	gar-am <sub>3</sub> -ma	naškinam
	§ 25	gar-am <sub>3</sub> -ma-še-[eb <sub>2</sub> ]	naškinaššum
	§ 26	gar-am <sub>3</sub> -ma-še	naškinaššu<m>

この § 24-26 の -am<sub>3</sub>-ma- については、アッカド語では N 語幹、ventive が対応している。N 語幹で訳出され、自動詞であることを示していると考えられるこの接頭辞 ba- について、ventive との組み合わせと解釈され、separative のばあいと同じように扱われているようにみえる。

また、興味深い記述として、この同形で 2 種類の機能をになう ba- について、separative であることを明示するために -ta- が挿入されている例がみられる：

OBT VI	§ 27	gar-ba-ta	šitkan
	§ 28	gar-/ba-na/-ta	šitkaššum

次のセクションは直説法であって、1、2 人称については語基のあとに代名詞要素があらわれる。アッカド語では Nt 語幹に対応する珍しい例である。この箇所は OBT X で省略されている。Huber は separative と stative-passive の ba- が二重に使われていることを強調したようにみえると述べる。

VI § 56	ba-gar	ittaškan	「彼 / それはしまわれた」
VI § 57	ba-na-gar	ittaškanšum	「彼 / それは彼のところにしまわれた」
VI § 64	im-ma-{an}-gar	ittaškanam	「彼 / それはここにしまわれた」
VI § 65	im-ma-na-gar	ittaškanaššum	「彼 / それはこちらの彼のところにしまわれた」

以上の付加的と考えられる ba- の記述は、separative と stative-passive という同形の 2 種類の接辞についての用法を記述しようとしたものであろう。

OBT で区別されたと推定される他の接頭辞について、Huber は下記のようにまとめている。

i<sub>3</sub>- : 動詞の意味を変えることのないデフォルトの接頭辞である。もっとも広くもちいられ、自動詞文と他動詞文ともにあられる<sup>8</sup>。

mu- : 他動詞文のみにあられる。すなわち、主語と動作、直接目的語の間の特殊な関係を表示する。ここでは 1 例 (VIII § 14: kas<sub>4</sub>? mu-ši-ib<sub>2</sub>-be<sub>2</sub> = ilasumšum [marû, 接尾辞活用]) 以外は、すべて hamtu、接頭辞活用である。この mu- は、アッカド語の対応から ventive ではない。いっぽう、ventive 形式は VIII § 16: kas<sub>4</sub> am<sub>3</sub>-ši-ib<sub>2</sub>-be<sub>2</sub> = ilasumaššum となる。OBT VI においては、ventive は mu- と区別されて、ma- と書かれるが、それ以外の場所では、形式上、区別なく ventive のばあいにも使われている (cf.: IX § 29: sa<sub>2</sub> ma-an-dug<sub>4</sub> = ik-šu-dam 「彼はこちらに到着した」: VIII § 19: kas<sub>4</sub> mu-un-dug<sub>4</sub> = il-su-ma-am 「彼はこちらに走ってきた」)。

bi<sub>2</sub>- : 4 つの異なる語形変化表 (OBT VI, VIII, IX, X) で、5 つの異なる動詞についてあられるが、

<sup>8</sup> Huber は、非直説法のばあい、目に見える活用接頭辞は方向の接辞であって、義務的接辞の確たる証拠はない、また命令形語基の後の -a は、i<sub>3</sub>- の変異と解釈しうるが、たんなる音声的現象の可能性もあるとする。

構文としては2つのかなり限られたものだけである。

1) 接頭辞活用をする単純な他動詞構文 :  $bi_2$ -Subj-BASE-D.Obj

アッカド語では G 語幹で訳され、しばしば、 $i_3$ - と mu- の場合と並行的である<sup>9</sup>。

時として、 $bi_2$ - だけがあらわれるものもある (VIII § 18:  $kas_4 bi_2$ -in-dug<sub>4</sub> = ilsum; IX § 27:  $sa_2 bi_2$ -in-dug<sub>4</sub> = ikšud)。

2) 接尾辞活用をする単純な使役構文 :  $bi_2$ -ib<sub>2</sub>-BASE-Subj

アッカド語では Š 語幹で訳され、多くは過去形である<sup>10</sup>。それに、構文が不明確な現在形が数例みられる (VI 83:  $bi_2$ -ib<sub>2</sub>-gar-re = ušaškan; X 69:  $bi_2$ -ib<sub>2</sub>-gub-be<sub>2</sub> = ušzaz)。

すなわち、人称代名詞 (彼、私、あなた) が語基の前にあるばあい、これらの  $bi_2$ - 形式は通常他動詞構文としてアッカド語で訳される。みえない3人称直接目的語が接尾辞にある。いっぽう、不定の代名詞 -b- が語基の前にある場合は、参加者が2つ以上ある使役構文として解釈され、そのばあい、接尾辞は主語と解釈される。-b- が指す従属主語が動作を被るか、それをおこなうのかは、文脈無しには判断できない。

OB 文法家が  $bi_2$ - を分析したかどうか、したとすればどのように分析したかを判断する十分な材料はない (「真の」シュメール語についていえば、 $bi_2$ - は ba+ 位格と考えられている)。

#### IV. 語基の前にあらわれる代名詞連続 (Huber, 第 4.3 節)

Huber は語基のまえにあらわれる代名詞要素についても議論をすすめている。以下は、Huber の解釈をまとめたものである。

方向接辞と動詞語基の間には代名詞接辞にかんして3つのスロット：間接目的語 (与格接辞) - 従属主語 - 直接目的語・主語がある。これらのスロットは空であっても構わない。

方向接辞 = [間接目的語] - [従属主語] - [直接目的語・主語] = 動詞語基

この複合的なシュメール語の代名詞について、アッカド語の代名詞はその代名詞連続にあらわれる一番目の要素をさすが、直接目的語がアッカド語の代名詞であらわされることはけっしてない。語形変化表はより粗いアッカド語の格構造に対応し、次のようになる。

アッカド語の対格：シュメール語の共格もしくは従属主語

アッカド語の与格：シュメール語の与格、方向格、まれに位格

シュメール語側からみると、語形変化表には、次の代名詞要素があらわれうる。第三番目のスロット、主語には、3人称として -n-, まれに -b-, 1人称として、-φ-, 2人称として、-e- である (このうち、-n- と -e- はしばしば省略される)。直接目的語は、たいてい、-b- であって、数例問題のある例として -n- がある<sup>11</sup>。第一のスロットにはいる間接目的語は、つねにアッカド語であらわされる。3人称は、-n-, 1人称は、-mu-, 2人称は、-\*we-> -e- である。格のなかで、アッカド語の対格はシュメール語の共格従属主語に対応し、アッカド語の与格はたいていシュメール語の与格 (3人称： -na-, 1人称： -ma-, 2人称： -ra) あるいは方向格 (-ši-)、まれに位格 -ri- (数例の2人称の例だけがみられるようである) に対応する。

Huber によると、それぞれの与格は、代名詞要素 + ra として分析される。尊格 -ta- の数例の事例がアッカ

<sup>9</sup> e.g. VI § 36:  $i_3$ -gar, § 37:  $bi_2$ -in-gar, § 44: mu-un-gar = iškun; X § 26:  $i_3$ -gub = izziz, X § 27:  $bi_2$ -in-gub = ušziz (scribal error for izziz), X § 34: mu-un-gub = izziz; VIII § 27: [ $i_3$ ]-gu<sub>7</sub>, § 32:  $bi_2$ -in-gu<sub>7</sub>, § 33: mu-un-gu<sub>7</sub> = ikul.

<sup>10</sup> e.g. VI § 38:  $bi_2$ -ib<sub>2</sub>-gar = ušaškin; V § 28:  $bi_2$ -ib<sub>2</sub>-gub = ušziz; VIII § 28:  $bi_2$ -ib<sub>2</sub>-gu<sub>7</sub> = [ušaškil]; IX § 28:  $sa_2 b$ [ $i_2$ -ib<sub>2</sub>-dug<sub>4</sub>] = [ušaš]šid.

<sup>11</sup> e.g. OBGT VI 17.

ド語の代名詞や格に反映されることはない。

二番目のスロットにはいる従属主語については、Huber もさらなる議論が必要であることを認めている。彼は、対応する格を「位格」と区別し、従属主語としている。その理由は、語形変化表から、統語的に異なるようにみえるためである。とりわけ、シュメール語の位格の -ri- がアッカド語の与格とかかわり、シュメール語の従属主語の -ri- がアッカド語の対格と関連するととらえる。接頭辞のない基本形式と間接目的語のない形式の比較から、彼は従属主語を次のようであると考える。

-bi <sub>2</sub> -	3人称不定	対応なし
-ni-	3人称定	アッカド語の -šu
-mu-	1人称	アッカド語の -anni
-ri-	2人称	アッカド語の -ka

これらの要素は代名詞＋従属標識 -i- からなる。ただし、3人称不定の -bi<sub>2</sub>- については、アッカド語の対応がないため、不確実である。先の bi<sub>2</sub>- の議論からいうと、gar-bi<sub>2</sub>-ib<sub>2</sub> の bi<sub>2</sub>-ib<sub>2</sub> の2番目の b が従属主語である。

解釈1) -bi<sub>2</sub>- を従属主語とすると、2つの同音要素、接頭辞の bi<sub>2</sub>- + 「接中辞」の bi<sub>2</sub>- をみとめなければならぬ。

解釈2) -b- を不定の従属主語とすると、語形変化表の直説法セクションの使役の扱いにあわない。

Huber としては1)の解釈に傾いている。「接中辞」の -bi<sub>2</sub> は、しばしば -ni- と書かれ、古バビロニア文法家は、シュメール語にあった人間：非人間の区別ではなく、定：不定の区別で代用したと考える。奇妙なことに、-ni- は、アッカド語の -šu が対応するばあいと、しないばあいがある (Cf. VI § 8, 10 など。gar-ma-ni-ib が šuškinam と šuškinaššu に対応している)。これを Huber は定と不定の区別ではないかと考え、不定の -ni- は、もともと -bi<sub>2</sub>- であって、唇音＋母音が先行すると、-ni- にかかわるとする<sup>12</sup>。

シュメール語の名詞類の区別である人間と非人間について、その文法範疇をもたないアッカド語が定：不定で置き換えていたのだとしたら、非常に興味深いことである。

## V. 結びにかえて

シュメール語の文法は、「真の」シュメール語についても、バビロニア人による文法テキストについても、研究者の意見の一致をみるにはいたっていない。Huber の論文は、文法テキストの構造について、彼の解釈を含め、現在の文法テキスト理解について提示したわかりやすい論文である。古バビロニアの文法家は、シュメール語の主要な動詞構造について、語形変化表を提示するという形で、アッカド語とまったく体系がことなる複雑なシュメール語の動詞組織をあらわそうとした。私自身、もっとも関心があるのは、ventive を含めた移動の動詞にかんする語形変化表である。OBGT では、方向性をあらわす接辞の活用に、多くが割かれている。シュメール語は複数語基の複数の表示といい、移動物の表示にかんして敏感な言語である。Ventive は自動詞のばあいも、他動詞のばあいも、移動物の方向に焦点をあてるものである。この ventive と separative は一見反対の方向のようにおもえる。シュメール語の separative の ba- はもともとの位置からの切り離しを、ventive は相対的により話者に近い位置への移動を表示すると私は考えたい。実際のシュメール語表現には、単純に移動といえない解釈が難しい例もおおくみられる。より広い、たとえば、日本語における授受表現にみられるような、話者への求心的な動きに ventive が使われるのかもしれない。

この古バビロニア文法テキストは、世界で最古の文法記述を目的とした文書である。その記述の方法は特

<sup>12</sup> この提案は、Falkenstein 1949 でなされ、Edzard 2003 で批判されたものである。Edzard は mu-bi のような反例をだしているが、Huber はその議論は -bi についてのものであり、-bi<sub>2</sub> ではないと考えている。また、接頭辞連続 mi-ni- が mu-ni- に由来するとは考えず、bi<sub>2</sub>(Prefix)-bi<sub>2</sub>(Infix)- に由来するとする。

異なるもので、メソポタミアで伝統的なリスト形式であらわされている。文法家たちは文法事項ごとに、そして比較対照すべき類似の接辞をとりあげて、語形変化表を作成した。そこに文法事項の見出しはない。関連する動詞形式をならべ、グループごと（たいていは3行）にならべ、間に罫線をひくだけである。解説のない列挙から、記述すべき文法を浮かび上がらせようとしている。Huberも繰り返すように、OBGTの記述は、生きたシュメール語の文法を映すものではけっしてない。しかしながら、言語に関心がある筆者としては、古代の先駆者たちが伝えようとしたことを少しでもおおくみ取っていけたらとおもっている。

## References

- Attinger, P. (1993) *Eléments de linguistique sumérienne*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Black, J. A. (1991) *Sumerian Grammar in Babylonian Theory*. Roma: Editrice Pontificio Istituto Biblico.
- Edzard, D. O. (2003) *Sumerian Grammar*. Brill: Leiden.
- Falkenstein, A. (1949) *Grammatik der Sprache Gudeas von Lagaš I*. Roma: Editrice Pontificio Istituto Biblico.
- Jacobsen, Th. (1960) "Itallak niāti." *JNES* 19: 101-16.
- Michalowski, P. (2004) Sumerian. Pp. 19-59 in *The Cambridge Encyclopedia of the World's Ancient Languages*, ed. R. D. Woodard. Cambridge: Cambridge University Press.
- Zólyomi, G. (2000) "Structural Interferences from Akkadian in Old Babylonian Sumerian." *ASJ* 22: 335-60.
- Yoshikawa, M. (1977) "On the Sumerian Verbal Prefix Chains  $i_3$ -in-,  $i_3$ -ib<sub>2</sub>- and  $i_3$ -im-." *JCS* 29: 223-236.
- 吉川 守 (1961) 「バビロニア人のシュメール語研究—その1—」『西南アジア研究』第7号。

# 前3千年紀シュメール語彙リストとアッカド語世界

前川 和也 (国士舘大学)

## I. シュメール文字とセム語、漢字と日本語

前3千年紀におけるシュメール語とセム語とりわけアッカド語との接触を文字記録の側面から考えるさいに、古代日本での漢字の受容過程を念頭においておけば、みのりあるアイデアをいくつも得ることができる。じっさいシカゴ大学のシヴィルは、前3千年紀後半のエブラ文書にみえる「シュメール語彙」を考察するにあたって、奈良時代初期の日本語の表現法を詳しく紹介したことがある (Civil 1984; Rubio 2006: 41f.)。

犬飼隆は、はじめての漢字使用から万葉仮名の考案そしてカタカナとひらがなの考案・利用にいたるまでの日本の歴史を、「漢字を飼い慣らし、漢字を「品種改良」する過程だと総括した (犬飼 2008)。そして犬飼は、カタカナやひらがなの成立は、「日常業務」として文章を作成するさいの工夫とふかくかかわっていることを力説している。ただ漢字の「品種改良」すなわちカタカナやひらがなの創出と直接的に比較できるような現象は、前3千年紀後半のアッカド語世界にはおこっていない。アッカド語世界では、音節的な文章表現をおこなうために、シュメール文字からあらたな楔形文字体系が工夫されたわけではないからである。だからといって、前2千年紀後半から1千年紀にかけて東地中海各地で諸セム系アルファベットが考案されたという事実も、漢字の「品種改良」のプロセスと完全に対応するわけではない。ひらがな、カタカナは漢字をすべて排除することをめざしたわけではないからである。日本での「品種改良」の過程は、漢字、ひらがな、カタカナの3者を同一文章のなかで共存させることで決着した。

シュメール文字のアッカド語世界での受容と日本語文における漢字の受容の過程が、ともにおなじ軌道を描いているわけではないのである。もともとシュメール語 (膠着語に属する) を書きあらわすために創生された楔形文字が屈折語としてのアッカド語を表記するために用いられ、いっぽうで膠着語としての日本語を表現するために漢字が用いられたのだから、シュメール文字、漢字の受容のありかたにちがいがあって当然なのである。

## II. 前3千年紀後半の言語状況

前3千年紀中葉以降のシュメール語およびシュメール文字のセム語世界での受容を考えるためには、やはり、ひらがなやカタカナが考案される以前、とりわけ7世紀から8世紀にかけての日本における中国語および漢字の受容と対比してみるのがよいであろう。さてシュメール都市国家時代後半に対応する時期のアッカド語資料数は、エブラ出土テキストがいには、まだきわめてすくない。いっぽうエブラでは、1000を越すシュメール語にエブラ語訳を与えたリスト (「エブラ語彙リスト」 Ebla Vocabulary [= EV]) が書かれていた。「エブラ語彙リスト」に対応するテキストは、ほぼ同時代と考えられる南部メソポタミアのファラ (古代名シュルツパク) やアブ・サラビク (古代名前ケシュ?) では発見されていないのである。「エブラ語彙リスト」は南部メソポタミア起源の「シュメール語彙リスト」にエブラ語訳が付されて生まれたのではなく、エブラで成立したと考える研究者もおおい。エブラでは、シュメール語彙のみが列挙されるリストもおおく出土していて、これらのほとんどは、南部メソポタミアに起源があることがわかっている<sup>1</sup>。さらにエブラで出土

<sup>1</sup> エブラで出土した語彙リストのほとんどは、ペティナートによって公刊されている (MEE 3, MEE 4)。「エブラ語彙集」シュメール語版については、Picchioni 1997。ファラおよびアブ・サラビク出土語彙リストについては、ビッグスによるモニュメンタルなアブ・サラビク文書集成 (IAS) のほか、クレベルニクのみごとな案内 (Krebernik 1998: 315f.) がある。エングルンドらは、エブラ出土テキストをのぞく前3千年紀語彙リストを編集し、インターネット上で公表している (<http://cuneiform.ucla.edu/dcclt/...html>)。この論考で語彙リストを引用するばあい、エングルンドらの編集にした

した数千枚にのぼる行政文書には、専門用語としてシュメール語彙が用いられるいっぽうで、おおくのエブラ語人名もあらわれる。そしてわずかではあるが、手紙や文学テキストさえも出土している。1970年代中葉の文書発見いらい、これまでおおくの研究者がエブラ語（アッカド語に近い？）の復原作業、さらにエブラ文書にみえるシュメール語研究に従事してきたのは当然なのである。

けれども、いぜんとして、まだかなりのエブラ語語彙の意味が未確定のままのこされている<sup>2</sup>。これは、ひとつには、エブラ語を音節的に書きあらわすためにどのシュメール文字が用いられるかが、万葉仮名のばあいには、まだじゅうぶんには確定されていないことや、エブラ語と他セム諸語とりわけメソポタミア・アッカド語との距離が完全にあきらかになったわけではないことにも原因がある。「エブラ語彙リスト」やエブラ行政記録にあらわれるシュメール語彙がまだ完全には理解できていないという事実も、問題をさらに複雑にしている。語義不明のシュメール語彙に与えられているエブラ語対訳の解釈は、けっして容易なことではない。さらにこれがもっとも重要なことであるが、エブラ文書だけでなく、ほぼ同時代の南部メソポタミアのファラ、アブ・サラビク文書にもあらわれるシュメール語彙のおおくについてさえ、まだ意味が確定されていないのである。

ここでわれわれは、南部メソポタミアでは、前3千年紀中葉から後半にかけての数百年に、シュメール語表記法がしだいに固定されていったという事実を深刻に考えておかなければならない。おそらくこの時期のはじめにシュメール語「文学テキスト」が書かれはじめた。王碑文の内容もおおきく変貌した。それまでの碑文では、ほとんどのばあい、王名や支配都市名が記述されるだけであったのにたいして、神殿の建設、運河開鑿、対外戦争といった王のさまざまな功業、神々と王のかかわりなどが、詳細に書きこまれはじめたのである。また行政文書の内容もこの時期に複雑・精密化していった。要するに、この時期に文字表現のジャンルがいきよに広がったのである。書記たちはこの事態に直面して、さまざまな書字実験をこころみたようにみえる。じっさいこの時期のはじめ、すなわちファラ文書の時期やラガシュのウル・ナンシェ王朝初期の時代には、ひとつのモノ、コトを示すために、しばしば文書によってことなる表記法が採用されていた。微妙に異なるサインがいくつも共存した。のちの時代には用いられなくなるサインや表記法もめだつ。さらにこの時期のテキストでは「読み」を示すための phonetic complement や gloss がおどろくほど多用された。初期の「文学テキスト」のなかでは、しばしば文法要素は明示されず、しかも1「ケース」、すなわち1行の文章のなかで、文字サインはかならずしも語順どおりに書かれてはいない。

南部メソポタミアでは、ファラ文書やアブ・サラビク文書の時代、そしてラガシュのウル・ナンシェ王朝の初期に（おそらく前25世紀初頭から24世紀）、書字法にかんしてさまざまな新工夫が実験され、したがってさまざまな混乱がおこり、またそれらが克服され、そして正書法もしだいに整えられていったのである。そしてこの時期にエブラでは、ファラやアブ・サラビクのばあいときわめてよく似た書字法で、シュメール語彙が書かれていた。日本における漢字受容のばあいとはちがって、正書法がまだ確立したとはいえない段階でシュメール語、シュメール文字のアッカド世界への受容がおこなわれたのである。

### Ⅲ. ru<sub>12</sub> はどのようにして生まれたのか

エブラ語にみえる表記法で、まだ解決のつかない問題にふれておこう。

「エブラ語彙リスト」内のエブラ語訳やエブラ人名の音節表記がのちのアッカド語表記とおおきくちがっ

---

がっている。またエブラ出土文書を含めた、すべてのシュメール語彙リストの概観を知るためには以下の文献がよい。Michalowski 1987; Archi 1992; Englund and Nissen 1993; Englund 1998: 90f.; Veldhuis DCCLT; Veldhuis 2006.

<sup>2</sup> このことを知るためには、「エブラ語彙リスト」Ebla Vocabulary にみえる語彙についてのクレベルニクや (Krebernik 1982; 1983)、ショーベリの注釈をみればよい (Sjöberg 1999; 2003; 2004)。

ている例として、書記は /ru/ や /u/ を表わすために、ほとんどのばあい ru、u<sub>3</sub> ではなく、ru<sub>12</sub>(=EN)、u<sub>9</sub>(=BAD<sub>3</sub> × AN [LAK 613]) を用いたという事実を指摘できる (Krebernik 1982: 186)。u<sub>9</sub> は同時代の他都市文書のセム語表記でもあらわれることがあるが<sup>3</sup>、私の知るかぎり、エブラ文書にみえるような ru<sub>12</sub> の用例は他セム語では確認されていない。けれども、シュメールではふるくから音価 /uru(n)/ を示すためにサイン EN が用いられていた (EN: uru<sub>16</sub>)<sup>4</sup>。エブラ文書にみえる /ru/ (EN) は、これと関連しているにちがいない。では ru<sub>12</sub> は、エブラではじまった用法なのだろうか。それともエブラ起源でなく、しかもセム語の音節表記のためにはじまったのであろうか。もし後者の推定がただしいとすれば、おそらくメソポタミアのアッカド語地域にその起源が求められなければならない。そしてそれは、エブラがどの地域、どの都市を介して楔形文字を受容したのかという重要な問題ともふかく関係している。

初期王朝期末期、すなわちエブラ文書とほぼ同時代のラガシュ出土の行政文書には、銅ないし銅インゴットを示す表現として A.EN-da.URUDU がみえる (たとえば RTC 19, i 1)。かつては A.EN-da は銅の種類を指していると理解されることがおおく、シュメール語で読もうという試みも存在したが、現在ではこの表現を a-ru<sub>12</sub>-da.URUDU と理解することでほぼ見解が一致している。前 2 千年紀や 1 千年紀のシュメール語・アッカド語辞書テキストは「銅」URUDU に urud、urudu といった読みを与えているけれども、おそらく A.EN-da は前 3 千年紀後半までの発音を示しているのであろう。つまり A.EN-da.URUDU は <sup>a-ru<sub>12</sub>-da</sup>URUDU と理解できる可能性がある (cp. PSD A 161, a-ru<sub>12</sub>-da urudu: “copper ingot”(?)。そして A.EN-da.URUDU は初期王朝期 I (ないし II) 期と考えられるウル古拙文書にもあらわれる (UET 2 357 ii 3)。また、かつては「銅」urud/urud の語はインド・ヨーロッパ語あるいは南部メソポタミアでシュメール語、アッカド語よりも古層に存在した言語に由来すると考えられたこともあったが、現在では a-ru<sub>12</sub>-da はセム語からシュメール語に借用されたとする解釈が有力である (Rubio 1999: 9<sup>20</sup> [apud Michalowski], 10)。いっぽう、現在のところ私は、前 3 千年紀のメソポタミア出土のシュメール語およびアッカド語文書で ru<sub>12</sub> が「銅」を音節表記するため以外に用いられた明確な例を知らない。

ru<sub>12</sub> がセム系書記によってはじめて用いられたかどうか、まだわからないというべきであろう。「銅」の音節表記が示すように、シュメール人書記が EN /ru/ を用いはじめ、これがエブラに到達したというシナリオも不可能ではない。「銅」が表記されるさい、しばしばテキストでは A と EN サインが結合して書かれ、またときに EN-da とのみ表記されたりもするから、もともとは A が phonetic complement として、また EN が /uru/ と理解されていたのかもしれない。ファラ文書時代およびそれ以前の文書にみえるシュメール音価の確定はまだむづかしく、「銅」の表記がいかに、これからも EN /ru/ の例が発見されるかもしれない。もしメソポタミアのどこかでセム人書記によって EN /ru/ が用いられはじめたとしても、また EN /ru/ は、すくなくとも「銅」表記のために、ファラ、アブ・サラビク、エブラ文書の時代よりもはるかにはやい時期に、シュメール南部に導入されていたといわなければならない。では前 24 世紀のエブラで、なぜ /ru/ を表記するために RU サインでなく EN サインが選ばれたのか。またメソポタミアのどこかに、エブラに EN /ru/ を伝えた故地があるのか。われわれは、まだ解答を出すことができないのである。ゲルプの「キシユ文明」説に代表され

<sup>3</sup> E.g., Tell Beydar: u<sub>9</sub>-bi<sub>2</sub>-la, u<sub>9</sub>-da-ra [Tell Beydar; Sallaberger 1996a: 42; 1996b: 185]; bi-zi-la-u<sub>9</sub> (PN) [Talon 1996: 187]; Sippar(?): u<sub>9</sub>-zi-um (PN) [DP 2 i 7]. なお前 3 千年紀後半は、EZEN/BAD<sub>3</sub> × BAD (= LAK 619) と EZEN/BAD<sub>3</sub> × AN (= LAK 613) は、はっきりと区別されていた。のちの時代には後者が前者に吸収されてしまう。このほかにも、前 3 千年中葉以降に、複数の相似した文字サインがしだいに整理・統合される例をいくらかあげることができる。

<sup>4</sup> uru<sub>16</sub>(EN) については、ラガシュ文書にみえる表現 lugal-uru<sub>16</sub> (e.g. En. I 19, i 11-ii 1: <sup>4</sup>nin-dar lugal-uru<sub>16</sub>-ra, nin-uru<sub>16</sub> (e.g. Ur-Nanše 25, ii 2: <sup>4</sup>nanše nin-uru<sub>16</sub>) のほか、ファラおよびアブ・サラビク出土の「ことわざ」集 161 行を参照のこと。ED Proverbs (Alster, *A/O* 38-39 [1991-92]) 161) geme<sub>2</sub> mi-la še<sub>3</sub>-uru<sub>16</sub>(EN) [ibid. p. 30: uru<sub>16</sub> = uru<sub>3</sub>; Akk. nasāru “to guard”].

るように (Gelb 1981)、エブラは、キシュを介して文字使用を受け入れたという考えがある。深刻に考慮すべき仮説であるけれども、わずかではあるが現存するアッカド期キシュの文書や、キシュと関係がふかいアッカド諸王の王碑文などでは、ru<sub>12</sub>の用例は発見できない。だからエブラにキシュから文書記録法が伝えられたとすれば、その時期は現存エブラ文書よりもかなり以前のことであったはずである。

#### IV. 粘土板行政記録とシュメール語彙リスト、木簡と「漢籍」教科書

シュメール「辞書的リスト」lexical list、「語彙リスト」とは、ある特定のジャンルないしテーマのモノ、コトをあらわすシュメール語彙（たとえば都市、官職、容器、動物など）が、ばあいによっては 100 以上列記されている粘土板テキストのことである。シュメール最南部の大都市ウルクにおいて粘土板文字記録システムが成立したエアンナ IVa 層時代（ウルク期後期の最末期、前 4 千年紀末）にすでに語彙リストの一部（官職リスト LuA や都市リスト）が成立し、さらにつぎの III 層時代（ジェムデト・ナスル期、前 4 千年紀末から 3 千年紀冒頭）には、ウルクでおおくのリストがでそろう。エアンナ IVa – III 層時代に書かれた 4 千点ちかくのウルク「古拙文書」のうち約 8 割が行政記録、のこりが語彙リストである。

ジェムデト・ナスル期には、すくなくともディヤラ地域まで粘土板記録システムが普及していた。さらに北方あるいは西方にいつ頃記録システムが到達したのかは、まだわからないが、ディヤラ地域とわずかにおくれて北メソポタミアの大セトウルメントで粘土板が書かれはじめたという証拠が発見されたとしても、なにも驚くことはない。そしてわれわれは、ある都市で公共大組織の日常的な管理・運営が粘土板に記録されはじめたときには、かならず同時に、語彙リストも南部メソポタミアから導入されていたはずだということを忘れてはならない。現地の書記が行政記録を作成するためには、すなわちシュメール度量衡諸単位、モノやコトの語彙、行政処理にかかわる諸専門用語を粘土板に書きこむためには、テキスト・ブックがぜったいに必要であった。げんにエブラには、南部メソポタミアで生まれた語彙リストがほぼすべて導入されている。

日本列島の各地で発掘される木簡の総数は、すでに 30 万点に達しているという。そして同一漢籍（たとえば『文選』）にみえる章句が書かれている木簡が、いくつも出土している。平城京とはとおく離れた辺境の書記たちが漢字を覚え、「漢文」の内容をある程度は理解するために、「教科書」が必要であった。ここで粘土板によるシュメール文字記録システムがセム語世界で受容される過程を、7、8 世紀頃までの日本における漢字受容と対比してみることができる。セム語世界でまず求められたのは、シュメール都市のばあいとおなじく、大公共組織の日常的な管理運営の過程・結果を粘土板に記録することであった。それは日本各地で木簡に「日常業務」の結果が書かれたことと、よく似ている。だからわれわれは、シュメール語彙リストと漢籍教科書とを対比させることができる。7、8 世紀の日本では前 3 千年紀のメソポタミアとおなじく、文書行政が極度に発展していた。カタカナやひらがなは、記紀歌謡を書き、編纂するために生まれたというより、むしろ「日常業務」内容を木簡などに記録する必要があつて生まれたというべきなのであろう。

古代日本では、書記のテキスト・ブックとして中国の古典が利用されたが、メソポタミアでは、語彙リストじたいがある種の「文学テキスト」の成立にもふかくかかわっていた。われわれが知るかぎり、最古のシュメール語文学テキストは、初期王朝期 III 期に書かれている。そしてこの時代の文学テキストのなかに、語彙リストとの関連をつよく示唆させる作品がある。たとえばアブ・サラビクで発見され、za<sub>3</sub>-mi<sub>3</sub> 讃歌とよびならわされている作品 (e.g., IAS 266 [cf. Biggs 1974: 46f.]) では、ことなる都市、セトウルメント、神殿ごとにその神を賞讃する章句がつづくのであるが、賞讃文はごくみじかく、地名、神殿名、神名を列挙することのほうに力点がおかれているようにみえる。まちがいなくこの讃歌は、語彙リストすなわち地名リストや神名リストにつながっているのである。やはり初期王朝期 III 期にラガシュで書かれた「なぞなぞ」集 (Biggs 1973) は、基本的にはつぎのような構造をもつ。第 1 行：「数字 1. その運河名は N1 である」、2 行：「その



神は N2 である」、3 行：「その魚は N3 である」、4 行：「その蛇は N4 である」。テキストではこのような構造をもつ文章が約 20 回くりかえされるのであるが、約 20 の運河名などは、それぞれ重なることはない。読者は「それ」がどの地名を指しているのかを想定しなければならないから、これが「なぞなぞ」集であると理解されているのであるが、ここでも、神名、魚名などを集成したリストがこのテキスト成立の背景にあることが理解できるであろう。これらの「文学テキスト」も、シュメール語を学ぶ書記のために生まれたというべきである<sup>5</sup>。

## V. 第 1 次語彙リストと 2 次リスト

シヴィルは、語彙リスト成立の主時期として、ウルク期最末期からジェムデト・ナスル期にかけて、初期王朝期 III 期、そして古代バビロニア時代をあげ、ついで、とりわけ初期王朝期 III 期の諸語彙リストが同時代の行政文書とふかくかかわっていることを強調した (Civil 1987a)。古拙的な語彙リストの内容がしだいに書記の粘土板作成のさいのテキスト・ブックとしてそぐわなくなったから、初期王朝期 III 期になっておおくの新リストが生まれたと考えたのである。そしてシヴィルは、この時期のリストのなかのいくつかを「テーマ・リスト」thematic list と定義して、これらを Archaic HAR-ra とよんでいる。それ以前のリストのおおくが「都市」、「官職」といった単一ジャンルの語彙集であったのにたいして、「テーマ・リスト」では、あるジャンルを構成するさまざまなモノ（たとえば「食物」を構成するパンや肉など）の名前が集められていて、ここに古バビロニア時代に完成した HAR-ra = hubullu とよばれる膨大なシュメール・アッカド語語彙と共通する構成原理をみてとることができるというのである。（エングルンドらとちがってシヴィルは、古拙文書群のなかのリストのほとんどを thematic だとはみなさない。）たしかにこのような新タイプのリストは、事物の名を無原則的に羅列するテキストにくらべると、書記たちの行政文書作成のために、よほど有用であったとおもわれる。ただシヴィルじしん認めているように、Archaic HAR-ra という表現は誤解を生みかねず、現在これを用いる研究者はすくない。初期王朝期 III 期テキストにみえる語彙グループがそのまま前 2 千年紀初頭の文書にあらわれる例はまだ検出できておらず、やはり両者のあいだには断絶があるとみてよいからである。

わたしもすでに、初期王朝期 III 期の南部メソポタミアでは、前 4 千年紀末に原型が成立した「官職リスト」A (ED Lu A [Archaic Lu A とよんだほうがよい]) がいかに、職業、官職にかかわるいくつかのリストがあらたに生まれたことの意義を指摘して、Archaic Lu A / ED Lu A にみえる官職名が現実の行政世界のそれとは乖離しはじめたことに新テキスト成立理由をもとめていた（前川 2007）。

エングルンドたちは、ウルク期からジェムデト・ナスル期にかけて書かれたリストを Archaic List、初期王朝期 III 期に書かれたリストを ED (Early Dynastic) List とよんだ。ただ後者には前時代に生まれたリストも含まれる。たとえば「官職リスト」A は、古拙文書の時代から古バビロニア時代までほとんど内容をかえることなく書きつづけられたが、これは書かれた時期によって Archaic Lu A、ED Lu A とよばれる。わたしは、リストの成立時期を重視することによって、古拙文書時代に生まれたリストを第 1 次リスト、初期王朝期

<sup>5</sup> 古バビロニア時代に成立したいくつかの文学作品も、語彙リストとの結びつきを暗示している。「ナンシェ神と鳥たち」(Veldhuis 2004: 115f.) は、(水) 鳥の世界を差配するナンシェ神への讃歌 (B) と分類されることがある (ETCSL)。けれども、テキストの本来の目的は、さまざまな鳥の特徴やそれらの名前の由来を書きあげることであったようにみえる。これはいわば「鳥づくし」なのである。いっぽうシヴィルが「魚の家」というタイトルを与えた文学テキストは (Civil 1961)、さまざまな魚にたいして「家にはいれ」すなわち漁師の網にかかれとよびかけている体裁をとっているが、テキスト中心部分では、やはり魚の名前と特徴が列挙されている。これらのテキスト成立の背景に、鳥や魚にかんする語彙リスト（前 3 千年紀にすでに成立している）を想定してよいのであろう。ときにドゥムジ、イナンナ両神のあいだの恋愛をうたった歌とされる文学作品も (Civil 1987b)、じっさいにはドゥムジ神 (=羊飼) の羊たちが食べるべき植物名の集成を基本目的としたテキストである。

III 期に成立したリストを第 2 次リストと分類することにする。この定義にしたがえば、官職リスト A は第 1 次リストである。第 1 次リストや 2 次リストのいくつかは、すくなくともウル第 3 王朝時代（前 21 世紀末）には粘土製の立体プリズムに書きこまれていたことがわかっている。これは、これらのリストがしだいに行政記録作成の現場からは、しだいに分離しはじめていたことを示しているのではなからうか。つぎの古バビロニア時代には、HAR-ra (= hubullu) といった新テキスト群が編集される。

## VI. 官職名リストと行政記録

さまざまなシュメール語彙リストのなかでもっともはやく成立したのは(官)職名リスト A である (Archaic Lu A, ED Lu A)。これはすでにエアンナ III 層時代には形式が完成し、その後、古バビロニア時代まで西アジア各地で書きつづけられている。いっぽうで初期王朝期 III 期には、いくつかの新(官)職名リストが生まれている。それらのなかで ED Lu C および ED Lu D は、初期王朝期 III 期テキストとしてはファラでだけ発見されている。そして前者はおそらくウル第 3 王朝時代にはニップルで立方プリズムに書きこまれていた。これにたいして ED E は初期王朝期 III 期のアブ・サラビク、エブラから出土するだけでなく、アッカド時代のキシユ、ガスル (のちヌジ)、最近になってウルケシュ (遺跡名テル・モザン) でも発見されている (Buccellati 2003)。

ED Lu C はおそらくファラで成立している。ma<sub>x</sub>(=SI) というファラ文書に特有な書法がこのテキストで採用されているからである。ED Lu D は 30 行たらずのテキストであって、このなかには ma<sub>x</sub>(=SI) は発見できない。けれども両テキストには共通した特色がある。それは職名として書かれている語にしばしば LU<sub>2</sub>(「人」) が含まれているという事実である (e.g. ED Lu C 11: lu<sub>2</sub>.sag.udu.šid)。

ED Lu C では LU<sub>2</sub> を含む職業名は 74 例のうち 26 例であり、比率は 35 パーセント、ED Lu D では約 50 パーセント (27 例のうち 13 例) に達する。いっぽう ED Lu E では ma<sub>x</sub>(=SI) でなく ma<sub>2</sub> が用いられていて、また LU<sub>2</sub> を含む職業名の比率はすこし低く、約 30 パーセントである (205 例のうち 60 例)。ただ ED Lu E では、テキスト前半部では LU<sub>2</sub> 職名は、61、84、89 行にあらわれるだけである。言いかえれば、94 行以下では LU<sub>2</sub> 職名の比率がきわめて高くなるのである。たとえば ED Lu E 27 行に nar (「歌手」) がみえるが、94 行にはふたたび「歌手」があらわれ、しかも lu<sub>2</sub>.nar と表記されるのである。だから私は、ED Lu E は性格が異なる複数のリストが合体して成立したと考える。これにたいして、ウルクで成立した ED Lu A 職業リストには、LU<sub>2</sub> を含む職名はまったく存在せず、また初期王朝期 III 期末のラガシュ行政記録のなかでも、LU<sub>2</sub> 職名はきわめてまれにしか発見されない。

ED Lu C、ED Lu D、そして ED Lu E 後半部は、セム系書記によって創造されたとおもわれる。シュメール語に習熟した書記であれば、けっして lu<sub>2</sub>.nar などとは表記しないであろう。前 2 千年紀や 1 千年紀のアッカド語テキストでシュメール語語彙によって職名が示されるさいに、しばしば限定詞 LU<sub>2</sub> が付加されていることをおもいおせばよい。いずれにせよ、初期王朝期 III 期になって「第 2 次」(官)職名リストが創作されるさいに、セム系書記も重要な役割をはたしているのである。シュメール中・北部のアブ・サラビクやファラには、セム系書記がおおく存在していた。彼らの教育のためには、500 年以上も前にウルクで生まれた官職リスト ED Lu A は、もはやほとんど役に立たなかったであろう。彼らはこのリストの職名はほとんど読めず、また意味を理解することもできなかったにちがいない。だからこそ、ED Lu C、ED Lu D が創造されたのである。エブラにはシュメール語彙を「エブラ語風」につづったりリストがのこっていて (Archi 1987)、このリストの語彙のおおくは ED Lu A にみえる官職名であったことも<sup>6</sup>、おなじような事情を示唆している

<sup>6</sup> アーキは、みずから公刊したテキスト冒頭 4 行をつぎのようによんでいる。Archi 1987: 93, Text B: 1) šita<sub>x</sub>(LAK 503), 2) ti-iš-da-num<sub>2</sub>, 3) umuš(NAM<sub>2</sub>), 4) u<sub>3</sub>-mu-[šum]. いうまでもなく 1-2 行および 3-4 行は、ED Lu A 1) nam<sub>2</sub>-<sup>gis</sup>šita<sub>x</sub>(ŠITA.

のであろう。すこぶる難解なシュメール語彙の「読み」だけでも、エブラ書記に教えこむ必要があったとおもわれる。

ED Lu E は、時期としては ED Lu C、ED Lu D とはすこしおくれ、やはりセム語世界で成立したようにみえる。南部シュメールに起源をもつ未知のリストが存在していて、それにあらたにセム人書記によって書かれた部分が接合されて、ED Lu E が生まれたのではなかろうか。ただし文書前半の語彙がすべてシュメール起源だというわけではない。4 行目にあらわれる職名 *šabra* はセム語起源であることはうたがいがなく、ほんらいは農耕にかかわる職名であったとおもわれるが、このリストでは、おそらく公的組織の高位役職者の意味で用いられている。そしてこの語がシュメール行政記録に頻出するのは、シュメール地方がアッカド王朝によって支配されてからのことなのである。ED Lu E は初期王朝期のおわりちかくなって、キシュで生まれたのではなかろうか。おそらく前 3 千年紀はじめにセム人王朝が成立していらい（キシュ第 1 王朝）、キシュは南部メソポタミアにおけるセム人の拠点都市でありつづけたらしい。そしてキシュと関係のふかいアッカド王朝時代に、このリストがキシュいがいにも、ガスルやウル・ケシュで発見されている。ED Lu E の普及はアッカド王朝の領域拡大とかかわっていたのである。

あとひとつ、キシュで書かれたとおもわれる（官）職名リストが存在する。それは研究者によって「人名・職名リスト」Names and Professions List（かつては ED Lu X とされていた）とよばれているテキストであって、初期王朝期のアブ・サラビク、エブラいがいにウル第 3 王朝時代のプリズムがのこっている（出土地不明）(Fales-Krispijn 1979-80)。このテキストでは、人名と官職名、さらにはときには地名がセットとして組みあわされている。あきらかにこれは、官職リストと人名リストが合体して成立したのである。エブラ出土テキストではこのセットが 1 行に収められているが、アブ・サラビク出土テキストではそれぞれが独立した行で記述されていて、アブ・サラビク版のほうが、より古い形態を保持しているようにみえる。このテキストでは LU<sub>2</sub> を含む職名がきわめて少なく、テキストのシュメール起源を示唆している。けれどもそれは、問題のテキストがアブ・サラビクから直接エブラに伝えられたことを意味しない。キシュで書かれた版がエブラに導入されたにちがいない。それはエブラ出土リストの「奥書」に「キシュの“王”たるザババ神への讃歌」とあるからである。いうまでもなくザババはキシュの神であった。そしておそらくこのような奥書は、アブ・サラビク文書には欠如していた<sup>7</sup>。

語彙リストのセム語世界での受容は、西方エブラで開始されたのではない。どんなに遅くとも前 3 千年紀の中葉には、南部バビロニアでこれらがセム系書記の文字教育のためにも用いられ、ときには彼ら自身が新テキスト（第 2 次テキスト）を創造したこともあったのである。これらがエブラに伝達されたのである。

## VII. 語彙リストと行政記録

シヴィルは、語彙リストがもともと行政文書作成のために用いられたことを証明するために、語彙リスト内の語が同時代のエブラ行政記録にもあらわれる割合を計算したことがある (Civil 1987a)。おなじような手法を、ファラやアブ・サラビク文書に適用することはむづかしい。出土した行政記録の数がさほど多くない

---

GIŠ.NAM<sub>2</sub>), 4) nam<sub>2</sub>-umuš をふまえていて、2 行、4 行がそれぞれ前行の「セム語 / エブラ語」的な読みを示している (cf. MEE 3 No. 52 [p. 191])。このトピックについては、以下の論文をも参照。Civil-Rubio 1999; Rubio 2006: 41f. [the Semiticization of Sumerian in third-millennium Syria and Mesopotamia and Early Japanese writing].

<sup>7</sup> 「人名・職名リスト」の「コロフォン」はつぎのようによめる。アブ・サラビク版にはコロフォンは存在していなかったようにみえる。

Ebla: <sup>d</sup>za-ba<sub>4</sub>-ba<sub>4</sub> lugal kiš<sup>ki</sup>, <sup>d</sup>za-ba<sub>4</sub>-ba<sub>4</sub> za<sub>3</sub>-mi<sub>3</sub>, [arad]-az-il, [dub mu]-sar, [lu<sub>2</sub>]-sag, ur-sag, arad-az-il (cuneiform.ucla.edu/dclclt/). Cp. Pettinato MEE 3 128 no. 43 (transliteration), v l'-3' <sup>d</sup>za-b[a<sub>4</sub>-b]a<sub>4</sub> za<sub>3</sub>-me, [ ]-pirig<sup>ki</sup>-[i]l, [ ]-šar, [ ]-x-x, ur-sag, ir<sub>3</sub>-az-il.

Early Ur III: <sup>d</sup>nisaba, mi<sub>2</sub>-zi, mi<sub>2</sub>-sa<sub>6</sub>-[ga], [i]m-gid<sub>2</sub>[-da], du[b-sar<sup>2</sup> ], ir<sub>11</sub> [ ], ne-n[e ], iš<sup>2</sup> [ ] (Fales-Krispijn 1979-80: 42).

からである。だからここでは、各種の官職名リストで手工業職の名前がどのような順序であられるかを調べて、これを同時代の行政記録と比較してみよう。

#### 語彙リスト

1. ED Lu A (ED III: Fara, Abu-Salabikh, Ebla) [102-106]: nagar-gal, DUN<sub>3</sub>-gal, ašgab-gal, zadim-gal, simug-gal.
2. ED Lu B (ED III, Fara): nagar, ašgab, zadim, simug, bur-gul, ad-KID (i 2-7), šidim (ii 2), bahar<sub>2</sub> (ii 6), ašlag (ii 7).
3. ED Lu E (ED IIIb: Abu-Salabikh, Ebla) [18-26]: nagar, tibira, zermušku(TAK<sub>4</sub>.ALAN), šidim, ašgab, lu<sub>2</sub>.su-si, bur-gul, zadim, simug.
4. Names and Professions List (ED IIIb: Abu-Salabikh, Ebla) [160-166]: nagar-gal, simug-gal, ašgab-gal, lu<sub>2</sub>-su-si.
5. ED Officials (Fara, Ebla) [106-111]: nagar, ašgab, zadim, simug, bur-gul, ad-KID.
6. Ebla Vocabulary (ED IIIb: Ebla) [943-946]: simug, nagar, ašgab, tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>.
7. Westenholz, OSP 1 46 (ED III: Nippur): nagar (i 2), ašgab (i 4), nagar (i 6), simug (i 8), ašgab (i 10), tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub> (i 12), simug (i 14), nagar (i 16), zermušku (ii 2), ašgab (ii 4), tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub> (ii 6), x (ii 8), nagar (ii 10), nagar (ii 12), ku<sub>3</sub>-dim<sub>2</sub> (ii 14), zermušku (ii 16), zermušku (iii 1), nagar (iii 3), nagar (iii 5), nagar (iii 7), nagar (iii 9), ašgab (iii 11), giš-šu-ri-ri (iii 13), giš-šu-ri-ri (iii 15), x (iii 17), ašgab (iv 1), ašgab (iv 3), tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub> (iv 5), nagar (iv 7), simug (iv 9), simug (iv 11), simug (iv 13), nagar (iv 15), nagar (iv 17), [nagar] (iv 19), nagar (v 1), nagar (v 3), zermušku (v 5), simug (v 9), giš-šu-ri-ri (v 13), x (?) (vi 1'), simug (vi 2'), [ ] .

#### 行政記録

8. RTC 54 (ED IIIb: Lagaš [Lugalanda 1]) [vi 3-14]: simug, nagar, ašgab, ad-KID, tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>, zadim, bahar<sub>2</sub>, šagan-keš<sub>2</sub>.
9. STH 1 7 (ED IIIb: Lagaš [UruKagina lugal 2]) [vi 4-14]: simug, nagar, ašgab, ad-KID, zadim, tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>, šagan-keš<sub>2</sub>, bahar<sub>2</sub>.
10. STH 1 12 (ED IIIb: Lagaš [UruKagina lugal 6]) [iii 3-iv 1]: simug, nagar, ašgab, ad-KID, tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>, šagan-keš<sub>2</sub>, ma<sub>2</sub>-lah<sub>5</sub>.
11. DP 171 (ED IIIb: Lagaš [UruKagina lugal 2]) [ii 13-iii 6]: simug, nagar, ašgab, zadim, tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>, bahar<sub>2</sub>, šagan-keš<sub>2</sub>.
12. VS 25 8 (ED IIIb: Lagaš [Lugalanda 1]) [v 5-11]: nagar, ašgab, ad-KID, tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>, ma<sub>2</sub>-lah<sub>5</sub>.
13. VS 25 79 (ED IIIb: Lagaš [UruKagina lugal 2]) [ii 10'-iii 8]: simug, nagar, ašgab, ad-KID, tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>, šagan-keš<sub>2</sub>, ašlag, bahar<sub>2</sub>.
14. Westenholz, Jena 40 (Akkad: Nippur) [i 4-6]: tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>, ašgab, nagar.
15. Westenholz, OSP 2 11 (ED IIIb: Nippur) [ii 7-iv 7]: tibira(DUB.NAGAR), ku<sub>3</sub>-dim<sub>2</sub>, bur-gul, nagar, simug.
16. Westenholz, OSP 2 16 (ED IIIb: Nippur) [ii 14-17]: tibira, simug, ašgab, tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>, ašlag.

初期王朝期 III 期末期（前 24 世紀中葉）のラガシュからは、王妃の「家」経営のために書かれた行政記録がおおく出土している。そこでは手工業に従事する人たちは giš-kin-ti と総括されていて、ほとんどのばあいグループをなして文書にあらわれる。そして、すくなくとも支配者ルガルアンダの治世冒頭から、ウルカギナ王治世末期までの 10 年以上にわたって、手工業グループに属する諸職業にかんしては、言及される順序は、大麦、パン、羊毛などの支給記録であろうと、賦役労働記録であろうと、ほぼ固定しているのである（文書 8-13）。冒頭に鍛冶工 simug、ついで大工 nagar、皮なめし職 ašgab、アシ加工職 ad-KID、縮充職人 tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub> といった順序である。書記が行政記録を書きあげるさい、つねに「手本」を参照していたから、このような言及順の固定化がおこったにちがいない。そして、書記が参照したはずの「手本」にみえる言及順は、おそらく語彙リストの記述に淵源がある。たとえば、ほぼ同時代のエブラで書かれた語彙リスト Ebla Vocabulary

では、手工業職は simug、nagar、ašgab、tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub> の順で言及されている（文書 6）。これはラガシュ記録の順序と同一ではないか。さらにほぼ同時代の「人名・職名リスト」Names and Professions List でもこの順序原理があらわれる（文書 4）。研究者によって ED Officials とよばれるリストでも、これを確認できる（文書 5）。そしてこの原理は、おそらく、もっとも古い職業リスト ED Lu A にまで遡るのである（文書 1）。エブラで作られたとおもわれる文書 6 でさえも、南部メソポタミアのリストにみえる職名順の伝統にしたがっているという事実はきわめて重い。

ニップルから出土した文書 7 は、おおくの人名とともに職名が書きあげられているという点では、「人名・職名リスト」（文書 4）と共通する。文書 7 内で重複する人名はない。いっぽう職名としては nagar、ašgab、simug、tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>、zermušku、tug<sub>2</sub>-du<sub>8</sub>、ku<sub>3</sub>-dim<sub>2</sub>、giš-šu-ri-ri が見出され、ほぼすべて手工業職だといえることができる。しかも銀細工職 ku<sub>3</sub>-dim<sub>2</sub> をのぞいて職名は複数回あらわれる。（官）職名リストでは職名が重複することは原則としてありえない。だから文書 7 は、書記が職人たちの名前と職業を行政記録に書きこむ練習のために作られた範例集なのではあるまいか。ただここでは職業の言及順位の原則は、かならずしもはっきりとせず、同時期のニップルで書かれた行政記録（文書 15-17）にみえる言及順と重ねあわせて議論できるかどうかは、まだわからない。

## VIII. シュメール語彙リストとセム語世界

前 4 千年紀末、粘土板記録システムの成立と同時に書かれはじめたシュメール語彙リスト（第 1 次リスト）は、かなりはやい時期にセム語世界にまで普及していったであろう。ついで前 3 千年紀中葉から後半にかけて成立した語彙リスト（第 2 次リスト）は、ただちにセム語世界にまで伝えられる。南部バビロニアのセム人書記たちも新テキスト創造に参加していた。前 3 千年紀にはシュメール語彙リストによって、シュメールとアッカド語世界とが連結されたのである。シュメール地方からはるか西方に位置するエブラでさえも、シュメール文字を用いて行政文書が作成された。行政文書は、基本的には、行政にかかわるシュメール語述語とエブラ人名とで構成されているのだから、シュメール語彙の知識はエブラ人書記にとって不可欠であった。だからこそ、エブラにはほぼすべてのシュメール語彙集が南部メソポタミアから届けられていたし、またそれらを下敷きとしてシュメール語・エブラ語彙対訳集 Ebla Vocabulary まで作成されたのである。近年シヴィルらは、シュメール語には予想以上におおくの語彙がセム語からシュメール語に借用語されたと考えはじめている (Civil 2006; Rubio 1999)。もしこれが正しいのであれば、セム人書記による「シュメール」語彙習得は、われわれが考えるほどにはむづかしくはなかったのかもしれない。エブラ人名やシュメール語彙のエブラ語訳を音節表記することにこそ、困難が存在していたはずである。ただわれわれは、すでに前 3 千年紀はじめから、メソポタミア地方におおくのセム人が住みついていたことを知っている。メソポタミアで文字記録システムが生まれてほどなく、シュメール文字を用いてアッカド語を音節表記する努力がはじまっていたにちがいない。そしてメソポタミア・セム人書記たちが数百年の試行錯誤の結果生みだした成果を、エブラはおそらくキシュをつうじて享受していたようにみえる。

### 文献

#### Archi, A.

1987 The “sign-list” from Ebla, *Eblaitica* 1, 91-113.

1992 Transmission of the Mesopotamian lexical and literary texts from Ebla, in: Fronzaroli, P. (ed.), *Literature and Literary Language at Ebla* (Quaderni di Semitistica 18), Firenze, 1-40.

#### Biggs, Robert D.

1973 Pre-Sargonic riddles from Lagash, *JNES* 32, 26-33

1974 *Inscriptions from Tell Abū Salābīkh* (Oriental Institute Publications 99) (Chicago) [= IAS].

**Buccellati, G.**

2003 A Lu E school tablet from the service quarter of the royal palace AP at Urkesh, *JCS* 55, 45-48.

**Civil, M.**

1984 Bilingualism in logographically written languages: Sumerian in Ebla, in: Cagni, L. (ed.), *Il Bilinguismo a Ebla*, Napoli, 75-97.

1984 Studies in Early Dynastic lexicography II: 3. Word List D 50-57 (ARET 5 23), *ZA* 74 (1984), 161-163.

1987a The early history of HAR-ra: The Ebla link, in: Cagni, L. (ed.), *Ebla 1975-1985: Dieci anni di studi linguistici e filologici*, Napoli, 131-158.

1987b Feeding Dumuzi's sheep: The lexicon as a source of literary inspiration, in: Rochberg-Halton, F. (ed.), *Language, Literature, and History: Philological and Historical Studies Presented to Erica Reiner* (American Oriental Series 67), New Haven, 37-55.

2006 Early Semitic loanwords in Sumerian, Roth, Martha T. et al. (eds.), *Studies Presented to Robert D. Biggs* (From the Workshop of the Chicago Assyrian Dictionary, Vol. 2), Chicago, 11-33.

**Civil, M. and G. Rubio**

1999 An Ebla incantation against insomnia and the Semiticization of Sumerian: Notes on ARET 5 8b and 9, *OrNS* 68, 254-266.

**Englund, R.**

1998 Texts from the Late Uruk Period, in: Bauer, J., Robert K. Englund, and M. Krebernik, *Mesopotamien: Späturuk-Zeit und Frühdynastische Zeit*, Fribourg, Schweiz, 15-233.

**Krebernik, M.**

1982 Zu Syllabar und Orthographie der lexikalischen Texte aus Ebla, *ZA* 72, 178-236.

1983 Zu Syllabar und Orthographie der lexikalischen Texte aus Ebla. Teil 2 (Glossar), *ZA* 73 (1983), 1-47.

1998 Die Texte aus Fara und Abu Salabih, in: Bauer, J., Robert K. Englund, and M. Krebernik, *Mesopotamien: Späturuk-Zeit und Frühdynastische Zeit*, Fribourg, Schweiz, 237-427.

**Fales F.M. and Th.J.H. Krispijn**

1979-80 An early Ur III copy of the Abu Salabikh "Names and Professions" list, *Jaarbericht Ex Oriente Lux* 26, 39-46.

**Gelb, I.J.**

1981 Ebla and the Kish civilization, in: Cagni, L. (ed.), *La Lingua di Ebla*, Napoli, 9-73.

**Michalowski, P.**

1987 Language, literature, and writing at Ebla, in: Cagni, L. (ed.), *Ebla 1975-1985: Dieci anni di studi linguistici e filologici*, Napoli, 165-175.

**Pettinato, G.**

1981 *Testi lessicali monolingui della Biblioteca L. 2769* (Materiali Epigrafici di Ebla 3), Napoli [= MEE 3].

1982 *Testi lessicali bilingui della Biblioteca L. 2769, Parte 1: Traslitterazione dei testi e ricostruzione del VE* (Materiali Epigrafici di Ebla 4), Napoli [= MEE 4].

**Picchioni, S.A.**

1997 Testi lessicali monolingui "eš-bar-kin<sub>x</sub>" (*Materiali Epigrafici di Ebla* 15), Roma [= MEE 15].

**Rubio, G.**

1999 On the alleged 'Pre-Sumerian substratum,' *JCS* 51 (1999), 1-16.

2006 Writing in another tongue: Alloglottography in the Ancient Near East, in: Sanders, Seth L. (ed.), *Margins of Writing, Origins of Cultures* (Oriental Institute Seminars, No. 2), Chicago, 33-66.

**Sallaberger, W.**

1996a Sign list: Palaeography and syllabary, in: Ismail, F. et al. (eds.), *Subartu II: Administrative Documents from Tell Beydar (Seasons 1993-1995)*, Brepolis, 33-67.

1996b Word List, in: Ismail, F. et al. (eds.), *Subartu II: Administrative Documents from Tell Beydar (Seasons 1993-1995)*, Brepolis, 175-186.

**Sjöberg, Åke W.**

1999 Notes on selected entries from the Ebla Vocabulary: eš<sub>3</sub>-bar-kin<sub>5</sub> (II), in: Böck, B. et al. (hrsg.), *Munuscula Mesopotamica: Festschrift für Johannes Renger* (Alter Orient und Altes Testament, Bd. 267), Münster, 513-552

2003 Notes on selected entries from the Ebla Vocabulary: eš<sub>2</sub>-bar-kin<sub>5</sub> (I), in: Selz, G. (hrsg.), *Festschrift Kienast zu seinem 70. Geburtstag dargebracht von Freunden, Schülern und Kollegen* (Alter Orient und Altes Testament, Bd. 274), Münster, 527-568.

2004 Notes on selected entries from the Ebla Vocabulary: eš-bar-kin<sub>5</sub> (III), in: Waetzoldt, H. (hrsg.), *Von Sumer nach Ebla und Zurück: Festschrift Giovanni Pettinato zum 27. September 1999 gewidmet von Freunden, Kollegen und Schülern* (Heidelberger Studien zum Alten Orient, Bd. 9), Heidelberg, 257-283.

**Talon, Ph.**

1996 Index of names, in: Ismail, F. et al. (eds.), *Subartu II: Administrative Documents from Tell Beydar (Seasons 1993-1995)*, Brepolis, 187-192.

**Taylor, Jon**

2003 Collation to ED Lu C and D, *Cuneiform Digital Library Bulletin* 2003:3 ([http://cdli.ucla.edu/pubs/cdlb/2003/cdlb2003\\_003.html](http://cdli.ucla.edu/pubs/cdlb/2003/cdlb2003_003.html)).

**Veldhuis, N.**

2004 *Religion, Literature, and Scholarship: The Sumerian Composition «Nanše and the Birds»* (Cuneiform Monographs 22), Leiden.

2006 How did they learn cuneiform?: Tribute/Word List C as an elementary exercise, in: Michalowski, P. and N. Veldhuis (eds.), *Approaches to Sumerian Literature: Studies in Honour of Stil (H.L.J. Vanstiphout)*, Leiden, 181-200.

DCCLT The archaic lexical corpus, *Digital Corpus of Cuneiform Lexical Texts* ([http://cdli.ucla.edu/dcclt/intro/arch\\_intro.html](http://cdli.ucla.edu/dcclt/intro/arch_intro.html)), 1-12.

**犬飼 隆**

2008 『漢字を飼い慣らす：日本語の文字の成立史』（人文書館）。

**前川和也**

2007 「<シュメール文字>文明」のなかの「語彙リスト」『文部科学省特定領域研究「セム系部族社会の形成」Newsletter』No. 7, 11-20。

# 名前からみるシュメール人とセム人

## ——初期王朝期末ラガシュの場合——

田中 裕介（京都大学）

### はじめに

現在のイラク南部に位置する古代メソポタミアの遺跡テルロは、当時の名ではギルスといい、ラガシュと呼ばれる都市の一市区であった。

このテルロ遺跡から、古代メソポタミア史において初期王朝期Ⅲ期と呼ばれる時代（前2500頃～2350頃か）の末期に書かれた粘土板が多数出土している。初期王朝期Ⅲ期は都市国家の分立期である。当時ラガシュもまたシュメール人の都市国家のひとつであり、隣市ウンマとの戦争に敗れ独立を失うまで、計9名の支配者のもとで栄えた。出土した粘土板の大部分は、その最後の3名であるエンエンタルジ・ルガルアンダ・ウルカギナの治世下で書かれたものである。特に多いのはウルカギナ時代に書かれた粘土板であり、次にルガルアンダ時代に書かれた粘土板が多く、エンエンタルジ時代に書かれた粘土板は少ない。

これらの支配者が人々を用いてその家畜・土地・物品等を経営するにあたって、支配者ではなく支配者の妻を直接の代表者とし、普段はある程度独立的な活動を行う組織によって、その経営の一部が担われた。この支配者の妻の組織の下にはさらに支配者の子の組織があった。これは支配者の妻の組織と似た人員構成を持つ小規模な組織であり、支配者の妻の組織に従属していた。出土した粘土板の大部分は、これらの組織の経営に関わるものである。

これらの組織は、少なくともルガルアンダ治世の後半からウルカギナ治世にかけてはかなりの規模を持っていた。そこでは、隷属的な身分の者から国家の支配層とも呼びうるような高い地位にいた者、その中間に位置する下級ないし中級の自由民まで、幅広い社会層に属する人々が存在しており、彼らは組織に所属する労働者、あるいは組織と物品等のやり取りを行う者、あるいは組織が経営する小作地の小作人など様々な形で、その活動に関係していた。本稿はこれらの人々のうち、粘土板から名前の確認できる者を取り上げて、それぞれの社会的地位・立場に応じた集団に分類したのち、各集団にセム系の名前（時代、地域を考えれば、それらは概ね古アッカド語の名前と考えると大過ないであろう）を持つ者がどの程度存在しているかを調べたものである。シュメール初期王朝期の都市国家ラガシュの社会にセム系文化がどれだけ浸透していたかを今後総合的に考察し、さらにその背後にある当時の南メソポタミアにおけるシュメール人とセム人の関係を研究していくために、まずは当時のラガシュ社会におけるセム文化要素を研究の対象としたのである。

ただし、ここでひとつ問題となるのが人名の判定である。現在の研究水準では、残念ながらすべてのセム系人名を明瞭に識別することはできない。そこで本稿では、明らかにセム系と思われる人名だけでなく、どの言語のものであるか確かではない人名も、セム系の可能性があるものとしてひとまず区別なく拾い上げておき、それぞれの名前がどの程度セム系らしいと考えられるかについては、その後あらためて言及を行うこととした。

参考文献の略号は以下の通りである。

[粘土板テキスト集]

- |     |   |
|-----|---|
| CT  | <i>Cuneiform Texts from Babylonian Tablets in the British Museum</i> , London, 1896ff.          |
| Nik | M.V. Nikol'skij, <i>Drevnosti Vostocnyja</i> , III/2, St. Petersburg, 1908.                     |
| STH | M. Hussey, <i>Sumerian Tablets of the Harvard Semitic Museum</i> , Cambridge, Mass., 1912-1915. |



TSA H. de Genouillac, *Tablettes sumériennes archaïques*, Paris, 1909.  
 VS *Vorderasiatische Schriftdenkmäler der Staatlichen Museen zu Berlin*, Berlin, 1907ff.

[その他]

AWAS G. J. Selz, *Altsumerische Verwaltungstexte aus Lagaš, Teil 2: Altsumerische Wirtschaftsurkunden aus amerikanischen Sammlungen (Freiburger Altorientalische Studien 15/2, 2 vols.)*, Stuttgart, 1993.  
 AWEL G. J. Selz, *Altsumerische Verwaltungstexte aus Lagaš, Teil 1: Die altsumerischen Wirtschaftsurkunden der Eremitage zu Leningrad (Freiburger Altorientalische Studien 15/1)*, Stuttgart, 1989.  
 AWL J. Bauer, *Altsumerische Wirtschaftstexte aus Lagasch (Studia Pohl 9)*, Rome, 1971.  
 Iran *Iran. Journal of the British Institute of Persian Studies*, London, 1963ff.  
 MAD I. J. Gelb, *Materials for the Assyrian Dictionary*, Chicago, 1952-1970.  
 Onomastics Di Vito, *Studies in Third Millennium Sumerian and Akkadian Onomastics: The Designation and Conception of the Personal God*, Harvard University PhD. Dissertation, 1986.

## I. 女奴隸

先述の手順に従って史料を検討したところ、人名調査の対象とすることができた集団は社会的地位の高いものから低いものまで様々であったが、全体的な傾向としては、そのいずれにおいても、セム系の名前を持つと思われる者は少なかった。

以下、それぞれの集団について少し細かく見ていく。ただし膨大な史料を検討した過程と結果をすべて具体的に記すことは不可能であるから、全体の記述は概論の範囲にとどめ、その中で一部を具体例として詳細に取り上げることにする。

具体例では三種類の表を使用する。第1表は使用した粘土板の情報と、それを用いて調査した人々（表ではAと表す）の総数、そのなかでセム系の名前を持つ、あるいはその可能性がある者（表ではBと表す）の数を一覧にして示す。第2表は、第1表でBとされた人々の具体的な名前、およびそれらが粘土板のどこに書かれていたかを示す。第3表では、第2表で取り上げた人名についての解説を(可能なもののみ)行う。

初めに取り上げるのは、支配者の妻の組織・支配者の子の組織で働いていた女奴隸 *geme<sub>2</sub>* である。彼女たちが当時のラガシュにおいて最も低い社会層に属していた集団のひとつであることは、直ちに了承されるであろう。

彼女たちはラガシュの外から買われてくることもあったため<sup>1</sup>、そのなかにセム人を含めた非シュメール系の人々が混じる可能性は比較的高かったと推測される。実際に組織に買われてきた女奴隸がセム系の名前を持つ確実な例を史料から見つけることはできないが、セム系の名前を持つ者が集団全体に占める割合は他の集団のそれと比べれば高く、このことがそうした推測を裏付けているといえる。ただしセム系の名前を持つ者の割合そのものを見るならば、それほど高くはない。

### 例1

支配者の妻の組織・支配者の子の組織で働く者の多くは、組織が定期的に行った大麦の支給を受けていた。この大麦支給の対象者と支給量をまとめた記録を便宜的に大麦支給表と総称するが、このうちいくつかを

<sup>1</sup> 例えば *STH* 1, 23 では、col. VI : 5 - col. X : 3 に記された女奴隸について、「これらは買われてきた者たちである *sag-sa<sub>10</sub>-me*」との記述がある (col. X : 4)。

選び、破損箇所や書記が省略した部分の補いと、表記・転写の誤りの修正を行った上で<sup>2</sup>、それらに現れる女奴隷の人名を調べた。その結果は以下の通りである（表 1-1 ～ 表 1-3）。

粘土板				A	B
(粘土板名)	(時期)	(内容)			
①	VS 25, 14	ルガルアンダ 6 年	子の組織への大麥支給 (11 回目)	11	6
②	TSA <sup>3</sup> 10	ルガルアンダ 6 年	妻の組織への大麥支給 (12 回目)	95	19
③	CT 50, 33	ウルカギナ・エンシ 1 年 <sup>4</sup>	妻の組織への大麥支給 (4 回目)	85	18
④	Nik 18	ウルカギナ・ルガル 1 年	子の組織への大麥支給 (? 回目)	18	5
⑤	STH 1, 21	ウルカギナ・ルガル 2 年	妻の組織への大麥支給 (9 回目)	137	34
⑥	STH 1, 25	ウルカギナ・ルガル 2 年	子の組織への大麥支給 (11 回目)	10	0
⑦	TSA 11	ウルカギナ・ルガル 3 年	妻の組織への大麥支給 (4 回目)	138	34
⑧	STH 1, 26	ウルカギナ・ルガル 3 年	子の組織への大麥支給 (5 回目)	13	2
⑨	CT 50, 34	ウルカギナ・ルガル 4 年	妻の組織への大麥支給 (4 回目)	127	29
⑩	Nik 16	ウルカギナ・ルガル 4 年	子の組織への大麥支給 (4 回目)	11	0
⑪	STH 1, 22	ウルカギナ・ルガル 5 年	妻の組織への大麥支給 (4 回目)	125	26
⑫	Nik 20	ウルカギナ・ルガル 5 年	子の組織への大麥支給 (7 回目)	11	0
⑬	STH 1, 23	ウルカギナ・ルガル 6 年	妻の組織への大麥支給 (12 回目)	171	22

表 1-1

人名	箇所 <sup>5</sup>									
	①	②	③	④	⑤	⑦	⑧	⑨	⑪	⑬
eš <sub>4</sub> -dar-um	III : 3									
zi-le	III : 5				X : 3 X : 10 XI : 16	VIII : 11 VIII : 17 X : 8		X : 3 X : 7 XII : 9	IX : 8 XII : 1	XIV : 12
HA-U <sub>2</sub> -U <sub>2</sub>	III : 6									
AN-ma	III : 9									
zi-la-la	III : 11	VI : 3	VI : 5		IX : 11	VIII : 3		IX : 9	IX : 2	XII : 14
um-me	III : 12									
ZUM		I : 2	I : 2		III : 5	II : 19		III : 7	III : 8	IX : 18

<sup>2</sup> 1 人の女奴隷は原則として一定の期間、継続的に大麥の支給を受ける。したがってある大麥支給表の破損部分に書かれていた女奴隷の名前は、その前後の期間に書かれた大麥支給表から補うことができる。また同様に表記の省略や誤り、粘土板コピーの間違いも、前後の粘土板と比較することで発見し修正できる。具体的にどう補い、修正をしたか、そのためにどの記録を利用したかを挙げることは、煩雑さを避けるために省略する。

<sup>3</sup> TSA における粘土板コピーにかんしては、文字を正確に転写しているか疑わしい箇所が非常に多い。そのため筆者が独自に修正した部分がかかり存在する（それらの中には、一見すればかなり強引な修正と思われるものも多いけれども、TSA コピーと筆者による修正をそれぞれ他の粘土板コピーと比較対照すれば、修正が適切であることは明白である）。

<sup>4</sup> ウルカギナは、即位後 1 年間はエンシという称号を用い、その後はルガル称号を用いて統治をした。

<sup>5</sup> コラムをローマ数字、行をアラビア数字で表す。また第 1 表で用いた番号をもって粘土板名に代える。以後の表もこれに準じる。

zi-zi		II : 1	II : 1		III : 20	III : 15				
aš <sub>2</sub> /taš <sub>3</sub> -ni-tum		II : 11	II : 10		IV : 7	III : 22		IV : 8	IV : 9	V : 11
ba-ba-e		III : 14	III : 13							
na-na		III : 15	III : 14							
ma-ma-tum		III : 17	III : 16		V : 10	IV : 21		V : 15	V : 11	I : 17
ag-ga-ga		IV : 1	IV : 1		V : 5 X : 6	IV : 16 VIII : 14		V : 11 X : 6	V : 7 X : 11	XIII : 2
a-am <sub>6</sub> -ma		IV : 2	IV : 2		V : 7	IV : 18		V : 13	V : 18	II : 2
si-PI-DU		IV : 3	IV : 3		V : 12	V : 1		VI : 1	V : 15	XII : 17
ma-ma-ni		IV : 5	IV : 5							
uš-ni-tum		IV : 6	IV : 6		V : 14 V : 21 X : 7	V : 3 V : 10 VIII : 15		VI : 3 VI : 10	V : 17	II : 1
za-na		VII : 10 VIII : 13 IX : 13	VII : 2 VIII : 13		V : 11 IX : 5 XI : 11 XIV : 5	IV : 22 X : 3 XI : 13 XIII : 5		I : 6 V : 16 XII : 4 XV : 2	I : 9 IX : 7 XI : 11 XIII : 17	II : 13 XII : 18 XIV : 8 XVI : 7
nin-ba-ba		VIII : 10	IX : 14		XII : 11	XI : 4		XIII : 7	X : 3	
bi-su-ga <sub>2</sub>		XI : 15 XIII : 15	XII : 16		II : 14 IX : 6	II : 10 VIII : 1		I : 15 IX : 7	I : 19	III : 2
šIM-tuš-še <sub>3</sub>		XII : 5	XI : 7		XIII : 11	XII : 8		XIV : 12	XIII : 10	XV : 19
gu-ug <sub>5</sub>			I : 15		III : 8	III : 3		III : 9	III : 10	IV : 15
si-um-me				VI : 5	VI : 11	V : 21		VII : 1	VI : 13	I : 8
U <sub>2</sub> -U <sub>2</sub>				VI : 6	VI : 12	V : 22		VII : 2	VI : 14	
e-ba-an-ni				VII : 1						
si-ma				VII : 9	VII : 5	VI : 13				
ha-šI				VIII : 1	VII : 6	VI : 15 VIII : 12		X : 4	IX : 9	
da-na					IV : 11	IV : 1		IV : 14	III : 12	I : 2
AB <sub>2</sub> . ŠA <sub>3</sub> .GE-na					IV : 12	IV : 3		IV : 16		
e-ba-ni					VI : 17	VI : 3				
a-ha-ti					IX : 4					
a-ha-ši					X : 4					
NI-su-ba					X : 5	VIII : 13		X : 5	IX : 10	XIII : 1
ša <sub>3</sub> -TAR						VIII : 18		XV : 14	XIV : 7	
AN-ma- NI-UD-BA							VII : 1			
GAN-um							VII : 2			
zi-na									IV : 15	I : 4
IGI-UR-KAL-BA										VI : 13
AN-BU-KAK										VIII : 8

表 1-2

人名	解説
eš <sub>4</sub> -dar-um	他の粘土版では eš <sub>4</sub> -dar-um-mi と書かれ、eš <sub>4</sub> -dar-um はその省略形である。eš <sub>4</sub> -dar-um-mi = Eštar-Ummī 「イシュタルは私の母」 <sup>6</sup>
zi-le	šilli 「私の影」 <sup>7</sup>
AN-ma	AN 「神」に強調の不変化詞 -ma が付いた <sup>8</sup> ?あるいは a-am <sub>6</sub> -ma の a が落ちたものか
zi-la-la	šilāla (?) (語根 šLL : šillum 「影」と同語根) <sup>9</sup> ?
um-me	Ummī 「私の母」 <sup>10</sup> ?
aš <sub>2</sub> /taš <sub>3</sub> -ni-tum	Ašnītum (語根 'šN)。あるいは Tašnītum 「繰り返し」。いずれにせよ語形が典型的なアッカド語のそれであることは確かである <sup>11</sup>
na-na	Nannā (?) (語根 NN ?)。nannûm 「命令」と関連 <sup>12</sup> ?
ma-ma-tum	Mamâtum/Māmâtum (語根 MM ?) あるいは mammîtum/māmîtum 「誓い」の複数形か <sup>13</sup>
si-PI-DU	読みについては諸説あるがいずれにせよアッカド語の語形を持つ。ひとつの可能性として si-wa-ra <sub>2</sub> = šī-Wara(?) (語根 'R ?) 「彼女は…」 <sup>14</sup>
ma-ma-ni	Ma-māni。Ma は「誰」、māni 「愛される」か <sup>15</sup>
uš-ni-tum	Ušnītum (語根 'šN) <sup>16</sup> ?
za-na	エラム語で「女」を意味するという説があるが <sup>17</sup> 、詳細は不明
si-um-me	šī-Ummī 「彼女は私の母」 <sup>18</sup>
si-ma	šī-ma 「彼女自身」か <sup>19</sup>
ha-ši	Hašī (?)。hašûm 「[植物] タイム」と関連するか <sup>20</sup>
da-na	Dannā (?)。dannum 「強い」と関連するか <sup>21</sup>
AB <sub>2</sub> . ŠA <sub>3</sub> .GE-na	AB <sub>2</sub> . ŠA <sub>3</sub> .GE-na = ze <sub>x</sub> -na であり、zinûm (ナツメヤシの一部) と関連があるとする説がある <sup>22</sup>
a-ha-ti	Ahatī 「私の妹」 <sup>23</sup>
a-ha-ši	Ahašī 「彼女の兄弟」 <sup>24</sup> ?あるいは ha-ši の誤りか
zi-na	Zinā (?)。zinûm (ナツメヤシの一部) と関連があるか <sup>25</sup> ?

表 1-3

<sup>6</sup> AWAS, 512; MAD 3, 42; *Onomastics*, 416. なお、*Onomastics* の参照箇所については多岐にわたるので、代表的なもののみ取り上げる。

<sup>7</sup> AWAS, 273, 512; MAD 3, 243.

<sup>8</sup> AWAS, 512; MAD 3, 32; *Onomastics*, 178.

<sup>9</sup> AWAS, 273; MAD 3, 243-244.

<sup>10</sup> AWAS, 512; MAD 3, 42.

<sup>11</sup> AWAS, 230; MAD 3, 76, 278.

<sup>12</sup> MAD 3, 202.

<sup>13</sup> AWAS, 246; MAD 3, 43-44, 177.

<sup>14</sup> AWAS, 232; AWL, 357; MAD 3, 59, 246-249.

<sup>15</sup> MAD 3, 177-179.

<sup>16</sup> AWAS, 232; MAD 3, 76.

<sup>17</sup> R. Zadok, "Elamites and Other Peoples from Iran and the Persian Gulf Region in Early Mesopotamian Sources", *Iran* 32 (1994), 31-51.

<sup>18</sup> AWAS, 246, 272; MAD 3, 42, 246-249; *Onomastics*, 278, 416.

<sup>19</sup> MAD 3, 246-249.

<sup>20</sup> MAD 3, 135.

<sup>21</sup> MAD 3, 112-114.

<sup>22</sup> AWAS, 533-534; MAD 3, 308.

<sup>23</sup> AWAS, 247; MAD 3, 21-23.

<sup>24</sup> MAD 3, 21-23.

<sup>25</sup> 注 21。

### Ⅲ. イギヌドウ

支配者の妻の組織・支配者の子の組織で働く労働者たちのなかに、シュメール語でイギヌドウ *igi-nu-du<sub>5</sub>* と呼ばれる者<sup>26</sup>がいる。彼らが前節で取り上げた女奴隷と同様、不自由身分の一種に属していたことは確かである。というのは、組織がイギヌドウを売買していた記録が残っているからである<sup>27</sup>。しかし一方で、所属は不明であるもののイギヌドウであることは間違いない者が、小作人の借り手として記録に現れるような場合があるので<sup>28</sup>、支配者の妻の組織・支配者の子の組織で働く者も含めてイギヌドウが完全な奴隷とは若干異なる存在であった可能性もある。

イギヌドウ集団にもまたラガシュ外の出身者が含まれる可能性が高い。多くの記録で彼らは匿名のイギヌドウとして扱われるため、十分な数のイギヌドウを調査の対象とはできないが、例外的にその個人名が記されたテキストにおいてはセム系の名前を持つ者がある程度確認できる。

#### 例2

例外的にイギヌドウ、あるいはイギヌドウの一種であるドウアク *du<sub>3</sub>-a-ku<sub>5</sub>* と呼ばれる人々の個人名がわかり、かつそのなかにセム系の人名を確認できる記録が存在するので、そのいくつかを用いて人名を検証した（表2-1～表2-3）。

粘土板				A	B
	(粘土板名)	(時期)	(内容)		
①	DP 339	ウルカギナ・ルガル4年	新規イギヌドウの編入	12	8
②	Nik 2	ウルカギナ・ルガル4年	妻の組織の大麥支給(6回目)	10	1
③	DP 114	ウルカギナ・ルガル5年	妻の組織の大麥支給(3回目)	10	1

表2-1

人名	箇所		
	①	②	③
buzur <sub>4</sub> -ma-ma	I:1		
kal <sub>2</sub> -bum <sub>2</sub>	I:2		
KAM-ba-e	I:3		
BU-su-e	II:3		
KU.KU	III:2		
su <sub>4</sub> -ma	III:3		
buzur <sub>4</sub> -ma-DUL <sub>3</sub>	IV:2		
AB-UM-BALAG	IV:3		
buzur <sub>4</sub> - <sup>d</sup> suen		I:12	I:11

表2-2

<sup>26</sup> 「目の開かない者」とも読むことができるが、盲人であったかどうかは不明である。

<sup>27</sup> 例えば VS 14, 144; Nik 293 など。

<sup>28</sup> 例えば TSA 7, col. VI 2-3.

人名	解説
buzur <sub>4</sub> -ma-ma	<i>Puzur-Mama</i> 「ママの庇護」 <sup>29</sup>
kal <sub>2</sub> -bum <sub>2</sub>	<i>Kalbum</i> 「犬」 <sup>30</sup>
su <sub>4</sub> -ma	<i>šū-ma</i> 「彼自身」か <sup>31</sup>
buzur <sub>4</sub> -ma-DUL <sub>3</sub>	<i>Puzur-ma-DUL<sub>3</sub></i> 「ma-DUL <sub>3</sub> の庇護」。ma-DUL <sub>3</sub> は不明 <sup>32</sup>
buzur <sub>4</sub> - <sup>d</sup> suen	<i>Puzur-Suen</i> 「スエンの庇護」 <sup>33</sup>

表 2-3

### Ⅲ. イル・「王宮の粘土板」の人々・「個別の粘土板」の人々

第三に取り上げるのは、支配者の妻の組織・支配者の子の組織に属する下級労働者たちである。彼らは少なくとも記録上では前節の女奴隷・イギヌドゥのように売買されてはいないが、一方で割当地と呼ばれる耕地の支給を受けることができず、かつ兵士として国家の防衛という重要事に参加しない点で女奴隷やイギヌドゥと同様であり、少なくともその多くは比較的低い身分の出身であるように思われる。これらの人々は、シュメール語でイル il<sub>2</sub> と呼ばれる労働者たち<sup>34</sup> と、それ以外の雑多な職種の人々の2グループに大別され、後者はさらに、「王宮の粘土板の中に ša<sub>3</sub>-dub-e<sub>2</sub>-gal」という表現によって総括される人々と、「個別の粘土板の中に ša<sub>3</sub>-dub-didli」という表現によって纏められる人々に分けられる。

これらの人々のなかでセム系の名前を持つことが確認できた者は僅かである。

#### 例 3

例 1 と同様にいくつかの大麥支給表を選び、それらに現れるイルおよび「王宮の粘土板」、「個別の粘土板」の人々の名前を調べたところ、以下のような結果が得られた（表 3-1 ～ 表 3-3）。

	粘土板			A	B
	(粘土板名)	(時期)	(内容)		
①	VS 25, 11	ルガルアンダ 6 年	妻の組織への大麥支給 (10 回目)	88	5
②	VS 25, 14	ルガルアンダ 6 年	子の組織への大麥支給 (11 回目)	27	2
③	STH 1, 15	ウルカギナ・エンシ 1 年	妻の組織への大麥支給 (5 回目)	72	3
④	Nik 18	ウルカギナ・ルガル 1 年	子の組織への大麥支給 (? 回目)	23	0
⑤	DP 113	ウルカギナ・ルガル 2 年	妻の組織への大麥支給 (8 回目)	101	4
⑥	STH 1, 25	ウルカギナ・ルガル 2 年	子の組織への大麥支給 (11 回目)	25	0
⑦	STH 1, 26	ウルカギナ・ルガル 3 年	子の組織への大麥支給 (5 回目)	26	0
⑧	STH 1, 17	ウルカギナ・ルガル 3 年	妻の組織への大麥支給 (10 回目)	101	6
⑨	Nik 16	ウルカギナ・ルガル 4 年	子の組織への大麥支給 (4 回目)	33	1
⑩	Nik 2	ウルカギナ・ルガル 4 年	妻の組織への大麥支給 (6 回目)	98	6
⑪	DP 114	ウルカギナ・ルガル 5 年	妻の組織への大麥支給 (3 回目)	97	5
⑫	Nik 20	ウルカギナ・ルガル 5 年	子の組織への大麥支給 (7 回目)	23	1
⑬	STH 1, 18	ウルカギナ・ルガル 6 年	妻の組織への大麥支給 (12 回目)	81	3

表 3-1

<sup>29</sup> MAD 3, 220-222; *Onomastics*, 414.

<sup>30</sup> MAD 3, 145.

<sup>31</sup> MAD 3, 246-249.

<sup>32</sup> MAD 3, 220-222; *Onomastics*, 414.

<sup>33</sup> MAD 3, 220-222; *Onomastics*, 414.

<sup>34</sup> 「運搬する (人々)」とも読むことができるが、運搬を主な仕事としていたかどうかは不明である。

人名	箇所									
	①	②	③	⑤	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
DU-DU	II : 13									
za-na	III : 3 III : 5		III : 5 III : 6 X : 6	V : 6 XIII : 4	V : 2 XIII : 15		V : 5 XIII : 4	V : 9 XIV : 11		XI : 8
ak-si <sub>4</sub>	VI : 8									
gi-num	VI : 11									
mar-tum		III : 14								
TAR-na		III : 15								
e-da-nam				VI : 14	VI : 11		VI : 14	VI : 18		IV : 17
U <sub>2</sub> -U <sub>2</sub>				IX : 4	VIII : 12		VIII : 13	IX : 6		VII : 9
IM-NI-PA					XIII : 11		XII : 20			
bi-su-ga <sub>2</sub>					XIV : 6		XIII : 11	XIV : 18		
a-lum-BA						V : 3			V : 6	

表 3-2

人名	解説
za-na	エラム語で「女」を意味するという説がある <sup>35</sup> が、詳細は不明
gi-num	<i>Kīnum</i> 「確立した」 <sup>36</sup>
mar-tum	<i>Mārtum</i> 「娘」か <sup>37</sup>
a-lum-BA	<i>Ālum-BA</i> 「都市は…」 BA は意味不明 <sup>38</sup>

表 3-3

#### IV. 「割当地を取る人々」

支配者の妻の組織・支配者の子の組織のいわば上級職員、およびそれに準じる扱いを受ける人たちを第四に取り上げる。彼らは組織から割当地を支給されたことが確認できるか、あるいは記録で「割当地を取る人々 lu<sub>2</sub>-šuku-dab<sub>5</sub>-ba」と呼称されるか、またあるいは戦争に参加したことが確認できる人々である。前節までの人々と比べて良い待遇を組織から受けており、また重要な役割を担っていることから、彼らは社会の中間層以上に位置する、したがっておそらく自由身分に属する人々であり、組織においては上級の職員であったのではないかと考えられる。彼らの中に「～の長 (ugula ～)」という職に就いている者がいることも、こうした推測を裏付けている。

これらの人々でセム系の名前を持つ者もまた少ないが、第Ⅲ節で取り上げた人々よりは若干多いようにも思われる。これは、偶然ではないとすれば、外部とのより自由な交流の結果であるかもしれない。

<sup>35</sup> 注 16。

<sup>36</sup> AWAS, 88; MAD 3, 138-140.

<sup>37</sup> MAD 3, 18-182.

<sup>38</sup> AWAS, 712; MAD 3, 3-6.

例 4

「割当地を取る人々」への大麦支給表、および徴兵対象者の名簿からいくつかを選び、これまでと同様の調査を行うと以下ようになる（表 4-1～表 4-3）。

	粘土板			A	B
	(粘土板名)	(時期)	(内容)		
①	STH 1, 6	ウルカギナ・エンシ 1 年	妻の組織への大麦支給（2 回目）	51	3
②	STH 1, 11	ウルカギナ・ルガル 3 年	妻の組織への大麦支給（1 回目）	56	5
③	STH 1, 13	ウルカギナ・ルガル 6 年	妻の組織への大麦支給（10 回目）	43	4
④	DP 116	ウルカギナ・ルガル 4 年	子の組織への大麦支給（7 回目）	24	4
⑤	Nik 3	ウルカギナ・ルガル 5 年	妻の組織の徴兵者名簿	173	14

表 4-1

人名	箇所				
	①	②	③	④	⑤
i <sub>3</sub> -li <sub>2</sub> -be <sub>6</sub> -li <sub>2</sub>	IV : 10	VIII : 2	VIII : 8		
U <sub>2</sub> -U <sub>2</sub>	V : 7	IV : 12		XI : 13	III : 15 XIII : 2
gi-num	V : 10	VIII : 12	VIII : 12		
KA-KA		I : 9	V : 4		II : 8
u <sub>2</sub> -du		V : 14			
gu-u <sub>2</sub>			X : 5		I : 1 IX : 5
ša <sub>3</sub> -TAR				V : 11	
UR-UR				V : 12	
a-lum-dan				V : 16	
LUGAL-bi <sub>2</sub> -nu-um					I : 4
KUM-tuš-še <sub>3</sub>					II : 13
bu-um-um					III : 19
na-ni					V : 12
DAR-da					VI : 14
bi-su-ga <sub>2</sub>					VII : 2
mi-su <sub>4</sub> -at					VII : 12
um-um					X : 17
EREN-da-ni					XII : 5

表 4-2



人名	解説
i <sub>3</sub> -li <sub>2</sub> -be <sub>6</sub> -li <sub>2</sub>	Ilī-Bēlī「私の神は私の主人」 <sup>39</sup>
gi-num	Kīnum「確立した」か <sup>40</sup>
a-lum-dan	Ālum-dan「都市は強い」。あるいは、別の粘土板で同一人物が i <sub>3</sub> -lum-dan と書かれる場合があるので、Ilum-dan「神は強い」か <sup>41</sup>
LUGAL-bi <sub>2</sub> -nu-um	LUGAL-Binum「王は息子」か <sup>42</sup>
na-ni	Nannī「私の命令」か <sup>43</sup>
mi-su <sub>4</sub> -at	Mi-šūāti「これは何だ」か <sup>44</sup>
EREN-da-ni	EREN-danni(?)「エリン杉は…」。danni(?)は dannum「強い」と関連する語か <sup>45</sup>

表 4-3

## VI. その他

支配者の妻の組織・支配者の子の組織に属して働く人々は、第 I 節から第 IV 節までで全て取り上げた。残るはこれらの組織の活動に外から関わった人々である。

これらの組織の対外的な活動は社会に一定の影響をもっていた存在、すなわち都市の有力者や他神殿組織を対象にしたものが多く、都市住民の各々を広く対象として行われていたものは小作地の貸付けなど僅かであったらしい。そのためか、組織外の間人としては、社会的地位の高い者ほど記録に現れることが多く、身分の低い者はほとんど記録に現れない。

全般的な傾向としては、これらの人々のなかにセム系の名前を持つ者が現れることは非常に少ないと結論できるが、煩雑さを避けるために、具体例を挙げることは省略する。

## おわりに

すでに第 I 節の冒頭で述べたことであるが、人名を調べたいずれのグループのなかでは、女奴隷集団をのぞいてはセム系の名前を持つ者はさほど多くない。ただしこのことからただちに、当時のラガシュにセム人が少なかったと最終的に結論できるわけではない。とりわけ奴隷たちが、購入後名前をシュメール人風に変更させられている可能性も考えられるからである。

本稿には、本来の意味で新しい発見と呼びうるものはほとんどないといってよい。粘土板の読解や人名の判定においても、筆者が修正し、あるいは新しい見解を示した箇所はいくつかあるものの、大部分は先達の研究成果をそのまま利用した。またラガシュ文書にセム系人名がどの程度現れるかということも、専らこの文書を研究している者にとっては、漠然とではあるが既に了解されていたであろうことであって、筆者はただそれをより鮮明な形で描き出したにすぎない。

しかし、本稿の元となった報告を 2008 年 1 月 26 日に行ったさい、「もっとセム系の人名は多く検出できると思っていたが、予想より少なくて驚いた」という感想をいただき、そのような個人的「発見」に少しで

<sup>39</sup> AWL, 191; MAD 3, 26-36, 86-90; *Onomastics*, 406, 410.

<sup>40</sup> 注 35。

<sup>41</sup> AWAS, 304; AWEL, 128; MAD 3, 3-6, 26-36, 112-114; *Onomastics*, 299, 407.

<sup>42</sup> MAD 3, 97, 286-289.

<sup>43</sup> MAD 3, 202.

<sup>44</sup> AWEL, 84; MAD 3, 177-179, 246-249.

<sup>45</sup> MAD 3, 112-115.

も貢献できたのであれば、そこにこの調査発表の意義があったと思われる。

# 二言語併用世界の文字トリック

— 『エヌーマ・エリシュ』の注釈書：マルドゥクの「50の名前」を例に—

松島 英子（法政大学）

## I. 「注釈書」

バビロニアの代表的な叙事詩のひとつ『エヌーマ・エリシュ』の最後を飾る場面に、マルドゥクの「50の名前」が列挙されていることはよく知られている。言うまでもなく『エヌーマ・エリシュ』は、メソポタミア世界において特段の地位を占めた作品である。そのことを考えると、叙事詩の締めくくりとなる「50の名前」は、物語の一エピソードにとどまらない大きな意味を持っている。

ところでこの部分の文章構成は、多くの場合行頭にシュメール語の熟語からなる名前を一つ挙げ、行の後半あるいは後続する文章において、当該の名についての説明をアッカド語の文章によって記すかたちをとる。現代の読者はアッカド語の文章のなかに、それぞれの名前が何ゆえマルドゥクにふさわしいのか、マルドゥクという神の特性のどのような部分を表わしているのか、についての説明を期待するが、この疑問に答える論理的説明はほとんど与えられていない。われわれの眼から見れば、シュメール語の「名前」に対するアッカド語の「説明」は、論理的説明ではなくたんなる散文的な叙述にしかすぎない。ところが行頭の名前とそれに続く説明に関して、この説明に「正当な理由」があることを論証する「注釈書」が、全く別個に存在している。少なくとも目下のところ、次のような一群の文書が知られている。

(A) *STC II*, 51-53, 54, 55 + *CT 19*, 6 + *RA 17* (1920), 169

(B) *STC II*, 56-58, 59, 60

これは『エヌーマ・エリシュ』（以下 Ee と表記）タブレット VII 1 行以降 について、つまり VI 123 行から列挙が始まるマルドゥクの「50の名前」のうち、第 10 番目以降の名前を対象とした書物である。第 1 から第 9 の名前については、現存のテキストでは言及がない。テキスト原本がはじめから第 10 番目以降の名を対象にして著されたものか、それとも欠損の結果こうなったのか、今のところ判断がつかない。事実現存のテキストそのものも、かなりの欠損部を抱えている。なお、ほかにもシッパル出土の文書に未発表の Ee 注釈書断片が含まれているというが、「50の名前」に関わるものかどうか、私は確認していない<sup>1</sup>。

さて上に列挙した一連のテキストは、アッシリア学の世界で一般に「注釈書」と呼ばれる類のものだが、実際に写本を紐解いてみると、ここに見られるのはわれわれが思い描く注釈ではない。マルドゥクに贈られた名前として表記されているシュメール文字をとり出し、それぞれに対応する（と注釈者が主張する）アッカド語の語彙を列挙する方式である。

この「注釈書」について、私の知る限り多くの研究が発表されてきたとは言い難い。基本的なものとしては Jean Bottéro, «Les noms de Marduk, l'écriture et la «logique en Mésopotamie ancienne», M. deJ. Ellis (ed.), *Ancient Near Eastern Studies in Memory of J. J. Finkelstein*, Connecticut 1977, pp.5-28 が挙げられる。本稿はその内容に多くのヒントを得たものである<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> *Catalogue of the Babylonian Tablets in the British Museum*, vol.VII (Tablets from Sippar 2), London 1987, p. 182: 82-9-18, 6599; vol.VIII (Tablets from Sippar 3), 1988, p.52: AH 83-1-18, 1427+1570.

なお、Ee の注釈書のひとつ *CT 13*, 32 が前 8-7 世紀の写本によって知られている。これはマルドゥクの「50の名前」の意味そのものについて興味深い情報を含んだものであるが、詳細については拙論「マルドゥクの「50の名前」の意味について」『オリエント』51/1, 2008年9月, 165-180頁参照。

<sup>2</sup> これに先行する研究論文または言及例は、かなり古い時期のものであるが、ボテロ論文 p.5 に列挙されている。なお、柴田大輔「古代メソポタミアにおける神名解釈学—シュメール語シュイラ祈祷 *ur-sag uru ur<sub>4</sub> ur<sub>4</sub>* [勇士、逆巻く洪水]

## II. 「注釈」の方式

さて「50の名前」は、先に述べたように名前の提示とそれに続く説明文から成り立っている<sup>3</sup>。それぞれの名前は多くの場合シュメール文字の熟語であり、アッカド語の叙述文がこれに続く。行の後半を占めるだけでなく、後続の行におよび、ときに数行に渡ることがある。叙述文からなる「注釈」の内容は、ある程度納得のいくもの、相当強引なもの、奇想天外なもの、全く根拠が分からないもの、と様々である。ポテロの前掲論文で細かい議論がなされているが、記述がやや煩雑でもあるため、私なりの理解をあわせて整理し、次のようにまとめてみた。

① 多くの場合シュメール文字を組み合わせた熟語または短い句であるそれぞれの名前に、シュメール文字の意味に対応するアッカド語の語彙を機械的に割り当てる方式をとる。当該の文字は単音節からなる場合と、複数音節からなる場合がある。後者の場合、長い音節を短い音節に区切り、各々の音節を取り出して検討の対象とすることが頻繁に行われている。音節の区切りは恣意的で、必ずしも実際の発音に正確に合致しない（たとえば ugu を ug とするなど）。

② アッカド語は子音を重視し母音を副次的に扱う傾向があるため、ある文字を同子音で異母音の文字へ横滑りする現象が現れる（ru と ra など）。

③ 有音子音と無音子音の区別の無視がしばしば起こる（du と tu を等価に扱う、など）。

④ ほとんどのシュメール文字は複数音価を持つため、ある読みの文字を別の読みに置き換え、本来の読みと無関係な意味を引き出すことが可能となる。

⑤ シュメール語には同音異字が多いため、ある文字を、読みは同じだが全く別の文字に横滑りさせ、その文字の意味に置き換える操作が行われる。④と⑤はしばしば連動して利用される。

⑥ シュメール文字に対応するアッカド語の語彙の同定は、当時の書記にとっての一般常識の範囲（たとえば DINGIR=*ilu*, DÛ=*banû*, I=*nâdu*）ばかりでなく、何らかの文献の根拠さえあればそれを利用して行われた。さまざまな「文字リスト」「辞/字書」「辞/字/事典」の類が自在に活用された。

⑦ 対応関係には、以上の説明では理解できないものが数多く含まれている。だが理由が推測可能なものもあって、そのひとつが、「意味の近似性」である。

⑧ もうひとつ、「近似性をきっかけとした意味の展開」がある。この展開はかなり自由に行われ、広範囲におよんだ。

⑨ シュメール文字の読みとアッカド語の単語の読みが似ているとき、それをそのまま利用することもしばしば行われた。

---

におけるマルドゥクの名前と称号—『オリエント』49/2、2006年3月、24-39頁では、本稿で取り上げる「注釈書」の一部に言及しているほか、50の名前のうち「注釈」がないものの一部を、同様の手法で分析を試みている。

<sup>3</sup> ところでこの名前の数を素朴に勘定してみると、実際には51列挙されている。これをEeは本文の中で繰り返し「50」と呼んでいる。P. TalonはEe VII 140で言及されているEaを52番目の名前と捉え、総計52の名が実際にはマルドゥクに贈られたと考える（*The Standard Babylonian Creation Myth Enûma Eliš*, SAACT Vol.V, Helsinki, 2005, p.x, p.108）。彼はEeの物語展開において、Eaがその行為パターンにおいて、マルドゥクを先取りしていることに大きな関心を寄せ、その観点からVII 140にこだわっている。しかしこの行に先行するVII 137では「イギギは彼のすべての名を（こうして）命名した（*zik-ri ḫ-gi-gi im-bu-u na-gab-šu-un*）」とあるから、そのあとに出てくるEaを一連の「名前」に含めるかどうかは意見が分かれよう。しかし重要なことは、「51か52か？」ではなく、素直に勘定して50以上の名が言及されているのに、テキスト本文が「50の名」と繰り返し言明していることである。つまりEeが「50」という数字を、意識的に強調しているという事実である。

以上概観しただけでも、かなり無理をして対応関係を引き出したもの、「屁理屈」、「トリック」としか言いようがないものが含まれていることが分かる。だが、それでもなお説明がつかない対応関係が、「注釈書」にはいくつも見られる。ボテロは、われわれが知らない彼ら独特の理屈付けがあったと考えるが、こうした「理屈」、「トリック」を追求し、その根底にあるものを探り出すことは出来ないだろうか？ 次のような現象を私は指摘したい。

⑩ 意味論の観点から理解不可能だが、字形から説明できる、または推測できる対応関係がある。字形の利用はかなり緩やかな裁量のもとに行われた。

⑪ シュメール文字をアッカド語に読み替えた上で、対応するアッカド語の語彙を適宜音節に区切って利用するなど、音を使った理由付けも行われた。

⑫ アッカド語の「同音異義語」を利用して対応関係を引き出したと思われる例がある。

それでは実例に即して「(屁)理屈」、「トリック」の適用状況を観察してみよう。

### Ⅲ. マルドウクの「50の名前」「注釈」例

現存の「注釈書」冒頭とそれに対応する第10番目の名前の例から見てみたい。これは Ee の次の行の「注釈」である。

(VII 1) ASAR.RI *šá-rik mé-reš-ti šá iṣ-ra-ta ú-kin-nu*

( 2) *ba-nu-ú še-am u qé-e mu-še-šu-ú ur-qí-ti*

「アサルリ、農耕を授けるお方、(耕作地)区画を定めるお方、穀物と麻の創造主、(あらゆる)緑を発芽させるお方」

この部分に注釈書は次のような説明を加えている。

STC II, 51

- |    |                      |                  |
|----|----------------------|------------------|
| 1  | <sup>d</sup> ASAR.RI | <i>šá-rik</i>    |
| 2  | RU                   | <i>šá-ra-ku</i>  |
| 3  | SAR                  | <i>mé-reš-tu</i> |
| 4  | A                    | <i>iṣ-ra-tu</i>  |
| 5  | <sup>SI</sup> RA     | <i>ka-a-nu</i>   |
| 6  | <sup>RU</sup> RU     | <i>ba-nu-u</i>   |
| 7  | SAR                  | <i>še-im</i>     |
| 8  | SAR                  | <i>qu-ú</i>      |
| 9  | <sup>MA</sup> SAR    | <i>a-šu-ú</i>    |
| 10 | SAR                  | <i>ar-qu</i>     |

以下の解釈は J. Bottéro, *Mésopotamie : l'écriture, la raison et les dieux*, Paris 1987, pp.121-25 によるものである<sup>4</sup>。ひとつの解釈例として紹介してみたい。

SAR「緑のもの」、「畑・果樹園」を意味する。ここから *mēreštu*「農耕」と *urqu*「緑のもの」が導き出され、さらに植物である「穀物」、「麻」を引き出す。

また SAR は MA<sub>4</sub>とも読み、これは動詞 *ašû*「出る」に対応するから二行目の *mušēšû* が導き出される。

A は「水」の意味だが、メソポタミアでは水路・溝が農耕地の境界をなしたことから、*iṣratu* を引き出す。

<sup>4</sup> 邦訳はジャン・ボテロ著、松島英子訳『メソポタミア 文字・理性・神々』、法政大学出版局、1998、145-49頁。

RI は母音を無視して RA または RU と読み換えると RU=*šarāku*<sup>5</sup>となる。RA を同音異字の RÁ に置き換えると RÁ=DU=GUB=*kānu* であり、RU を同様に RÚ に置き換え RÚ=DÜ=*banû* が導き出せるため、二行目冒頭の語に対応する。こうしてアッカド語の説明文に含まれる要素が、すべて ASAR.RI のなかに見出されることになる。

以上は「注釈書」に対するポテロの解釈であり、注釈者の意図とおそらくは大差ないものと思われるものの、寸分違わぬという保証はない。しかし STC II, 51 が提示しているのは、Ee という権威ある作品に対する注釈者の見解であり、もともと注釈者自身の個性や主観が入り込む余地がある。問題はその見解にどのような裏づけがあり、どのような説得性を持つのか、である。これから他の例を取り上げ、この点を具体的に検討してみることにしよう。以下ではまず Ee のテキストから該当部を提示し、次に「注釈書」の対応部分のテキストを示し、続けて「コメント」として個別に検討を行うこととする。

1) 第 11 番目の名前：Ee VII 3-4

<sup>d</sup>ASAR.ALIM *šá ina bīt (É) mil-ki kab-tu šu-tu-ru mi-lik-šu*

*ilāni (DINGIR.DINGIR) ú-taq-qu-ú a-dir la ah-zu*

「アサルアリム、助言の館の重鎮であり、その助言が一際偉大なお方、神々は畏まって傍らに控えている。恐怖にとりつかれることもなく」

注釈書：STC II, 51

11	ASAR. ALIM	
12	SA	<i>bi-i-tú</i>
13	SÁ	<i>mil-ku</i>
14	ALIM	<i>kab-tu</i>
15	SA	<i>at-ru</i>
16	SÁ	<i>mil-ku</i>
17	DINGIR	<i>i-lu<sub>4</sub></i>
18	SA	<i>ú-qu-u</i>
19	<sup>diri</sup> DIRI	<i>a-da-ru</i>
20	[ <sup>diri</sup> ]DIRI	<i>a-ha-zu</i>

コメント：

12 – 13 (以下では「行」を省略する)：SA=*bi-i-tú*, SÁ=*mil-ku* というが、後者は語彙テキストに出典がある：<sup>sa-a</sup>SÁ=*mil-ku* Ea IV 92, <sup>sa</sup>SÁ=*mil-ki* Antagal etc.<sup>6</sup>。このような同定が可能になる理由は、少なくとも SÁ という字が本来持つ意味や機能から出たはこない。しかし次の可能性が考えられる：*malāku*, *milku*=GALGA (=GÁ×GAR)。字形を構成する要素のなかから GAR を取り出すと、これは SÁ と同形である。ここから同音である ŠA<sub>22</sub> が導き出され、それと同字形の SA<sub>4</sub> へと繋がり同音の SÁ にたどり着く。

前者 (SA=*bi-i-tú*) の出典は現時点では見当たらないし、意味論の観点からも説明は難しい。しかし古バビロニア期以前の文字形を見ると、SA は *bītu* に対応するシュメール文字 *é* と外見が似ている。字形の右端の縦棒の有無が二つの文字を区別している。ところで「解釈」における同定理由の根拠として字形が利用される例は、これから見るように決して少なくない。そのことを勘案すれば、SA と *é* との字形の近似が SA=*bi-i-tú* という説明の唯一の根拠であると推測される。

<sup>5</sup> 実際には A.MU.(NA.)RU=*šarāku* : CAD Š/II 40b.

<sup>6</sup> CAD M/II 66a; AHW 652a.

さらに語彙テキストによれば E.LUM=ALIM=MIN (=kab-tum) , Emesal vol.ii 22f.<sup>7</sup>。

また SA を同じ音価を持つ別の文字 SA<sub>5</sub> に置き換えれば、SA<sub>5</sub>=DIRI であり、語彙テキストに DIRI=a-[da-ru], Erimhuš II 95f. とあるので<sup>8</sup>、(w)ātru, adāru, ahāzu が導き出される。同様に同音異字 SA に置き換えれば uqu (qu'u:「控える」、Dt 形で「畏まって控える」) を導き出すと「注釈書」はいう。この説明のうち ahāzu と uqu に関しては、目下のところ妥当な根拠ないしは出典を私は発見できていない。

## 2) 12 番目の名前: Ee VII 5

<sup>d</sup>ASAR.ALIM.NUN.NA ka-ru-bu nu-úr a-bi a-li-di-[šu]

「アサルアリムヌナ、誉れ高きお方、御父にとっての光！」

注釈書: STCII, 51

21 [<sup>d</sup>AS]AR.ALIM.NUN.NA

22 [ k]a-[r]u-b[u]

コメント:

22 の欠損部には NUN が入っていたと推定できる。語彙テキストによれば ka-ru-bu=ru-bu-ú : Malku I 13 であり<sup>9</sup>、ここから NUN に繋がる。

なおここについての「注釈書」は現状ではたった二行しか残っていないが、欠損部分に記載されていたであろう説明についても、若干の推測が可能である。まず ASAR.ALIM.NUN.NA の ASAR から音節 A を取り出せば Ee VII 5 のアッカド語文に使われている abu, ālidu とは容易に対応する。また音節 AS を取り出せば、同音の AS<sub>5</sub> が ŠIR と同形であり、語彙テキストに [MU]<sup>m</sup> ŠIR=GIŠ.ŠIR=nu-u-ru (Emesal voc. III 33 etc.) とあるので<sup>10</sup>、nūru と対応することになる。ただしこれはあくまでも推測であって、STC II, 51 の原本にこの通り記されていた保証は何もない。

## 3) 第 13 番目の名前 : Ee VII 9

<sup>d</sup>TU.TU ba-an te-diš-ti-šu-nu š[u-ú]-ma

「トウトウ、このお方こそが彼ら（の神像？）を新しく作り出す！」

STC II, 56

1 [<sup>d</sup>T]U.TU ba-a-nu

2 TU ba-nu-u

3 TU e-de-šú

4 DA šu-ú

コメント:(なお、以下のすべてのコメントにおいて、煩瑣な記述を避けるため、略式の表記を行う:A→Bは「AからBが導かれる」を意味する。また( )内は導入や同定の理由説明である。)

2ではTU(同音)→TÙ(同字形)=DU(同音)→DÛ=banûとなる。3でedēšuが導かれたのは、これとの意味近似によるものだろう。語彙テキストにも<sup>du</sup>TU=ba-nu-ú, a-la-du A VII/4 60f. とある<sup>11</sup>。

4のDAはシュメール語の文法要素としてšúに結びつけられている。

続けて同じ第13番目の名前<sup>d</sup>TU.TUについて説明しているEeのアッカド語文とその「注釈」を見てみよう。

VII 10 : li-lil sa-gi-šu-nu-ma šu-nu lu-ú pa-áš-hu

「彼らの聖堂が清められ、彼らが休心するように！」

<sup>7</sup> CAD K 240a.

<sup>8</sup> CAD A/I 103b.

<sup>9</sup> CAD R 396b.

<sup>10</sup> CAD N/II 347b.

<sup>11</sup> CAD B 84a.

STC II, 56

5	TU <sub>9</sub>	<i>el-lu<sub>4</sub></i>
6	[D]Û	<i>sa-gu-ú</i>
7	[D]A	<i>šu-ú</i>
8	[DA?]	<i>lu-ú</i>
9	[TE]	<i>pa-ša-hu</i>

コメント：

5ではTU<sub>9</sub>（同音）→TÚ（同字形）=UD=*pešû*（意味の近似）→*ellu*<sup>12</sup>

6ではDU（同音）→TUK/DU<sub>12</sub>（同字形）=RÁŠ（母音を無視して）→REŠ（同字形）=SAG（清濁音の区別を無視して）→ZAG=*sagû*

8ではTU（母音無視）→TIとした上で、元来は異なるサインであったTÍとHÉがこの時代は同字形であることを利用し、HÉ=*lū*

9は語彙テキスト参照：TE=*na-a-hu pa-ša-hu* Izi E 102 f.<sup>13</sup>

(VII 11) *lib-ni-ma šipta* (ÉN) DINGIR.DINGIR *li-nu-uh*

「彼のお方が呪文を作り、神々が心を鎮めるように！」

STC II, 56

10	TU	<i>[ba-nu]-ú</i>
11	TU <sub>6</sub>	<i>šip-[t]u<sub>4</sub></i>
12	DINGIR	<i>i-lu<sub>4</sub></i>
13	TI	<i>na-a-hu</i>

コメント：

10についてはEe VII 9の注釈を、13についてはVII 10の注釈を参照。

(VII 12) *ag-giš lu te-bu-ú li-ni-'ú [i-rat-s]u-un*

「(たとえ)彼らが蜂起しようとも、後退するように！」

STC II, 56

14	TU <sub>4</sub>	<i>a-ga-gu</i>
15	ŠA	<i>lu-ú</i>
16	TU <sub>4</sub>	<i>te-bu-ú</i>
17	TU	<i>ni-'ú</i>
18	DU <sub>8</sub>	<i>ir-tu</i>

コメント

14：TU<sub>4</sub>=ÍB、ところで語彙テキストに<sup>i-ib</sup>ÍB=*a-[g]a-[gu]* Idu I 78b<sup>14</sup>

16：TU<sub>4</sub>（同音）→TU<sub>9</sub>→TU<sub>9</sub>/TÚG（元来別のサインであったが、この時代は同字形）→ZÌ=*tebû*

17：理由は不明。

18：DU<sub>8</sub>（同字形）=GAB=*ir-tu*

(VII 13) *lu-ú šu-uš-qu-ú-ma ina UKKIN* (KA×BAR) DINGIR.DINGIR [AD.AD]-šú

「かのお方こそがその父祖の神々の集会のなかで最高である！」

<sup>12</sup> なおCAD E 103aではこの箇所をKU=*el-lu*の例として引用しているが、それではTU音との対応が説明できない。

<sup>13</sup> CAD P 228a.

<sup>14</sup> CAD A/I 139a.



STC II, 56

19 DA *lu-ú*  
20 DA *ša-qu-ú*

---

21 TA *i-n[a]*  
22 MU UKKIN ! *p[u-uh-ru]*  
23 DINGIR *[i-lu<sub>4</sub>]*  
24 D[INGIR *[a-bu]*

コメント

20 : *šaqu*=GIŠ : 根拠は不明であるが、GIŠ=*našú* でこれは *šaqu* と意味が近似し、一方 GIŠ は UD と字形が似ている。こうした類似 / 混同の結果→ UD=TÚ (同音) → TÚ=DU となったのではなかろうか。

22 : 実際にここに見られる字形は正しい UKKIN ではなく KA×LI=TU<sub>6</sub> である。ただし字形は類似しているので類似 / 混同の結果 *puhru* と結びついたのであろう。さらに同字形の MU<sub>7</sub> → (同音) MU となったと思われる。ちなみに CAD P 486a はここを <sup>m</sup>UKKIN=*pu-uh-ru* としている。

Ee VII 14-16 に対応する「注釈書」は欠損のため現存しないので、ここは飛ばし次の文章に進みたい。

(VII 17) *al-kàt-su-nu iṣ-ba-tu-ma u-ad-du-ú [man-za-as-su-un]*

「彼ら (= 神々) の行程を整え彼らの持ち場をわりあててお方」

これは Ee VII 15 に出てくる名前 <sup>d</sup>TU.TU.<sup>d</sup>ZI.UKKIN.NA についての説明文である。

STC II, 59+51 ii

1' ZI *[a-la-ku ?]*  
2' ZI *[ša-ba-tu ?]*  
3' ZU *[e-du-u]*  
4' NA *ma[n-za-zu]*

コメント

1' : *alāku*=DU (同字形) =TÚ (同音) → TU (同字形) =KU<sub>4</sub> (同音) → KU

KU と ŠÈ/ÚB/ZÌ は元来別の字だが nA では同形である。これを利用して ZÌ に結びつけることができ、さらに同音 ZI が導き出される。

2' : <sup>da-ab</sup>KU=*ša-ba-tum* MSL 2 p.151: 31f.<sup>15</sup> その後の同定経路は前行同様となる。

4' : *manzazu* 2) a mark on the liver においては NA=*man-za-zu* : ここから <sup>na</sup>NA=*man-za-zu* (Sb I 276b, etc.) となる<sup>16</sup>。この *manzazu* 2) を「場所」を意味する同音の語 *manzazu* 1) に対応させることで 4' のコメントが成立する。これはアッカド語内部の音の対応関係を利用したものである。

以上 Ee に出てくる「50 の名前」とそれに対する「注釈書」について、そのごく一部を検討してみた。「注釈書」は現存するものだけでもまだかなりの分量がある。紙幅の関係から本稿ではひとまず検討を中断し、別の機会を求めて継続することとしたい。しかしこうして見てみると、II で①から⑫として示した様々な注釈の経路が、実際には複合的に適用されていることが分かるであろう。

#### IV. 「注釈書」がない場合はどうなるか？

さて、現存する「注釈書」は欠損も多く、「50 の名前」をあまねくカヴァーしているわけではない。Ee

<sup>15</sup> CAD S 6b.

<sup>16</sup> M/I 234b.

VI 123 から列挙される「50 の名前」のうちとりわけ第 1 番目から第 9 番目までの名前についての注釈は、前述のようにタブレット断片さえ見つかっていない。しかしこれまで見た注釈の事例を参考にすると、「もし注釈書が存在したとすれば、こんな風にしたかもしれない」説明が見えてくる。例えば 50 の名前のいち第一番目のものは次のように「注釈」できる。

VI 123 <sup>d</sup>Marduk (AMAR.UD)

MARDUK：ここでは最も一般的な表記 <sup>d</sup>AMAR+UD が用いられている。この名前に Ee VI 124 は次のような解説を加えている。

(124) *šá-kin mé-ri-ti ù maš-qí-ti mu-ṭah-hi-du ú-ri-sin*

「牧草（地）と水場を確保するお方、その家畜小屋を富ますお方」

Marduk をここでは MAR (+U) +DU+UK (U) と分解している。

MAR=GAR<sub>7</sub>→GAR→*šākin* とこじつけることが可能になる。

*merītu*=Ú.KU：「牧草（地）」。これは UK (U) の音に対応する。

*mašqītu*=Ú.A：「水場」。これは U と A の音に対応する。

*muṭahhidu* は動詞 *ṭahādu* の派生形：*ṭahādu*=DU<sub>8</sub> で同音の DU に繋がる。

ところで GÚ.TAR.ANŠE=*ú-ri-e si-si-i* (Igituth I 380 etc.)<sup>17</sup>。ここから G/KU にこじつけることが出来る。

こうしてかなり無理をする訳だが、アッカド語の解説文のなかに MARDUK に対応する全ての要素が見つかることになる。

## V. 結び

上の 4 で行った「注釈」は全くの仮説であり、将来「注釈書」が発見される日が訪れるとしても、そこに同じの説明が見つかる保証はない。しかし「注釈書」が現存していない部分に、こうしてわれわれが恣意的な注釈を加えることは可能である。説明が困難または不可能な場合もあるが、かなりのものは比較的容易に、あるいは少々梃子摺りはするものの最終的には何とか解釈をこじつけることができる。それはなぜなのか、どのようなことを物語っているのだろうか？もしや Ee の「50 の名前」全体が、始めから「トリック」的な構想に基づいて組み立てられているからなのではあるまいか？メソポタミアは文字体系が成立した時期から、すでにシュメール・アッカド二言語併用の世界であった。シュメール語が日用語の地位をアッカド語に譲った後も、書記の世界では二言語に通じていることが要求された。しかもその頃からアラム語が浸透してきて、日用語としての地位を上げていった。メソポタミアの言語状況は複雑な様相を呈し、文字世界もこれに大きな影響を受けた<sup>18</sup>。このような背景のなかで、「注釈書」は編まれたのである。

「50 の名前」とそれについての「注釈」は、今日の世界で見られる「文字遊び・文字クイズ」に似ている。文字に通じた人々の間では、語呂合わせや字形を利用する遊びが成り立つ。例えば漢字と仮名という二つの文字体系を使い分けているわれわれの間では、漢字の形の全部または一部を利用したり、表意的な漢字と音節文字である仮名を絡ませ、知識の量やインスピレーションの優劣を競うクイズを作り戯れることがある<sup>19</sup>。遠く離れた世界ではあるが、Ee の作者（たち）は、われわれが知る文字遊びとなにがしか共通する知的関心と、高度な知識、そして複雑な頭脳作用に基づいて「50 の名前」の部分を編み出したのではなか

<sup>17</sup> CAD S 328b.

<sup>18</sup> S. L. Sanders (ed.), *Margins of Writing, Origins of Cultures*, Oriental Institute Seminars No.2, Feb. 25-26, 2005 (PDF), passim.

<sup>19</sup> 『源氏物語』葵の巻には、光源氏が紫の上と「暮うち、偏つむぎなどしつつ、日を暮らしたまふに」とある。漢字の旁だけを示してその偏を継がせる遊戯（山岸徳平校注『源氏物語』(一)、432 頁、注 10、岩波書店）というが、このように日本における文字遊びの歴史は長い。

ろうか。そればかりではない。Ee という作品は叙事詩の体裁をとっているが、その構成を分析してみると、きわめて周到に筋書きを用意し、しかも巧妙なテクニックを駆使して、効果的に物語を展開していることがわかる<sup>20</sup>。その背景にこうしたトリック的発想法が作用していたことは間違いなからう。二言語併用世界が、そこにさまざまなインスピレーションを注ぎ込んだことであろう。

この「遊び・トリック」は、先に①-⑫として整理した方式に基づいて工夫された。われわれはそれを適用した事例を、若干ながら検討した。そこから見えるのは、こうしたトリックが、「内容」ではなく「型」に即して行われていることである。ポテロは、「注釈書」の世界に彼ら独特の論理があったと考えた。しかし独特とはいえそれが第三者に対して説得性をもつ論理であるためには、何がしかの普遍性がなければならない。私は、彼らが「型」による説明を積み重ねたことが、普遍性を導く結果になったと理解したい。型は形式的に見えるが、徹底すると内実を伴うものである。50の名とその「注釈書」は、型によるトリックを積み重ね、見事な神名解釈学を構築した。こうした人々によって、「注釈書」という独自の文芸ジャンルとその世界が形成されたのである。

メソポタミアの文字文化が持つきわめて重要な一面がここにある。バビロニアの文人たちがシュメール世界から引継ぎ、音節表示機能を組み合わせながら築き上げていった高度な文字体系、そして二言語併用世界が提供した知識と着想が、その基盤を提供したことは疑いの余地がない。

(本論を作成するにあたり 2007 年度法政大学科研費連動助成金による成果をとり入れた。)

---

<sup>20</sup> 注 1、松島前掲論文。

# Martu

## —族長制度の確立—

前田 徹（早稲田大学）

本稿の目的は、すでに公表されている「マルトゥ、周辺異民族＝「蛮族」観からの自立過程」『ヨーロッパ史における分化と統合の契機』（平成10年度～平成13年度科学研究補助金研究成果報告書 研究代表 前田徹 2002.3, 5-15頁）をもとに、マルトゥにおける族長制度の成立に焦点をあて再論することである。

先の論文での問題設定は、アッカド王朝時代に支配領域の西の端バシャルに姿を現したマルトゥが、約400年後のバビロン第一王朝時代に、独立した政治勢力としてアッカド人と同格に扱われるまで地位を高めた、この過程をどのように捉えるかということであった。これについて、次のような過程が設定できると結論付けた。

マルトゥは、シュメール・アッカドの人々によって華夷の区分による中心と周辺二分法から、周辺異民族として蛮族視される存在であったが、前三千年紀末にウル第三王朝の軍事組織の一翼を担うことで、メソポタミアの伝統社会の一員として認められる過程の第一歩を踏み出した。その後、他称に由来するマルトゥという自己意識を越えて、諸部族にいったん分化し、社会的・政治的・軍事的に強大化した諸部族が、系譜を同じくする同族意識によって、ふたたびマルトゥとしての一体感で再統合される。そのことによって社会的地位を築き、メソポタミアにおける社会・政治上の不可欠な構成員として社会的認知を受けた。

ここでは、既発表論文に新資料や新解釈を追加することではなく、そこで示した部族的結合の明確化と同族意識による諸部族の一体化という基本的把握に焦点を絞り、イシン・ラルサ時代の前20世紀から19世紀にかけての変化に注目して整理し直すことが主題になる。前回の論文と重複することになるが、最初に、時代を追って、文書に記載されるマルトゥの特徴をみてゆく。

## I. アッカド王朝時代

独立した政治勢力としてのマルトゥが同時代史料に現れるのは、アッカド王朝時代（前2350年-2100年頃）からである。

ナラムシン碑文

「ユーフラテス川からマルトゥの山であるバシャルに至った。……イナンナ神の加護？により、強き者ナラムシンは、マルトゥの山バシャルにおいて戦闘に勝利した」（RIME 2, 91-92）

シャルカリシャリの年名

「シャルカリシャリが、マルトゥをバシャルで破った年」（RIME 2, 183）

マルトゥとの戦闘はバシャルで行なわれた。バシャルは、マルトゥの原籍地と想定される地域であり、ユーフラテス川を遡った中流域にある。ナラムシンが拡張した領域の外縁でマルトゥとの戦いがあった。この時期のマルトゥは、未だ、アッカド王朝にとって領域の端に姿を現した勢力に過ぎない。

## II. ウル第三王朝時代

ウル第三王朝初代ウルナンムにとって、シュメール・アッカド地方を統合する過程での最大の敵はエラムであり、マルトゥについては言及しない。ウル第三王朝に対するマルトゥの脅威は、次のシュルギ治世には現実であった。シュルギ治世から確認されるが、敵対するマルトゥに毎年のように貢納戦利品（nam-ra-ak kur mar-tu）を強制した。貢納といっても「戦利品」の名目であるので、ウルは敵対者とみなしたのである。

しかも、貢納強制にかかわる文書において、遊牧的な周辺異民族であることを強調するために、マルトウは必ずクル（山岳、周辺地域）を付して表記される。

シュルギ以降、時を経るごとにマルトウの脅威は増大し、シュシン王4年の年名に「ティドヌンを遠ざけるマルトウの城壁を造った年」とあるように、シュシンは中心地域を外敵マルトウから防御するための長城を築いた。

一方で、ウル王朝に協力するマルトウも存在した。ラルサ王朝の祖とも推定されるナプラヌム Naplanum が代表例である。マルトウはエラムともども、ウル第三王朝から軍事的な役割を期待されたが、両者で表記が異なる。エラムを表記するときは、エラムに加えて、本拠となる都市や地名が付された。一方のマルトウにはそうした地名が付されることはない。エラムが政治的独立と統合を経験しているのに対して、マルトウと総称することで事足りるほどに、マルトウは政治的統合が未発達であったためであろう。

### Ⅲ. イシン・ラルサ王朝時代

#### 1. 前20世紀

ウル第三王朝時代に、マルトウに対して贈り物をする記録があるが、同様のことがイシン文書においても記録される。一つの文書に、イシビエウラが贈り物をした38人のマルトウのなかにアブダエルとその子ウシャシュムがいる。この二人は、エシュヌンナの史料から、マルトウの頭領 (*rabiān amurrim*) と確認される。

「ティシュパク神が愛する者、エシュヌンナの支配者であるヌルアフムが、彼の娘婿であり、マルトウの頭領 (*ra-bi<sub>2</sub>-an MAR.TU*) のアブダエルの子であるウシャシュムに (これを) 贈った」(RIME 4, 486)。

エシュヌンナの王が、有力な「マルトウの頭領 (*rabiān amurrim*)」との間で姻戚関係を結んでいたことを知りうるのであるが、さらに重要なことは、この例から、ウル第三王朝時代にマルトウとして贈り物を受け取る人々が、たんなる「傭兵」ではなく、「マルトウの頭領」という指導層であったことが確認されることである。

イシン・ラルサ時代の早期、前20世紀において、ラルサの第4代の王ザバヤと第6代のアビサレは称号の一つとして「マルトウの頭領」を使用しているが<sup>1</sup>、「マルトウの頭領」とは、シュメール人やアッカド人でないマルトウ人であって、マルトウ集団を率いることができる者といった意味であろう。

「マルトウの頭領」の出現は、マルトウの自立化過程において一つの画期である。ウル第三王朝やその後の王朝は、彼らを中核としてマルトウに軍事力の一翼を担わせた。そのことは、周辺異民族＝「蛮族」として疎外されてきた遊牧的なマルトウが中心地域において一定の位置を占めることでもある。一方で、「マルトウの頭領」は、王の後押しによってマルトウ内での地位を高めることができた。彼ら「マルトウの頭領」のイニシアティブによってマルトウ諸部族の社会的自立化が進展する。このような過程がウル第三王朝時代から始まっていたと見る事が出来る。

この時期、エシュヌンナの王ビララマは、「マルトウの頭領」アブダエルとその後継者との関係を維持しつつ、他のマルトウ諸族を征服した。彼の年名において「イッシュルのマルトウを破った」、「カイバウムのマルトウを打ち倒した」ように、各地のマルトウと争い、それを破った。これらのマルトウはたんにマルトウと呼ばれないで、地名が付されている。マルトウはディヤラ地方の都市で政権を掌握していた。ディヤラ地

<sup>1</sup> Za-ba-a-a: *ra-bi<sub>2</sub>-an MAR.TU*, *dumu sa-mi-um* (RIME 4, 112).

A-bi<sub>2</sub>-sa-re: *lugal uri<sub>3</sub>-ma, ra-bi<sub>2</sub>-a-nu-um MAR.TU-me-en* (RIME 4, 122).

アビサレをラビアン・マルトウとする例として、彼の臣下であるダンニヤの円筒印章銘 *dan-ni-ia, ugula šu-i, ir<sub>3</sub> a-bi<sub>2</sub>-sa-re-e, ra-bi<sub>2</sub>-an MAR.TU* を挙げることができる。

方から出土した碑文には、称号を「マルトウの頭領」とする者が多く見受けられるので、彼らが主導したマルトウの活躍であったと考えられる。このように、マルトウの活動が活発化したにしても、その組織や社会的位置付けはウル第三王朝時代を継承していた。

## 2. 前 19 世紀後半

前 20 世紀までのマルトウが「マルトウの頭領」を戴く集団を形成したことに特徴があるとすれば、前 19 世紀後半は、族長体制が確立した時期である。族長体制の確立は、文書に、部族長の称号、部族の名称、それに族長権の継承が現れることで確認される。

前 19 世紀後半に、部族の長（アッダ ad-da [父]、ルガル lugal [王]）を名乗る王が出現する。シュメールの有力都市ウルクに入ったシンカシド（前 1860-1833 年）が早い例になるが、「マルトウの頭領」でなく、「(マルトウの部族)アムナヌムの王」を名乗った<sup>2</sup>。自らの子ワラドシンとリムシンをラルサの王としたクドゥルマブクも、「マルトウの族長 (ad-da)」、「ヤムトバルの族長」を名乗っている<sup>3</sup>。

Isin		Larsa		Babylon		Uruk		Eshnunna	
Išbi-Erra	2017-	Naplanum	2025-						
		Emisum	2004-						
Šu-ilišu	1984-	Samium	1976-						
Iddin-Dagan	1974-								
Išme-Dagan	1953-	Zabaya	1941-						
Lipit-Ištar	1934-	Gungunum	1932-						
Ur-Ninurta	1923-	Abisare	1905-						
Bur-Sin	1895-	Sumu-el	1894-	Sumuabum	1894-				Ipiq-Adad I
Lipit-Enlil	1873-			Sumulael	1880-				Šarriya, Warassa, Belakum
Erra-imitti	1868-	Nur-Adad	1865-						
-----									
Enil-bani	1860-	Sin-iddinam	1849-	Sabium	1844-	Sin-kašid			Ipiq-Adad II
		Sin-eribam	1842-						
		Sin-iqišam	1840-						
Zambiya	1836-	Silli-Adad	1835-						Naram-Sin
Iter-piša	1833-	Warad-Sin	1834-						
Ur-Dukuga	1830-	Apil-Sin	1830-						Dannum-taḥaz
Sin-magir	1827-	Rim-Sin	1822-						
Damiq-ilišu	1816-			Sin-muballit	1812-				Daduša (?-1780)
				Ḫammurapi	1792-				Ibal-pi-El II

「マルトウの頭領」から族長への転換は、マルトウの自立化過程においておおいに意味がある。頭領から

<sup>2</sup> <sup>d</sup>suen-ka<sub>3</sub>-ši-id, nita-kala-ga, lugal unu<sup>ki</sup>-ga, lugal am-na-nu-um 「シンカシド、強き者、ウルクの王、アムナヌムの王」 (RIME 4, 440-464: nos. 2-5, 7-15).

<sup>3</sup> ad-da kur mar-tu 「マルトウの族長」: Warad-Sin, nos. 3-7, 9-10, 13, 30.

ad-da e-mu-ut-ba-la 「エムトバルの族長」: Warad-Sin, nos. 17-20, 23, 24, 26, 29; Kudur-mabuk no. 2; Rim-Sin, nos. 2, 3 (RIME 4).

族長への変化と軌を一にして、マルトウ一般ではなく、アムナヌムやヤムトバルというマルトウの部族が政治的な活動主体になっていることが注目される。つまり、ウル第三王朝時代にはマルトウには部族や地域を示す名称が付されていなかったが、それより約200年後の前19世紀後半になると、部族的な自己意識と、社会的・政治的な制度としての部族がはっきりと形成されていたのである。その長としてのアツダ(族長)は、「マルトウの頭領」よりもさらに拡大した族的集団の長を意味する。それだけ、マルトウにおける部族的な結合関係が明確になり、政治的にも大きな影響を持つようになったのである。

前19世紀前半と後半の相違は、次に示す対比的な事例から明らかになる。

エシュヌナ出土の一つの手紙は、前19世紀の早い時期に、バビロンのスムアブム(前1894-1881年)が「マルトウの頭領」たちと同盟を結ぶ集会を持ったことを伝える<sup>4</sup>。それに対して、前19世紀末のウルクの王安ナムがバビロン王シンムバリト(前1812-1793年)に宛てた手紙は<sup>5</sup>、先に示したスムアブムの治世と同様にバビロンが周辺のマルトウ諸族との同盟関係によって維持されていたことの証明になると同時に、「私に届いたところのアムナン-ヤフルルの軍隊の事柄について」とあるように、同盟者は「マルトウの頭領」でなく、より強大なアムナン-ヤフルル部族として行動しており、この点が前者と相違するのである<sup>6</sup>。

マルトウの族長体制の確立は、王の即位表現からも知ることが出来る。シュメール以来の伝統である年名では、即位元年は「誰々が王(になった)年」のように、即位を示すだけであった。マルトウも都市に権力を樹立した場合、この伝統に従って年名を使用した。それに対して、前19世紀後半から確認されるが、年名において、即位の年を、父の家を継承するという内容の新しい表現が現れる。王位という公的なことを、父の家を継承するといういわば私的なことで体現するというところこそ、族長的な体制を背景とした王位であることを示す。

父の家を継承するという即位年の表記はイシン・ラルサ王朝にはなく、バビロンのサビウムの年名が最も早い例となる。

## バビロン<sup>7</sup>

サビウム(1844-1831)

MU *sa<sub>3</sub>-bu-um a-na E<sub>2</sub> a-bi-šu i-ru-bu*

「サビウムが彼の父の家に入った年」

アピルシン(1830-1813)

MU *a-pil-sîn(30) a-na bi-it a-bi-šu i-ru-bu*

「アピルシンが彼の父の家に入った年」

シンムバリト(1812-1793)

MU <sup>d</sup>*sîn-mu-ba-li<sub>2</sub>-it a-na E<sub>2</sub> a-bi-šu i-ru-bu*

「シンムバリトが彼の父の家に入った年」

<sup>4</sup> 1) *a-na be-el-[ ]*, 2) *u<sub>3</sub> i-zi-[ ]*, 3) *qi<sub>2</sub>-bi-ma*, 4) *um-ma i-k[u-pi<sub>2</sub>-ša-ma]*, 5) *a-na pu-u[h<sub>2</sub>-r]i-im*, 6) *ša a-mu-r[i-im]*, 7) *a-li-ik a-zi-iz*, 8) *ma-aš<sub>2</sub>-pa-ru-um*, 9) *u<sub>3</sub> su-mu-un-a-bi-ia-ri-im*, 10) *i-ti sa-mu-a-bi-im*, 11) *ip-ḫu-ru*

「ベール-[ ]とイズィ-[ ]に言え。イクンピシャが述べること：アムル(マルトウ)の集会に私は行き、そこで(会議に)列席した。マシュパルムとスムアビヤリムは(バビロンの王)サムアブムと同盟を結んだ。……」

<sup>5</sup> A. Falkenstein, *Inscriptionenfundes Uruk-Warka 1960-1961, Baghdader Mitteilungen* 2 (1963), 56-71, photo: Tafel 10-11.

<sup>6</sup> アムナヌム部族については、これより早い時期と思われるシッパル出土の円筒印章銘に「スムシャマシュ、アピルシンの子、アムナン *am-na-an* とシャドラシュの頭領 *ra-bi-a-an*」というのがある(RIME 4, 697)。シャトラシュ市に本拠を置くアムナヌム部族の長、もしくはその部族に属する頭領がスムシャマシュであろうが、ここでは族長(アツダ)を名乗っていない。

<sup>7</sup> M.J.A. Horsnell, *The Year-Names of the First Dynasty of Babylon*, Vol. 2, McMaster University Press, 1999.

エシュヌンナにおいても前 19 世紀末から前 18 世紀初頭に在位した第 16 代ナラムシン (1818?-)、第 17 代ダンヌンタハジ、第 18 代ダドゥシャ (-1779) が、同様の年名を採用している。

Naram-Sin: MU <sup>d</sup>na-ra-am-<sup>d</sup>sin a-na gu-za E<sub>2</sub> a-bi-šu i-ru-bu

「ナラムシンが彼の父の家の椅子を継承した年」(Sumer 5 52 n.3)

Dannum-tahaz: MU <sup>d</sup>da-an-nu-um-ta-ḥa-az a-na E<sub>2</sub> a-bi-šu i-ru-bu

「ダンヌムタハジが彼の父の家に入った年」(Sumer 34 133, 65)

Daduša: MU <sup>m</sup>da-du-ša šarrum a-na <sup>gis</sup>GU-ZA E<sub>2</sub> a-bi-šu i-ru-bu

「王であるダドゥシャが彼の父の家の椅子を継承した年」(Sumer 43 176)

年名ではないが、古バビロニア時代のマリの王も「父の家の椅子に登ったとき」と表現する例がある。マリのジムリリム<sup>8</sup>

R. 11' u<sub>4</sub> lugal-mu <sup>gis</sup>gu-za e<sub>2</sub> ad-da-ni mu-sun<sub>5</sub> / iš-tu be-li<sub>2</sub> a-na <sup>gis</sup>GU-ZA E<sub>2</sub> a-bi-šu i-ru-bu

我が主が父の家の椅子に登ったとき

12' <sup>d</sup>da-gan <sup>d</sup>iškur-e suḥuṣ-bi [ ] / <sup>d</sup>da-gan u<sub>3</sub> <sup>d</sup>IM iš-de-šu u<sub>2</sub>-ki-i[n-n]u

ダガン神とアダド神は (玉座の) 基台を固めた

13' an <sup>d</sup>en-lil<sub>2</sub> lugal bal-ni mi-ni-in-pa<sub>3</sub> / AN u<sub>3</sub> <sup>d</sup>EN.LIL<sub>2</sub> šar-ru-su<sub>2</sub> u<sub>3</sub> pala-[šu ib-bu]-u<sub>2</sub>

アンとエンリル神は王権と王朝を指名した

確立した族長体制のもと部族に分かれたのであるが、マルトゥとしては同一の祖から分かれた同族であるという意識を鮮明に持っていたことは、ハンムラビの王統譜と、シャムシアダド 1 世がアッシリアの王名表に追加した部族の名祖を系譜に繋いだ王統譜を比較すれば明らかになる<sup>9</sup>。

このように、マルトゥは、マルトゥ一般でなく、部族名で呼ばれるようになり、その長としてのアッダやルガルを名乗る者が登場するのが、前 19 世紀後半である。ここにマルトゥの社会の変化が読みとれると思われる。諸部族にマルトゥとしての一体感を生み出す王統譜が形成されるのもこの頃であろう。

#### IV. おわりに

前 19 世紀後半にマルトゥの族長体制が確立した。それが結論であるが、この制度は、メソポタミア史の中でどのように位置付けられるのか。最後にその点を述べたい。

メソポタミアでは、前四千年紀末に都市国家が成立して以来、都市の重要性が変わることなく生き続けた。都市国家分立期から領域国家期への転換を果たしたエンシュクシュアンナは、エンギ市に有力都市国家を招集することで、彼らの既得権益を認め、これら有力都市国家に立脚して王権を維持した。中国において秦漢の帝国が生まれたとき、中央集権的な体制を創り出すために、戦国期に覇権を争った国々の社稷を廃棄して地方的伝統を断ち切ったと言われる。メソポタミアでは、統一国家確立期であるウル第三王朝になっても、王は都市神の祭儀権を奪うにしても、都市神を追放し、その神殿を破壊することはなかった。都市と都市神が核になる都市国家的伝統が根強く存続するのである。ウル第三王朝は、都市国家的伝統を換骨奪胎して、自らの都市ウルの都市神ナンナをエンリル神の長子として最高位に押し上げ、地上世界における唯一の王は、最高位に昇った都市神の加護のもと、神々が定めた秩序をこの地上に実現するための執行者と位置付けた。

<sup>8</sup> D. Charpin, "Les malheures d'un scribe," in *Nippur at the Centennial*, Philadelphia 1992, 13.

<sup>9</sup> J.J. Finkelstein, "The Genealogy of the Hammurapi Dynasty," *JCS* 20 (1966), 95-118.



ウル第三王朝が都市と都市神を核とすることは、都市国家と変わらない。そうした中で、政治主体が都市にあるという伝統的理念に対抗して、マルトゥが都市を根拠にしない族長体制を生み出したことの意味は大きい。

族長制はなくても、氏族制そのものは、シュメール社会に存在したのであろうか。一般的に、古代社会において家族の上位には擬似的血縁関係をもとにした氏族制があるとされることからすれば、当然存在したことになるが、確認作業が必要である。

前三千年紀のシュメール都市では、氏族制の痕跡は希薄である。王の家産的経営体は従属民を家族単位で掌握しており、氏族的な社会組織を前提にしない。さらに、都市に住むシュメール人は、旧約聖書のような族長時代を経て国家を形成する壮大な氏族史伝承をもっていない。シュメールでは、都市という集住形態によって、社会組織の基本が血縁的な紐帯よりも地縁的關係に置かれたのである。

氏族を意味するとされるシュメール語イムルア im-ru-a は、初期王朝時代の文書から例証を拾える。イムルアは、「氏族」の意味の他に、「領域、地域、行政区画」の意味もある。前三千年紀のイムルアが、氏族を意味するのかどうかを検証する必要がある。

最も早い例に属するイムルアが、シュルツパク（ファラ）文書にある。そこでは、7隊について、隊長であるヌバンダの名と人員数を記した後に、「合計 539 人の従属員 (dumu-dumu)、(それは) 7つのイムルア」と合計されている。この文書に書かれる dumu-dumu は、従来、「ウルクの市民 (dumu unu<sup>ki</sup>)」のような dumu「市民」の重複表記=複数形と考えられてきた。しかし、ファラ文書を研究するポムポニオとビシカトが指摘したように<sup>10</sup>、ファラ文書において dumu-dumu は、市民を示す用語とは全く別であり、シュルツパクの王宮組織に従属して、行政・経済・軍事的な部門で奉仕する者の意味にとるのが妥当である。539 人の従属員が、イムルアと称される7つの隊に編成されていたことを記録するのであるが、イムルアを氏族と断定する根拠はない。ヴィシカトは、エブラ出土の辞書 (MEE IV 336 1338') im-ru = pu<sub>3</sub>-a-tu, Akk. pātu, pattu “district” を引いて、イムルアを「地域」の意味に取るべきであると示唆している<sup>11</sup>。

時代が下って、ラガシュの王グデアの碑文には、ニンギルス神、ナンシェ神、それにイナンナ神のイムルアが、各々章旗を先頭に立て、ニンギルス神殿の建築工事のために来たとある。

「敵う者なき荒ぶる恐ろしき牛、主のために働く白きレバノン杉」(そうした誉れある名で呼ばれる) ニンギルス神のイムルアに夫役を命じた。その大いなる章旗「異国を震撼させる主」がその先頭に立つ。

「水面から高められた堤や岸、大河は水に溢れ豊饒の恵みをもたらす」(そうした誉れある名で呼ばれる) ナンシェ神のイムルアに夫役を命じた。ナンシェ神の章旗「白い鳥」がその先頭に立つ。

「野にあるすべての獣物に仕掛けられた捕獲網、誉れ高き兵士の選び抜かれた者、ウトウ神の兵士」(そうした誉れある名で呼ばれる) イナンナ神のイムルアに夫役を命じた。イナンナ神の章旗「放射する日光の輝き」がその先頭に立つ (RIME 3/1, 78)。

ニンギルス神とナンシェ神は、ラガシュの二大神である。ニンギルス神は最高神エンリルの英雄とされ、誉れある名もそれに因む。同様にナンシェ神は水や川に関係し、占いの神でもある。イナンナ神は、エンリル神に次ぐ高い地位を得た女神であり、初期王朝時代のエアンナトゥム治世頃にウルクからラガシュに請来され、以後、ラガシュにおいて二大神に次ぐ地位を得ていた。イナンナ神は戦闘の神であり、誉れある名もそれに因むが、太陽神ウトウがイナンナ神に関わって現れる。ウトウとイナンナは姉弟とされる場合があるので、それに由来するのかもしれないが、詳細は不明である。

ラガシュの例では、イムルアは、三大神の名のもとに編成され、誉れある隊名を持ち、良き名で呼ばれる

<sup>10</sup> F. Pomponio & G. Visicato, *Early Dynastic Administrative Tablets of Šuruppak*, Napoli 1994.

<sup>11</sup> G. Visicato, *The Bureaucracy of Šuruppak*, Ugarit-Verlag, Münster 1995, 17.

章旗をシンボルとした夫役を担う集団を意味する。この夫役集団が、氏族制を背景に持つのか、それとも地域的なまとまりを持って集められたのかが、問題の核心である。ウル第三王朝時代ウンマの夫役労働を手掛かりとして、一つの推測は成り立つ。ウル第三王朝時代のウンマにおいて、夫役労働は公的な経営体に属する者に課せられた。その際、彼らは、ウンマの二大都市であるウンマとアピサルに分かれて編成された。編成の原則は市区、つまり、地縁的な結合であって、氏族的紐帯を想定することはできない。この原則が、ラガシュのイムルアにも適応でき、ニンギルス神とナンシェ神のイムルアが、各々の神が主神となっているギルス市区とニナ市区で編成され、三大市区の残る一つラガシュ市区にはイナンナ神の主神殿イブガルがあり、イナンナ神のイムルアは、ラガシュ市区で編成されたと推定される。

ファラ文書のイムルアについては、ヴィシカトが示唆するように、軍役や夫役を担う集団であることから、ラガシュと同様に、地区別に編成された可能性があり、誉れある隊の名と、シンボルとなる章旗を持っていたのかもしれない。

グデアより前になるが、ナラムシン碑文にも氏族に関わる語句が現れる。アバ神を「神々の中の強き者、彼の氏族（の神）」と讃えた部分である（RIME 2, 104）。シュメール以来、王や王家は個人神もしくは家族神によって保護されるという観念を有していたが、家族を越える氏族の神は知られていないので、氏族と訳し得るかを検討しなければならない。

「彼の氏族の神」において、氏族と解釈されるアッカド語は *illatu* である。この語には「氏族」の意味がある。しかし、辞書には別の意味「(兵士たちの) 集団」も掲載されている（CAD I/J 82）。ナラムシンがアバ神について述べる他の例を考慮するならば、「(兵士たちの) 集団」の意味に取るべきであると考えられる。

ナラムシンの碑文において、アバ神は「神々の中の強き者」であり、ナラムシンはその「アバ神の将軍（シャギナ）」（RIME 2, 96）であり、ナラムシンは「アバ神の町（アッカド）の兵士の長」（RIME 2, 88）を名乗っている。そして、「強き者ナラムシンは、彼の主アバ神の棍棒によって彼らを捕らえ、捕虜として（神々の前に）連行した」のである。ナラムシンが直面したシュメール・アッカドの諸都市の叛乱を鎮圧し得たのは、アッカド市の都市神アバの加護とアッカドの兵士の強さによる。すでに、ナラムシンの祖父サルゴンが「5400人の兵士が彼の前で食した」と兵士集団の存在を誇示していた。だからこそ、アッカド市を「(アバ神の) 町の兵士」と言い換えるのである。

アッカド語 *illatu* が示す「(兵士たちの) 集団」とはアッカド市の、すなわちナラムシン配下の兵士集団であり、アバ神を彼の兵士集団の神と形容することは、「アバ神の町の兵士」を逆の面から表現したことに他ならない。

ナラムシンの碑文においてアバ神は軍神であり、アバ神を「神々の中の強き者、彼の *illatu* (の神)」の意味は、「彼の氏族の神」ではなく、「(兵士たちの) 集団 (の神)」に取るべきである。つまり、初期王朝時代と同様に、ナラムシン治世においても、いまだ王碑文には氏族に関する言及がないということになる。

このように、前三千年紀メソポタミアの王権は、社会組織としての氏族を前提にしてはいない。

マルトゥは族長制を採用することで、メソポタミアにおける社会的・政治的地位を獲得した。このことは、前二千年紀の歴史を考えると重要な要素となる。それと同時に、族長体制は、都市国家的伝統に制約されたウル第三王朝からハンムラビのバビロン第一王朝に連なる正統的な王権観の限界を明らかにすることで、次の時代を開く可能性を示したとも言える。

# ḫa.na と mar.tu

## —メソポタミアにおける遊牧と定住の対比構造—

大西 庸之（中央大学）

### I. はじめに

mar.tu は、「西」という意味のシュメール語であり、アッカド語の *Amurrûm* に相当し、メソポタミア南部、シュメール・アッカド地域では、ウル第三王朝以降活発化した西方からの流入者、「アムル人」に対して使用されている。しかし、この mar.tu/*Amurrûm* はメソポタミア南部で使用された呼称であり、彼らの故郷に近いユーフラテス中流域では、ḫa.na と呼ばれている。前 18 世紀のマリ文書に頻繁に見られる ḫa.na は、ユーフラテス中流域に暮らす諸部族の連合体、ないしこの地域の遊牧民の総称として使用されているが、どのようにして、ḫa.na のような部族連合体が形成されていったかについては、それを示すような史料が存在しないため分かっていない。これに対し、メソポタミア南部では、mar.tu/*Amurrûm* という総称の下、新たに諸部族が統合され、「アムル」という部族（連合体）が形成されていったと考えられ、その経緯も ḫa.na とは異なり明確に示すことが可能である。メソポタミア南部とユーフラテス中流域では、その文化的基盤はもとより、自然環境においても相違が見られる。このような背景の違いは、2 つに分かれた遊牧部族にも影響を与えたと考えられる。本論では、メソポタミア南部とユーフラテス中流域での部族の形成・発展の相違と共通点を、遊牧民と定住民の区分、そしてシュメール・アッカド文化の受容とアムル的伝統の保持という 2 つの視点を通して考察していく。なお、南部における部族形成に関しては、共同研究会「シリア・メソポタミア世界の文化接触」での報告を基としているが、また同研究会において報告された前田徹「マルトゥ、周辺民族＝「蛮族」観からの自立過程」も参考にさせていただいた。

### II. mar.tu と西方、ḫa.na との関係

メソポタミア南部における最も古い mar.tu の記述は、前 2600-2500 年ごろのファラ文書に記されている é-su<sub>13</sub>(BU)-ág という人物が mar.tu とされているものである<sup>1</sup>。この人物に関しては、社会的立場を示すような情報はなく、彼がユーフラテス中流域からやって来たアムル人であったかは不明であるが、mar.tu の語源から考えて、「西から来た者」を示していたのであろう。

mar.tu と西方の人々との関連が明確に示されるようになるのは、アッカド王朝以降のことである。アッカドの王シャルカリシャリの年名には「ビシュリ山でマルトゥに勝利した年」<sup>2</sup>と、また、グデアの Statue B には「ビシュリ（山）、マルトゥの山」<sup>3</sup>と記されており、mar.tu とビシュリ山周辺との関連が示されている。mar.tu と遊牧民との関連については、文学作品に多く記されている。その中で mar.tu は、粗野で文明を知らない野蛮な非都市住民（＝遊牧民）として記されている<sup>4</sup>。『アガデの呪い』では「山地のマルトゥ、大麦（農

<sup>1</sup> M. C. Archi, “Mardu in the Ebla texts”, *Or* 54 (1985), 7; R. M. Whiting, “Amorite tribes and nations of second-millennium Western Asia”, *CANE* 2(1995), 1234.

<sup>2</sup> 1 mu šar-kà-lí-lugal-ri mar-tu-am in ba-ša-ar<sup>kur</sup> iš<sub>11</sub>-a-ru (P.-A. Beaulieu, “The god Amurru as emblem of ethnic and cultural identity”, *RAI* 48 (2005), 39, n.47).

<sup>3</sup> *RIME* 3/1, 30-38, Col.4, 5)ba<sub>11</sub>-sal-la 6)ḫur-sag mar-tu-ta.

<sup>4</sup> シュメール・アッカド人は、自らを文明の中心に住む者とし、周辺に住む人々を未開の非文明人と見なしていた。mar.tu も周辺（西）に住む野蛮な者達と認識されており、そのため、mar.tu に対する表現にも野蛮人という偏見がこめられていることが多い。シュメール人の蛮族史観については、前田徹「シュメールの「蛮族侵入史観」」『オリエント』41-2 (1998), 154-165、および、前田徹『メソポタミアの王・神・世界観 — シュメール人の王権観』山川出版社、2003、第 7 章「シュメールの宇宙観」、第 11 章「シュメール史に対する二つの偏見」を参照。

耕)を知らない者」<sup>5</sup>、『マルトウの結婚』では、マルトウ神<sup>6</sup>は「動物の皮を身にまとい」、「テントで暮らし、風雨に身をさらし」、「山で暮らし」、「生涯家を持たない」<sup>7</sup>と描写されている。また、マルトウ神の図像にも遊牧民的特徴が見られる。マルトウ神は、牧夫の持つ杖をイメージさせる staff (*gamlu*) を持ち、シリア起源の円筒形の帽子をかぶり、都市外部の世界を連想させる動物(ガゼルや羊)と共に描かれ、足元にはステップないし山を思わせる小さな山が描かれているのである<sup>8</sup>。これらは、都市に住む農耕民ではなく、ステップで羊を追いながらテントで暮らす遊牧民の姿を思わせる。このように、メソポタミア南部における mar.tu は、シュメール・アッカドの地から見た西方、特にビシュリ山周辺の遊牧民と関係があったと考えられる。これに対し、ユーフラテス中流域に暮らす遊牧民は *ḥa.na* と呼ばれている。ビシュリ山周辺は、ユーフラテス中流域の氾濫原の外側の地域であるが、mar.tu も *ḥa.na* もシリアのステップ地域を活動地域としていたと考えられ、この両者が、古くは同一の集団であった可能性もあるのである<sup>9</sup>。

メソポタミア南部へ移動したアムル人とユーフラテス中流域のハナ人との間には共通点がいくつか見られる。その1つが、部族名と地名である。部族名としては、アムナーヌムという名が、マリではヤミン系の *gā'um*<sup>10</sup> の1つとして、南部ではウルクの王の称号「アムナーヌムの王」<sup>11</sup> として使用されている。地名に関しては、代表的な例としては、ヤムトバル(シンジャル山南東とラルサ周辺)<sup>12</sup>、ヤフルム(ユーフラテス中流域とシッパル)、イダマラツ(ハブル上流域とディヤラ川の西側)などが両者に共通して見られる。Charpinによれば<sup>13</sup>、両者にこのような共通点が存在するのは、アムル人の移動によって、ユーフラテス中流域やハブル上流域の地名が、メソポタミア南部へもたらされたためである。ヤムトバルやヤフルムは、ユーフラテス中流域では *ḥa.na* 系の部族として知られる集団であるが<sup>14</sup>、南部ではほぼ地名として扱われている。

<sup>5</sup> mar-tu kur-ra lú še nu-zu (J. S. Cooper, *The Curse of Agade*, Baltimore, 1983, 31-32).

<sup>6</sup> マルトウ神は、アムル人という民族的、ないし *Amurrūm* として知られる地理的背景を基に擬人化・神格化された神であるが、この神は南部に進出したアムル人をシュメール、アッカドの都市社会に受け入れるために作り出された神であり、アムル起源の神ではなく、シュメール・アッカド起源の神である。P.-A. Beaulieu, *RAI* 48 (2005), 32-35.

<sup>7</sup> 132) [ú ku]š lu-úb mu<sub>3</sub>-a [...] 133) za-lam-gar ti im im-šèg-[gá...] ... 134) ḥur-sag-gá tuš-e ... 137) u<sub>4</sub>-til-la-na é nu-tuku-a (B. Jahn, "The migration and sedentarization of Amorites from the point of view of the settled Babylonian population", M. Heinz & M. H. Feldman (eds.), *Representations of Political Power*, Winona Lake, Indiana, 2007, 201-202).

<sup>8</sup> P.-A. Beaulieu, *RAI* 48 (2005), 35-41.

<sup>9</sup> アムル人と西方(特にシリア地域)や遊牧民との関連については、古くから指摘されており、G. Buccellati, *The Amorites of the Ur III Period*, Naples, 1966, 235-247; J.-M. Durand & D. Charpin, "«Fils de Sima'al»: Les origines tribales des rois de Mari", *RA* 80 (1986), 158-170; D. Charpin, "La <toponymie en miroir> dans le Proche-Orient amorrite", *RA* 97 (2003), 15-17 などで示されている。また、これらアムル人の移動ルートに関しては、中田一郎「メソポタミア北部とディヤラ地域—キティートウム預言文書を中心に—」『中央大学文学部紀要』211 (2006) 12-19 に詳しい。一方、南部に移動したアムル人とハナ人との関係を直接論じているものは見受けられない。史料上の制約から、*ḥa.na* と呼ばれた人々が南部へ移動してアムル人となったことを示すのは困難であり、本論でも、両者が同一地域を故郷とし、その源を同じくしていた可能性を示唆するに留めている。

<sup>10</sup> *gā'um* は、clan (氏族) と訳されることもあるが、本論では *ḥa.na* という部族連合を構成する下位の部族という位置付けで使用している。この *ḥa.na* の *gā'um* を地理的に南北に分けたものがヤミンとシマルである。

<sup>11</sup> この称号を使用しているのは、ウルクの支配者であるシン・カーシドゥ (*RIME* 4.4.1.2, 1-4, <sup>d</sup>uen-kà-ši-id nita-kala-ga lugal-unu<sup>ki</sup>-ga lugal-am-na-nu-um) とシン・ガーミル (*RIME* 4.4.3.1, 4-7, [<sup>d</sup>zue]n-ga-mi-il [n]ita-kal[a]-ga [lu]gal-unu<sup>ki</sup>-ga [lu]gal-am-[na]-nu-um) の2人。

<sup>12</sup> ヤムトバルはラルサのクドウル・マブクの称号にも使用されている。*RIME* 4.2.13a.2, 1-5) *ku-du-ur-ma-bu-uk a-bu e-mu-ut-ba-la dumu si-im-ti-ši-il-ḥa-ak a-na larsa<sup>ki</sup> ù e-mu-ut-ba-la mi-im-ma ú-la ú-ga-le-el* 「クドウル・マブク、ヤムトバルの父(長)、シムティ・シルハクの息子、彼は、ラルサとヤムトバル(の地)に対し悪しきことを行わない」。

<sup>13</sup> D. Charpin, *RA* 97 (2003), 3-34.

<sup>14</sup> ヤフルムは、ヤミン系の *gā'um* の1つであり、ヤムトバルは A.3572 (J.-M. Durand, "Unité et diversités au Proche-Orient à l'époque amorrite", D. Charpin & F. Joannès (eds.), *RAI* 38 Paris (1992), 114) に、ヤムトバルとシマルが兄弟で

これは、ユーフラテス中流域にいたアムル人がその部族名を持ち込み、定着した地をその名称で呼んだ / 呼ばれたことに由来するのであろう。従って、南部に移動したアムル人の中には部族的な紐帯・意識を保持したまま集団で移動してきた者達が存在していたと考えられる。

### Ⅲ. メソポタミア南部における mar.tu 諸部族の形成

この節では、今回の共同研究会における前田徹報告を参考にしつつ、ウル第三王朝からイシン・ラルサ時代にかけての、mar.tu の部族的統合過程を見ていくことにする。

前田報告によれば、ウル第三王朝時代にアムル人の指導者として現れるのは *rabiān mar.tu* 「マルトウの頭領」であり、主に軍事力としてアムル人を率いる者であった。この mar.tu は、「頭領が率いている / 率いることが可能な範囲でのアムル人」を示しており、mar.tu 全般を示すものではなかった。このような「マルトウの頭領」たちがウル第三王朝の王権と結ぶことによって、頭領たちは mar.tu 内部においてその地位を高めることができ、また、mar.tu という存在自体もシュメール・アッカドという中心地域で一定の地位を占めることが可能となっていく。これによって、mar.tu 諸部族の社会的自立化が進展していくことになる。次いで現れる ad.da (父) や lugal (王) は、「部族の長」「族長」を示すものであり、例えば、lugal *Amnānum* や ad.da *Emūtbāl* のように、部族名を組み合わせ使用されている<sup>15</sup>。これらの称号は、「マルトウの頭領」よりも大きな部族的集団の長を意味しており、部族的な自己意識が芽生え、社会的・政治的集団としての部族が形成されたことを示している。ウル第三王朝崩壊後には、アムナーヌムやヤムトバルといった諸部族が形成され、マルトウ諸部族が政治的な活動主体となるが、ハンムラビのバビロン第一王朝によってマルトウ諸部族の統合・統一が図られる。ハンムラビの王統譜はアムル系の諸部族を系図上に示し、mar.tu 諸部族の一体感を生み出し、これによって、諸部族を統合したのである。

このように、前田報告によれば、南部へ移動したアムル人は南部においていくつかの部族を形成しつつも、最終的には mar.tu/*Amurrūm* として統合されていくのである。したがって、メソポタミア南部のアムル人 (mar.tu/*Amurrūm*) は、南部で独自に形成された部族であったといえる。こうしたアムル人の部族統合の過程は、部族意識を保持しつつも、遊牧から定住化し、シュメール・アッカド文化を吸収・継承していくという過程でもあった。前述したように、シュメール・アッカド人から見た mar.tu/*Amurrūm* は、西方に住む遊牧民であり、シュメール・アッカド=定住農耕民、アムル人=遊牧民という図式が考えられる。ウル第三王朝時代に入ると、mar.tu は行政経済文書に頻繁に現れ、多くのアムル人が南部に流入していたことをうかがわせるが、それ以前のアムル人は、シュメール・アッカドの外部の者、外国人であったといえる<sup>16</sup>。南部へ移動したアムル人は、定住化していったと考えられ、Buccellati は、定住民と同じように、遊牧とは無関係な官職に就いている mar.tu の存在や、アムル系の名前の父親を持つシュメール系の名前の者の存在などから、彼らの定住化を確認できるとしている<sup>17</sup>。また、地理的条件の違いから、メソポタミア南部では、家畜の飼養は可能であっても、ユーフラテス中流域と同じような季節ごとに家畜を連れて移動する、移牧という遊牧形態を維持することはできなかったと考えられ<sup>18</sup>、このことも定住化の1つの要因となっていたのであろう。

あり、「ハナから枝分かれした」 ([*ia-mu-ut-ba-lum<sup>ki</sup>*] *ù dumu si-ma-al iš-tu da-a[r ...? ...] at-ḥu-ú pu-úr-sà-at ḥa-na-meš*) と記されているように、*ḥa.na* と関係のある部族である。

<sup>15</sup> 前田報告では、ヤムトバルは部族名とされているが、イシン・ラルサ時代には、既にラルサ地域を示す地名として使用されていた可能性が高い。本論では、南部のヤムトバルを、部族名に由来する地名として扱っている。

<sup>16</sup> G. Buccellati, *The Amorites of the Ur III Period*, Naples, 1966, 238-241.

<sup>17</sup> *Ibid.*, 336-344, 352-358.

<sup>18</sup> ユーフラテス中流域の遊牧民は冬季 (雨季) にステップ地域へ、夏季 (乾季) には村落 (ユーフラテス河岸地域など) へと季節的な移牧を行っており、夏季に利用する村落には、移牧に行かず定住して農耕を行っている者が暮らしていた。この地域の遊牧民の移牧に関しては、J. T. Luke, *Pastoralism and Politics in the Mari Period. A Re-examination of the*

メソポタミア南部へ移動したアムル人は定住化していったと考えられるが、部族的意識/紐帯は保持していた。先に述べたように、南部へ移動したアムル人の中には、部族的紐帯を保持したまま、(部族のような)集団で移動してきた者たちが存在していたと考えられる。このような集団を率いていた(族)長が、ウル第三王朝の王権と結び、*rabiān mar.tu*「マルトゥの頭領」となったのではないだろうか。イシン・ラルサ時代に入ると、このような頭領たちの中からアムル系支配者が出現したと考えられる。前田報告にあるように、この時期に南部のアムル人たちは政治的に自立し、その称号にアムル系の部族名を使用するなど、部族意識を高揚させ始める。しかしながら、このようなアムル的称号の使用は、イシン・ラルサ時代の一部の支配者に限られ<sup>19</sup>、その後は、シュメール・アッカド的称号のみを使用することになる。これは、シュメール・アッカド的な王権イデオロギーを利用し、前王朝(ウル第三王朝など)の継承者として自らの支配の正当性を主張するという意図があったためである<sup>20</sup>。

メソポタミア南部における定住農耕と遊牧の対比構造は、その地理的条件から見ても、メソポタミア南部(内部)とその周辺地域(外部)とりわけユーフラテス中流域という構図であり、南部へ流入し、定住化していったアムル人は、ウル第三王朝以前のように、純粋な外国人、遊牧民ではなくなっている。イシン・ラルサ時代になると、彼らはシュメール・アッカド文化を継承し、政治的にもこれを利用している。その一方で、彼らは部族意識を保持し、いくつかの部族を形成した状況であったが、未だ、*mar.tu/Amurrūm*として統合されていたわけではなかった。この部族統合が行われるのは、バビロン第一王朝に入ってからである。

#### IV. バビロン第一王朝とアムル人意識の統合

イシン・ラルサ時代のアムル系支配者は、主にシュメール・アッカドの伝統的な称号を使用していたが、ハンムラビは治世半ば過ぎになってからアムルに関連した称号を使用するようになる。ハンムラビの「全アムルの地の王」の称号は、*RIME* 4.3.6.10 (治世 34 年ごろ)<sup>21</sup>、*RIME* 4.3.6.8 (治世 38 年)<sup>22</sup>、*RIME* 4.3.6.9 (*RIME* 4.3.6.8 のヴァリエント)<sup>23</sup>、*RIME* 4.3.6.11 (治世 40 年)<sup>24</sup> の 4 つの碑文で使用されており、ハンムラビがマリを征服したことを記した治世 33 年<sup>25</sup> 以後使用されている。年代的に見て、この称号はマリを征服したこと

*Character and Political Signification of the Major West Semitic Tribal Groups on the Middle Euphrates, ca. 1828-1758 B.C.*, The University of Michigan, PhD. Dissertation 1965, 160, 277-278 を参照。

<sup>19</sup> ウルクのシン・カーシドゥとシン・ガーミル(注 11 参照)、ラルサのクドゥル・マブク(注 12 参照)がアムル的称号を使用している。

<sup>20</sup> M. A. Fitzgerald, “The ethnic and political identity of the Kudur-Mabuk dynasty”, *RAI* 48 (2005), 102-109.

<sup>21</sup> 7) [luga]l-kala-ga lugal-KÁ.DINGIR.RA.KI 8) [lug]al-da-ga-an-kur-mar-tu-[me-en].

<sup>22</sup> 1) *ḥa-am-mu-ra-pi* 2) lugal-kala-ga 3) lugal-KÁ.DINGIR.RA.KI 4) lugal-da-ga-an-kur-mar-tu 5) lugal-ki-en-gi-ki-uri-ke<sub>4</sub>.

<sup>23</sup> 1) [*ḥa-am-mu-ra-pi*] 2) [lugal-kala-ga] 3) [lugal-KÁ.DINGIR.RA.KI] 4) [lugal-da-ga-an]-kur-mar-tu 5) [luga]l-ki-en-gi-ki-uri-ke<sub>4</sub>.

<sup>24</sup> 24) lugal-kala-ga lugal-KÁ.DINGIR.RA.KI 25) lugal-da-ga-<an>-kur-mar-tu 26) lugal-ki-en-gi-ki-uri.KI. この碑文には上記の称号に続いてマリの破壊について以下のように記されている。27) u<sub>4</sub> má-rí.KI ù a-dam-bi 28) in-dab<sub>5</sub>-bé 29) bād-<sup>1</sup>bi<sup>1</sup> mu-un gul-la 30) kalam-<sup>1</sup>ma<sup>1</sup> d[u<sub>6</sub> ka-á]r-me-<šè> i-ni-in-ku<sub>4</sub>-re 「彼(ハンムラビ)がマリの地とその都市を占領し、その城壁を破壊し、瓦礫の山と化した時」。この碑文は 4 つの碑文中、年代的には最後のものであるため、マリの征服と「全アムルの地の王」の称号の使用の契機となったことを示す直接的証拠とはなりえないが、ハンムラビの王碑文の中でマリに関する言及があるのはこの碑文のみであることを考慮すると、この称号がマリ支配と関連を持ったものであることを示唆しているのではないだろうか。

<sup>25</sup> mu *ḥa-am-mu-ra-bi* lugal-e *id-ḥa-am-mu-ra-bi nu-ḥu-uš ni-ši šà-ge túm-àm an<sup>d</sup> en-líl mu-un-ba-al a da-rí ḥé-gál-ka nibru<sup>ki</sup> eridu<sup>ki</sup> úri<sup>ki</sup> larsa<sup>ki</sup>-ma unug<sup>ki</sup> i-si-in-na<sup>ki</sup> mu-un-gar-ra-àm ki-en-gi ki-uri bir-bir-re-a ki-bi-šè bí-in-gi<sub>4</sub>-a ugnim ma-rí<sup>ki</sup> ù ma-al-gi<sup>ki</sup> mè-ta bí-ib-šub-bé ma-rí<sup>ki</sup> ù á-dam-bi ù uru-didli su-bir<sup>ki</sup> du<sub>11</sub>-ga-ni bí-in-tuš 「ハンムラビ王が『アヌとエンリルに愛されるものであるハンムラビは、人々の豊かさである』運河を掘り、豊かな水を絶え間なくニップル、エリドゥ、ウル、ラルサ、ウルク、イシンに供給し、散り散りになっていたシュメールとアッカド(の人々)を統合し、マリとマルギウムを打ち破り、マリとその領土(?), スバルトゥの諸都市を友好的にその権威下に置いた年」。*

により称したと考えられる。また、*RIME* 4.3.6.10 を除く 3 つの碑文では、「全アムルの地の王」とともに「シュメールとアッカドの地の王」を示す *lugal-ki-en-gi-ki-uri* が使用されている。つまり、シュメール・アッカドと対比される領域として「全アムルの地」は存在しており、マリの征服とあわせて考えると、この地はアムル人の故郷であるユーフラテス中流域であったと考えられる。また、この対比は、定住農耕地域と遊牧地域の対比を表すとも考えられる。それまでのシュメール・アッカド的な考え方からすれば、定住農耕地域（シュメール・アッカドの地）は内側であり、これに対する遊牧民 / 遊牧地域は外部の地であったが、ハンムラビの統一によって、外側であった遊牧地域はバビロン第一王朝の一部として組み込まれたのである。このハンムラビの称号から、バビロン第一王朝は、首都バビロンを中心に、「シュメールとアッカド」と「アムル」の 2 つの地域によって構成されていたと考えられる。また、「全アムルの地の王」は「シュメールとアッカドの地の王」よりも常に先に記されている。ハンムラビがアムル人の全部族の王であるという立場を前面に押し出そうとしているといえるのではないか<sup>26</sup>。

時代が下り、アンミ・ツアドウカの時代に記されたバビロン第一王朝の王統譜では、自らの祖先を西方のアムル人と関連させており、そこに見られる祖先の中には、*ḫa.na* と *ḫa.na* の *gā'um* である *Amnanūm* や *Yahrurum* が記されている<sup>27</sup>。先祖の列挙に続いて、29 行以降には「マルトゥウの人 (たち) の *bala*、ハナの人 (たち) の *bala*、グティ (の人たち) の *bala*、このタブレットに記されていない人 (たち) と彼 (等) の主人のために苦難に陥った兵士 (たち) の *bala*、王の息子たち、王の娘たち、供養する者 (*pāqidam u sāhiram*) がいない西から東までの全ての者たち」と記されている<sup>28</sup>。Finkelstein はこの *mar.tu*、*ḫa.na*、*Gutium* を逆から読み、それぞれ *Gutium* の時代 / 王朝、*ḫa.na* の時代 / 王朝、*mar.tu* の時代 / 王朝とし、1-28 行にある先祖たちの時代区分であると解釈している。これに対し、Durand と Chapin は *érin* の意を勘案して、「～の人々の番」と解釈している。さらに、これらの表記は、先祖たちの移動の記憶であり、移動中に死んだ祖先が埋葬されている西 (*mar.tu*) から東 (*Gutium*) までの地理的境界と関連があると述べている<sup>29</sup>。Durand と Chapin の地理的關係に関しては、仮説的な観もあるが、29 行以降の文言は、明らかに奉納物を受け取る人々を記したものであると考えられ、Finkelstein のように時代 / 王朝と考えるべきではないだろう。ここで注目したいのは、*mar.tu/Amurrūm* と *ḫa.na* を全く別の存在として認識している、という点である。アッカド王朝からハンムラビまでの間は、メソポタミア南部において「*mar.tu/Amurrūm* = *ḫa.na*」という直接的な証拠こそないが、同じ地域、同じ人々を示していると推測することもできた。しかしアンミ・ツアドウカの時代には、共に王朝の祖先とされているものの、完全に別の人々 (Durand と Chapin の見解によれば、全く別の地域) と認識されていたのである。

Buccellati は、南部へ移動したアムル人が、この地の人々と同化・統合し、古バビロニア時代に入ると *mar.tu/Amurrūm* に代わる新たな部族が登場するに至り、アムル人の特性が失われ、*mar.tu/Amurrūm* が史料に記されなくなったとしている<sup>30</sup>。Liverani もアムル人の民族意識の消滅と特定の部族や都市への帰属意識が

<sup>26</sup> 前田報告でも、ハンムラビのこの称号について 2 つの解釈が可能としている。1 つは、南部においていくつかに分かれたマルトゥウ諸部族の総体を、一括して支配することを示すというもの。もう 1 つが地理的区分として、ティグリス・ユーフラテス下流域のシュメール・アッカドの地に対する、ユーフラテス中流から上流域のマルトゥウの地とする解釈である。

<sup>27</sup> J. J. Finkelstein, “The genealogy of the Hammurapi dynasty”, *JCS* 20 (1966), 95-118.

<sup>28</sup> 29) *bala érin mar-[tu]* 30) *bala érin ḫe-a-[na]* 31) *bala gu-ti-um* 32) *bala ša i-na tup-pí an-ni-i la ša-at-ru* 33) *ù aga-uš ša i-na da-an-na-at be-li-šu im-gú-tu* 34) *dumu-meš lugal* 35) *dumu-mi-meš lugal* 36) *a-wi-lu-tum ka-li-ši-in* 37) *iš-tu* <sup>d</sup>*utu-è-a a-du* <sup>d</sup>*utu-šu-a* 38) *ʾša' pa-qi-dam ù sa-ḫi-ra-am la i-šu-ú*.

<sup>29</sup> J.-M. Durand & D. Charpin, *RA* 80 (1986), 166-170.

<sup>30</sup> G. Buccellati, *The Amorites of the Ur III Period*, Naples, 1966, 344-346, 358-361. 最近でも、B. Jahn がこの Buccellati の見解からアムル人の定住化と同化によって、*mar.tu* の表記が減少、消滅していったとしている。B. Jahn, “The migration and sedentarization of Amorites from the point of view of the settled Babylonian population”, M. Heinz & M. H. Feldman

生まれたとする<sup>31</sup>。しかしながら、彼らはアッカド人と同化してしまっただけではなかった。南部に移動したアムル人は、部族意識を保持し、これを高揚させることによって、mar.tu/*Amurrûm* として統合され、アッカド人と対等の地位を築くに至っているのである。Rowton は、mar.tu/*Amurrûm* の文書史料（特に書簡や行政経済文書）での記述が減少したのは、アムル人のアッカド人との同化というよりは、バビロン第一王朝の成立によって、それまで外国人であったアムル人が外国人でなくなったことをその理由としてあげている。かつて、シュメール人とアッカド人が文書史料上区別されなくなったように、アムル人とアッカド人の違いも区別して記されなくなった、つまり個人のアイデンティティとして mar.tu/*Amurrûm* を記す必要がなくなった状況が生じたためであると考えている<sup>32</sup>。バビロン第一王朝には、アッカド人とアムル人という2民族が存在していたことは、アンミ・ツアドウカの勅令からも明白である。この勅令では、対象となるバビロニア王の権威下にある「市民」をアッカドとアムルで表現している<sup>33</sup>。南部に移動したアムル人は、この時期には mar.tu/*Amurrûm* として部族的に統合され、アッカド人と同等の地位を手に入れていたのである。したがって、Rowton が示すように、両者を区別しなくなったと考えるべきであろう。

このように、古バビロニア時代にメソポタミア南部で統合された mar.tu は、文化的には、シュメール・アッカドの景況を色濃く受け、これを継承するという立場をとっているが、一方でアムル系部族としての記憶/伝統も保持していた。この部族意識によって、南部のアムル人は、mar.tu/*Amurrûm* として統合されたのである。このアムル系部族としての記憶は、後述するユーフラテス中流域の遊牧民である ḥa.na と類似した点を多く持ち、両者が同根のものである可能性を示唆していると考えられる。しかし、南部において mar.tu/*Amurrûm* として統合された彼らは、ハンムラビの王統譜に見られるように、ḥa.na と *Amurrûm* を別のものと認識しているのである。

## V. マリ文書における mar.tu/*Amurrûm* の用例

メソポタミア南部で mar.tu と呼ばれた人々は、ユーフラテス中流域に住む遊牧民であったが、そもそも mar.tu という言葉はシュメール・アッカド側からの他称であり、この地のアムル人が自らを mar.tu とは称していない。マリ文書には、アムル人を示す mar.tu の記述はなく、南部のように称号に使用されることも、神名、人名（の一部）として使用されることもほとんどない<sup>34</sup>。一方、マリ文書における *Amurrûm* の用法に関しては、ARM XVI/I における *Amurru* の項目では、2通りの用法があるとしている。1つは、ḥa.na を構成している gā'um の1つである *Amurrûm*、もう1つは、カトウナの南にあった *Amurrûm* の地（国）<sup>35</sup> である。

マリ文書における *Amurrûm* の地（国）の用例として、Kupper が ARM XVI/I で挙げているのは、A. 2730<sup>36</sup> の ma-at a-[m]u-ri-im<sup>ki</sup>、A. 2760<sup>37</sup> の lugal-meš a-[mu]-ur-ri-i、ARM IX 242 の U<sub>8</sub>+SAL a-mu-ur-ru、ARM IX 247 の U<sub>8</sub>+SAL mar-tu の4例である。最初の2例に関しては明白で、A. 2760 では、*Amurrûm* に複数の王が存

(eds.), *Representations of Political Power*, Winona Lake, Indiana, 2007, 193-209.

<sup>31</sup> M. Liverani, "The Amorites", D. J. Wiseman (ed.), *Peoples of Old Testament Times*, Oxford, 1973, 115.

<sup>32</sup> M. B. Rowton, "The Abu Amurrim", *Iraq* 31 (1969), 68-69.

<sup>33</sup> J. J. Finkelstein, "The edict of Ammišaduqa: A new text", *RA* 63 (1969), 47-53.

<sup>34</sup> 軍事的役職として知られる gal-mar-tu や、dub-sar-mar-tu などは、マリ文書にもしばしば見られるが、これらはマリにおける「アムル人」を示すというよりは、テクニカル・タームとして使用されているため、本論では論考の対象外とする。

<sup>35</sup> Durand は、*Amurrûm* の語根から、この語を *marratum* と関連させ、「海」、とくに地中海を示す語であるとし、ウガリトの南に位置していた *Amurrûm* の地（国）は、*māt tâmti*（海の国）と同義であると述べている。J.-M. Durand, "Le mythologème du combat entre le dieu de l'orage et la mer en Mésopotamie", *MARI* 7 (1993), 46.

<sup>36</sup> ma-at ia-am-ḥa-ad<sup>ki</sup> ma-at qa-ṭa-nim ù ma-at a-[m]u-ri-im<sup>ki</sup>.

<sup>37</sup> dumu-meš šî-ip-ri ša lugal-meš a-[mu]-ur-ri-i.



在していたことが示唆されており、*gā'um* としての用法ではなく、*Amurrûm* の地（国）として使用されていたと考えられる。ヤミン系の *gā'um* であるウブラップムやアムナーヌムなどにも王（lugal）とされる人物は存在していたが、複数の王が存在していたという証拠はない<sup>38</sup>。ヤミン系の *gā'um* と同様に、*gā'um* の *Amurrûm* に王とされる人物が存在していたとしても、それが複数存在していなかったと考えてよいだろう<sup>39</sup>。また、A. 2730、A. 2760 共にカトゥナやヤムハドといったユーフラテス中流域から見て西側の地域の都市とともに記されていることも、この2つの *Amurrûm* を地中海岸にあった *Amurrûm* の地（国）とする根拠となる。しかし、羊の種類を示した<sup>40</sup> ARM IX の2つの用例に関しては、問題が残る。U<sub>8</sub>+SAL mar-tu/*Amurrûm* が「*Amurrûm* の地（国）産の雌羊」を示しているのか、「*gā'um* の *Amurrûm* の雌羊」を示しているのか、もしくは、南部の用例のように「アムル（の地）産の雌羊」を示しているのかは不明であり、現段階で明確な回答は不可能であろう。

*gā'um* としての用例は、ARM XXIV 235<sup>41</sup>、TEM III<sup>42</sup> のように、*Amurrûm* の前に *gā'um* と記されている場合は明確に判断できる。しかし、*gā'um* が共に記されていない場合も存在しており、この場合にはコンテクストによって解釈せざるを得ない<sup>43</sup>。また、*ḥa.na* の *gā'um* としての *Amurrûm* と、*Amurrûm* の地（国）との間に、何らかの関連があるのかどうかは、明確な説明ができるような史料が存在していない。

以上のように、ユーフラテス中流域では *Amurrûm* (mar.tu) には、マリの西方に位置する、地中海岸の *Amurrûm* の地と、*ḥa.na* の *gā'um* の *Amurrûm* の2つの用法があることが確認できたが、南部における「アムル人」のような用例については、ARM XVI/I では言及されていない。このような用例に関して、次の節で見ていくこととする。

## VI. マリ文書における遊牧民と定住農耕民

マリ文書における *Amurrûm* の用例として注目すべきものは、A. 489 においてジムリ・リムが「アッカドと *Amurrûm* の王」<sup>44</sup> と呼ばれている記述である。問題とすべき点は、ここで使用されているアッカドと *Amurrûm* が何を示しているのか、という点である。ジムリ・リムは「アッカド」と呼ばれる地域を支配し

<sup>38</sup> ヤハドゥン・リムの王碑文である RIME 4.6.8.2 (D. R. Frayne, RIME 4, 606) では、(68) <sup>m</sup>la-ú-um lugal sa-ma-nim<sup>ki</sup> (69) <sup>ù</sup> ma-at ub-ra-bi-im (70) <sup>m</sup>ba-aḥ-lu-ku-li-im lugal tu-tu-ur<sup>ki</sup> (71) <sup>ù</sup> ma-at am-na-ni-im (72) <sup>m</sup>a-ia-lum lugal a-ba-at-tim<sup>ki</sup> (73) <sup>ù</sup> ma-at ra-ab-bi-im 「サマーヌムとウブラップムの地の王ラーウム、トウトウツルとアムナヌム地の王バハル・クツリム、アバットウムとラップームの地の王アヤールム」と記されている。ヤミンの *gā'um* とその王に関しては、M. Anbar, “La distribution géographique des Bini-Yamina d’après les archives royales de Mari”, *Miscellanea Babylonica* (1985), 17-24 を参照。

<sup>39</sup> 実際には、*gā'um* の *Amurrûm* の lugal とされる人物は史料上現れていない。ヤミン系の各 *gā'um* には王とされる人物は存在しているが、これとは対照的にシマル系の *gā'um* には王とされる人物は1人も確認できない。これは、シマル出身であるヤハドゥン・リムとジムリ・リムを唯一の王として統合されていたためであると考えられるかもしれない。

<sup>40</sup> CAD A/2, 94a, b) qualifying animals を参照。CAD の見解では、OB のテキストでは、集合的 *Amurrûm* はアムル人を示すために使用された、としている。しかし、メソポタミア南部とユーフラテス中流域との差異を考慮しておらず、マリにおいて *Amurrûm* が *gā'um* の *Amurrûm* を示している可能性については言及していない。

<sup>41</sup> 5) 4 lú *ga-iu ia-ba-si* 6-7) PN 8) 2 lú *ga-iu a-mu-ru* 9) 6 lú *ḥa-ni-ia ia-ba-sa*. この文書では、4人のヤバスの者と2人のアムルの者が記されているが、9行目で、この6人がハナ・ヤバスとしてまとめられている。このアムルとヤバスは、ともにシマル系の *gā'um* であるが、いかなる理由でこのような分類法を採用したのかは不明である。

<sup>42</sup> Col. II 45) *ga-iu a-mu-rum* …… col. V 7) lú *ḥa-nu-[ú]* 8) *wa-aš-bu-ut ma-[r<sup>ki</sup>]*.

<sup>43</sup> 例えば、ARM XXIV 62 や XXV 760 はスガーグムの王宮への金品の納入リストであり、ここで記されている *Amurrûm* は、明確に *gā'um* の *Amurrûm* であることが分かる。マリにおけるスガーグム制度に関しては、中田一郎 「マリ王国地方行政の側面について—スガーグム制度を中心に—」 『中央大学文学部紀要』124 (1987) 1-33 を参照。

<sup>44</sup> lugal *ak-ka-d[i-i]m* <sup>ù</sup> am-m[u-u]r-ri-im (J.-M. Durand, RAI 38, 113, n.137).

ていないのであるから<sup>45</sup>、このアッカドと *Amurrûm* は、ハンムラビの称号に見られる地理的区分であるとは考えられない。これに関しては、*ARM VI 76* に記されている表現との比較が解釈の重要な鍵を握っていると考えられる。このテキストでは、ジムリ・リムは、「あなた（ジムリ・リム）は、*ḫa.na* の王であると同時に、あなたはアッカドの王でもある」<sup>46</sup> と述べられている。ここでアッカドと対比されているのは、ハブル川流域を含めたユーフラテス中流域の半遊牧民の総称である *ḫa.na* である。*ḫa.na* もヤハドゥン・リムやジムリ・リムの称号にあるように、地理的に使用されることもあるが、アッカドという要素が地理的に捉えられないため、ここでは「ハナ人とアッカド人」と解釈するのが妥当である。したがって、アッカドと *Amurrûm* についても、「アッカド人とアムル人」という民族の区分と捉えるべきであろう。この2つの表現から、*ḫa.na* = *Amurrûm* という図式が成り立つ<sup>47</sup>。このテキストは共にジムリ・リムの家臣がジムリ・リムに宛てた書簡であるため、少なくともマリの王宮内では、*Amurrûm* = *ḫa.na* という認識があったことになる。ただし、このような使用法の例は、これのみであり、マリ王宮内においても、一般的に使用される用法であったわけではない。

Durand は、メソポタミアにおける2大区分をアッカド（東セム系言語）とアムル（西セム系言語）と捉えているが<sup>48</sup>、メソポタミアにおける最も一般的な区別は定住と非定住＝遊牧であり、使用言語による区別ではない<sup>49</sup>。ウル第三王朝時代のテキストには、アムル人（西セム語）の通訳（*eme-bal mar-tu*）がおり<sup>50</sup>、使用言語が異なっていたことを示しているが、これによってアムル人とシュメール・アッカド人を区別していたわけではない。南部における両者の区別は主として、都市や文明の有無であり、既に述べているように都市人と非都市人、定住と遊牧という区別であった。マリにおいても、言語による区分はなかったと考えられるが、南部のような「都市定住＝文明」、「遊牧＝野蛮」というような画一的なイメージも見られない。*ARM VI 76* にある表現が示すように、定住民＝アッカド人と遊牧民＝ハナ人という区別は明確に存在していたが、南部のような遊牧民を蛮族視する感情は存在していなかったと考えてよいのではないだろうか。

ヤハドゥン・リムとジムリ・リム、シャムシ・アッドウ1世とイシュメ・ダガン、ヤスマハ・アッドウといったユーフラテス中流域の支配者たちは皆、遊牧部族出身であり、そのことを自ら主張している。ヤハドゥン・

<sup>45</sup> 前節で見た *Amurrûm* の2つの用例によれば、ジムリ・リムが支配下においていたのは、*gā'um* の1つである *Amurrûm* の領域のみである。ユーフラテス中流域の半遊牧民であるハナ人は南のヤミンと北のシマルに区分されており、このうち、南のヤミンの *gā'um* の中に *Amurrûm* は含まれておらず、おそらく北のシマルの *gā'um* であったと思われる。*gā'um* としての *Amurrûm* が言及されている。*ARM XXIV 235* では、シマルの *gā'um* であるヤバスとしてまとめられて記されている。この文書では、両者がシマル系の *gā'um* であったことが示唆されており、*gā'um* の *Amurrûm* の居住・活動地域はシマルの領域であるハブル川上流域であると推定される。

<sup>46</sup> [*šum-ma*] *lugal ḫa-na (-meš) at-ta [ù š]a-ni-iš lugal ak-ka-di-im at-ta.*

<sup>47</sup> Durand はこの2つの表現を対比させ、*ḫa.na* と *Amurrûm* は置き換え可能であり、両者ともベドウィンに属しているため、*ḫa.na* は「ベドウィン」と解釈すべきである、と述べている (J.-M. Durand, *RAI* 38, 97-128)。確かに、この表現から *ḫa.na* と *Amurrûm* は置き換え可能であると考えられるが、両者の属性が「ベドウィン」であることから、*ḫa.na* を「ベドウィン」という一般名詞で解釈すべきではない。*ḫa.na* は「遊牧民、ベドウィン」を象徴した表現として使用されることはあっても、一般名詞として使用されると考えられるのは行政経済文書において他の職名と共に使用されている場合のみである。したがって、本論では、*ḫa.na* は遊牧民全般の総称としての「ハナ人」という固有名詞として扱っている。この点に関しては、拙稿「マリ文書に見られる *ḫa.na* の解釈をめぐって」『オリエント』50-1 (2007), 1-19 を参照。

<sup>48</sup> J.-M. Durand, “Le mythologème du combat entre le dieu de l’orage et la mer en Mésopotamie”, *MARI* 7 (1993), 47.

<sup>49</sup> H. Limet, “Ethnicity”, D. C. Snell (ed.), *A Companion to the Ancient Near East*, 393-405 (chapter 12), 2005.

<sup>50</sup> G. Buccellati, *The Amorites of the Ur III Period*, Naples, 1966, 78, 328-329.

リムとジムリ・リムは、シマル系部族出身<sup>51</sup>であるため、「シマルの（地の）王」<sup>52</sup>と呼ばれている。その一方で、彼らはその称号には *ḥa.na* を使用し、「マリ（とトゥトゥル）とハナの地の王」と称している<sup>53</sup>。シマルだけでなくヤミンも含めた、ユーフラテス中流域に住む全遊牧部族民の支配を主張するには、それら遊牧部族民の総称である *ḥa.na* を使用するほうがふさわしいと認識していたためであろう。この称号は、定住農耕民/地域であるマリ（とトゥトゥル）と遊牧民/地域である *ḥa.na* という2つの人々/地域の支配を主張したものであり、ハンムラビの「シュメールとアッカドの地の王」と「全アムルの地の王」に通じるものがある。しかし、この2つの称号には明確な違いが存在している。ユーフラテス中流域からハブル上流域にかけての地域は、遊牧生活が充分可能な地域であり、遊牧民と定住農耕民とが相互に影響を及ぼしあいながら共生している社会構造 (dimorphic structure)<sup>54</sup> を形成していた。この地域の遊牧民の中にも、村落や耕地を持ち、そこに定住し農耕を行っている者も存在していたが、この種の遊牧民たちの定住地は、夏季の家畜の放牧地としても機能しており、定住農耕は遊牧と組み合わせて行われていたものであった。そして、この定住地は、定住農耕民（アッカド人）が暮らす都市周辺にも存在しており、遊牧と定住農耕とは密接な関係にあったのである。一方のハンムラビの称号は、定住農耕地域と遊牧地域を示しているが、「シュメールとアッカドの地」はメソポタミア南部、「全アムルの地」はユーフラテス中流域であり、全く別の地域を示している。したがって、ヤハドゥン・リム、ジムリ・リムの称号が、同一地域に存在している遊牧民と定住農耕民の支配を主張するのに対し、ハンムラビの称号のそれは、2つの地域を同時に支配していることを主張しているのである。

シャムシ・アッドゥ 1 世に関しては、彼が編纂とされるアッシリア王名表の「テントに住んでいた者」の部分にアムル系（ハナ系）部族が記され、10 番目の王に *ḥa.na* の名が登場する<sup>55</sup>。また、キスプム儀式のテキストには、奉納を受け取る者としてハナとヌムハが現れている<sup>56</sup>。このような例は、バビロン第一王朝時代の、アムル人の統合の時期に南部で見られた例と類似している。「アムル人」と呼ばれた人々は、南部では *mar.tu/Amurrūm* という名称で諸部族が統合されたが、ユーフラテス中流域の「アムル人」は、マリ文書の時代には既に、*ḥa.na* という名称で諸部族が統合されていたのである。

<sup>51</sup> ヤハドゥン・リム、ジムリ・リムとシマルとの関係については、J.-M. Durand & D. Charpin, *RA* 80, 150-151 を参照。両者がシマル系部族出身であることは明らかとなっているが、その *gā'um* が何であるかは分かっていない。

<sup>52</sup> ヤハドゥン・リムの娘の碑文である *RIME* 4.6.8.6 では、ヤハドゥン・リムは「マリとシマルの地の王」(*lugal ma-ri<sup>ki</sup> ù ma-at dumu si-im-[a-al]*) とされ、*ARM* XXVI/2 385 では、ハンムラビがジムリ・リムを「シマルの王」(*zi-im-ri-li-im lugal dumu si-im-a-al*) と呼んでいる。

<sup>53</sup> ヤハドゥン・リムの称号は、*RIME* 4.6.8.1 「マリ、トゥトゥル、および *ḥa.na* の地の王」(*lugal ma-ri<sup>ki</sup> tu-ut-tu-ul<sup>ki</sup> ù ma-at ḥa-na*) と *RIME* 4.6.8.2 「マリと *ḥa.na* の地の王」(*lugal ma-ri<sup>ki</sup> ù ma-at ḥa-na*)、ジムリ・リムの称号は、*RIME* 4.6.12.3 「マリ、トゥトゥル、および *ḥa.na* の地の王」(*lugal ma-ri<sup>ki</sup> tu-ut-tu-ul<sup>ki</sup> ù ma-at [ḥa-na<sup>ki</sup>]*)、*RIME* 4.6.12.4 および *RIME* 4.6.12.5 「マリと *ḥa.na* の地の王」(*lugal ma-ri<sup>ki</sup> ù ma-at ḥa-na*)、*RIME* 4.6.12.6 「マリと *ḥa.na* の地の王」(*lugal ma-ri<sup>ki</sup> ù ma-at ḥ[a-na]*)。

<sup>54</sup> ユーフラテス中流域の遊牧と定住社会の関係、dimorphic structure に関しては、M. B. Rowton, “Urban autonomy in a nomadic environment”, *JNES* 32 (1973), 201-215; “Enclosed nomadism”, *JESHO* 17 (1974), 1-30; “Dimorphic structure and topology”, *OA* 15 (1976); “Dimorphic structure and the parasocial element”, *JNES* 36 (1977), 181-198 を参照。

<sup>55</sup> S. Yamada, “The editorial history of the Assyrian King List”, *ZA* 84 (1994), 13-20. このアッシリア王名表 (AKL) とハンムラビの王統譜 (GHD) は非常に類似しており、GHD の祖先の最初の 3 人の人名は AKL のセクション 1 (テントに住む者) の人名を組み合わせたものである。続く 7 人の人名はアモリ系 (ハナ系) の部族名で AKL セクション 1 とはハナとヌムハが共通している。

<sup>56</sup> M.12803: 16) *ki-is-pu-um* 17) *a-na lugal-ki-in* 18) *ù na-ra-am-30* 19) *lú ḥa-na-meš ia-ra-di* 20) *ù a-na šu-ut nu-um-ḥe-e* (M. Birot, “Fragment de rituel de Mari relatif au *kispum*”, *RAI* 26 (1980), 139-150).

## VII. おわりに

アムル人と呼ばれた人々は、メソポタミア南部では、*mar.tu/Amurrûm*、ユーフラテス中流域では *ḥa.na* と呼ばれ、名称は異なっているが、ユーフラテス中流域から移動したアムル人が南部へ持ち込んだ部族名、それに由来した地名、そして祖先の系図など、両者には共通点が見られる。南部へ移動して行った者たちも、かつてはユーフラテス中流域やハブル上流域に暮らす遊牧民であり、*ḥa.na* と *mar.tu/Amurrûm* は、その源を同じくしていると考えられるが、彼らが *ḥa.na* と呼ばれていたかどうかは定かでない。また、南部においても、ユーフラテス中流域においてもマルトゥ（アムル）とハナは遊牧民を、シュメール・アッカドは（都市）定住農耕民をそれぞれ示していた。ユーフラテス中流域では、この遊牧民と定住農耕民という構図は維持されるが、南部においては、ウル第三王朝時代から古バビロニア時代の間、この構図が崩れていく。

マリでは、ハナ人とアッカド人という2民族は明確に区別され、これが、それぞれ遊牧と定住農耕に対応していた。これによって、ユーフラテス中流域では、*ḥa.na* = 遊牧部族民とアッカド = 定住農耕民という区別が形成され、存続していったのである。ユーフラテス中流域では、遊牧と定住農耕という構図は、ハナとアッカドという形で、ユーフラテス中流域の社会内部に存在していたのである。

一方メソポタミア南部では、ユーフラテス中流域とは異なった構図を持っていた。メソポタミア南部の場合、定住農耕民と遊牧民という構図は、その内部に存在していたのではなく、内部と外部、つまり文明の中心である南部とその周辺地域という対比法の中に存在していた。ウル第三王朝までは、アムル人は、文明の中心であるシュメール・アッカド人の外側にいる蛮族ないし遊牧民の1つとして認識されていた。しかし、ウル第三王朝からイシン・ラルサ時代にかけて、南部へ移動したアムル人は、シュメール・アッカド文化を吸収し、定住化していく。古バビロニア時代(バビロン第一王朝)にはいると、彼らは、もはやシュメール・アッカドの地から見た外国人ではなくなっていた。実際には、アムル人とアッカド人という2民族が存在していたが、Rowton が示したように、両者は区別されなくなり、アムル人はアッカド人と同等の者とされるようになっていく。南部で使用されていた呼称を用いて、自らを *mar.tu/Amurrûm* とみなした彼らは、シュメール・アッカド文化を吸収し、アッカド人と共に南部の伝統を継承していく主体、すなわち南部社会の一員となったのである。これらメソポタミア南部のアムル人とユーフラテス中流域のハナ人は共通の部族意識（祖先の系図など）を保持していたが、両者の大きな違いは、遊牧というスタイルを保持していたか否かという点である。地理的条件の違いから、ユーフラテス中流域のような移牧を南部では行えない。このため、南部に定着したアムル人とアッカド人という対比構造では、遊牧民と定住農耕民という構図が当てはまらなくなっているのである。ハンムラビの称号にある「全アムルの地の王」は、アムル人の故郷であるユーフラテス中流域を征服した後に使用された称号であった。そのため、この称号に遊牧地域、遊牧民の王という意味合いがあったとしても、それは南部に移住したアムル人ではなく、ハナ人のようなアムルの故郷に残っていた人々を指していたと考えるべきであろう。南部のアムル人は、ユーフラテス中流域を故郷とする意識を残していたとしても、その地に住む遊牧民とは一線を画した存在となっていたのである。

# マリ出土のヤミン人捕虜解放記録

## —シリア・メソポタミア世界における文化接触の観点から—

中田 一郎 (中央大学)

### I. はじめに

戦争や武力衝突で敗北し、男女が捕虜として連行されることは、メソポタミアでも珍しいことではなかった。捕虜は、捕らわれの地でさまざまな労役に就いたが、過酷な労役と精神的苦痛から、天寿を全うすることなく死亡する者も少なくなかったと思われる。そんな中で、幸運にも、捕らわれの地を通りがかった商人に身請してもらい、自分の故郷までたどりついた捕虜もいたらしいことは、ハンムラビ「法典」の §32 から知ることができる。そこでは、王の遠征に従軍して捕虜となった兵士を商人が身請し、兵士の故郷まで連れ帰った場合、商人が立替えた身請け金をだれが支払うかが問題となっている<sup>1</sup>。しかし、解放された捕虜について、解放した側が残した記録は極めて珍しいと言える<sup>2</sup>。

本稿で取り上げるのは、まさにそのような記録で、古代都市マリ（現在のシリアのテル・ハリリ）から出土したものである。付された日付からそれらがマリの国王ジムリ・リムの治世 5 年（紀元前 1771 年頃）に書かれたものであったことがわかる。まずその記録の 1 つ（ARM VIII 77）を紹介してみよう。

(1) I ha-at-ni-AN-ma (2) LU<sub>2</sub> [ra-aq-qi<sub>2</sub>]-im<sup>ki</sup> 3 (3) NIG<sub>2</sub>.ŠU [be-li<sub>2</sub>]-mu-uš-ta-al (4) ša na-ap-si<sup>1-d</sup> da-gan<sup>1</sup> (5) a-hu-šu [i]p-t[u<sub>2</sub>-r]u-šu (6) I ga-ah-šu (7) LU<sub>2</sub> da-aš-ra-an<sup>ki</sup> (8) ša hu-li (9) a-bu-šu ip-tu<sub>2</sub>-ru-šu (10) KU<sub>3</sub>.BABBAR ip-te<sub>4</sub>-ri-šu-nu (11) Bu-nu-ma<sup>d</sup>IM (12) ma-hi-ir (13) IGI PN (14ff.) ZL5-vi-5

(1) ハトニ・イリマ、(2) [ラック]ムの人、(3) [ベーリ]・ムシュタルのもとに配属されていたもの、(4-5) 彼の兄弟ナプシ・ダガンが[贖った]。(6) ガハシュ、(7) ダシュランの人、(8-9) 彼の父フリが贖った。(10) 彼らの贖い金である銀は (11) ブヌマ・アッドウが (12) 受領した。(13) 証人 1 名。(14ff.) ジムリ・リム 治世 5 年第 VI 月 5 日。

これは、マリ王国の役人が書き記した 2 人のヤミン人戦争捕虜解放の記録で、1) 被解放者の名前とその出身地、2) 解放前の配属先、3) 被解放者の身元引受人とその続柄、4) 贖い金の受領者、5) 証人、および 6) 日付など、必要な事項はほぼすべて記録されている。

<sup>1</sup> マリ出土文書 (ARM XXIII 540) には、人数は不明だが複数のハナ人捕虜 (?) の解放のためにマリ王室から 3 1/3 マナの銀が支出が記録されている。同様の例が M. 11351 (未刊のマリ出土文書) にも見られることを J.-R. Kupper は報告している (“L’usage de l’argent à Mari,” in G. van Driel et al. (eds.), *Zikir Šumim. Assyriological Studies Presented to F. R. Kraus on the Occasion of his Seventieth Birthday*, Leiden, 1982, p. 171)。

<sup>2</sup> 他に、ジムリ・リム治世 8 年に、ヌムハ地方の都市クルダの王ハンムラビから銀 2 マナの贖い金を受け取り、相当の数(人数は不明)のヌムハの住民(戦争捕虜?)を解放した例も知られている (ARM XIV 48 [=49])。またサガラートゥム地区の運河管理人イリ・シャキムの贖い金の額と支払方法についての交渉の経過を、同地区の知事ヤッキム・アッドウからジムリ・リムに宛てられた手紙 (ARM XIV 17) から知ることができる。ここでの贖い金は額にして銀 4 マナから 5 マナと途方もなく高額で、ここには、なにか尋常ではない背景があるものと思われる (J.-M. Durand, *LAPO 17*, Paris, 1998, pp. 640ff. に新訳と注解がある)。

<sup>3</sup> ARM VIII 77:1-9 は、ARM XXI 414:6-13 および ARM XXII 262 ii 37-41 に現れる並行記事にしたがってテキストの読み方を訂正している。なお、ARM XXI 414:6 の *ši-li<sub>2</sub>-AN-ma* は、逆に ARM VIII 77:1 にしたがって *at-ni-AN-ma* と読む。P. Villard, *ARM XXIII*, p. 477, n. 55 を参照。

- 1) 解放された捕虜の名前は、ハトニ・イリマとガハシュで、その出身地はそれぞれ [ラックム] とダシュランであった。
- 2) 解放直前の捕虜の配属先は、ハトニ・イリマに関しては[ベーリ]・ムシュタルの下であった。ガハシュに関しては、明記されていないが、ARM XXI 414:11 および ARM XXII 262 ii 40 からイシュヒ・イルアバ (Išhī-Il-aba) と考えられる。
- 3) ハトニ・イリマの身元引受人はナプシ・ダガンで、続柄は被解放者の兄弟。ガハシュの身元引受人はフリで、続柄は被解放者の父であった。
- 4) 贖い金（ここには金額は記されていないが、他の史料から 1 人あたり 8 シキルであったことがわかっている）を受領した役人はプヌマ・アッドウであった。
- 5) 証人 1 名の名前が記されているが、破損のため判読は困難。
- 6) 日付は、ジムリ・リム治世 5 年第 VI 月 5 日である。

この記録 (ARM VIII 77) は、ジムリ・リム治世 5 年のヤミン人戦争捕虜解放に関わる史料の 1 つで、これまでのところこの記録を含めて 14 点の関連史料がみつまっている。P. Villard はこれらの史料を整理・分析して、この年のヤミン人捕虜解放の経緯を明らかにしている<sup>4</sup>。本小論では、主に P. Villard の研究によりつつ、シリア・メソポタミア世界における文化接触の観点からこれら戦争捕虜解放の記録を取り上げてみたい。

## II. ヤミン人戦争捕虜解放に関わる史料

これら 14 点の関連史料にはジムリ・リム治世 5 年第 V 月 17 日から同年第 XII 月某日 (破損のため判読不能) までの日付が付されているが、P. Villard は、これらの記録が時間の経過とその時々が必要に応じて作成されたものと考え、大きく 3 つのグループに分けている。

### 第 1 グループ

第 1 グループに分類される史料は、日付が最も早いことに加えて、贖い金の支払について書かれていないことが特徴である。

#### ARM XXIII 77

(1) I<sup>id</sup> *ad-mu-ne<sub>2</sub>-ri* (2) *ša sa-ad-di-im* (3) DUMU.MEŠ *ia-mi-na* (4) *a-na i<sub>3</sub>-li<sub>2</sub>-ne-hi-im* (5) *a-hi-ša* (6) *wa-aš-šu-ra-at* (7-11) ZL5-v-17

(2-3) ヤミン人に対する襲撃の際に捕らわれた (1) アドム・ネーリは、(5) 彼女の男兄弟 (4) イリ・ネヒムのもとへ (6) 解放された。(7-11) ジムリ・リム治世 5 年第 V 月 17 日

#### ARM XXIII 76

(1) I<sup>f</sup> *si-ne<sub>2</sub>-na* (2) NIG<sub>2</sub>.ŠU *ab-di* (3) *ša sa-a[d]-d[i-im]* (4) *ša* DUMU.MEŠ *ia-mi-na* (5) *ba-lu* KU<sub>3</sub>.BABBAR (6) *a-na i<sub>3</sub>-li<sub>2</sub>-ne-hi-im* (7) *mu-ti-ša wu-uš<sub>2</sub>-šu-ra-a[t]* (8-12) ZL5-v-25

(1) シネナ、(2) アブディに配属されていたもの、(3-4) ヤミン人に対する襲撃の際に捕らわれたもの、(5) 銀 (の支払) なしに、(6-7) (彼女は) 彼女の夫イリ・ネヒムのもとへ解放された。(8-12) ジムリ・リム治世 5 年第 V 月 25 日

<sup>4</sup> P. Villard, "Les libérations de personnel de l'année du Trône de Šamaš," in G. Bardet, F. Joannès, B. Lafont, D. Soubeyran et P. Villard, *Archives administratives de Mari I*, ARM XXIII, Paris, 1984, pp. 476-506.

## ARM XXIII 421

(1) I<sup>f</sup> *si-ne<sub>2</sub>-na* (2) *a-ia-tum* (3) *ša i-na sa-di-im* (4) *ša DUMU.MEŠ ia-mi-na* (5) *ia-as<sub>2</sub>-si<sup>d</sup>-da-gan* (6) *ir-de-em* (7) *a-na i<sub>3</sub>-li<sub>2</sub>-ne-hi-im* (8) DAM. <A.NI> *u<sub>2</sub>-šu-ra-a[t]* (9-12) [ZL5-v-25]

(2) …の(1) シネナ、(3-4) ヤミン人に対する襲撃の際に(5) ヤッシ・ダガンが(6) 連行して来たもの、(7-8) (彼女は) <彼女の> 夫イリ・ネヒムのもとへ解放された。(9-12) ジムリ・リム治世5年第V月25日

以上3点が第1グループに入る。ARM XXIII 421は日付の部分が破損しているが、内容的にARM XXIII 76と重複しているので、暫定的に後者と同じ日付を復元することができる。

これらの史料では、贖い金の支払に言及されていないか (ARM XXIII 77; ARM XXIII 421)、はっきりと「銀(の支払)なしに」と書かれている (ARM XXIII 76)。その理由は、P. Villardが指摘するように、被解放者として登場する2人の女性の特別な身分にある。シネナは、身元引受人であるイリ・ネヒムの妻とされるが (ARM XXIII 77; ARM XXIII 421)、このイリ・ネヒムは、ジムリ・リム治世5年のヤミン人戦争捕虜解放のきっかけとなったジムリ・リム政権とヤミン人との和平交渉の際のヤミン人側の指導者の1人であった<sup>5</sup>。そのため、イリ・ネヒムの妻の解放に関しては特別な配慮がなされたものと考えられる。

もう1人の女性アトム・ネーリの身元引受人もシネナの場合と同じイリ・ネヒムで、彼女はイリ・ネヒムの姉か妹であった。したがって、彼女の場合も、シネナの場合と同様、特別な配慮がなされたものと思われる<sup>6</sup>。

なお、ARM XXIII 421:5で言及されているヤッシ・ダガンは、マリの将軍。

## 第2グループ

以下の8点がP. Villardの第2グループに属する。解放された人物の名前と出身地の他に贖い金8シキルの収納が記録されていることが第2グループの特徴である。

## ARM XXIII 552

(XXII 262 vi 7'-16' および XXIII 554:20-23 に再録)

(1) 8 GIN<sub>2</sub> K[U<sub>3</sub>.BABBAR] (2) *ip-te<sub>4</sub>-er ha-[u-pi-ya-mu]* (3) LU<sub>2</sub> *ša he-šu<sub>2</sub>-ra-tim* (4) NIG<sub>2</sub>.ŠU *ha-zi-ir<sup>d</sup>UTU* (5) *i-na ha-am-še-x* (6) *ša ri-im-ši-AN* (7) [š]a LU<sub>2</sub> *ki-na-te-e* (8) *ša ia-šu-ub<sup>d</sup>IM* (9) *u<sub>3</sub> i-ši<sub>2</sub>-na-bu-u<sub>2</sub> ah-hu-šu* (10) *ip-tu<sub>2</sub>-ru-šu* (11ff.) [ZL5]-v-25

(1) [銀] 8シキル、(3) ヘツラートウムの人、(2) ハ[ル・ピ・ヤム]の贖い金、(6-7) キナトゥム職のリムシ・イルの…の(4) ハーヰル・シャマシュのもとに配属されていたもの、(8-9) 彼の兄弟達ヤシュブ・アッドウとイツィ・ナブーが(10) 彼を贖った。(11ff.) [ジムリ・リム治世5年]第V月25日

## ARM VIII 77

(XXI 414:6-13に再録、内ガハシュの贖い金についてはXXII 262 ii 37-41にも記載されている。)この記録は、すでに冒頭で紹介しているので、ここで再度紹介することはしない。

## ARM XXI 414

(男性3名と女性1名の解放と贖い金の受領記録。ヤビラ・アフムの件はARM XXIII 554:8-10に、またガ

<sup>5</sup> ARM XXI 339:6-7の複合弓を贈られている人物は、この2人の女性の身元引受人と同一人物であろう。この文書の日付は、この女性たちが解放されたジムリ・リム治世5年の第V月(日にちは失われている)になっている。なお、この同じ文書からヤミン人との和平に貢献したアムナヌム部族の長ツーラ・ハンムの召使い(LU<sub>2</sub>.TUR)にも布が贈られたことがわかる。

<sup>6</sup> Cf. P. Villard, ARM XXIII, p. 494, n. 105.

ハシュムとハツサトゥムの件はそれぞれ ARM XXII 262 ii 38 および同 ii 13 に再録されている。)

(1) I *ia-qi<sub>2</sub>-ra-a-hu-um* (2) LU<sub>2</sub> *ra-aq-qi<sub>2</sub>-im* (3) NIG<sub>2</sub>.ŠU *sa-am-si<sup>d</sup>-da-[ga]n* (4) *a-na iš-hi-e-ba-al da-di-šu* (5) *wa-aš-šu-ur* (6) I *at-ni-AN-ma<sup>7</sup>* LU<sub>2</sub> *ra-a[q]-qi<sub>2</sub>-im* (7) NIG<sub>2</sub>.ŠU *be-li<sub>2</sub>-mu-uš-ta-al* (8) *ša na-ap-si<sup>d</sup>-d[a-ga]n a-[h]u-šu ip-ṭu<sub>2</sub>-ru-[š]u* (9) I *ga-ah-šum* (10) LU<sub>2</sub> *da-aš-ra-an<sup>ki</sup>* (11) NIG<sub>2</sub>.ŠU *iš-hi<sup>d</sup>-il<sub>3</sub>-a-ba<sub>4</sub>.MAL* (12) *š[a hu-li]<sup>8</sup> a-bu-šu* (13) *ip-[ṭu<sub>2</sub>-ru-]šu* (14) I <sup>f</sup>*ha-as-sa<sub>3</sub>-tum* (15) M[I<sub>2</sub>] *ga-ad-li-tum* (16) NIG<sub>2</sub>.ŠU *qi<sub>2</sub>-iš-t[i-k]a-ka* (17) *ša la-na<sup>d</sup>[IM] a-hu-ša* (18) *ip-ṭu<sub>2</sub>-ru-ši* (19) *ip-ṭe<sub>4</sub>-re-šu-n[u E<sub>2</sub>].GAL ma-hi-ir* (20ff.) ZL5-vi-6

(2) ラックムの人 (1) ヤキラ・アフム、(3) サムシ・ダ[ガ]ンのもとに配属されていたもの、(4) 彼の叔父、イシュビ・エバルのもとへ (5) 解放された。(6) ラックムの人、アトニ・イリマ、(7) ベーリ・ムシュタルのもとに配属されていたもの、(8) 彼の兄弟ナプシ・[ダガン]が[彼]を贖った。(10) ダシュランの人 (9) ガハシュム、(11) イシュヒ・イルアバのもとに配属されていたもの、(12) 彼の父フリガ (13) 彼を[贖]った。(15) ガドラの女性 (14) ハツサトゥム、(16) キシュテ[イ・カ]ツカのもとに配属されていたもの、(17-18) 彼女の男兄弟ラナ・[アッドウ]が彼女を贖った。(19) 彼[ら]の贖い金は[王]宮が受領した。(20ff.) ジムリ・リム治世 5 年第 VI 月 6 日

#### ARM XXIII 79

(ARM XXIII 553:6-7 に再録)

(1) 8 GIN<sub>2</sub> KU<sub>3</sub>.BABBAR (2) *ip-ṭe<sub>4</sub>-er* (3) *me-et-mi-im* (4) NIG<sub>2</sub>.ŠU *sa-am-si<sup>d</sup>-da-gan* (5ff.) ZL5-vi-16

(1) 銀 8 シキル、(3) メトムムの (2) 贖い金、(4) サムシ・ダガンの下に配属されていたもの。(5ff.) ジムリ・リムの治世 5 年第 VI 月 16 日

#### ARM XXIII 553

(2 名の被解放者の内メトムムの件は ARM XXIII 79 に単独で記録されている)

(1) 15 GIN<sub>2</sub> KU<sub>3</sub>.BABBAR (2) *i-na NA<sub>4</sub>.HA<sub>2</sub> ma-<hi>-ri<sup>9</sup>* (3) *ip-ṭe<sub>4</sub>-er* (4) *sa-ku-mi-AN* (5) LU<sub>2</sub> *ša-la-ba-d[im]<sup>ki</sup>* (6) *u<sub>3</sub> me-et-mi-i[m]* (7) NIG<sub>2</sub>.ŠU *sa-am-su<sup>d</sup>-[da-gan]<sup>10</sup>* (8) *aq-ba-a-hu-um* (9) *i-na E<sub>2</sub> ku-up-ri-im* (10) *ma-hi-ir* (11ff.) ZL5-vii-16

(1) 銀 15 シキル、(2) 市場の分銅で (計量)<sup>11</sup>。(5) シャラバドゥムの人 (3-4) サクミ・イルとメトム [ム] の贖い金。(7) サムス・[ダガン] の下に配属されていたもの。(8) アクバ・アフムが (9) 「アスファルトの家」で (10) 受領した。(11ff.) ジムリ・リム治世 5 年第 VII 月 16 日

#### ARM XXIII 80

(ARM XXIII 554 に再録)

(1) I <sup>f</sup>*sa-li-ha* (2) MI<sub>2</sub> *ra-aq-qi<sub>2</sub>-tum<sup>ki</sup>* (3) NIG<sub>2</sub>.ŠU *ha-zi-ir<sup>d</sup>UTU* (4) *ša i-din<sup>d</sup>-da-gan* (5) *a-bu-ša ip-ṭu<sub>2</sub>-ru-ši* (6) I <sup>f</sup>*ha-ma-du* (7) MI<sub>2</sub> *dī-me<sub>2</sub>-tum<sup>ki</sup>* (8) NIG<sub>2</sub>.ŠU LUGAL *nu-ur<sub>2</sub>-ma-ti-šu* (9) *ša <a-na> ia-an-ši<sub>2</sub>-bi* (10) *a-bi-ša* (11) *wa-*

<sup>7</sup> 並行記事 ARM VIII 77:1 によって読み方を訂正している。P. Villard, ARM XXIII, p. 477, n. 55 を参照。

<sup>8</sup> 並行記事 ARM XXII 262 ii 38-41 によって訂正。P. Villard, ARM XXIII, p. 477, n. 55 を参照。

<sup>9</sup> 原文では、「*ma-ri* の分銅で」と書かれているが、地名の後に付される決定詞の KI が書かれていないため、P. Villard に従い *ma-<hi>-ri* と読み、「市場で使用される分銅で」と訳しておく。P. Villard, ARMT XXIII, p. 524.

<sup>10</sup> 6 行と 7 行の人名の復元は、並行史料 ARM XXIII 79 に基づく。

<sup>11</sup> 本来なら、2 人の贖い金合計が 16 シキルでなければならない。2 人のうちの 1 人メトムムは第 VI 月 16 日に 8 シキルの贖い金で解放されているので、もう一人も同日同額の贖い金で解放されたものと思われるが、1 ヶ月後の第 VII 月 16 日に再録のためにもう一度「市場の分銅」で計り直したところ、1 シキル不足していたということであろう。これほどひどくはないが、同じような事態は、集計表 ARM XXII 264:16 のイシュヒ・エバル Išhī-Ebal の贖い金にも見られる。この場合も、解放時に支払われた銀は 8 シキルであったと考えられるが、後になって計量し直すと 1/4 シキル (約 2.1 グラム) 不足していたことが明らかになったということであろう。P. Villard, ARMT XXIII, pp. 499-500 参照。



aš-šu-ra-at (12ff.) ZL5-vii-27

(2) ラックムの女性 (1) サリハ、(3) ハージル・シャマシュの下に配属されていたもの、(4-5) 彼女の父イッディン・ダガンが彼女を贖った。(7) ディムトゥムの女性 (6) ハマドゥ、(8) シャルム・ヌール・マーティシュの下に配属されていたもの、(9-11) (彼女は) 彼女の父ヤンツィブのもとへ解放された。(12ff.) ジムリム治世 5 年第 VII 月 27 日

#### ARM XXIII 554

(一部は ARM XXIII 262 と重複)

- (1) [8 GIN<sub>2</sub> KU<sub>3</sub>.BABBAR ip-]te<sub>4</sub>-er<sup>f</sup> sa-li-ha (2) [MI<sub>2</sub> ra-a]q-q<sub>2</sub>-tim ša i-din<sup>d</sup> da-gan AD.A.NI (3) ip-tu<sub>2</sub>-ru-ši  
(4) [8 GIN<sub>2</sub> KU<sub>3</sub>].BABBAR ip-te<sub>4</sub>-er<sup>f</sup> ha-ma-di-im MI<sub>2</sub> di-im-te-en (5) [a-na] AD-ša ia-an-ši<sub>2</sub>-bi-im wa-aš-šu-ra-at  
(6) [8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>]-er<sup>f</sup> ra-bi-a MI<sub>2</sub> da-bi-iš<sup>ki</sup> (7) [a-na t]a-šu-ba AMA.A.NI wa-aš-šu-ra-at  
(8) [8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er] ia-q<sub>2</sub>-ra-a-hi LU<sub>2</sub> ra-q<sub>2</sub>-i (9) NIG<sub>2</sub>.ŠU sa-am-si-<sup>d</sup> da-gan a-na iš-hi-e-ba-al (10) da-di-šu<sup>12</sup> wa-aš-šu-ur  
(11) 8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er ka-bi-e-šu-uh NIG<sub>2</sub>.ŠU ia-ar-ip-ab-ba (12) ša<sup>d</sup> a-mi-e-šu-uh ŠEŠ.A.NI ip-tu<sub>2</sub>-ru-šu  
(13) 8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er i<sub>3</sub>-li<sub>2</sub>-e-tar LU<sub>2</sub> mi-iš-la-an (14) a-na i<sub>3</sub>-li<sub>2</sub>-ša-ki-im ŠEŠ.A.NI wa-aš-šu-ur  
(15) 8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er<sup>f</sup> ha-wi-na-la NIG<sub>2</sub>.ŠU šil<sub>2</sub>-li<sub>2</sub>-an-nu (16) a-na ŠEŠ-<ša> wa-aš-šu-ra-at  
(17) 8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er zi-im-ri-<sup>d</sup>IM (18) LU<sub>2</sub> ra-aq-q<sub>2</sub>-im NIG<sub>2</sub>.ŠU sa-am-si-<sup>d</sup> da-gan (19) ša ia-ri-im-<sup>d</sup>IM ŠEŠ.A.NI ip-tu<sub>2</sub>-ru-<šu>  
(20) 8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er ha-lu-pu-ya<sup>1</sup>-mu (21) LU<sub>2</sub> ša hu-šu<sub>2</sub>-ra-tim<sup>ki</sup> (22) NIG<sub>2</sub>.ŠU ha-zi-ir-<sup>d</sup>UTU ša ia-šu-ub-<sup>d</sup>IM (23) u<sub>3</sub> i-ši<sub>2</sub>-na-bu-u<sub>2</sub> ŠEŠ.A.NI ip-tu<sub>2</sub>-ru-šu  
(24) 8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er<sup>f</sup> nu-ha-mu ka-la-at (25) iš-hi-e-ba-al  
(26) 8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er<sup>f</sup> an-nu-iš-ha (27) NIG<sub>2</sub>.ŠU e<sub>2</sub>-a-ka-bar ša i-ši<sub>2</sub>-a-hu (28) a-hu-ša ip-tu<sub>2</sub>-ru-ši  
(29) 8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er ia-as<sub>2</sub>-ku-ri-im (30) LU<sub>2</sub> da-aš-ra-an<sup>ki</sup> NIG<sub>2</sub>.ŠU ha-zi-ir-<sup>d</sup>UTU (31) ša ia-si-AN ŠEŠ.A.NI ip-tu<sub>2</sub>-ru-šu  
(32) [8 G]IN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-er a-hi-im a-na<sup>f</sup> ra-hi-ma (33) [AMA].A.NI wa-aš-šu-ur  
(34) [8 GIN<sub>2</sub>] ip-te<sub>4</sub>-er a-bi-ta-ki-im (35) [x-x-]x<sup>ki(i)</sup> ša iš-hi-e-ba-al ŠEŠ.A.NI ip-tu<sub>2</sub>-ru-šu  
(36) [8 GIN<sub>2</sub> ip-te<sub>4</sub>-e]r za-an-nim LU<sub>2</sub> mi-iš-la-an<sup>ki</sup> (37) [ša x-x-]ta-an ŠEŠ.A.NI ip-tu<sub>2</sub>-ru-[šu]  
(38) [8 GIN<sub>2</sub> ip-]te<sub>4</sub>-er [x-]x-AN LU<sub>2</sub> mi-iš-la-an<sup>ki</sup> (39) [ša x-x-]x-[x-]x ip-tu<sub>2</sub>-ru-šu  
(40) [.....] x-x  
(41) [ša .....] x-x ip-tu<sub>2</sub>-ru-šu

右の側面下段に ZL5-vii-29 の日付がある。

この集計表は、一部に破損個所がある他、記載が省略されている項目があるが、基本的には、被解放者名、その出身地、解放前の配属先の責任者名、身元引受人名と続柄などが記載されている。したがって、ARM XXIII 554 は、表の形にして載せておきたい。記載が省略されている項目は元の記録に既に記載がなかったものと思われる。

なお、出身地の後に付されたMはマリ地区、Tはテルカ地区、Sはサガラトゥム地区を示す。略号を付していない Andariq はイダマラズ地方、Gadlâ と Rasāyum はユーフラテス川中流域に位置した。

<sup>12</sup> *dādišu* を「彼の叔父」と訳すことに関しては、J.-R. Durand, "A propos des noms de parenté à Mari," *M.A.R.I.*, 2 (1983), pp. 215-217 を参照。

行	男/女	被解放者名	出身地	解放前の配属先	身元引受人	続柄
1	f	Saliha	Raqqum (T)	---	Iddin-Dagan	兄弟
4	f	Hamadun	Dimtân (T)	---	Yaṣūbum	兄弟
6	f	Rabia	Dabišū (S)	---	Tašūba	母
8	m	Yaqira-ahi	Raqqum (T)	Samsī-Dagan	Išhī-Ebal	叔父
11	m	Kābi-Ešuh	---	Yarīp-Abba	Ami-ešuh	兄弟
13	m	Ilī-etar	Mišlân (M)	---	Ilī-Šakim	兄弟
15	f	Hawinala	---	Šillī-Annu	---	兄弟
17	m	Zimrī-Addu	Raqqûm (T)	Samsī-Dagan	Tarīm-Addu	兄弟
20	m	Halu-pī-Yamu	ša Hušurātīm (M)	Hāzir-Šamaš	Yašūb-Addu	兄弟
24	f	Nuhamu	---	---	Išhī-Ebal	義父
26	f	Annu-išha	---	Ea-kabar	Īši-ahu	兄弟
29	m	Yaskurum	Dašrân (T)	Hāzir-Šamaš	Yassi-Il	兄弟
32	m	Ahum	---	---	Rahima	[母]
34	m	Abī-Takim	[ ]	---	Išhī-Ebal	兄弟
36	m	Zannum	Mišlân (M)	---	[ ]tan	兄弟
38	m	[ ]x-AN	Mišlân (M)	---	[ ]	?
40-41		破損	破損	破損	破損	破損

### ARM XXIII 81

(1) <sup>f</sup>ha-li-ia-tum (2) MI<sub>2</sub> mi-iš-la-an<sup>ki</sup> (3) NIG<sub>2</sub>.ŠU ba-lu-um-nam-he (4) [KU<sub>3</sub>.BABBAR ip-te<sub>4</sub>-]ri-ša (5) e<sub>2</sub>-kal<sub>2</sub>-lum ma-hi-ir (6ff.) ZL5-vii-16

(2) ミシュランの女性、(1) ハリヤトゥム、(3) バルムナムへの下に配属されていたもの。(4) 彼女の贖い金は(5) 王宮が受領した。(6f.) ジムリ・リム治世5年第VII月16日

以上8点のうち、ARM XXIII 552は、日付の点で、第1グループのARM XXIII 421と同じであるが、解放された戦争捕虜の贖い金が明記されており、第2グループに属する。

ARM XXIII 554は次に紹介する第3グループのARM XXII 262に類似しているが、収納された贖い金の用途について触れられていない点で第3グループの記録とは性格を異にする。1人一律8シキルという贖い金の額は、ジムリ・リム政権とヤミン人の指導者達の間で行われた和平交渉で決まった額と思われ、当時の奴隷1人の値段<sup>13</sup>と比較するとかなり低く設定されていることがわかる。

### 第3グループ

P. Villardが第3グループに分類した3点の記録は、いずれも集計記録で、収納した贖い金の用途をも明らかにするために作成されたものと思われる。当然、作成された日付も先の2つのグループの記録より後になる。

### ARM XXII 262

<sup>13</sup> J.-M. Durandは、金属加工などの特技を持つ奴隷(男性)で20シキル(ARM VIII 10)、家内奴隷(女性)で15シキル(ARM VII 11:7)などの例もあるが、平均的な奴隷の値段は11シキルくらいであったと見ている。J.-M. Durand, ARM XXI, p. 193.

この集計記録は、表面・裏面に各3コラムあり、各コラムは推定約50～70行からなるが、第Iコラムと第IIコラムを除くと、各コラムとも欠損部分が多い。既に指摘したように、ARM XXII 262は、大部分がARM XXIII 554と同じ形式で被解放者の名前、出身地、解放前の配属先、身元引受人の名前、およびその続柄が記されているので、これらの情報を表形式にして紹介する。本集計記録がARM XXIII 554と大きく異なる点は、マリ王国の役人が受け取った贖い金の使途が記録されていることで、その部分は和訳を付して原文を紹介する。

行	男/女	被解放者名	出身地	解放前の配属先	身元引受人	続柄
---	-----	-------	-----	---------	-------	----

**Col. i**

1-6	f	Kakka-haliya	Mišlân (M)	Balumme-namhe	Aniti-II	兄弟
7-12	m	Šubni-II	Rasāyūm	Bēlšunu	Yitmu-Nasi	兄弟
13-17	m	Atamrum	---	Samsī-Dagan	Išhī-Ebal	---
18-22	m	Ibbi-Addu (I <sub>3</sub> .ŠUR)	Raqqûm (T)	Ahlammu (I <sub>3</sub> .ŠUR)	Ībal-pī-II	兄弟
23-28	m	Habdu-Bahlatī	Raqqûm (T)	Iddin-Dagan	Išhī-Ebal	兄弟
29-33	m	Bahlu-bāni	Mišlân (M)	Bāla-II (LU <sub>2</sub> .ENGAR)	Erra-qurrād	兄弟
34-38	f	Nanabu	Raqqûm (T)	Iskatan	Rabûm	兄弟
39-43	f	Nana	Raqqûm (T)	Rimšī-II	Pīlum	夫
44-48	m	Habdu-Kūbi	Damiqum(T)	Ammitanu	Habdu-Era<h>	兄弟
49-53	m	Ilī-Erah	Raqqûm (T)	Hitlanum	Bālum	兄弟
54-58	f	Annu-x-x	Raqqûm (T)	Iddin-Mamma	Mutī-Addu	兄弟
59-63	f	Rāhiba	Mišlân (M)	Rimšī-II	Šaṭūbi-II	父
64-68	m	Ībal-pī-II	Ilu-Muluk (K)	Hāzir-Šamaš	Īši-Qatar	兄弟

**Col. ii**

1-5	m	Yamši-II	---	Samsī-Dagan	Yattin-Dagan	兄弟
6-12	m	Yatūr-II	Mišlân (M)	Šarrum-nūr-mātišu	Ilī-šimhaya	兄弟
13-17	f	Hassatum	Gadlā	Qīšti-Kakka	Lana-Addu	兄弟
18-24	f	Yadiha	Mišlân (M)	Ahu-waqar (ša MAŠ.KAR.RA)	Abī-rāpih	兄弟
25-30	m	Bimutima-[II]	Dumtân (M)	Yaššib-Ad[du]	A-[m]a-[x]	兄弟
31-36	m	Ibni-[Ad]du	Mišlân (M)	Sîn-[iddi]nam	Išum-[bā]ni	父
37-41	m	Gahšum	Dašrân (T)	Išhī-II-aba	Huli	父
42-46	m	Marhi-Lim	Dašrân (T)	---	Abum	兄弟
47-51	m	Ilī-matar	Dašrân (T)	---	Habdi-Ilma	父
52-57	m	Kir[ug]an (I <sub>3</sub> .ŠUR)	A[n]dariq	I[lī-a]šraya	[x-x]-ŠA <sub>6</sub> .GA	---

58 冒頭の「1 シキル (1 GIN<sub>2</sub>)」は読み取れるが、それ以外は失われている。また、この値(重量)が受領した金の値か銀の値かはっきりしない。

59 冒頭の「2 シキル (2 GIN<sub>2</sub>)」は読み取れるが、それ以外は失われている。また、この値が受領した金の値か銀の値かはっきりしないが、Col. III 11-14 をみると、金の値であった可能性が大。

60 判読不能。

**Col. iii**

1-5 f x-[x-I] šhara --- Yarīb-[ ] --- [兄弟]  
 6-10 f Ha-x-[ ] Šalabātu[m] --- Qīšti-ilī 息子  
 11-14 合計 [金] 2 シキルと [銀] 3 マナ 34 [シキル]、10 + x 人の贖い金 (ŠU.NIGIN<sub>2</sub> 2 GIN<sub>2</sub> [KU<sub>3</sub>, GI] 3 1/2 *ma-na* 4 [GIN<sub>2</sub> KU<sub>3</sub>.BABBAR] *ip-ṭ[e<sub>4</sub>-er* 10 (+)x [ ]) とある。  
 15ff. 長い欠損部分のあと、(…は) [彼/彼女を贖った] とある。

1'-7' m --- Mišlā[n] (M) Yarīb-x Ami-Ešu[h] 兄弟  
 8'-12' m Ilī-E[t]ar Mišlān (M) --- ---

**Col. iv**

1'-6' f --- --- Ana-Sîn-ta[k]lāku [ ]-Ebal ---  
 7'-16' m Halu-pī-Yumu Šahuzurātum Hāzir-Šamaš Ya[šüb-Addu] 兄弟<sup>14</sup>  
 I[ši-Nabû] 兄弟<sup>15</sup>

17'-22' 8 シキルの贖い金の受領の記録であるが、それ以外は欠損のため読み取り不可能。

23'-29' m Yasku[r- ] Dašr[ân] (T) Hāzir-[Šamaš] Yassi-[II] ---  
 [Q]īšti-A.MAL ---

30'-32' m [ ]-him Dam[iqu]m (T) N[a<sup>2</sup>-x-x]-Ištar --- ---  
 33'ff. 約 9 行欠損

1"-5" m --- Miš[lân] (M) ia-n[a- ] Amu-[ ] ---  
 6"ff. 約 6 行欠損

1'''-4''' m --- --- --- Iš[h]ī-[ ] [兄弟]  
 5'''-8''' m Nuhmī-[ ] Šalabātum --- A[b]ī-rāpīh 父

**Col. v**

1-10 合計 2 マナ 32 シキルの銀、男子 13 名、女子 6 名の贖い金。(銀 1 シキル当たり) 羊毛 15 マナの市場価格で、布晒し職人(男性)と織布工(女性)のための 2 級品の羊毛 38 ビラト(約 1140 キログラム)を購入するために支出 (ŠU.NIGIN<sub>2</sub> 2 1/2 *ma-na* 2 GIN<sub>2</sub> KU<sub>3</sub>.BABBAR *ip-ṭe<sub>4</sub>-er* 13 LU<sub>2</sub>.MEŠ 6 SAL.MEŠ *a-na ši-im* GU<sub>2</sub>.SIG<sub>2</sub>.UŠ *i-na ma-hi-ra-at* 15 *ma-na* A.AN *a-na* SIG<sub>2</sub>.BA LU<sub>2</sub>.TUG<sub>2</sub>.MEŠ *u<sub>3</sub>* SAL.UŠ.BAR.MEŠ)。

11-15 f Tadara --- --- [x]-x-mi-[š]a? ---

16-21 f x-a-m[a] x-[x?-m]i-im --- ---

22-25 m x-mu-ši-ma --- --- ---

26-34 f [x-x-]n[u<sup>2</sup>-s]a<sup>2</sup> 以下破損のため判読不可能

35-37 f --- 以下破損のため判読不可能

38ff. 約 12 行破損

1'-5'-

<sup>14</sup> ARM XXIII 554:20-23 により復元。

<sup>15</sup> ARM XXIII 554:20-23 により復元。

Col. vi

-7		…各4? [シキル]。(銀1シキル当たり)11シキルの市場価格で、7マナ20シキル(約3.7キログラム)のスズがスフ人スム・イシュタル、ハル・ラピフおよびワタルトゥムから購入された。(4 <sup>2</sup> G[IN <sub>2</sub> ]A.[AN][a]-na šī-im 7 1/3 ma-na AN.NA i-na ma-[h]i-ra-at 11 GIN <sub>2</sub> A.AN ša it-ti su-mu-Ištar ha-lu-ra-pi <sub>2</sub> -ih u <sub>3</sub> wa-at-ta-ar-tim . . .6 signs erased . . . su-ha-i-im iš-ša-mu)				
8-13	m	Yawi-II	Mišlân (M)	Qīšti-Kakka	Mahnub-II	兄弟
14-18		(銀1シキル当たり)10シキルの市場価格で、1マナ30シキル(約750グラム)のスズを購入するために(支出)。このスズは商人マハヌブ・イルから購入された(a-na šī-im 1 1/2 ma-na AN.NA i-na ma-hi-ra-at 10 A.AN [š]a it-ti ma-ah-nu-ub-AN DAM.GAR <sub>3</sub> iš-ša-mu)				
18		空白。				
19-28		ヤミン人の捕虜男子30名および女子20名の贖い金、1人当たり(銀)8シキルの割合で、合計2シキルの金と6マナ36シキルの銀をムカンニシュムが受領した。(ŠU.NIGIN <sub>2</sub> 2 GIN <sub>2</sub> KU <sub>3</sub> .G[I] 6 1/2 ma-na 6 GIN <sub>2</sub> K[U <sub>3</sub> ].BABBAR ip-te <sub>4</sub> -er 30 LU <sub>2</sub> .MEŠ 20 SAL.MEŠ 8 GIN <sub>2</sub> A.AN ša ša-la-at DUMU.MEŠ ia-mi-na ša mu-ka-an-ni-šum im-ta-ha-ru)				
29-33		日付:ジムリ・リム治世5年第9月17日				
		どこにジョインするか不明の断片2点				
断片 a: f		Rabi[tum]	Dabišum	Ah[u-ka <sup>2</sup> -abi <sup>2</sup> ]	Taš[ūba <sup>2</sup> ]	母 <sup>16</sup>
断片 b: f		以下判読不能				

ARM XXII 262 vi 19-28 の合計欄に記録されている男性捕虜30名、女性捕虜20名(合計50名)とこれら男女の捕虜の贖い金である金2シキルと銀6マナ36シキルが、ARM XXII 262 全体の総計であるのか、ARM XXII iii 11-14; v 1-10 などと同じ小計なのかどうかははっきりしない。しかし、ARM XXII 262 vi 19-28 がこの文書の末尾にあること、および解放された捕虜の数とその贖い金の金額から判断して、これが総計であることは間違いない。贖い金合計のうち、銀6マナ36シキルはほぼ49名分の贖い金に相当し、残りの1名は金2シキルで支払ったものと思われる(ARM XXII iii 11-14 参照)<sup>17</sup>。

ARM XXII 264

.....

ip-t[e<sub>4</sub>-er ]

x du x x [ ]

a-na šī-im 20<sup>2</sup> [ ]

[SI]G<sub>2</sub><sup>2</sup>.BA LU<sub>2</sub>.TUG<sub>2</sub>.MEŠ SAL.UŠ.B[AR.MEŠ]

5') x x? [GI]N<sub>2</sub> K[U<sub>3</sub>].BABBAR ip-te<sub>4</sub>-[er]

4 [LU<sub>2</sub>].MEŠ a-na šī-im [AN.NA]

i-na m[a]-hi-ra-at 11<sup>2</sup> [GIN<sub>2</sub> A.AN]

[ša it]-ti su-mu-[Ištar]

[I] ha-lu-ta-[pi<sub>2</sub>-ih]

<sup>16</sup> ARM XXIII 554:6-7 により復元。

<sup>17</sup> 金対銀の交換比率は時代により1:4から1:8くらいまでの変動が見られる。マリ出土文書 ARM XXII 247:1-3 に「13.5シキル8粒の金を購入するための…銀1マナ」(金:銀=1:4.4)という例もあるが、ARM XXIII 540:1'-2' に「2 1/2シキルの金を購入するための銀10シキル」(金:銀=1:4)が支出された記録もあり、この個所の金2シキルは1人分の贖い金(銀8シキル)と見てよい。

- 10')  $u_3$  LU<sub>2</sub>.DIRI.GA *su-ha-yi<sup>kl</sup>* [*iš-ša-mu*]  
 1/2 MA.NA KU<sub>3</sub>.BABBAR *a-na ši-im 5 1/2 MA.NA A[N.NA]*  
*i-na ma-hi-ra-at 11 GIN<sub>2</sub> A.AN*  
*ša it-ti su-mu-Ištar*  
 $u_3$  *a-hu-um-la-a-bi* LU<sub>2</sub> *su-ha-yi<sup>kl</sup>*
- 15') *iš-ša-mu*  
 7 2/3 GIN<sub>2</sub> 15 ŠE KU<sub>3</sub>.BABBAR *ip-ṭe<sub>4</sub>-er iš-hi-e-ba-al*  
 LU<sub>2</sub> *za-ar-ri<sup>kl</sup>* *ia-ri-hi<sup>kl</sup>*  
*a-na ši-im 1 1/3 MA.[N]A 5 GIN<sub>2</sub> AN.NA*  
*i-na ma-hi-ra-at 11 GIN<sub>2</sub> A.AN*
- Rev. 20') *ša it-ti a-hu-um-la-a-bi* DAM.GAR<sub>3</sub>  
 [LU<sub>2</sub>] *su-ha-yi<sup>kl</sup>* *iš-ša-mu*  
 9 GIN<sub>2</sub> K[U<sub>3</sub>.BAB]BAR *ip-ṭe<sub>4</sub>-er ia-wi-AN*  
 [LU<sub>2</sub>] *mi-iš-la-an<sup>kl</sup>*  
 NIG<sub>2</sub>.ŠU *qi<sub>2</sub>-iš-ti-ka-ak-ka*
- 25') *a-na ši-im 1 1/2 MA.NA AN.NA*  
 [*i*]-*na ma-hi-ra-at 10 GIN<sub>2</sub> A.AN*  
*ša it-ti ma-ah-nu-ub-AN iš-ša-mu*  
 11 1/2 GIN<sub>2</sub> KU<sub>3</sub>.BABBAR *a-na ši-im*  
 1 GU<sub>2</sub> 20 MA.NA NA<sub>4</sub> *ga-bi-i*
- 30') *i-na ma-hi-ra-at 7 MA.NA A.[AN]*  
 [š]a *a-na si-[pi<sub>2</sub>]-ir [ ]*  
 [ x ] x [ ]  
 ……

(1'-4') ……、[ ] の贖[い金]、……。縮絨工および織女のための羊毛の配給として 20 ? の [ ] を購入するために (支出)。

(5'-10') 4 人の贖い金である銀 x x (32 ?) シキル、(銀 1 シキル当たりスズ) 11 シキルの市場価格でスズがスム・[イシュタル]、ハル・タピフおよびスフ人の予備役 (?)<sup>18</sup> から購入された (ときの) 代金として (支出)。

(11'-15') 銀 1/2 マナ、5 1/2 マナのスズを (銀 1 シキル当たりスズ) 11 シキルの市場価格でスム・イシュタルとスフ人アフム・ラ・アビから購入された (ときの) 代金として (支出)。

(16'-21') ザリ・ヤリヒ人イシュヒ・エバルの贖い金である銀 7 2/3 シキル 15 粒、(銀 1 シキル当たりスズ) 11 シキルの市場価格でスフ [人] 商人アフム・ラ・アビからスズ 5 シキルが購入されたときの代金として (支出)。

(22'-27') キシュティ・カッカの下に配属されていたミシュラン人やウィ・イルの贖い金である [銀] 8 シキル、(銀 1 シキル当たりスズ) 10 シキルの市場価格でマハヌブ・イルから 10 シキルのスズが購入されたときの代金として (支出)。

(28'-32') 銀 11 1/2 シキル、1 ビラト 20 マナ (1 ビラト = 60 マナ = 30kg) のミョウバンを (銀 1 シキル当

<sup>18</sup> 原語は LU<sub>2</sub>.DIRIG.GA (*wattaru / attaru*) で、マリ文書では兵士や労働者の交代要員または予備要員の意味で使われている。CAD A2, 510b-511a を参照。

たり) 7 マナの市場価格で……を作るために [ミヨウバンが購入された (時の) 代金として] (支出)。

**ARM XXII 263**

1) 3 1/2 MA.NA 8 GIN<sub>2</sub> KU<sub>3</sub>.BABBAR

*ip-ṭe<sub>4</sub>-er* 23 LU<sub>2</sub>.MEŠ 9 GIN<sub>2</sub> A.[A]N

1 LU<sub>2</sub> 11 GIN<sub>2</sub> *ša a-na šī-x-[x]?*

*a-na i-ma-ar<sup>kl</sup> u[b-lu]*

5) [ ]

[ ] H]I<sup>?</sup>. A

[ ]-ad-nu

.....

Rev. -- 空白 --

[ŠU.NIGIN<sub>2</sub> x MA.N]A x 5/6 GIN<sub>2</sub> 15 ŠE KU<sub>3</sub>.BABBAR

[ ] X-RI

[ *mu-k*] *a-an-ni-ši-im*

Tr.

5ff.) 日付 (ZL5-xii-?)

この史料は、最初の数行と裏面の2行ほどに若干の文字を確認できるのみである。1-5行は、「1人一律銀9シキルの贖い金が23人分と11シキルの贖い金(を課せられた)1人分、(合わせて24人分の贖い金)3 1/2 マナ8シキルの銀。これらの人々はエマルに[送られた(?) ]」と読める。裏面にはこの集計表の合計金額が記され、それがマリの工房の責任者であるムカンニシュムに託されたことが記録されていたものと考えられるが、破損のため詳細は不明。

エマルは、第2次ヤミン戦争の際、ヤミン人側を支援し、ヤミン人亡命者に「聖域」を提供していた。その時に捕虜となったエマル人が、次節で述べるごとく、マリ政権とヤミン人の間に和平が成立した段階で解放されることになったのであろう。

なお、ARM XXII 263 に記されている贖い金は1人当たり8シキルではなく9シキル(1人だけ11シキル)であるが、P. Villard は、この問題に関して、贖い金は出身の国またはエスニック・グループ毎に決められたものであろうと考えている<sup>19</sup>。

### III. 解放された捕虜の出身地・身元引受人の続柄・解放前の配属先

解放された捕虜の出身地として目立つのは、マリ地区の Mišlân で、少なくとも13名が Mišlân 出身である。次に目立つ出身地は Raqqûm で、同地出身の捕虜は少なくとも10名を数える<sup>20</sup>。Raqqûm はテルカ地区の町(正確な所在地は不明)であるが、他にテルカ地区の町の出身者は少なくとも13名知られている<sup>21</sup>。シマル系のマリ王国の支配域の中に、ヤミン人の都市が点在していたことが注目される。

身元引受人となった人物と解放された捕虜との続柄で圧倒的に多いのは兄弟であるが、父親が身元引受人となった場合が次に多い。それ以外では母親(2例)、配偶者(1例)、息子(1例)、叔父(1例)、義理の兄

<sup>19</sup> P. Villard, ARM XXIII, p. 499. なお、J.-M. Durand, "La cité-état d'Imâr à l'époque des rois de Mari," *M.A.R.I.* 6, 1990, pp. 54-55 をも参照。

<sup>20</sup> ミシュラン Mišlân やラックム Raqqum の出身者が多いのは、ジムリ・リムがこれらの町を陥落させたことによる。注36および注35を参照。

<sup>21</sup> P. Villard, ARM XXIII, pp. 481-485.

弟（1例）などが身元引受人となっている<sup>22</sup>。

解放前における捕虜の配属先については、特に女性の場合織物工房が多かったようである。Ahu-waqar, Ana-Sîn-taklāku, Bēlšunu, Iskatan, Rimši-II, および Iddin-Mamma らに配属されていた捕虜たちがそれに当たる。一方油造りの工房に配属されていた捕虜たちもいた。I<sub>3</sub>.ŠUR（油絞り人）と記されている Ahlammu の下に配属されていた捕虜のほか、Balum-namhe や Ilī-ašraya に配属されていた捕虜たちもこれに含まれると思われる。それ以外は、農耕や牧畜関係の仕事に従事させられたものと思われる。LU<sub>2</sub>.ENGAR と記された Bāla-II はもちろん、Šarrum-nūr-mātišu, Sîn-iddinam, Samsī-Dagan らに配属されていた捕虜たちがこれに該当する<sup>23</sup>。

#### IV. ヤミン人戦争捕虜解放の歴史的背景

ヤミン人は、古バビロニア時代マリの王族がシマル人であった<sup>24</sup> のに対し、同じ西セム系ハナ<sup>25</sup> 人としての共通意識を持ちながらも、移牧に従事し定住化がシマル人の場合ほど進んでいなかったことなどもあって、自分たちの生活圏でもあったユーフラテス中流域に支配権を確立しつつあったシマル人のマリ王権と対立し、抗争を引き起こすことがあった<sup>26</sup>。

ヤミン人は、マリを首都とするシマル人の王朝を打ち立てたばかりのヤハドゥン・リムの治世（前 1810?-1794? 年頃）に既に反乱を起こしている。ヤミン人は、ウプラピウム Upprapium、ヤフルルム Yahrurum、アムナヌム Amnānum、ヤリフム Yarihūm、およびラツビウム Rabbium の5つの部族にわかれていたが、そのうちサマーヌム周辺を拠点とするウプラピウム族、トウトウル周辺を拠点とするアムナヌム族、およびアバットウム周辺に拠点を有するラツビウム族が反乱を起こし、ヤハドゥン・リムに鎮圧されている<sup>27</sup>。サマーヌムはテルカ地区南部に、トウトウルはバリフ川がユーフラテス川に合流する地点の近くに位置する現在のテル・ビアに、そしてアバットウムはトウトウルとエマルの間に、それぞれ位置した。地理的には、最後のアバットウムを別にすれば、サマーヌムもトウトウルもヤハドゥン・リムの支配域内に位置していた。

この後、マリは、クーデターで政権を奪ったスム・ヤマム Sumu-Yamam の短い統治期間（前 1793-1792 年頃）を経て、メソポタミア北部に勢力を拡大しつつあったシャムシ・アダド 1 世の王国の支配下に入り、その息子の 1 人でマリ王となったヤスマハ・アッドウの支配を受けた（前 1792-1775 年頃）。

シャムシ・アダド 1 世の没後、メソポタミア北部のほぼ全域を支配したその王国は急速に崩壊、スム・ヤマムのクーデターの際に亡命した<sup>28</sup> ヤハドゥン・リムの孫（または甥?）<sup>29</sup> ジムリ・リムがアレppoを首都とするヤムハドの支援を受けてマリの王座に復帰した。ジムリ・リムは、マリ王座に復帰した当初、ヤハドゥ

<sup>22</sup> P. Villard, ARM XXIII, pp. 494-495.

<sup>23</sup> P. Villard, ARM XXIII, pp. 485-494 を参照。

<sup>24</sup> D. Charpin et J.-M. Durand, «Fils de Sim'al»: Les origines tribales des rois de Mari, RA 80, 1986, pp. 150-156 を参照。

<sup>25</sup> ハナに関しては、大西庸之「マリ文書における ha.na の解釈をめぐって」『オリエント』50/1, 2007 年, 1-19 頁を参照。

<sup>26</sup> この節の執筆に当たっては、主に D. Charpin et N. Ziegler, *Mari et Proche-Orient à l'époque amorrite*, FM V, Paris, 2003 を参考にした。

<sup>27</sup> ヤハドゥン・リムの碑文 D. R. Frayne, *Old Babylonian Period 2003-1595 BC*, RIME Vol. 4, E4.6.8.2 を参照。

<sup>28</sup> ジムリ・リムの亡命がスム・ヤマムのクーデターの時かシャムシ・アダド 1 世によるマリ征服の時か、さらにまた亡命先が一般に言われてきたようにヤムハド王国の首都アレppoであったのかどうか、などについては議論があるが、確かなことはわからない。J.-M. Durand, FM VII, 2002, pp. 66-67; D. Charpin et Ziegler, FM V, 2003, p. 175 を参照。

<sup>29</sup> ジムリ・リムの父はハトニ・アッドウ Hatnī-Addu で、母はアッドウ・ドゥーリ Addu-dūrī であったとされる (D. Charpin et J.-M. Durand, *M.A.R.I.* 4, 1985, pp. 336-337; D. Charpin et N. Ziegler, FM V, 2003, p. 175, n. 37 を参照)。ただし、このハトニ・アッドウが先王ヤハドゥン・リムの息子ではなく兄弟であった可能性もないわけではない (D. Charpin et N. Ziegler, FM V, 2003, pp. 45-46 を参照)。



ン・リムに仕えたことがあり、シャムシ・アダド1世時代にはシンジャル山南のヌムハとアンダリクのシマル系遊牧民の監督 (*merhum*) を務め、シャムシ・アダド王国崩壊後、ジムリ・リムのマリ復歸に重要な役割を果たしたバンヌム Bannum<sup>30</sup> の意見を入れてヤミン人の「王」たちと友好関係を結んだ。実際、ジムリ・リムはこの時、妹のアトラカトゥムをヤミン系ヤフルム族の「王」スム・ダビ Sumu-dabi と結婚させた。しかし、バンヌムが死去した (ジムリ・リム治世1年第IX月) 後、ジムリ・リムはシマル人寄りの政權運営へと方向転換した。

第1回ヤミン人戦争の直接のきっかけは、ジムリ・リムが、エシュヌンナ王イバル・ピ・エル2世がヤフルム族の「王」スム・ダビに派遣した使節を拘束・尋問し、使節派遣の目的を探ろうとしたことにあった。この使節は、マリから10kmほど北に位置するヤフルム族の拠点ミシュランに向っていたものと思われる。

この戦いで、ヤミン人の中心となったのはヤフルム族の「王」スム・ダビの他、ウプラピウム族の「王」サムシ・アッドウ Samsī-Addu、ヤリフム族の「王」ヤギフ・アッドウ Yaggih-Addu、およびアムナム族の「王」ハルドウム Hardum であった。

ヤミン人はエシュヌンナからの援軍を期待したが到着せず、逆にジムリ・リム側は同族のシマル人の支援はもちろん、シンジャル山南のヌムハやヤムトバルからの援軍も得て、サガラトゥムで勝利を収めることができた<sup>31</sup>。敗北したヤミン人の「王」達はハランの町に逃れ、バリフ川上流域のザルマックム地方の支配者達4人<sup>32</sup>と反ジムリ・リム同盟を結成、次の戦いに備えた。

エシュヌンナは、イピク・アダド2世 (在位：前19世紀中頃) のころから拡張政策を採用し、その子で後継者のナラム・シン (在位：前19世紀末) の治世にはハブル川上流域にまで遠征、そこを支配下に置くほどであった。その後、エシュヌンナは、自国の内紛やメソポタミア北部にシャムシ・アダド1世の強力な王国が成立したこともあり、メソポタミア北部から手を引いていたが、イバル・ピ・エル2世 (前1779-1765年頃) の治世になってエシュヌンナは再びメソポタミア北部の政治に盛んに介入を始めた<sup>33</sup>。ジムリ・リムの治世はまさにそのような時代に相当した。新しいマリ政權とヤミン人との不和はそのようなエシュヌンナに介入の機会を与え、ヤミン人もエシュヌンナのメソポタミア北部に対する野心を利用しようとしたに違いない。

ジムリ・リムの治世3年第VII月、シャルルム Šallurum が率いるエシュヌンナ軍がユーフラテス川沿いの町ラピクムを征服し、更に上流のスフ地方のハルベやヤブリヤの町まで占領した。ザルマックム地方の支配者達と反ジムリ・リム同盟を結成して反撃の機会を狙っていたヤミン人たちは、早速エシュヌンナのスフ地方侵略に呼応して挙兵した (第2回ヤミン人戦争)。これに対し、ジムリ・リムはまずヤミン人の戦線をたたくことを決意、サマーヌム<sup>34</sup>、ラックム<sup>35</sup> およびミシュラン<sup>36</sup> などユーフラテス川中流域のヤミン人の拠

<sup>30</sup> D. Charpin et N. Ziegler, *FMV*, 2003, pp. 175-176 を参照。

<sup>31</sup> ヤミン人戦争での勝利を記念したジムリ・リム治世3年 (= ZL 2' 年) の年名のヴァリアント「ジムリ・リムがサガラトゥムにおいてヤミン人を敗北させ、彼らの「王」たちに勝利した年 (MU *zi-im-r[i]-li-im da-am-7-da-am ša DUMU. MEŠ ia-mi-na i-na sa-ga-ra-tim i-du-ku u<sub>3</sub> LUGAL.MEŠ-šu-nu ik-šu-d[u]*)」 (ARM XXI 128:10-13) を参照。

<sup>32</sup> すなわち、Asdi-takim (Harran), Sibkuna-Addu (Šuda), Yarkab-Addu (Hanzat), Bunuma-Addu (Nihriya) の4人。D. Charpin et N. Ziegler, *FMV*, 2003, p. 191 を参照。

<sup>33</sup> エシュヌンナの上ジャジーラ (メソポタミア北部) に対する強い関心については、拙論「メソポタミア北部とディヤラ地域 — キティートウム預言文書を中心に —」中央大学文学部史学科『紀要』第51号 (2006年)、6-9頁を参照。

<sup>34</sup> ジムリ・リムの治世3年第VIII月10日の日付のある記録 (ARM XXI 412) には Samānum と Raqqum で捕虜となった各1名の女性捕虜がマリ王女の下に配属されたことが記録されている。

<sup>35</sup> 同年第VIII月10日の日付のある Samānum と Raqqum で略奪した戦利品の記録 (ARM XXI 412) が残っている。

<sup>36</sup> 第VIII月26日付けのミシュランからの戦利品／略奪品の記録 (ARM XXII 321) を参照。また、第IX月8日付けのミシュランの女性捕虜6名 (ただし合計欄には7名とある) の名前と配属先の記録 (ARM XXI 413) や同じ日付のついたミシュランの女性戦争捕虜9名の名前と配属先の記録 (ARM XXII 64) も残っている。

点を陥落させた。また、ドゥール・ヤハドゥン・リム(現在のデル・エズール)での戦いでは、カトナ(Qatna)の軍隊がマリ軍の支援に来たこともわかっている<sup>37</sup>。同年第 VIII 月末にはジムリ・リムがマリに戻っていたことがわかっている<sup>38</sup>、戦いは長く続くことなく終了したと思われる。

エシュヌンナの軍隊は、その後もスフ地区にとどまったが、第 2 回ヤミン人戦争のあと、エシュヌンナの関心の対象はシンジャル山南地域やハブル三角地帯に移った。しかし、エシュヌンナ軍がスフ地区から撤退したのは翌年のジムリ・リム治世 4 年第 II 月であった。

これを機に、ヤミン人とジムリ・リム王権およびシマル人との和解も急速に進んだ。この和解に貢献したのはラビウム族の長であるダディ・ハドゥン Dādī-Hadun であった。サンメタル Sammētar がジムリ・リムに宛てた手紙 (A.623 [J.-M. Durand, *M.A.R.I.* 6, 1990, p. 55, n. 81]=LAPO 18, No. 910) の中で、ジムリ・リムの家臣でサガラートゥムの知事スムフ・ラビ Šumuḥu-rabi が同席する集りで、このダディ・ハドゥンとエマルの指導者たち (*tahtamum* 集会) が、「我々はヤミン人の側に立つことを止め、全員あなたがたの [側] に立つ (直訳: [衣の] 端をつかむ) ことにしました (*ni-zi-ib-ma DUMU.MEŠ ia-mi-na [lu-u<sub>2</sub> ni]-zi-ib-ma ka-la-ma qa-ra-an [šu-ba-t]i-ku-nu ni-iš-ba-[at]*)」と述べたと報告している。

この手紙 (A.623) と前後してヤミン人の部族長の 1 人と思われるヤハドゥン・リムがジムリ・リムに宛てた手紙から、バリフ川沿いの町アフナ Ahunâ 近くでツウラ・ハンム Šūra-Hammu の呼びかけによるとおもわれるヤミン人の集会 (原文では、「ハナ人の集会 (*puhur HA.NA.MEŠ*)」) と書かれている。移牧にたずさわる (ヤミン) 人の集会の意か?) が開催されたことを知るが、そこに集まったヤミン人たちは、「われわれはハナ人の集会において和平実現を決意します。敵対行為を止め…の命令によって [ ] を派遣します。ヤミン人の [スガークム役人たち] をあなた (ジムリ・リム) [のもとに] 派遣します。(どうか) 彼らに誠実に回答して下さい。今日より [後]、我々は誠実に平和を実行します。シマル人とヤミン人の間に心配や恐怖が生じることはありません。彼らは安心して牧草地で放牧できるでしょう。」と決議した。翌ジムリ・リム治世 5 年第 V 月にツウラ・ハンム以下、ヤミン人の部族長達がマリを訪問したことがわかっている<sup>39</sup>。

ヤミン人の首長達のほとんど全員が交代したことは和解に大きく貢献した。ヤミン人の指導者たちは、シャムシ・アダド 1 世の王国の崩壊後、ジムリ・リムと同格に扱われることを望んだが、この和解後は、ジムリ・リムの王国の中に土地保持を許された者に過ぎなくなった。また、ヤミン人を対象とした人口調査も実施されることになり、戦争の際には兵役義務を課せられることになった。これに対し、ジムリ・リムは、戦争の際に奪い取った土地の返還のほか、ヤミン人の戦争捕虜の一部を原則有償で解放することにした。この戦争捕虜解放の記録が今回取り上げた史料である。

## V. 戦争捕虜解放記録の意味するもの

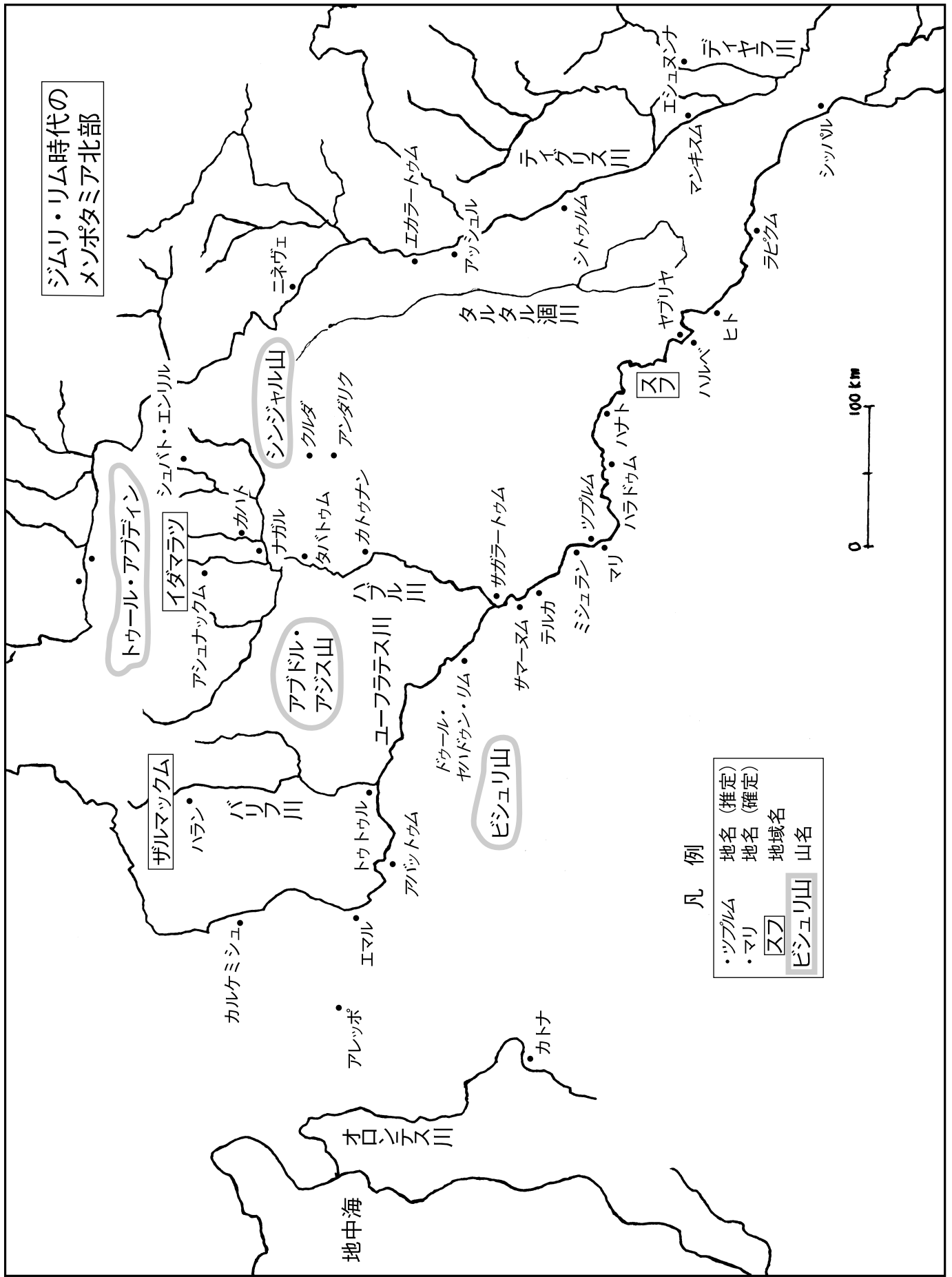
シマル系の王であるジムリ・リムに対して武力蜂起をおこしたヤミン人の戦争捕虜ではあるが、その取り扱い記録の詳細さ、正確さには驚かされる。マリ王宮の役人達がこれほど詳細かつ正確な記録を残した最大

<sup>37</sup> ARM XXIV 170+XXIV 258 はカトナ Qatna の将軍 (?) 指揮下の 10 名に対し銀の支給を記録したものであるが、ここには「彼 (ジムリ・リム) がドゥール・ヤハドゥン・リムでヤミン人を敗北させたときに」行われた銀の支給であったことが記されている。この記録は日付を欠くが、ドゥール・ヤハドゥン・リムでの対ヤミン戦に言及されていることからこの支給はジムリ・リム治世 3 年 (= XL2') の第 VII 月か VIII 月のことと考えられる。D. Charpin et N. Ziegler, *FM V*, 2003, p. 194 を参照。

<sup>38</sup> ARM XI 43 を参照 (日付は「ジムリ・リムが *ma-ar mi-i* に敗北を与えた年」となっているが、*ma-ar mi-i* はより一般的なヤミン人の表記 (DUMU.MEŠ *ya-mi-na*) の変形スペリングの 1 つと考えられている)。この史料は、首都マリにおいて王とその兵士たちのために支出した食材とその量を記録したもの。

<sup>39</sup> ARM XXV 117. また、ARM XXIII, pp. 17-21 を参照。

ジムリ・リム時代の  
メソポタミア北部



凡例

- ・ツアム 地名 (推定)
- ・マリ 地名 (確定)
- ス 地域名
- ビシュリ山 山名

の理由は、王に対する説明責任 *accountability* であった<sup>40</sup>。

シャムシ・アダド1世は、その子でマリ王に就任させたヤスマハ・アッドウに、知事たち、上級官僚たち、身の回りの世話をする下級官僚たち、兵役や労働に携わる要員、部族長たちやその補佐役や下級役人たちなど、今いるすべての役人たちに神々にかけて誓約をさせるよう書き送っている<sup>41</sup>。この誓約が何に関する誓約か述べられていないが、王に対する忠誠義務はもちろん、職務の忠実な遂行と不正を行わないことなどを誓約させたものであったことは間違いない。

ジムリ・リムも、マリ王権を奪回した直後のことと推測されるが、王宮の官僚に誓約をさせていたことを、J.-M. デュランが出版した誓約文から知ることができる。以下に、デュランの翻字（復元を含む）、訳および注解<sup>42</sup>にしたがって、判読可能な部分を紹介する。

- (1) *iš-tu zi-im-ri-li-im be-li<sub>2</sub> a-[na GIŠ.GU.ZA E<sub>2</sub> a-bi-šu i-ru-bu]*  
KU<sub>3</sub>.BABBAR KU<sub>3</sub>.GI NA<sub>4</sub> *da-mi-iq-tim* GU<sub>4</sub> ANŠE  
SAG.IR<sub>3</sub> GEME<sub>2</sub> TUG<sub>2</sub> TUG<sub>2</sub>.NI<sub>3</sub>.BAR<sub>3</sub> *aš-la-le-<sup>1</sup>e-em<sup>1</sup> da-a[m-qa-am]*  
*ša AN-lum iš-ku-nu ša a-na le-qe<sub>2</sub> DUMU <sup>1</sup>a<sup>1</sup>-<sup>1</sup>wi<sup>1</sup>-<sup>1</sup>lu<sup>1</sup>-t[im šum-šu]*
- (5) *i-re-du-u<sub>2</sub> iš-tu pe<sub>2</sub>-e a-di K[U<sub>3</sub>].GI*  
*la el<sub>2</sub>-qu<sub>2</sub>-u<sub>2</sub> a-na le-qe<sub>2</sub>-i-im le-qe<sub>2</sub>-šu la a[d-bu-bu]*  
*a-na KU<sub>3</sub>.BABBAR la ad-di-nu a-na wa-ar-ka-ti-[ia]*  
*la ad-du-u<sub>2</sub> a-na DUMU a-wi-lu-tim šum-šu a-n[a gi-mi-il-lim]*  
*u<sub>3</sub> ta-ad-mi-iq-tim la ad-di-nu*
- (10) KU<sub>3</sub>.BABBAR KU<sub>3</sub>.GI NA<sub>4</sub> *da-mi-iq-tim* GU<sub>4</sub> ANŠE SAG.IR<sub>3</sub> [GEME<sub>2</sub>]  
TUG<sub>2</sub> <sup>TUG<sub>2</sub></sup> *u<sub>2</sub>-še<sub>2</sub>-im aš-la-[<sup>1</sup>e-e-em dam-qa-am]*  
*ša AN-lum iš-ku-nu ša a-na le-qe<sub>2</sub> DUMU a-wi-lu-tim šum-šu*  
*e-ri-du-u<sub>2</sub> LU<sub>2</sub> mu-uš<sub>2</sub>-ke-nam en-ša-am*  
*i-na e-mu-qi<sub>2</sub>-im la ah-mu-<sup>1</sup>tu<sub>2</sub>-ma la <sup>1</sup>el<sub>2</sub><sup>1</sup>-[qu<sub>2</sub>]*
- (15) *a-na KU<sub>3</sub>.BABBAR la ad-di-nu a-na wa-ar-ka-ti-[ia]*  
*[<sup>1</sup>la a[d]-du-u<sub>2</sub> a-na gi-mi-il-tim u<sub>3</sub> ta-ad-mi-i[q-tim]*  
*[a-na DUMU a]-<sup>1</sup>wi-lu<sup>1</sup>-tim šum-šu <la> ad-di-nu*
- (18-28): (以下破損がひどいため省略)

(1) わが主ジムリ・リムが[その父の家の王座に就いて]以来、(2) 銀であれ、金であれ、貴石であれ、牛

<sup>40</sup> M. Hudson は「説明責任」について次のように述べているが、これは本節の主旨をうまく言い表したものと見える。「会計の本質は説明責任（原文イタリック）である。それは序列と従属を前提とする。会計システムは、すくなくともそれが最初に発達した公の組織では、より大きな行政システムの一部である。上層部の担当者に説明責任を果たせるよう、昔の書記たちはメソポタミアの王宮や神殿によって決められた範疇と様式に従ったのである。」(M. Hudson and C. Wunsch (eds.), *Creating Economic Order: Record Keeping, Standardization, and the Development of Accounting in the Ancient Near East*, International Scholars Conference on Ancient Near Eastern Economies, Vol. 4, Bethesda, 2004, p. 2.) なお、ウル第三王朝時代の書記（官僚）の説明責任については、拙著『メソポタミア文明入門』（岩波ジュニア新書）、2007年、99-100頁でも簡単に触れている。

<sup>41</sup> J.-M. Durand, LAPO 16, No. 49 (A. 3696). 元のテキストは、J.-M. Durand, “Précurseurs syriens aux protocoles Néo-Assyriens,” in D. Charpin et F. Joannès, *Marchands, diplomates et entrepreneurs. Etudes sur la civilisation mésopotamienne offertes à Paul Garelli*, Paris, 1991 (以下、*Festschrift Garelli* と略す), pp. 16ff. にある。

<sup>42</sup> J.-M. Durand in *Festschrift Garelli*, pp. 16-23.

であれ、ロバであれ、(3) 男奴隷であれ、女奴隷であれ、織布であれ、衣類であれ、[贅沢]品であれ<sup>43</sup>、(4-5) いかなるものも<sup>44</sup>、(6) わたしは盗らなかつたし、第三者に盗るよう[唆さなかつたし]、(7) 売却しなかつたし、自分の後任のために、(8) 取っておかなかつたし、[贈物]として (9) あるいは掛け売り<sup>45</sup> の形でいかなる者にも与えなかつたことを誓います。

(10) 銀であれ、金であれ、貴石であれ、牛であれ、ロバであれ、男奴隷であれ、[女奴隷であれ]、(11) 織布であれ、衣類であれ、[贅沢]品であれ、(12-13) いかなるものも、弱い立場にある一般人から (14) わたしは力づくで奪い取らなかつたし、(15) (奪い盗ったものを) 売却しなかつたし、[わたしの]後任のために (16) 取っておかなかつたし、贈物としてあるいは掛け[売り]の形で (17) [いかなるもの]にも与え[なかつた]ことを誓います。(18-28) (以下破損のため判読不可能)

この誓約文の最初の 9 行は、ヤスマハ・アッドウからジムリ・リムへの政権交代の混乱期に、王宮の物品(奴隷を含む)に関して窃盗の罪を犯さなかつたことを誓うかたちになっている。次の 8 行は内容的には最初の 9 行とほとんど同じであるが、デュランの解釈通り<sup>46</sup>、無防備で弱い立場にある一般人 (LU<sub>2</sub> mu-uš-ke-nam en-ša-am) に対して窃盗の罪を犯さなかつたことを誓わせたものと思われる。

このように、王国行政に関わる官僚たちは、それぞれの持ち場で取り扱う物品の出納に関して常に説明責任を負わされていた。ヤミン人の戦争奴隷解放の記録もこのような王国行政のありかたに照らして理解するのがよいと思われる。

このような広い意味での会計制度 accounting system は、楔形文字の誕生以来メソポタミアの官僚制度とともに発展してきたものと思われるが、説明責任に裏打ちされた会計制度が確立したのは、官僚制度が整ったウル第三王朝時代であったと考えられる<sup>47</sup>。メソポタミアの歴史で重要な役割を演じたアムル(アモリ)人は、ウル第三王朝時代から古巴ビロニア時代にかけてシリアのビシュリ山周辺からメソポタミアへと移動したが<sup>48</sup>、説明責任 accountability の考え方に裏打ちされた楔形文字文明と官僚の伝統は逆にメソポタミアからシリアへと伝播した。この伝播が具体的にどのような過程を経て行われたかは今後の研究課題となるが、シリアとメソポタミアの間には長年にわたって緊密な文化接触があったことは間違いない。

#### 使用した略号

ARM	Archives Royales de Mari, Paris.
CAD	The Assyrian Dictionary of the Oriental Institute of the University of Chicago.
FM	Florilegium Marianum, Paris.

<sup>43</sup> 3 行目後半の訳は Durand に従う。

<sup>44</sup> 「いかなるものも」は訳ではなく、およその意味を日本語で表したものの。Festschrift Garelli, p. 20 の Durand の注解を参照。

<sup>45</sup> この個所および 16 行の tadmiqum は、より一般的な「掛け売り」の意味に理解しておく。CAD T sub tadmiqum を参照。

<sup>46</sup> J.-M. Durand in Festschrift Garelli, p. 21.

<sup>47</sup> ウル第 3 王朝時代の会計記録については、例えば、上で言及した M. Hudson and C. Wunsch (eds.), *Creating Economic Order*, Bethesda, 2004 中の M. Van de Mieroop, P. Steinkeller、および W. W. Hallo の論文で取り上げられている。ウル第三王朝時代の行政文書は、CDLI <<http://cdli.ucla.edu>> (2003 年 7 月現在) でデータ化されているものだけで 46,600 点といわれるが、これら会計文書作成の背景に、拙論で強調している官僚の説明責任の重要性を見る研究者 (M. Hudson や M. Van de Mieroop) の他に、次年度あるいは更にその先の会計計画を立てるためのデータとしての重要性を考える研究者 (P. Steinkeller) などもあり、会計文書作成の意図については議論があることを付け加えておく。

<sup>48</sup> この移住ルートに関しては、拙論「メソポタミア北部とディヤラ地域 — キティートウム預言文書を中心に —」中央大学文学部史学科『紀要』第 51 号 (通巻第 211 号) 12-19 頁および「アムル(アモリ)人のバビロニア移住」『オリエンテ』(古代オリエント博物館情報誌) No. 33、2006 年 7 月、4-13 頁を参照。

- LAPO Littératures Anciennes du Proche-Orient, Paris.  
LAPO 16: J.-M. Durand, *Documents épistolaires du Palais de Mari*, Tome I.  
LAPO 17: J.-M. Durand, *Documents épistolaires du Palais de Mari*, Tome II.  
LAPO 18: J.-M. Durand, *Documents épistolaires du Palais de Mari*, Tome III.
- M.A.R.I. Mari. Annales de Recherches Interdisciplinaires, Paris.
- RA Revue d'Assyriologie et d'Archéologie Orientale.
- RIME The Royal Inscriptions of Mesopotamia. Early Periods.

# タバトゥム市とその周辺

—ポスト・ハンムラビ時代のハブル川下流域とユーフラ  
テス川中流域における政治的・社会的・文化的諸相<sup>1</sup>—

山田 重郎（筑波大学）

## 1. テル・タババン出土古バビロニア時代文書

2005年2月、国土舘大学発掘隊（代表者：沼本宏俊）によって5年ぶりに再開されたテル・タババン（シリア北東部、ハッサケ市の南約19キロメートル）の発掘は、その後2005年、2006年、2007年の夏季3シーズンにわたって継続され、着実に成果を収めてきた<sup>2</sup>。わけても、中期アッシリア時代ならびに古バビロニア時代に由来する種々の楔形文字アッカド語文書の発見は、前2000年紀における当該地域の歴史と文化の研究に画期的進展をもたらす新資料を提供するものとして、内外の注目を集めている<sup>3</sup>。本稿は、特に2005年と2006年の夏季にテル・タババンで出土した25点の古バビロニア時代文書に焦点を当て、これらの文字資料に照らして前18世紀後半のハブル川下流域ならびにユーフラテス川中流域における政治的・社会的・文化的諸相を論じる。

25点の古バビロニア時代文書は、これまでに発掘されてきたテル西側の調査範囲では最も南方に位置するトレンチ8で検出された縦横3×2メートルの小部屋から焼成された状態で発見された<sup>4</sup>。文書の内訳は、語彙文書（初級文字表）3点、書簡16点、行政文書・法文書6点である。本稿では特に書簡、行政文書、法文書の内容に触れながら上記の目的を果たしたい。

16点の書簡のうち8点（Tab T05B-41, Tab T05B-42, Tab T05B-43, Tab T05B-44, Tab T06-1, Tab T06-9, Tab T06-10, Tab T06-12+Tab T06-14）は、ヤスィム・マハル（Yasim-Mahar）なる人物に宛てられたものである<sup>5</sup>。また、その他の2点（Tab T06-3 + Tab T06-17, Tab T06-11）は、宛名が部分的に破損しているが、ヤスィム・マハルに送られたものである可能性があり、別の1点（Tab T06-13）にはヤスィム・マハルが送り主として現れる<sup>6</sup>。したがって、書簡の大部分はこの人物に関わるものであることが明らかである。

テル・タババンと古バビロニア時代のタバトゥムの同定はしばしば疑われてきたが、近年ではW. Heimpelがデータを集めて、この同定を擁護した<sup>7</sup>。テル・タババン出土の中期アッシリア時代文書は、中期アッシリア時代ならびに新アッシリア時代のタバトゥ/タベトゥ（Ṭabatu/Ṭabetu）とテル・タババンの同定を立証して

<sup>1</sup> 本稿は、2008年1月27日に京大会舘で行われた特定領域研究「セム系部族社会の形成」の共同研究会における発表「ポスト・ハンムラビ時代のユーフラテス中流とハブル流域における政治的・行政的・文化的様相」を基礎とし、同年7月23日ヴェルツブルクで行われた国際アッシリア学会での発表“The City of Tabatum and its Surroundings: The Organization of Power in the Post-Hammurabi Period”を踏まえ、作成された。

<sup>2</sup> 2005年と2006年の発掘成果に関しては、Numoto 2006, Numoto 2007a を、2007年の発掘に関しては、沼本 2008 を見よ。

<sup>3</sup> これら文書資料の概報として、Shibata 2007（中期アッシリア時代粘土板文書）、Yamada 2008（古バビロニア時代文書）を参照。

<sup>4</sup> 出土状況については、Numoto 2007a, pp. 9-11; Numoto 2008, pp. 3-5。

<sup>5</sup> 8点のうち2点（Tab T05B-42, Tab T05B-43）は、宗主イツィ・スムアビ（Iṣī-Sumuabi）からの命令書（後述）。別の2点（Tab T05B-41, Tab T05B-44）は、タツィ・アンヌ（Tāṣī-‘annu）なる人物からの書簡。以上4点の手紙は、当該地域の治安、穀物税（大麦）の徴収・備蓄・輸送ならびに銀の輸送を扱っている。残りの4点は、ヤスィム・マハルの「兄弟 *ahūka*」（= 同僚）を自認する（Tab T06-9, Tab T06-10, Tab T06-12+Tab T06-14）か、彼を「我が兄弟 *ahī, ahīya* [属格]」と呼ぶ（Tab T06-1）人物からの手紙であり、土地の所有権、家畜や労働者の管理、銀の支払い等を扱う。

<sup>6</sup> 残り5点（Tab T05B-45, Tab T06-2, Tab T06-6, Tab T06-15, Tab T06-16）はそれ以外の人物の間の手紙か、破損していて誰と誰の間で交わされたものか不明。

<sup>7</sup> Heimpel 1996, pp. 105-106; Heimpel 2003, p. 626, s.v. Ṭabatum.

おり<sup>8</sup>、中期アッシリア時代のタバトゥ / タベトゥと古バビロニア時代のタバトゥムが同一であることを否定する理由は見当たらない。さらに今回の古バビロニア時代の書簡のうちヤスィム・マハルに宛てられた3点がタバトゥム市に言及しており<sup>9</sup>、このことは古バビロニア時代のタバトゥムとテル・タバンの同定をさらに確実にした。一連のテル・タバンの文書に現れるヤスィム・マハルはタバトゥム市の地方代表者であると考えられる。書簡のうちの2通 (Tab T05B-42, Tab T05B-43) は、この人物の宗主であるイツィ・スムアビ (Iṣi-Sumuabi) から贈られた命令書 (レター・オーダー) である。後述するように、このイツィ・スムアビはテルカ (現在のテル・アシャラ Tell Ašara) 出土文書に知られている同名のテルカの王と同定される。

テル・タバンの出土の行政文書・法文書のうちの2点もイツィ・スムアビに言及する。1点 (Tab T05B-39) はシャマシュ神のためのプドゥム (Pudum) 儀礼に関わる月例輪番リストである<sup>10</sup>。文書は、捺印され<sup>11</sup>、10の月名 (後述) とその各月に対してそれぞれ2つの人名が記されている。この文書にはイツィ・スムアビの名が二度言及されている。一度目は、冒頭部分に、不明瞭な文脈ながら、明らかに儀式の主催者の名として言及され<sup>12</sup>、二度目は文書の末尾に示された日付部分の年名: 「イツィ・スムアビ王がシャマシュ神に……を捧げた年」<sup>13</sup> に現れる。

イツィ・スムアビに言及するもう一点の文書は、比較的大型の粘土板とその封筒に記された不動産下賜契約 (Tab T-06-4) であり、「王」イツィ・スムアビによる土地と家屋の下賜を記録している。この文書は一連のトレンチ 8 出土文書が書かれた歴史的背景を理解するために最重要の文書である。粘土板に書かれた文書本文は以下のように読まれる<sup>14</sup>。

#### Obv.

1. 10 IKU A.ŠÀ *i+na* A.GÀR *pí-<sup>r</sup>it<sup>1</sup>-ha-tim*
2. ÚS.SA AN.TA ÍD.*ha-bu-u[r]*
3. ÚS.SA KI.TA *mu-ut-ka-[š]é-e*
4. SAG.DU AN.TA ÍD.*ha-bu-ur*
5. SAG.DU KI.TA *sa-ku-<sup>r</sup>mi-e<sup>1</sup>-<sup>d</sup>IM*
6. 5 IKU A.ŠÀ *i+na* A.GÀR *pí-it-ha-tim*
7. ÚS.SA AN.TA *qí-iš-<sup>r</sup>ti-DINGIR<sup>1</sup>*
8. ÚS.SA KI.TA *i-<sup>r</sup>ba-al<sup>1</sup>-e-ra-ah*
9. SAG.DU AN.TA *sa-ku-mi-e-<sup>d</sup>IM*
10. SAG.DU KI.TA *be-el-lum*
11. 1+1/3 SAR É.DÙ.DÙ.A
12. ÚS.SA AN.TA *mu-ut-AN*
13. ÚS.SA KI.TA *ri-qu*
14. SAG.DU AN.TA *a-ku-ki*

<sup>8</sup> Maul 2005, esp. p. 97 (Index, s.v. Tābētu, Tābātu).

<sup>9</sup> URU *tà-ba-tum*.KI (Tab T05B-44, l. 11), [URU *tà-b*]a-tim.KI (Tab T06-3+Tab T06-17, l. 3), [URU *tà*]-ba-tim.KI (Tab T06-9, l. 13).

<sup>10</sup> プドゥム儀礼に関しては、Soubeyran in Bardet et al. 1984 (= ARM 23), pp. 385-387; CAD B, p. 305 (s.v. būdu) 参照。

<sup>11</sup> 印影の詳細は、未だ読み取ることができないが、王の印章である可能性がある。

<sup>12</sup> (1) *be-el pu-di-im* <sup>d</sup>UTU (2) *ra-bi-a-nu-um/ša* (?) *i-ši-su-mu-a-bi* (3) *x x x x x*.

<sup>13</sup> (24) MU *i-ši-su-mu-a-bi* LUGAL (25) [...] *a+na* <sup>d</sup>UTU *ú-še-lu-ú<sup>1</sup>*.

<sup>14</sup> 音訳、翻訳は、Yamada 2008, pp. 50-52 を Durand による批判 (Durand 2008) を踏まえて改訂した。文献学的注については Yamada 2008, pp. 52-54 ならびに Durand 2008 を見よ。



15. SAG.DU KI.TA *ka-ṣi-um*  
 16. ŠU+NÍGIN 15 IKU A.ŠÀ  
 17. ù 1+1/3 SAR É.DÙ.DÙ.A  
 18. A.ŠÀ ù É ša É.GAL  
 19. *a+na ia-si-im-ma-har*

**Lower Edge**

20. DUMU *su-ma-at-e-ra-ah*  
 21. <sup>m</sup>*i-ṣi-su-mu-a-bi* LUGAL  
 22. IN.NA.AN.BA

**Rev.**

23. A.ŠÀ ù É *na-aṣ-bu-um*  
 24. *ša la ba-aq-ri ù la an-du-ra-ri*  
 25. *ba-qí-ir i-ba-qa-ru*  
 26. *ni-iš<sup>d</sup> da-gan<sup>d</sup> IM-ma-ha-ni*  
 27. *ù i-ṣi-su-mu-a-bi i-ku-ul*  
 28. *ku-up-ra-am em-ma-am up-ta-áš(?) -<ša> -aš*  
 29. ù 30 MA.NA KÙ.BABBAR Ì.LÁ.E  
 30. <sup>r</sup>IGI<sup>m</sup> <sup>r</sup>*su<sup>1</sup>-mu-ha-am-mi ša-pí-iṭ<sup>r</sup> URU(?) . qa<sup>1</sup>-ṭú-na-an.KI*  
 31. IGI<sup>m</sup> <sup>m</sup>*bu-nu-ma<sup>d</sup> IM IGI<sup>m</sup> mu-tu<sup>d</sup>-a-mi UMB[ISAG]*  
 32. IGI *a-bu-ul-la-an IGI i-ba-li-im*  
 33. IGI *an-za-nu-um IGI i-ba-al-pí-DINGIR*  
 34. IGI *i-li-e-pu-uh IGI ha-am-mu-tar*  
 35. 1 GÍN (over IGI) *da-di-e-pu-uh DUMU ga-bi-im*  
 36. IGI *ia-di-hi-im DUMU ha-am-mu-tar*  
 37. IGI *ha-li-li-im-«im»*  
 38. IGI *mu-ut-ha-li IGI qí-iš-<sup>r</sup>ti<sup>1</sup>(?) -DINGIR*  
 39. IGI <sup>r</sup>*ša-lim-pa<sup>1</sup>-li-ih<sup>d</sup> IM IGI bu-ne-DINGIR*  
 40. IGI *ia-an-ṣi-ib<sup>d</sup> da-gan IGI mu-ut-aš-kur*  
 41. IGI *hi-iṣ-né-e<sup>d</sup> IM UMBISAG*

---

**Upper Edge**

42. ITI *ki-nu-nim* UD 16 KAM  
 43. MU *i-ṣi-su-mu-a-bi*  
 44. *tap-pí-iš-tam*  
 45. *iš-ku-nu*

(訳)

- (1) *pithatum* 灌漑地の 10 イクの耕地；  
 上の横隣：ハブル川；下の横隣：Mut-kaṣe；  
 上の縦隣：ハブル川；下の縦隣：Sakume-Addu。

(6) *pithatum* 灌漑地の 5 イクの耕地；  
上の横隣：Qīsti-El；下の横隣：Ibāl-Erah；  
上の縦隣：Sakume-Addu；下の縦隣：Bellum。

(11) 1 と 1/3 サルの建築済みの家屋(と土地)；  
上の横隣：Mut-AN；下の横隣：空き地；  
上の縦隣：Akuki；下の縦隣：ステップ。

(16) 合計 15 イク (4800m<sup>2</sup>) の耕地と 1 と 1/3 サルの建築済み家屋(と土地) — 「宮殿の」耕地と家屋 — を Sumāt-Erah の子 Yasīm-Mahar に対して、王たる Iṣī-Sumuabi が贈与した。

(23) これらの耕地と家屋は (法的にその帰属が正しく) 確立されたものであり、他者による請求ならびに土地開放の対象とならない。

(25) 権利を申し立てる者は Dagān, Addu-Mahani と Iṣī-Sumuabi による誓いにより、熱いアスファルトを塗りつけられ、30 マナの銀を支払わねばならない。

(30) 証人：Sumu-Hammi, Qaṭṭunan の知事 (31) 証人：Bunuma-Addu；証人：Mutu-Ami 書記

(32) 証人：Abulla-El；証人：Ibālim (33) 証人：Anzanum；証人：Ibāl-pī-El

(34) 証人：Ilī-epuh；証人：Hammûtar (35) 1 シクル：Gabim の子 Dādī-epuh

(36) 証人：Hammûtar の子 Yadihim (37) 証人：Halilim

(38) 証人：Mut-halī；証人：KI-[...]El (39) 証人：Šalim-pālih-Addu；証人：Bun-El

(40) 証人：Iaṣīb-Dagān；証人：Mut-Aškur (41) 証人：Hiṣnē-Addu 書記

---

(42) Kinūnum の月、16 日 (43-45) Iṣī-Sumuabi が (川の) 放水路を完成した年

この契約文書において、「王」イツィ・スムアビは、合計 15 イクの面積の 2 区画の土地、ならびに 1 と 1/3 サルの家屋つきの土地をスマト・エラハ (Sumat-Erah) の子ヤスィム・マハルに下賜している。また末尾に示された年名は、イツィ・スムアビ「王」の河川工事を記念する (43-45 行)。こうした事実ならびに先述のイツィ・スムアビから送付された命令書は、この「王」がタバトゥム (テル・タバム) の外部に居住しながらタバトゥムを含む広域を統治していたことを示している。

契約文書の 23b-25 行に見られる不動産譲渡契約完了とその法的有効性を確認する一連の文言は、特に注目に値する。「これらの耕地と家屋は (法的にその帰属が正しく) 確立されたものであり、他者による請求ならびに土地開放の対象とならない (*našbum ša lā baqrim u lā andurārim*)」という表現は、古バビロニア時代から中期バビロニア時代にかけてテルカとその周辺で書かれた「ハナ文書」と呼ばれる一連の契約文書に特有のものである<sup>15</sup>。幸運にも、イツィ・スムアビの名は、テルカで発見された契約文書のひとつに知ら

---

<sup>15</sup> 「ハナ文書」はマリ王国没落後、前 18 世紀後半から前 12・11 世紀に至るまでの長期間にわたって書かれた。テルカあるいはその周辺に由来するこれらの文書は、Rouault 1984 (Texts 1-10)、Podany 2002 (Texts 1-3, 6-15, 17)、月本 2003 に出版された。月本 2003 を除くこれらの文書の包括的な文献学的研究が A. Podany によって行われている (Podany 2003; 特に書式をめぐる分析については、pp. 155-237)。

れている。その契約文書では、ダガン神とイトウル・メル神と並び、王イツィ・スムアブ (*i-ši-su-mu-a-bu*) の名によって誓いが立てられている<sup>16</sup>。テル・タバンの出土文書もまたハナ文書の特徴を示していることから見て、テルカのイツィ・スムアブとテル・タバンのイツィ・スムアビが同一人物であることは、疑う余地がない。したがって、イツィ・スムアビ/イツィ・スムアブはテルカの王でありタバトゥムを含むハブル下流とユーフラテス中流域を支配していたと結論することができる。

## 2. テルカの支配と州行政

テルカの支配を考察する前に、当該地域をめぐる政治史の概略を整理しておきたい。イツィ・スムアビの治世に数十年先立って、マリのズィムリ・リム (Zimri-Lim) がユーフラテス中流域とハブル下流域を支配していた。この時代、タバトゥム市は、その南に位置するカトゥナンを州都とする行政州の一部として統治されていた<sup>17</sup>。その後、バビロンのハンムラビがマリを征服し、ハンムラビの軍事遠征は、少なくともテルカよりも西に位置するトゥトゥル (現在のテル・ピア Tell Bi'a) まで達しており、遠征後のハンムラビの支配はテルカを含むユーフラテス中流域とタバトゥムを含むハブル下流域に及んでいたと考えられる<sup>18</sup>。その後テルカはハンムラビの王位を継いだバビロンのサムスイルナから独立し、ユーフラテス中流域を支配する王国の首都となったと見られる。近年の研究成果が示唆するように、テルカ王国の最初期の3名の王は、ヤパハ・スム[アブ] (Yapah-Sumu[abu])<sup>19</sup>、イツィ・スムアビ、ヤディフ・アブ (Yadih-abu) であった<sup>20</sup>。これら3人の名は、いずれもテルカ出土の契約文書に言及されている<sup>21</sup>。A. Podany のハナ文書の人物誌研究によれば、これら3名の王は、合わせて20年から30年ほどの期間を統治した<sup>22</sup>。初めの王ヤパハ・スム[アブ]の治世については、ほとんど何も分からないが、2人目のイツィ・スムアビに関してはテル・タバンの出土文書によって情報は増大した。上述のとおりテル・タバンの出土文書は、イツィ・スムアビによる支配が、テルカからタバトゥムに及んでいたことを示した。テルカの約90km下流に位置するハラドゥム (Haradum、現ヒルベト・エツ・デニエ Hirbet ed-Deniye) 出土文書が近年 F. Joannès によって出版されたが、その中の1点にイツィ・スムアビの名による年名が記されているものがあり<sup>23</sup>、D. Charpin は、このイツィ・スムアビは同名のテルカの王と同定すべきであると指摘した<sup>24</sup>。したがって、ハラドゥムとタバトゥムを含むユーフ

<sup>16</sup> Rouault 1984, Text 9, ll. 18-19: (18) *ni-iš<sup>d</sup> da-gan<sup>d</sup> i-túr-me-er* (19) *ù LUGAL i-ši-su-mu-a-bu i-[k]u-ul*.

<sup>17</sup> カトゥナン州の行政は、特にカトゥナンの知事たちからマリ王に当てられた一連の書簡から知られている (Biro 1993; Guillot 1997; cf. Durand 1994)。

<sup>18</sup> Stol 1976, p. 40; Charpin – Ziegler 2003, pp. 243-244. Cf. Charpin 2002, p. 64.

<sup>19</sup> 修復は、この人物をアララハ文書 (Wiseman 1953, no. 56, l. 47) に UGULA *Ha-na* のタイトルを伴って言及される Yapah-Sumuabu と同定することによる (Podany 2002, p. 35)。

<sup>20</sup> Podany 2002, pp. 32-37; Charpin 2002, p. 64, n. 23. Podany は、最初の二人の王ヤパハ・スム[アブ]とイツィ・スムアビの年代順に関して、彼らの名によって誓われた契約文書 (Rouault 1984, Texts 8 and 9) 中に十分な文献学的証拠を見出せないとして判断を保留した (ibid., p. 35)。しかし、Charpin は、その後、ヤディフ・アブの名によって年代付けられた契約 (Rouault 1984, Text 3, l. 30) 中に知事 (*šāpītum*) のタイトルを伴って第一の証人として現れるイバル・ピ・エル (Ibāl-pī-El) が、イツィ・スムアビ時代の契約 (ibid., Text 9) でも証人リストの冒頭に現れることを根拠に、イツィ・スムアビはヤディフ・アブの直接の前任者であり、それゆえヤパハ・スムアブより後に年代付けるべきとした。

一方、このイバル・ピ・エルは、テル・タバンの出土の契約文書 (33行) に現れる同名の人物とはおそらく別人であろう。前者はテルカの知事であり、後者はタバトゥムかカトゥナン州内の近隣地の出身者と考えるのが妥当と思われる。

<sup>21</sup> ヤパハ・スム[アブ] (Rouault 1984, Text 8); イツィ・スムアビ (ibid., Text 9); ヤディフ・アブ (ibid., Texts 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)。バビロンのハンムラビ以降のテルカの歴史については、Podany, 2002, pp. 1-56; Charpin 2002, pp. 64-71 を見よ。

<sup>22</sup> Podany 2002, p. 37.

<sup>23</sup> Joannès 2006, Text 16: MU *i-ši-su-mu-a-bi* (以下破損)。

<sup>24</sup> Charpin 2006.

ラテス中流域とハブル下流域はイツィ・スムアビの支配下に置かれていたものと推測される<sup>25</sup>。そうであるなら、イツィ・スムアビの王国は、かつてマリのズィムリ・リムが統治していた領域のほとんど全てを含むものであったことになる。カトゥナンの知事 (*šāpiṭum*) スム・ハンミ (Sumu-Hammi) が前述のテル・タバノ出土契約文書の証人リストの冒頭 (30 行) に現れることは、タバトウムがカトゥナン州の一部であったことを示唆する。おそらくイツィ・スムアビは、マリのズィムリ・リム時代の行政州分割をおおむね引き継ぎ、王国をハブル川沿いのカトゥナン州、ハブル川とユーフラテス川の合流地点のサガラトウム (Saggaratum) 州、そしてその東のユーフラテス中流域のテルカ州の 3 つの行政単位に分割して王国を統治したものと推測される<sup>26</sup>。

イツィ・スムアビを継いだヤディフ・アブは、ユーフラテス川とハブル川に沿った地域に対する支配を少なくともしばらくの間は維持したらしい。テルカとその周辺におけるヤディフ・アブの建設事業を記念する複数の年名がテルカ出土の文書に知られている<sup>27</sup>。M. Guichard は、そうした年名の一つを「ヤディフ・アブがタバトウムのアヌイトウム (像) を再建した年」と正しく読みかえた<sup>28</sup>。このことは、ヤディフ・アブの支配が、ハブル川流域においてタバトウムに及んでいたことを示している。2007 年のテル・タバノ調査において、大麦の分配リストを記した粘土板 (Tab T07-3) が表面採取されており、そこにはヤディフ・アブの治世に関する新たな情報が読み取れる。粘土板は磨耗が著しいが、概数で 50 あまりの人名とそれぞれの人物に対する大麦の割当 (1 ~ 7 GUR) が記されており、文書は次のように大麦の総数と日付を記して終わっている：「合計 40 ウガルと 3 グルの大麦。マルカーヌ月 30 日：ヤディフ・アブ王が…年」<sup>29</sup>。テル・タバノからこの文書が発見されたことは、ヤディフ・アブが少なくとも治世のある時点でタバトウムを支配していたことを証明する。こうしたユーフラテス中流域とハブル下流域におけるテルカの王による広域支配は、その後バビロンのサムスイルナによる軍事的攻勢により脅かされたらしい。サムスイルナは、遅くともその治世 25 年にはハラドウムをバビロンに回復していることが、ハラドウム出土文書の年名から明らかであり<sup>30</sup>、治世 28 年にはヤディフ・アブを打ち破ったと年名において主張しているからである<sup>31</sup>。

### 3. 月名にみる文化的連続性

ここまでに見てきたとおり、テルカを含むユーフラテス中流域とタバトウムを含むハブル下流域は、マリのズィムリ・リムからバビロンのハンムラビとサムスイルナ、そしてテルカの王たちの治世へと時代を通じて支配者を換えながらも、政治的に分断されることなく単一の王権下にとどまっていた。この地域的統一性は、単に政治的なものにとどまらなかったものと思われる。先述したプドウム儀礼にかかわる月例輪番リスト (Tab T05B-39) に現れる月名には、テルカとタバトウムの間の文化的共通性的一端が見て取れる。この

<sup>25</sup> D. Charpin によると、ハラドウム出土文書にはサムスイルナの第 6 年の年名が読みとれる文書があるという (個人的情報交換 [2008 年 7 月])。これが正しければ、ハラドウムは、サムスイルナ時代にテルカの支配下に入り、後にサムスイルナ自身によってバビロンに回復された (後述) と考えられる。

<sup>26</sup> マリは、ハンムラビによる征服後、王国の中心都市としてはもはや機能しなかった。

<sup>27</sup> 年名に建設事業の場所として記されている地名は以下のとおり：T[erqa] (Rouault 1984, Text 7, l. 12), Araite (ibid., Text 1, l. 42), Dunnun (ibid., Text 6, l. 51), Tābatum (ibid., Text 5; 次の注を見よ)。Cf. Podany 2002, pp. 38 (注とも), 70-75. Araite と Dunnun はユーフラテス中流域に位置した (Kupper in Birot et al. 1979, pp. 5 and 10, s.v. Ara'itum, Dunnun)。

<sup>28</sup> Guichard 2003: *an-nu-n[i]-tam ša ta-ba-tim* (Rouault 1984, Text 5 envelope, l. 49) // *an-nu-ni-tam ša MUN<sub>x</sub>* (ibid., Text 5, l. 52)。

<sup>29</sup> (20) ŠU+NÍGIN 40 A.GÀR 3 GUR ŠE; (21) [ITI] *ma-al-ka-nim* UD 30 KAM; (22) 'MU' *ia-di-ha-a-bu* 'LUGAL'; (23) 'x x x x x x x' (24) '(x) x x x x'。23-24 行目に残る文字の痕跡は既知の年名 (Rouault 1984, Texts 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7) のいずれとも一致するようには思われない。

<sup>30</sup> ハラドウム出土文書に見られる年名は、サムスイルナが、遅くともその治世 25 年にはハラドウムを支配下に入れていたことを示唆する。これについては、Joannès 2006, pp. 21-25 を見よ。Cf. Charpin 2006。

<sup>31</sup> Horsnell 1999, pp. 220-222 (Si 28)。

文書は、以下のような 10 の月名を記録する：ITI <sup>d</sup>IGI.KUR (l. 4)、ITI *ki-nu-nim* (l. 6)、ITI <sup>d</sup>*da-gan* (l. 8)、ITI *li-li-<sup>r</sup>ia-<sup>r</sup>tim*<sup>1</sup> (l. 10)、ITI <sup>d</sup>NIN-*bi-ri* (l. 12)、ITI *ki-is-ki-súm* (l. 14)、ITI *e-bu-rum* (l. 16)、ITI *ú-ra-hu* (l. 18)、ITI *ma-al-ka-nim* (l. 20)、ITI *la-ah-hi-im* (l. 22)。

タバトゥムで用いられていたであろうこれらの月名は、古バビロニア時代のマリの月名と同一である。また、テルカの契約文書から知られるテルカの月名も、基本的に同一である（表 1 参照）<sup>32</sup>。バビロニアや北メソポタミアのカレンダー<sup>33</sup>とは一線を画すマリ、テルカ、タバトゥムのカレンダー・システムは、マリ王国の没落後もユーフラテス中流域とハブル下流域においてマリ文化圏とも呼ぶべき文化的共通性が保たれていたことを示唆している。

表 1: マリ、テルカ、タバトゥムの月名

Mari	Terqa	Ṭābatum
Urāhu (m)		Urāhu (m)
Malkānu (m)	Malkānu (m)	Malkānu (m)
Lahhu (m)		Lahhu (m)
Abu (m)		
Hibirtu (m)		
<sup>d</sup> IGI.KUR	<sup>d</sup> IGI.KUR.RA	<sup>d</sup> IGI.KUR
Kinūnu (m)	Kinūnu (m)	Kinūnu (m)
<sup>d</sup> Dagān		<sup>d</sup> Dagān
Līliyātu (m)	Līliyātu (m)	Līliyātu (m)
<sup>d</sup> Bēlet-bīri	<sup>d</sup> Bēlet-bīri	<sup>d</sup> Bēlet-bīri
Kiskissu (m)	Kiskissu (m)	Kiskissu (m)
Ebūru (m)	Ebūru (m)	Ebūru (m)
	Pagrū (m)	

#### 4. テルカの王権とタバトゥムの地方社会

テル・タバヌ出土文書は、タバトゥム市とその周辺における行政機構、とりわけテルカの王権とタバトゥムの地方的・部族的社会との関係について示唆に富んだデータを含んでいる。特に注目すべきは、スマト・エラハの子ヤスィム・マハルの政治的地位である。先述したとおり、テル・タバヌ出土の書簡の大部分はヤスィム・マハルに宛てられたものであり、ヤスィム・マハルは、タバトゥムにおいて土地を下賜され、そこに居住している。王であるイツィ・スムアジから送られた 2 通の手紙には、「都市、周辺灌漑農地、警備部署について手抜きなきよう」<sup>34</sup>とあり、このことは、ヤスィム・マハルが王に対して都市とその周辺の全てについて責任を負う立場にあったことを示している。これら書簡の一つ (Tab T05B-42) は、ヤスィム・マハ

<sup>32</sup> マリのカレンダーの月名については、Charpin—Ziegler 2003, p. 156; cf. Hunger 1976-1980, p. 301; Cohen 1993, pp. 282-284。テルカの月名は、Rouault 1984, Texts 1-7 及び Podany 2002, Texts 1-3, 6-9 による（さらに詳細については、Yamada 2008, pp. 58f., nn. 79, 81 を参照）。

<sup>33</sup> Greengas 1987, pp. 209-229; Cohen 1993, pp. 225-280。

<sup>34</sup> *a-na URU.KI sa-la-hi-im ù ma-aš-ša-ra-tim ni-di a-hi-im la ta-ra-aš-ši* (Tab T05B-42, ll. 4-9 // Tab T05B-43, ll. 4-5)。ここで「周辺灌漑農地」と訳した *sal(a)hum* については、Durand 1988, p. 338, n. 20; Charpin 1993/94, p. 8 (*salhū*); Durand 1998, pp. 86, 522-523 を見よ。

ルが周辺地域における大麦税 (*še-im GUN*) の徴収にも責任があったことを示している<sup>35</sup>。別の2通の書簡には「あなた(ヤスィム・マハル)の宮殿の門が平安である(ように)」<sup>36</sup>との文言が手紙の冒頭部分に見られ、ヤスィム・マハルが宮殿と呼ぶべき大規模建物の所有者であったことを示している。

上述したとおり、タバトゥムは王国の州行政の単位としてはカトゥナン州知事 (*šāpīṭum*) の権限の下にあったと見られるが、ヤスィム・マハルはおそらくマリ文書に知られるスガーグム (*sugāgum*) 職を務めてテルカの王宮に対してタバトゥム市を代表したものと考えられる。これまでの研究によると、マリ王国の支配体制においてスガーグムは個々の町、村落、部族集団から選出され、それぞれの地方社会を代表してマリの王国行政の一端を担ったことが明らかである<sup>37</sup>。スガーグムはテルカ出土のイツィ・スムアビ時代の契約文書に言及されており<sup>38</sup>、制度的にこの職務がマリ時代以後も継続していたことは確実である。ここでは、ヤスィム・マハルの役割を、ズィムリ・リム時代の書簡 ARM 27 (= Bardet et al. 1984), no. 107 に言及されるタバトゥムのスガーグム職との対比を通して考えたい。この書簡はカトゥナン州の知事ズィムリ・アッドウ (*Zimri-Addu*) からマリ王に送られたもので約 50 行に及ぶ。書簡の内容は以下のように要約される。

- (1) かつてマリ王ズィムリ・リムはタバトゥム市に割り当てられた3分の2マナの銀の支払いをハムタル (*Hammutar*)<sup>39</sup> に課し、ハムタルはカトゥナン州知事ザキラ・ハンム (*Zakira-hammu*) にこの銀を払っていた。
- (2) その後、カトゥナン州知事がズィムリ・アッドウ (*Zimri-Addu*) に代わったあともハムタルは、ズィムリ・アッドウに銀を支払ってきた。
- (3) しかし、最近になって、マリ王はタバトゥムのスガーグムとしてヤスハドゥム (*Yashadum*) を任命した。そこで州知事ズィムリ・アッドウはこれまでの習慣をヤスハドゥムに説明し、彼に銀の支払いを求めた。そこで「パタクヒム(氏族)の人々 (*DUMU.MEŠ pa-ta-ak-hi-[i]m*)」が集まり、対応を協議した。  
(2-3 行破損)
- (4) 州知事ズィムリ・アッドウは、5 イクの耕地を所有し、労役 (*ilku*) 義務を果たしているユーフラテス河岸の常備軍 (*behrum*) と家来たち (*šūt-rēši*)、ならびにやはり5 イクの耕地を与えられているカトゥナン州の先遣隊 (*aliku*) と同様に、「パタクヒムの人々」に5 イクの耕地を扶養地 (*šukūsātu*) として取らせ、「その地の人々 (*DUMU.MEŠ mātim* = 他の氏族・部族の人々?)」には3 イクの耕地を割り当てる、と約束した。
- (5) その後、タバトゥムの住民の誰ひとりとして銀を支払おうとしないので、州知事ズィムリ・アッドウはカトゥナンからタバトゥムに土地の割当のために人を派遣した。
- (6) この状況を受けて、州知事ズィムリ・アッドウは、マリ王ズィムリ・リムがこの行政措置を支持し、王自ら土地の割当を「パタクヒムの人々」に布告し、本来宮殿のものであるこれらの土地5 イクを彼らに割り当てるものである旨説明すべし、と進言した。

<sup>35</sup> 「大麦税の収集に関して手抜きなきよう (*a-na še-im GUN šu-ud-di-nim ni-di a-hi-im la ta-ra-aš-ši* [Tab T05B-42, ll. 8-9])」。

<sup>36</sup> *a-na KÁ É.GAL-li-ka šu-ul-mu(-um)* (Tab T05B-44, l. 6; Tab T06-1, ll. 6-7)。

<sup>37</sup> この地方的部族社会に由来する役職に関しては、中田 1987; Fleming 2004, pp. 64-76 を参照。

<sup>38</sup> Rouault 1984 (TFR I), Text 9, l. 23: 1/2 *GÍN bi-na-I[ŠDA]R? su-ga-gu*。

<sup>39</sup> 文脈から見て、ハムタルがスガーグム職に就いていたことは明らかである。L. Marti によって出版された一連の *sugāgūtum* 税の受け取り書 (Marti 2008) には、ハムタルの支払い受領書 (*ibid.*, no. 53) が含まれており、ハムタルがスガーグム職についていたことを証明する。この税を Marti はズィムリ・リム時代に新来の部族長が定住して土地を取得する際の見返りとして支払った家畜税と解釈し、年貢 (*bitum*) とは区別する (*ibid.*, pp. 10-17)。

この手紙から、ズィムリ・リム時代のタバトゥムにおけるスガーグム制度について以下の点を確認することができる。

- (1) スガーグムは、常任ポストとして常にタバトゥムに置かれ、(知事ではなく) マリの王によって直接任命された。
- (2) スガーグムは、タバトゥム市とその周辺に居住する主要な部族・氏族から1人選出された。
- (3) 選出されたスガーグムの氏族・部族は、マリ地区やカトゥナン州の王の臣下の者たちと同様に王から土地の割当を受け、代償として銀を州知事を通して王に支払った。

こうした点をテル・タババン出土文書から知られるデータと比較すると、スガーグムを中心とする地方都市の行政システムは、ズィムリ・リム時代からポスト・ハンムラビ期のイツィ・スムアビの時代に至るまで、基本的に変化なく継続したように思われる。テル・タババン文書のヤスィム・マハルはテルカの王イツィ・スムアビによってタバトゥム市のスガーグムとして任命されて土地の割当を受け、王宮に対してタバトゥムの地方社会を代表する立場にあったと思われる<sup>40</sup>。ヤスィム・マハルに対する不動産の下賜を記録するテル・タババンの契約文書は、こうした行政措置を反映するものとして理解できる。ヤスィム・マハルはタバトゥムの地方社会とテルカの中央政府の橋渡しの役割を果たしつつ、大麦税(および銀)を徴収し、カトゥナンの知事を経由してこれをテルカの王に対して納入した。また、ヤスィム・マハルは、おそらく氏族・部族を統括して軍役、賦役等の王宮に対する義務をも果たしたものと推測される。

#### (引用文献)

- Bardet, G. et al. 1984: *Archives administratives de Mari* 1, Archives royales de Mari XXIII, Paris.
- Birot, M. 1993: *Correspondance des gouverneurs de Qatṭunân*, Archives royales de Mari XXVII, Paris.
- Birot, M. et al. 1979: *Répertoire analytique des Archives royales de Mari, tomes I-XIV et XVIII, Noms propres*, Archives royales de Mari XVI/1, Paris.
- Charpin, D. 1993/94: “Compte rendu du CAD volume S (1984),” *A/O* 40/41, pp. 1-23.
- Charpin, D. 2002: “Chroniques du Moyen-Euphrate 1. Le «royaume de Hana»: Textes et histoire,” *RA* 96, pp. 61-92.
- Charpin, D. 2006: “Harrādum entre Terqa et Babylon,” *NABU* 2006/No.4, pp. 90-91, no. 89.
- Charpin, D. – Ziegler, N. 2003: *Florilegium marianum V: Mari et le Proche-Orient à l'époque amorrite. Essai distire politique*, Paris.
- Cohen, M.E. 1993: *The Cultic Calendars of the Ancient Near East*, Bethesda, Maryland.
- Durand, J.-M. 1994: “Administrateurs de Qatṭunân,” in: *Florilegium marianum II: Recueil d'études à la mémoire de Maurice BIROT*, Paris, pp. 83-114.
- Durand, J.-M. 1998: *Les documents épistolaires du palais de Mari*, II, Littératures anciennes du Proche-Orient 17, Paris.
- Durand, J.-M. 2008: “Nouveaux textes de Tell Ṭāban,” *NABU* 2008/No.2, p. 55, no. 43.
- Fleming, D.E. 2004: *Democracy's Ancient Ancestors: MARI and Early Collective Governance*, Cambridge.
- Greengas, S. 1987: “The Akkadian Calendar at Sippar,” *JAOS* 107, pp. 209-229.
- Guillot 1997: “Les gouverneurs de Qatṭunân: nouveaux textes,” in: *Florilegium marianum III*, Paris, pp. 271-290.

---

<sup>40</sup> スガーグム任命のプロセスに関しては、Villard 1994 も参照。

- Heimpel, W. 1996: "Moroccan Locusts in Qaṭṭunān," *RA* 90, pp. 101-120.
- Heimpel, W. 2003: *Letters to the King of Mari: A New Translation, with Historical Introduction, Notes, and Commentary*, Mesopotamian Civilizations 12, Winona Lake, Indiana.
- Horsnell, M.J.A. 1999: *The Year-Names of the First Dynasty of Babylon*, vol. 2: *The Year-Names Reconstructed and Critically Annotated in Light of their Exemplars*, Hamilton, Ontario.
- Hunger, H. 1976-1980: "Kalender," *Reallexikon der Assyriologie* 5, Berlin – New York, pp. 297-303.
- Joannès, F. et al. 2006: *Haradum II: Les textes de la période paléo-babylonienne (Samsu-iluna – Ammi-ṣaduqa)*, Paris.
- Marti, L. 2008: *Florilegium marianum X: Nomades et sédentaires à Mari: la perception de la taxe-sugâgûtum*, Paris.
- Maul, S.M. 2005: *Die Inschriften von Tall Ṭābān (Grabungskampagnen 1997-1999). Die Könige von Ṭābētu und das Land Māri in mittelassyrischer Zeit*, Acta Sumerologica Supplementary Series 2, Tokyo, 2005.
- Numoto, H. 2006: "Excavations at Tell Taban, Hassake, Syria (4): Preliminary Report of the 2005 Winter Season of Work," *Al-Rāfidān* XXVII, pp. 1-13 and pls. 1-30.
- Numoto, H. 2007: "Excavations at Tell Taban, Hassake, Syria (5): Preliminary Report of the 2005 Summer Season of Work," *Al-Rāfidān* XXVIII, pp. 1-24 and pls. 1-38.
- Numoto, H. 2008: "Excavations at Tell Taban, Hassake, Syria (6): Preliminary Report of the 2006 Season of Work," *Al-Rāfidān* XXIX, pp. 1-12 and pls. 1-34.
- Podany, A. 2002: *The Land of Hana: Kings, Chronology, and Scribal Tradition*, Bethesda, Maryland.
- Rouault, O. 1984: *Terqa, Final Reports*, No. 1: *L'archive de Puzurum*, Bibliotheca Mesopotamica 16, Malibu.
- Shibata, D. 2007: "Middle Assyrian Administrative and Legal Texts from the 2005 Excavation at Tell Taban: A Preliminary Report," *Al-Rāfidān* XXVIII, pp. 63-74.
- Stol, M. 1976: *Studies in Old Babylonian History*, Leiden.
- Villard, P. 1994: "Nomination d'un Scheich," in: C. Charpin – J.-M. Durand (eds.), *Florilegium marianum II: Recueil d'études à la mémoire de Maurice BIROT*, Paris, pp. 291-297.
- Wiseman, D.J. 1953: *The Alalakh Tablets*, London.
- Yamada, S. 2008: "A Preliminary Report on the Old Babylonian Texts from the Excavation of Tell Taban in the 2005 and 2006 Seasons: The Middle Euphrates and Habur Areas in the Post-Hammurabi Period," *Al-Rāfidān* XXIX, pp. 47-62.
- 月本昭男 2003:「ハナ国とカトウナ — 中期アッシリア時代のもう一つの「ハナ文書」 —」『オリエン』 46/2, pp. 52-70.
- 沼本宏俊 2008:「アッシリア帝国の拠点遺跡 — シリア、テル・タバンの遺跡の第7次発掘調査(2007年) —」『平成19年度考古学が語る古代オリエン — 第15回西アジア発掘調査報告会報告集 —』日本西アジア考古学会, pp. 79-85.
- 中田一郎 1987:「マリ王国地方行政の一側面について — スガーグム制度を中心に —」『中央大学文学部紀要』 32号, pp. 1-33.



# シャマシュのナディートウム制度成立の経済的背景 —社会体制の変容を手がかりに—

有賀 望 (筑波大学)

## I. はじめに

本稿では、古バビロニア時代におけるシッパルのシャマシュ神の「ナディートウム (*nadītum*)」制度について、制度形成の経済的背景を考察する。この点については、すでに1960年代にシッパルのシャマシュのナディートウム制度に関する論考を重ねたハリス (R. Harris) が一つの見解を提唱している。ここでは、ハリスの主張とは異なる観点を提供することで、この問題を複眼的にまたは相互補完的に捉えることを目指したい。

ナディートウムはシャマシュ、ザババ、ニヌルタなどの男神に捧げられた女性で、シャマシュのナディートウムはシッパルに、ニヌルタのナディートウムはニップルにというように、基本的にはそれぞれ捧げられた神の主神殿がある都市において確認されている。ナディートウムは「ガグム (*gagum*)」と呼ばれる世俗から隔離された神殿の一区域に住み、結婚することなく、恐らく性的な関係を許されずにその生涯を神に捧げたと考えられており、そのような生活形態から「修道女」と呼ばれることがある<sup>1</sup>。ナディートウムの多くは富裕階層の娘で、シャマシュのナディートウムの中には、シッパル以外の都市出身の者のみならず、王家の娘さえも確認されている<sup>2</sup>。彼女たちはナディートウムになるとき、持参財として豊富な財を与えられ、これを元手に売買や賃貸借、貸付など、当時のバビロニアの女性としては例外的に、広範な経済活動に従事しており、数多くの経済的史料が残されている<sup>3</sup>。ナディートウムは、表記上は表意文字で SAL+ME と記されていたが、この文字はシュメール語では「ルクル (*lukur*)」と読まれた。ナディートウムないしルクルと呼ばれる女性は他の時代にも確認されているが、「修道的」生活を営みながら精力的に経済活動を行う様子は古バビロニア時代独自のものであり、他の時代には確認されておらず、なぜこの時代にこのようなナディートウム制度が出現したのかという点が問われてきた。この問題は、宗教、政治、経済など様々な視点から考察されるべきであるが、一見したところ古バビロニア時代のナディートウム制度の特殊性は、多数の未婚女性が当時の社会としては例外的に広範な経済活動に従事している点にあるのであって、またナディートウムに関する史料の多くがその経済活動の記録であり、ナディートウム制度形成の理由を問うとき、経済的観点からの考察は不可欠であろう。

ハリスは、ナディートウム制度形成の背景の考察に際して、富裕階層の家財増大の欲求を重視した<sup>4</sup>。ハリスによれば、娘をナディートウムにすることで、父系家族は娘の結婚による家財の流出という問題を避けることができたが、それは以下のような論理によってであった。普通、家族が娘を嫁に出す場合、この娘は家から持参財を与えられて出て行く。この持参財は娘と共に夫の家に入り、夫婦が子を為せば、娘の死後、

<sup>1</sup> ニップルのニヌルタのナディートウムの居住区については、*ki-lukur-ra* と記されるのみである (Renger 1967, 169f.)。ナディートウムの結婚の禁止を直接的に記す史料は存在しないが、ナディートウムと捧げられた神との関係が「結婚」関係であったこと (Renger 1967, 154<sup>302</sup>; Westbrook 1988, 65f.)、世俗の男性との結婚を示す史料が存在しないことから、そのように考えられる。性的接触の禁止については、Landsberger, 1915/16 を参照。なお、マルドゥクのナディートウムについては、以上の説明は当てはまらない。マルドゥクのナディートウムは、世俗の男性との結婚が許されており、バビロン以外にもシッパルやキシシュなどで存在が確認されている (Renger 1967, 174f.; Harris 1975, 315ff.)。

<sup>2</sup> Cf. Renger 1967, 150ff.

<sup>3</sup> Cf. Harris 1975, 310ff.

<sup>4</sup> Harris 1964, 109.

その子に相続されることになるが<sup>5</sup>、家族が娘をナディートゥムにする場合、ナディートゥムは家から持参財を与えられてゲームに入るけれども、彼女は結婚をせず、子も産まないで、この持参財は彼女の死後、彼女の生家へと返却されることになるというわけである。ハリスは、古バビロニア時代は、恐らくメソポタミアの歴史上初めて富が私的な個人の手へ渡った時代であり、家財の増大をもくろむ富裕な人々は、家財の流出を避けるためにナディートゥム制度を利用し、ことによると、このことが以前から存在していた制度に影響を与え、新しい社会・経済状況に合致する特徴がこの制度に付与され、古バビロニア時代のようなナディートゥム制度が形成されたのかもしれないと考えた<sup>6</sup>。

ナディートゥム制度が父系家族の家財の流出を防ぐ機能を果たしたというハリスの主張は、他の研究者にもしばしば肯定的に引用されている<sup>7</sup>。富裕階層が娘をナディートゥムにする理由の中に、そのような経済的な目的も含まれていたことは確かであろう。もっとも、ナディートゥム制度の利用が家族財産保全のためにどのように貢献したのか、また貢献したとしてそれはどの程度のものであったのかという点は、今後シッパル出土の史料からつぶさに検証されるべきであろう<sup>8</sup>。一方、ナディートゥム制度の形成に、古バビロニア時代の富裕階層の財産保全の欲求が影響を与えたかもしれないというハリスの推測には、付け加えるべき点があるのではないか。すなわち、ハリスの推測は主に私的な経済活動による影響に限られており、そこには公的な観点からの考察が欠けている。ここでは、ナディートゥムの扶養という問題にからめて、この点を考えたい。

## II. ナディートゥムの扶養

ここで、古バビロニア時代のシャマシュのナディートゥム制度の特徴をより鮮明にするために、シャマシュのナディートゥムの扶養の問題を、他の時代・地域のものと比較したい。とりわけ前3千年紀後半に、古バビロニア時代のナディートゥムと同様に SAL+ME の文字で表記された、ルクルとの比較が有効である。もちろん、前3千年紀後半のルクルと古バビロニア時代のナディートゥムが同じ文字で記されているからといって、すぐさま両者を同様の存在とみなすことはできないが、両者には何らかの共通する要素があったと考え得るし、両者の比較からそれぞれの特徴を導くことは可能であろう。

### 1. 前3千年紀後半

ルクルへの言及のうち、恐らく最も古いものは、初期王朝時代Ⅲa 期に遡ると考えられる語彙集の中にある<sup>9</sup>。実際にルクルの活動を記す史料は前3千年紀後半に散見されるが、そのうち比較的考察に耐え得るだけの史料が残されているのは、初期王朝時代Ⅲb 期のギルス出土のものとうル第3王朝時代のウンマ出土の2種類である<sup>10</sup>。

<sup>5</sup> 一般の結婚に際して花嫁が生家から与えられる持参財の移転については Westbrook 1988, 91-95 を参照。

<sup>6</sup> Harris 1964, 109.

<sup>7</sup> Cf. Goddeeris 2002, 381f.; Jeyes 1993<sup>2</sup>, 272; Snell 1997, 53; クレンゲル 1980, 85.

<sup>8</sup> シッパル出土の史料は、その多くが盗掘によって市場に持ち込まれたもので、出土状況によるアーカイブの作成は望むべくもない。従って、まず人物誌研究（プロソポグラフィ）などによる史料内部の関連性からアーカイブを形成し（例えば Goddeeris 2002）、それぞれの家ごとに検証する必要がある。

<sup>9</sup> ED Lú E は Tell Abu Salabikh, Gasur, Ebla などから断片が出土している（cf. MSL XII16）。

<sup>10</sup> 前3千年紀のルクルのうち、最も知られているのは、ウル第3王朝の王妃の称号としてのルクルであろう。ウル第3王朝の王妃は、シュルギの神格化以降、「ダム（dam）」ではなくルクルと呼ばれるようになったが、これは、男性の神に捧げるという点において、また捧げられた神の「妻」と見なされる点において、古バビロニア時代のナディートゥムの姿と一致する（Steinkeller 1981, 81f.）。であるとすればウル第3王朝の王妃の称号としてのルクルは、王の属性の変化に伴う名義上の変更であり、扶養の観点を扱う本稿の考察からはとりあえず除外しておく。

まず、初期王朝時代Ⅲb期の史料を考察する。この時代の史料から、ルクルの扶養の問題に関して決定的な結果は出ないが、それでも一応の見解は示しておきたい。初期王朝時代Ⅲb期に由来するギルス出土文書の多くは、エンエンタルジ治世からウルカギナ治世にかけてのラガシュの支配者妃の世帯「エ・ミ (é-mi)」に関連するものであるが、そのうちルクルが登場するのは、これまで多くの研究の対象となってきた大麦の支給表においてではなく、「バウ神の祭り (ezem<sup>d</sup>Bau)」に際するエンマー麦などの支給表と、それから羊毛の支給表においてである (表1)<sup>11</sup>。

表1 エ・ミの史料に現れるルクル

テキスト	箇所	王	年	名前	支給内容
ziz-ba関連					
Nik. 53	col. 9:1-3	Lug.	1	Ama-numun-zi	大麦36シラ、エンマー麦36シラ
RTC 61	col. 9:16-col. 10:1	Lug.	1	Ama-numun-zi	大麦36シラ、エンマー麦36シラ
DP 124	col. 1:5-6	Lug.	3	Nin-šu-sikil	大麦18シラ、エンマー麦18シラ、ナツメヤシ2シラ、úkuš-dul 1シラ
DP 125	col. 1:5-6	Lug.	6	Nin-šu-sikil	エンマー麦18シラ、ナツメヤシ2シラ、úkuš-dul 1シラ
Amherst 2	col. 1:5-6	Ukg.	1. 1	Nin-šu-sikil	エンマー麦18シラ、ナツメヤシ2シラ、úkuš-dul 1シラ
VS 27 75	col. 1:5-6	Ukg.	1. 2	Nin-šu-sikil	エンマー麦18シラ、ナツメヤシ2シラ、úkuš-dul 1シラ
DP 126	col. 1:5-6	Ukg.	1. 3	Nin-šu-sikil	エンマー麦18シラ、ナツメヤシ2シラ、úkuš-dul 1シラ
siki-ba					
VS 25 34	col. 3:5-6	Lug.	4	Ama-numun-zi	羊毛3マナ
DP 181	col. 2:4-5	Lug.	5	Ama-numun-zi	羊毛4マナ

エ・ミの女奴隷への大麦の支給が、主に毎月18シラであるため<sup>12</sup>、もちろんこの支給だけでルクルを扶養することはできない。我々には彼女がいかにして生活の糧を得ていたのか知るすべがないが、もしかするとルクルはエ・ミの構成員ではなかったかもしれない。まず、ゼルツは、理由は述べないが、表のうちのNin-šu-sikilが登場する史料について、バウ神殿以外の構成員を扱っているのではないかと考えている<sup>13</sup>。一方、Ama-numun-ziについてであるが、彼女が登場する史料には、ニンギルス神殿ないし支配者の組織に属していたと考えられている大工のKeš-taなる人物と一緒に登場する<sup>14</sup>。また、後の時代の史料からは、女神に仕えたルクルは確認できない<sup>15</sup>。そして、ニンギルスのルクルについては、ウルカギナの奉納碑文によって、その存在が示唆される<sup>16</sup>。以上のことから、ルクルはニンギルス神殿の構成員で、祭りの際などにバウ神殿を訪れ、本来はニンギルス神殿で扶養されていたとの推測が可能である。しかし、これはあくまでも推測の域を出ない。

これに対して、ウル第3王朝時代の史料は、より明確にルクルに対する扶養の実態を伝える。ウル第3王朝時代のウンマからは、シュルギからシュ・シンの治世にかけての、シャラ神のルクルへの大麦と油の支給表が出土している (表2)。

<sup>11</sup> 表に示した史料以外にも、これまでルクルが登場すると考えられてきた史料があるが (BIN 8 23, DP 127, DP 134, DP 157, Nik 53, RTC 61)、ここではゼルツ (G. Selz) の説に従い、除外しておく (Selz 1995, 140<sup>574</sup>)。

<sup>12</sup> 前川 1973, 12f. (第5表)。

<sup>13</sup> Selz 1995, 70.

<sup>14</sup> Nik. 53 col. 8:1-3; RTC 61 col. 9:1-2; VS 25 34 col. 1:4-5. このKeš-taは、ウルカギナのルガル治世1年に、ニンギルス神殿からバウ神殿へと所属を変更されたと考えられている人物である (前川 1973)。

<sup>15</sup> これまで確認されているルクルないしナディートウムが仕えた神は以下のとおり。Nanna (Manana Dynasty), Šamaš (Sippar), Marduk (Babylon, Sippar, Kiš), Zababa (Kiš), Ninurta (Nippur), Nergal (Maškan-šapir), Ištaran (OAkk), Šara (Umma), Ur III divine kings.

<sup>16</sup> Ukg. 6 v 16'-19' : <sup>d</sup>hé-gir lukur-ki-ág-<sup>d</sup>nin-gir-su-ka-ra é-ni mu-na-dù. もっとも、これはニンギルス神の子とされるヘギル神のエピセットで、人間の女性のルクルがいたことを示す史料ではない。

表2 ウンマ出土のルクルへの支給表

テキスト	王	年	人数	支給物	支給量(受給者によって異なる)
AAICAB 1/1, pl. 045, 1911-480	Š	42	68	i-ba lukur <sup>d</sup> šára	4シラ、3シラ、2シラ、1/2シラ
MVN 18 605	AS	9	破損	še-ba lukur-e-ne	720シラ、600シラ、420シラ、360シラ
AAICAB 1/1, pl. 069-070, 1924-0668	ŠS	2	56	i-ba lukur <sup>d</sup> šára	4シラ、3シラ、2シラ
MVN 18 296	破損 (ŠS 2より後)		54	še-ba lu]kur <sup>d</sup> šára	720シラ、600シラ、360シラ

これらの史料に登場するルクルは、それぞれ Dumu-tur-ra と Nin-inim-gi-na という「ウグラ (ugula)」に率いられており、このウグラをチーム長とするふたつのチームを形成しているようである。大麦の支給表を見ると、ウグラが 720 シラ、一番少ない者でも 360 シラを受け取っており、この時代の女性労働者が、月に 30 から 40 シラを受け取っていたことを念頭におくと<sup>17</sup>、年に一度の支給量と考えても、なんとか暮らしていける量であったと思われる。

以上のように、前 3 千年紀後半のルクルの扶養については、公的に扶養されていた可能性が高い。その一方で、彼女たちが、家族などから食料を与えられて生計を立てていたことを示すような史料は存在しない。

## 2. 前 2 千年紀前半

前 3 千年紀の史料が、公的機関からのルクルへの支給を示唆する一方、前 2 千年紀前半のナディートウムに対する扶養は、彼女の家族によって私的に行われていたことが明らかである。まず、バビロン第 1 王朝のサムスイルナ王が、ナディートウムの扶養を彼女の家族に義務づけるよう指示した書簡が存在する。

「シッパルの [ ] たちはこのように私 (サムス・イルナ=訳注) に知らせてきた。彼らいわく、『シッパルの人々は彼らの娘をガゲームへ入らせましたが、食料を与えませんでした。彼女たちは飢え、私たちの主人の穀倉から食料が彼女たちに与えられました。しかし、今なお、シッパルの人々は彼らの娘をガゲームへと入らせております。』このように彼らは私に知らせてきた。もしシャマシュのナディートウムが扶養されていないのであれば、ガゲームへ彼女を入れないよう、私自らが命じた。またシャマシュのナディートウムが、彼女の父もしくは兄弟たちが彼女を扶養しておらず、粘土板を彼女のために記してなかったのに、ガゲームに住んでいるならば、彼女の父ないし兄弟に圧力をかけ、粘土板を記し、(それから) ガゲームへ彼女を入れるように私自らが命じた (Janssen 1991:8-23.)」

また、家族が扶養を怠った場合や、持参財を与えなかった場合の対処方法が、ハンムラビ法典のいわゆる「持参財条項 (第 178 から 182 条)」に規定されており、ナディートウムの生活の糧が、彼女の実家によって供給されるように配慮が為されている。

上記はどちらも、王権の側からナディートウムの扶養を規定した史料だが、ナディートウムへの扶養が家族の義務であったことが、私的な書簡からも窺うことができる。例えば、シッパルのシャマシュのナディートウムであるムナツウィルトウムは、エシュヌナにいる彼女の家族に、「貴方がたのせいで私は飢えています。大麦を 1 グルずつ私に送ってください。そうすれば、貴方がたのために私は祈りましょう (AbB 14 26:18-22)」と述べている。また、シャマシュのナディートウムとしてシッパルまで送り込まれた、マリの王女エリシュティ・アヤは、マリ王に対して「なぜ私のお父様である貴方から、私は与えていただけないのでしょうか (ARM 10 37:11-12)」、「私は困窮しております。衣服と端女とシャムヌム油を私に送らせてください。[こ]こでは、[食]料は私には与えられてい[な]いのです! (ARM 10 37:23-29; cf. Durand 2000, 399f.)」と訴えている。

<sup>17</sup> Waetzoldt 1987, 122.

このように、前2千年紀前半すなわち古バビロニア時代のナディートウムは、私的な家族によって支えられていた。この点は、恐らく、先行する前3千年紀後半のルクルのシステムとは異なる部分であろう。これについて、ウル第3王朝時代に作成されたウルナンム法典には、ルクルの扶養に関する規定が存在しないのに対し、古バビロニア時代のリピト・イシュタル法典（第22条）、ハンムラビ法典（第178から182条）には、ルクルないしナディートウムの扶養や財産相続に関する規定が存在することは、非常に示唆的である<sup>18</sup>。

### Ⅲ. 社会構造の相違

前3千年紀後半のルクルと、前2千年紀前半のナディートウムとのシステムの相違はどこに帰せられるべきであろうか。もちろんこの問題には種々の理由が考えられるが、大きな要因の一つとしては、やはり社会的な構造の相違が見逃せない。

前3千年紀の社会と前2千年紀の社会を比較して、レンガー（J. Renger）は、前者の社会においては「オイコス経済」的側面が強く、後者の社会においては「貢納経済」的側面が主導的であるとする<sup>19</sup>。

「オイコス」とはウェーバー（M. Weber）によれば、「究極の主導的動機が資本主義的貨幣増殖ではなく、ヘルの入用に対する組織化された実物充足にあるような、王侯、荘園領主、貴族の権威的に指導された大家計のことである。オイコスは、ヘルの入用充足のために、あらゆる手段—外部に対する交換さえも—を非常に大規模に利用するかもしれない。概念的に決定的なことは、オイコスにおける構成原理は『財産使用』であって『資本利用』ではない、ということである。『オイコス』とは、組織化された入用充足である、というのが決定的な本質である」<sup>20</sup>。前田徹によれば、初期王朝時代のラガシュでは、支配者が家産的な独自の組織に依存しており、ウル第3王朝時代には、この初期王朝時代の家産的組織が一層拡大化されていた<sup>21</sup>。前3千年紀の社会では、支配者の直営地経営による配給制が大きな役割を占めていたのである。

一方、「貢納経済」とは、レンガーによれば、クラウス（F. R. Kraus）の研究以降「王室経済（Palastgeschäft）」と呼ばれてきた古バビロニア時代の経済を指すが、この「王室経済」の基本原理は、国家、より厳密には王室が、経済的活動を私的な請負人に任せ、それによって経済活動の実務に伴う重荷を軽減しようとするものであった<sup>22</sup>。具体的には、税の徴収と、徴収された物品の換金ならぬ換銀・換麦業務の「商人（*tamkārūm*）」への委任や<sup>23</sup>、直営地経営から自営農民層を根幹に据えた「イルクム（*ilkum*）」制度への移行などがあげられる<sup>24</sup>。

このような社会構造の相違を念頭におくと、ルクルとナディートウムのシステムの相違は容易に理解できる。配給制が中心の前3千年紀の社会では、ルクルに対する扶養が国家によって担われていたようだが、前2千年紀の社会では、神殿の一区域に居住するナディートウムに対する扶養が、その家族に求められたのである。先述のサムスイルナの書簡には、飢えたナディートウムが、「私たちの主人の穀倉」、すなわち、恐らくシャマシュ神殿から食料を得ていたことが記されているが、「王室経済」のもと、このような国庫の負担の軽減を意図して、ナディートウムの扶養が家族に義務づけられたのではないだろうか<sup>25</sup>。家族がナディートウムに扶養分の財産を渡すことが、国家側からの要請であったことは、このサムスイルナの書簡や、ハン

<sup>18</sup> もっとも、ウルナンム法典は、法文全てが現存しているわけではないということに留意しなければならない。

<sup>19</sup> Cf. Renger 2000; idem 2002a; idem 2002b.

<sup>20</sup> ウェーバー 1975, 593f.

<sup>21</sup> 前田 2000, 31f.

<sup>22</sup> Renger 2000, 153.

<sup>23</sup> Cf. Stol 1982.

<sup>24</sup> Cf. 川崎 2004; 中山 2006.

<sup>25</sup> シッパルのシャマシュ神殿組織は、ハンムラビの時代にバビロン王家によって完全に掌握されたことが報告されている（Harris 1961）。

ムラビ法典の持参財条項などから明らかである。

#### IV. おわりに

ここまで、ナディートゥムの扶養という点に焦点をあてて、古バビロニア時代のナディートゥム制度の形成について考察してきた。ナディートゥムに、経済活動を行うに足るだけの財産を持たせた要因として、ハリスが述べた富裕階層による家財拡大の目論見だけでなく、王権の側からの要請が挙げられる。それは、前3千年紀から前2千年紀への移行の中での、社会構造の変化に伴う要請であったと思われる。このように考えると、ハンムラビ法典の「持参財条項」は、単に女神官の持参財に関する規定を並べているのではなく、神殿に負担を強いる可能性を排除する目的のもと、女神官への扶養を各家族に義務付けた規定であると考えられることもできる。もちろん、このような制度の中で、ハリスが述べるように、富裕階層が家財の保全を目指してナディートゥム制度を利用したということはある程度である。古バビロニア時代のナディートゥム制度の形成には、これらの経済的要因のほかにも、宗教的、政治的な種々の要因が役割を果たしたものと思われる。恐らく、それらの要因を総合的に考察したとき初めて、古バビロニア時代のナディートゥム制度の形成の理由が理解できるはずである。

#### 引用文献

- Durand, J.-M. 2000: *Les documents épistolaires du palais de Mari*, Tome 3, LAPO 18, Paris.
- Goddeeris, A. 2002: *Economy and Society in Northern Babylonia in the Early Old Babylonian Period (ca. 2000 - 1800 BC)*, OLA 109, Leuven.
- Harris, R. 1961: "On the Process of Secularization under Hammurapi," *JCS* 15, 117-120.
- Harris, R. 1964: "The Naditu Woman," in R. M. Adams (ed.), *Studies Presented to A. Leo Oppenheim*, Chicago, 106-135.
- Harris, R. 1975: *Ancient Sippar: A Demographic Study of an Old-Babylonian City (1894-1595 B.C.)*, Leiden.
- Janssen, C. 1991: "Samsu-iluna and the Hungry Nadītums," *Northern Akkad Project Reports* 5, 3-39.
- Jeyes, U. 1993<sup>2</sup>: "The Nadītu Women of Sippar," in A. Cameron – A. Kuhrt (eds.), *Images of Women in Antiquity*, London, 260-272.
- Landsberger, B. 1915/16: "Zu den Frauenklassen des Kodex Hammurabi," *ZA* 30, 67-73.
- Renger, J. 1967: "Untersuchungen zum Priestertum in der altbabylonischen Zeit: 1. Teil," *ZA* 58, 110-188.
- Renger, J. 2000: "Das Palastgeschäft in der altbabylonischen Zeit," in A. C. V. M. Bongenaar (ed.), *Interdependency of Institutions and Private Entrepreneurs*, MOS Studies 2, Istanbul, 153-183.
- Renger, J. 2002a: "Royal Edicts of the Old Babylonian Period – Structural Background," in M. Hudson – M. Van de Mieroop (eds.), *Debt and Economic Renewal in the Ancient Near East*, Bethesda, 139-162.
- Renger, J. 2002b: "Wirtschaftsgeschichte des Alten Mesopotamien: Versuch einer Standortbestimmung," in A. Hausleiter et. al. (eds.), *Material Culture and Mental Spheres: Rezeption archäologischer Denkrichtungen in der Vorderasiatischen Altertumskunde: Internationales Symposium für Hans J. Nissen, Berlin, 23. - 24. Juni 2000*, 239-265.
- Selz, G. 1995: *Untersuchungen zur Götterwelt des altsumerischen Stadtstaates von Lagaš*, Philadelphia.
- Snell, D. C. 1997: *Life in the Ancient Near East, 3100-332 B.C.E.*, New Haven.
- Stol, M. 1982: "State and Private Business in the Land of Larsa," *JCS* 34/3-4, 127-230.
- Steinkeller, P. 1981: "More on the Ur III Royal Wives," *ASJ* 3, 77-92.

- Waetzoldt, H. 1987: “Compensation of Craft Workers and Officials in the Ur III Period,” in M. A. Powell (ed.), *Labor in the Ancient Near East*, New Haven, 117-141.
- Westbrook, R. 1988: *The Old Babylonian Marriage Law*, AfO Beiheft 23, Horn.
- ウェーバー, M. 1975: 「経済と社会集団」 富永健一 (訳), 尾高邦雄 (編) 『ウェーバー』 世界の名著 50, 中央公論社, 485-598.
- 川崎康司 2004: 「ハンムラビによるバビロニア統合支配と経済政策の背景 — 「イルクム」体制の導入と『法典』上の新機軸 —」 小倉欣一 (編) 『ヨーロッパの分化と統合 — 国家・民族・社会の史的考察 —』 太陽出版, 13-30.
- クレンゲル, H. 1980: 『古代バビロニアの歴史: ハンムラビ王とその社会』 江上波夫, 五味亨 (訳), 山川出版社.
- 中山八歩 2006: 「ハンムラビ占領下の『ラルサ地域』における保有地の『管理』と『経営』」 『オリエント』 49/1, 1-20.
- 前川和也 1973: 「エンエンタルジ・ルーガルアンダ・ウルカギナー初期王朝期末ラガシュ都市国家の研究・序説 —」 『人文学報』 36, 1-51.
- 前田徹 2000: 「第Ⅱ章 前三千年紀: 都市国家から統一国家へ」 前田徹他 『歴史学の現在: 古代オリエント』 山川出版社, 15-37.

# abzu に関する考察

## — 前3千年紀の史料を中心に —

辻田 明子 (京都大学)

### I. はじめに

筆者は修士論文で、エンキ神と abzu のかわりについて議論した。今後もエンキ神について研究を進めたいと考えている。本稿は、エンキ神に関して今後さらに研究を進めていく上で、前3千年紀の史料に確認できる記述から、エンキ神がその主であった abzu についてどこまで論じることができるかを踏まえておきたいと考えるものである。

### II. 前3千年紀の abzu に関する先行研究の整理

以下に示すように、前3千年紀の史料に確認できる abzu について言及のある先行研究は多くはない。

Burrows(1932) は、神殿内に設けられていたという abzu に関して議論している。Burrows はプールや水盤であると考えられてきた神殿内の abzu について、ウルの発掘によって出土した土管 (libation-pipe) ではないかと仮定して議論した。ただし最終的には、そうした土管を abzu であるとは結論付けず、地下にある冥界の神々や abzu との接触を可能にするための手段ではなかったかと推定している。そして、神殿内の abzu については従来どおり、何らかの器や貯水池やプールだったのではないかと結論している。

Green(1975) は、abzu を地下水、湖、海などの水のひろがりであると理解している。そして、語彙リストにおいて、abzu が沼沢地を示す語と洪水を示す語の間に記されること、また、清めの incantation で引き合いに出されるほかは、葦と abzu のかわりがほとんどないことから、abzu を本来は沼沢地ではなかったと理解している。

また、前3千年紀の史料には、エンリル神とニンリル神の abzu に関する記録を確認できる。Green はこれを神殿内に存在した abzu を指すと理解して、神殿内の壺 (vessel) や水盤 (basin) としての abzu に関する最古の記録であると指摘している。また、そうした壺や水盤としての abzu とは、本来は井戸であったのではないかと推測している。

さらに、前3千年紀の史料のなかに、エンキ神の守護都市であるエリドゥ以外にも abzu が存在していることから、abzu が本来、メソポタミアの何らかの地理的特徴を示す語であったのではないかと推測している。そして、くぼ地や低地では、降雨や増水によっていくつかの池が合体して大量の水のひろがりとなり、そのなかでやや海拔の高い土地は島となって都市や神殿の基礎となるだろうと推測することで、本来的な abzu の姿を平原のなかのくぼ地であると理解している。

Cunningham(1997) は、神殿としての abzu を the temporal world と the divine domains とを媒介する場所であると位置している。

Horowitz(1998) は、abzu の語が abzu の神殿、水盤、Apsu 神、cosmic Apsu を示すと理解している。また、シュメール語のテキストに abzu の創造や天地との分離を描いたものがないことから、シュメール人が abzu を a primordial element として認識していたと指摘している。そして、abzu には水と地下とのかかわりがあると述べている。

さて、先行研究の議論の特徴は、神話的概念としての abzu と地理的な所在としての abzu とを区別して議論していることである<sup>1</sup>。また、前3千年紀の史料に確認できる abzu についてのこれまでの関心は、1つに

<sup>1</sup> 例えば、Burrows(1932) は temple-abzu の議論であると記している [Burrows 1932: 231]。また、Green(1975) は、a



は abzu とは本来どのようなものであったかという問題に、また 1 つには、行政経済文書にみえる abzu と、文学作品の abzu にかかわる描写との違いをどのように理解し、説明するかという問題にあったと思われる。ただ、abzu に関する具体的な情報を提示してくれる前 3 千年紀の史料が少ないことから、どの議論も決めに欠くのが現状である。エンキ神に関する研究を進めたいと考えているため、筆者は前 3 千年紀の abzu のエンキ神やエリドゥとのかかわりにも関心があるが、それについても、エンキ神が lugal-abzu(abzu の主)の称号を持つという以上のことは、具体的にはよくわからない。このような状況のなかで、前 3 千年紀の abzu について定見を得るのは、まだ困難である。

### Ⅲ. 前 3 千年紀の abzu

#### (1) abzu の拡がりとその環境

lugal-abzu (abzu の主) がエンキ神の称号であることは、前 3 千年紀の史料にすでに確認できる。この称号は、ラガシュ出土の史料においては、エアンナトゥムの王碑文 [FAOS 5/1, 120-145] および、グデアの王碑文 [RIME 3/1, 114] のように、初期王朝期、アッカド期の王碑文に確認できる。また、エブラ出土のセム語の incantation にも、エンキ神にこの称号を確認できる [Krebernik(1984): no. 33]。前 3 千年紀の史料のなかで他の神に対してこの称号が用いられた例はなく、そのことから、南メソポタミアとその西方地域において、前 3 千年紀を通して lugal-abzu がエンキ神の称号として認められていたと考えることができる。

また、abzu の語はシュメール語でもアッカド語でも説得力のある分析ができず、その語源は不明である。ただ筆者は、後にエンキ神と同一視され、そのアッカド語名であると理解されるエア神の、エンキ神との同一視は前 3 千年紀にはまだ進行していないと考えている<sup>2</sup>。そのため、エブラ出土のセム語の incantation に

---

cosmological entity としての abzu と、a geographical location としての abzu には区別があると記している [Green 1975: 161]。Horowitz(1998) は、an independent cosmic region としての abzu は、シュメール語史料よりはアッカド語史料によく確認できるものであると記している [Horowitz 1998: 336]。

<sup>2</sup> エンキ神とエア神は同一神のシュメール語名とアッカド語名を指すと考えられている。このことは、実際にバビロン第一王朝のサムスイルナの王碑文に、同一碑文のシュメール語版とアッカド語版があり、エンキ神とエア神がそれぞれ対応する箇所に書かれていることから確認できる [RIME 4: 380-383]。しかし、古バビロニア期以前の 2 神の関係についてはこれまで詳細な議論がなされたことはない。

エア神の名を冠したアッカド語の個人名は、少なくともアッカド期にはシュメール地方でも確認できる。一方で、シュメール語の王碑文、文学作品にエア神の名は使用されない。シュメール語の個人名にエア神の名が使用されるのはウル第三王朝期以降である。

そのため、シュメール人のエア神の受容について、ウル第三王朝期以前にエンキ神とエア神が、それぞれシュメール語とアッカド語で表記される、対応する神であると認識されていた可能性は、ないとはいえない。しかし、シュメール語史料にエア神の名が使用されることはなく、2 神の名に使い分けがあると考えられるため、2 神が同一神であるとみなされていたとはいえないのではないかと。

一方 Roberts は、サルゴンのシュメール地方征服による政治的な意図を反映して、エンキ神がアッカド人に受容されたと考えている [Roberts, J.J.M. (1972) *The Earliest Semitic Pantheon*. Baltimore: 145-154]。初期王朝期からアッカド期にかけてのアッカド語の呪文とアッカド期の王碑文にエア神の名が確認できない一方で、エンキ神の名は確認できること、また、アッカド語の個人名においてはエア神の名のみ確認できることから、筆者も Roberts と同様にアッカド王朝の政治的な意図を主たる要因としてエンキ神がアッカド人に受容されたと考える。

となると、アッカド期以前のエア神は個人名においてのみ確認される神であることになる。Westenholz はそのことを unlikely conclusion であると否定して、アッカド語文献に記されたエンキ神の名をエア神の名として理解するべきであると指摘している [Westenholz, J. & A. Westenholz (1977) *Help for Rejected Suitors*. *Orientalia* 46, 198-219: 204]。

しかし、筆者はアッカド王朝の政治的意図を反映してエンキ神がアッカド人に受容されたと考えてるのであれば、アッカド王朝の王碑文にエンキ神の名があらわれるのはその意図によるものであり、この神がシュメール語に由来する神であると認識されていたためであると考えている。というのは第一に、アッカド期の王碑文に記述されたエンキ神の名はシュメール語の神々と共に確認できるからである [RIME 2: 95-103]。第二に、セム人の世界においてエア神が個人

エンキ神の名と lugal-abzu の称号がみえるということは、少なくともこの時期のエブラの incantation にみえる abzu は、南メソポタミアから伝播したものと推測する。

前3千年紀の王碑文には、王が abzu の建立をその業績として誇っていることをしばしば確認できる。初期王朝期、ウル第三王朝期には、ウルの王がエリドゥに abzu を建立したことを記述している [FAOS 5/2, 278; RIME 3/2, 262]。また、初期王朝期ラガシュでは、エンメテナが abzu-pa<sub>5</sub>-sir<sub>2</sub><sup>ki</sup>-ra の建立を記述している [SAK: 30a, 32f.]。これらの碑文には、「エンキ神のために abzu を建てた」との記述がある。

一方で、単に「abzu を建てた」と記述しているものも確認できる。それはいずれも初期王朝期ラガシュのウルナンシェの王碑文である。ウルナンシェはいくつもの王碑文に abzu [FAOS 5/1, 93]、abzu-banda<sub>3</sub> [SAK: 8m, 8o, 4f.; Sollberger 1956: Urnanše 23, 37]、abzu-e [SAK 4e, 2b, 4d; Sollberger 1956: Urnanše 30]、abzu-gal [Sollberger 1956: Urnanše 34] の建立を記述している。初期王朝期ラガシュのこれらの記述から、abzu がエンキ神の守護都市であるエリドゥ以外にも存在したことが分かる。

Selz は、lugal-abzu の称号がエンキ神に限られることから、エンキ神殿として特に記述がない abzu に関しても、エンキ神崇拝にかかわる場所であると理解するべきであると述べている [Selz, G.(1995) *Untersuchungen zur Götterwelt des altsumerischen Stadtstaates von Lagaš*. Philadelphia: 121-122]。前3千年紀に建立された abzu について、どの程度「エンキ神のために」という語を確認できるのかを示すためにここでは分類したが、筆者も Selz の考えに異論はない。このほか、ゲデアの王碑文に e<sub>2</sub> gu<sub>2</sub><sup>id2</sup> idigna-ka-ni mu-na-du<sub>3</sub> ( {ゲデアが} 彼 {エンキ神} の「ティグリス河岸の家」を彼 {エンキ神} のために建てた) [RIME 3/1, 114] と確認できることから、エンキ神殿のすべてが abzu という名とは限らないことが分かる。また、mu<sup>d</sup>su-<sup>d</sup>EN.ZU lugal-uri<sub>5</sub><sup>ki</sup>-ma-ke<sub>4</sub> ma<sub>2</sub> dara<sub>3</sub>-abzu<sup>d</sup> en-ki in-dim<sub>2</sub> ( シュシン、ウルの王が、エンキ神の abzu のノヤギという {名の?} 船を造った年) とあるように、ウル第三王朝期の年名 ( シュシン治世第2年) によると、神殿ではないものの、ウルの王によってエンキ神のために abzu の名を冠する船が造られたことも分かる。

このようにみると、abzu とその lugal(主)であるエンキ神の崇拝が、前3千年紀の半ばにはすでに南メソポタミアを中心とする広汎な範囲に及んでいたのではないかと推測できる。実際に、ファラ出土の神名表の中で、エンキ神がおそらくは高名な神々のうちの一神として記述されていることも確認できる<sup>3</sup>。ただし、エリドゥの発掘調査報告書によると、前3千年紀の終わりには、エリドゥは居住地としては見捨てられているという [Safar, F. & Mustafa, M.A. & Liloyd, S.(1981) *Eridu*. Baghdad: 35]。

次に、abzu の所在する環境について考えたい。先述のように、abzu はエリドゥ以外の都市にも存在する。初期王朝期ラガシュの史料からは、abzu が耕作地や運河の近くに所在していたことが分かる。

#### DP 584 [ED/ ギルス]

vi 2) GAN<sub>2</sub> abzu-ka 3) ensi<sub>2</sub>-ke<sub>4</sub> 4) en-ig-gal 5) nu-banda<sub>3</sub> 6) mu-na-gid<sub>2</sub>

名で人気のある神でありながら、アッカド王朝の王碑文に名前が言及されないことはあり得ることであると考えるからである。例えば、エア神に王権を守護する神としての役割が弱い場合、王碑文中で言及される可能性は低いと考える。

このようにみると、アッカド人のエンキ神の受容について、アッカド語史料においてもまた、2神の名には使い分けがあるため、2神が対応する神であると考えられていた可能性がないとはいえないが、少なくとも同一神であるとみなされていたとはいえないだろう。

このように、それ以前に対応関係がなかったとはいえないとしても、エンキ神とエア神が同一神であるとみなされるようになるのは、バビロン第一王朝期半ば以降のことであると思われる。ただし、エア神に関してはウル第三王朝期以前の史料は個人名以外に乏しく、本来どのような神であったのかよく分かっていないのが現状である。そのため、エンキ神とエア神の性格がそれぞれどのような点において共通し、また固有なものであったのか、どのような変化を経て同一神であるとみなされるに至るのかといった2神の相互関係について議論することは現在の状況では困難である。

<sup>3</sup> エンキ神は、アン神、エンリル神、イナンナ神に続き、第4番目に名前が記述されている [Krebernik 1986: 168]。

abzu の ( そばの ? ) 畑において、エンシが ( ? ) 測量を行った。

#### VAT 4740 [ED]

i 1) kab<sub>2</sub>-ku<sub>5</sub> <sup>d</sup>en-lil<sub>2</sub>-le-pad<sub>3</sub>-ta 30 1/2 4 gi kin ak-am<sub>6</sub> 2) 6 gi kin nu-ak 3) nag-ku<sub>5</sub> abzu zag-bi ii 1) pa<sub>5</sub>-abzu-ta 30 1/2 eše<sub>2</sub> 4 gi kin-gal-gal 2) engar-re<sub>2</sub>-ne 3) e-dab<sub>5</sub>

<sup>d</sup>en-lil<sub>2</sub>-le-pad<sub>3</sub> の堰から 30 ニンダン 1/2 エシエ 4 ギの長さ分仕事を行うべきである。6 ギの長さは仕事を行われない。abzu の堰がその側にある。abzu の水路から 30 ニンダン 1/2 エシエ 4 ギの長さは大きな仕事である。engar たちが仕事を引き受けた。

そのほか、初期王朝期ラガシュの abzu gu<sub>2</sub>-i<sub>7</sub>-ka (河岸の abzu)、abzu-e (堤防の abzu) といった abzu に付けられた名前からも、abzu が河や運河の近くに所在していたことが分かる。

また、以下に示すように前 3 千年紀の史料からは、魚と蛇が abzu とかかわりのある生き物であることが分かる。

#### Krebernik (1984) no. 33 [エブラ]

xii 5) nun NI+MAŠ nun NI+MAŠ 6) nu-nu <sup>d</sup>nin-DU.MUŠ.A.HA 7) <sup>d</sup>en-ki 8) lugal SU.AB-ta 9) UD-du<sub>11</sub>-ga xiii 1) <sup>d</sup>nin-DU.MUŠ.A.HA

nun は魚。魚がかかわる incantation。エブラでは abzu は SU.AB と表記される。

#### Krebernik (1984) no. 36 [エブラ]

xv 9) ki muš-gi<sub>6</sub> 10) SU.AB-ša<sub>3</sub> x vi 1) pa?-[sal] 2) KA-pi 3) nu GAR e ba

蛇がかかわる incantation。

#### DP 322 [ED]

iv 1) ku<sub>6</sub> KA-NA<sub>4</sub> abzu e-ka-kam 2) e<sub>2</sub>-sig<sub>4</sub>-zi-de<sub>3</sub> 3) šu-ku<sub>6</sub>-e 4) mu-de<sub>6</sub>

abzu-e の KA-NA<sub>4</sub> の魚。KA-NA<sub>4</sub> の意味は不明。

#### Eannatum 1 [ED]

xix 17) suhur<sup>ku6</sup> abzu-še<sub>3</sub> gub-gub-ba 18) e<sub>2</sub>-an-na-tum<sub>2</sub>-me 19) KA a-ku<sub>5</sub>-ra<sub>2</sub>

エアンナトゥムは、abzu へと行く。suhur 魚にかけて (?) 誓う (?)。

#### ITT 2, 1036 [Ur III]

14) <sup>d</sup>en-ki abzu-ta e<sub>3</sub>-a-mu-de<sub>3</sub> 15) a-ku<sub>4</sub>-ku<sub>4</sub>-ma

内容は不明だが、様々な種類の muš ( 蛇 ) が列挙されている。

ここに挙げた 1 つ 1 つの描写の意味はよく分からないが、魚と蛇がかかわるということから、abzu の水とのかかわりが強く示唆されていると言える。abzu の水とのかかわりについては、ウル第三王朝期の incantation にも以下のような記述を確認できる。

#### van Dijk & Geller (2003) no. 16 (cattle disease)

6) nun-ne<sub>2</sub> abzu i<sub>3</sub>-dib 7) en-ne<sub>2</sub> eridu<sup>ki</sup>-ta 8) <sup>d</sup>en-ki-ke<sub>4</sub> e<sub>2</sub>-engur-ra-ta 9) a a-la<sub>2</sub> ku<sub>3</sub>-ga na-ri-ga-ni 10) šu nam-ma-an-ti

貴人は abzu を通った。エンはエリドウから、エンキ神はエンゲルの家 (e<sub>2</sub>-engur) から、彼がきよめた清ら

かな ala の器の水を手を受け取った。

**van Dijk & Geller (2003) no. 18 (scapegoat ritual)**

5) a-abzu edin-na mi-ni-ri

abzu の水を ( ? ) 平原において注いだ。

11) u<sub>8</sub>-gi<sub>6</sub> <sup>d</sup>en-ki-ka 12) abzu na-ri-ga

エンキ神の黒い雌羊、abzu において清められた ( 雌羊 )。

こうした記述からは、abzu がおそらく水を湛えていた、もしくは abzu から取水が可能であったということ推測できる。

一方で、前3千年紀の abzu については以下のような記述も確認できる。

**DP 184 [ED/ ギルス]**

v 1) abzu gu<sub>2</sub>-i<sub>7</sub>-ka-ka 2) bara<sub>2</sub> gur<sub>5</sub>-a i<sub>3</sub>-tuš-a 3) 以下欠損

( エンシの妻が ) abzu gu<sub>2</sub>-i<sub>7</sub>-ka において、bara<sub>2</sub> gur<sub>5</sub>-a に滞在する時に。

bara<sub>2</sub> gur<sub>5</sub>-a は支配者の子息の私的な聖所、所有地か [Rosengarten, Y. (1960) *Le concept sumérien de consommation dans la vie économique et religieuse*. Paris: 361-363]。

**DP 214 [ED/ ギルス]**

ii 5) abzu gu<sub>2</sub>-i<sub>7</sub>-ka-ka iii 1) bara<sub>2</sub> gur<sub>5</sub>-a i<sub>3</sub>-tuš-a-a 2) da mu-na-ri

( 支配者の妻バラナムタルラのために )、彼女が abzu gu<sub>2</sub>-i<sub>7</sub>-ka において bara<sub>2</sub> gur<sub>5</sub>-a に滞在する時に、彼女のために da-ri する。

**Nik 1 148 [ED/ ギルス]**

iv 4) abzu gu<sub>2</sub>-i<sub>7</sub>-ka-ka 5) mu-ti-la-a v 1) giš be<sub>2</sub>-tag

エンシの妻が abzu gu<sub>2</sub>-i<sub>7</sub>-ka に滞在する時に犠牲を捧げた。(ただし、abzu gu<sub>2</sub>-i<sub>7</sub>-ka に対して捧げたわけではない。)

こうした記述から、abzu が、水を湛えている、もしくは取水が可能であるというだけでなく、支配者の妻が滞在したり、犠牲を捧げたりすることのできる、より複合的な施設であったことがわかる。そのため、筆者は abzu とは耕作地や運河の近くに所在し、井戸などの取水設備があり、例えば水を使った儀式などを遂行できる聖所だったのではないかと推測する。

以上、先行研究において地理的な所在として位置付けられてきた abzu に関して議論した。ここからは、先行研究で神話的概念として説明されてきた abzu について、前3千年紀の史料の記述をもとに考えてみたい。神話的概念として説明される abzu とは、エンキ神の支配する世界であり、地表の下の地下水が広がる場所であると考えられてきた。しかしながら、こうした神話的概念としての abzu に関する先行研究の認識と前3千年紀の史料の記述の間には、若干のずれがあるのではないかとと思われる。そのずれとは以下に示す3つの文学作品にみえるものである。

第一は、ウルナンシェの王碑文の1つである [SAK 6h]。葦にかかわる incantation のようなものを含んでいるが、具体的な内容などはよくわからない。気になるのは、葦の茂みに関係する描写のなかで、エンキ神が活動しているにもかかわらず、abzu の記述がなく、engur の記述を確認できることである。このことから、

筆者は以下の2つの問題点を挙げておく。1つはなぜここに abzu の記述がないのかということである。もう1つは、後の時代の語彙リストで abzu と同一視される engur の、abzu との区別が前3千年紀にどれほどあったのかということである。

第二は、エアンナトゥムの王碑文での記述である [SAK 10.4a]。この王碑文には、ウンマとの戦いに勝利したエアンナトゥムが、ラガシュとの境界を侵さないことを、神に対してウンマの王に誓わせる箇所がある。ウンマの王が誓いを行う神々とその称号は言及の順に以下の通りである。

エンリル神：lugal-an-ki-ka(天地の王)

ニンフルサグ神：称号は残存箇所からは確認できない

エンキ神：lugal-abzu-ka

スエン神：amar-ban<sub>3</sub>-da<sup>d</sup>en-lil<sub>2</sub>-ka(エンリル神の若牛)

ウトウ神：lugal-zal-si<sub>2</sub>-ga-ka(zal-si<sub>2</sub>-ga の王)

ニンキ神：称号は残存箇所からは確認できない

また、ウンマの王が誓いを守らない場合は、それぞれの神が天(an)から網を下すか、もしくは地(ki)から蛇を送るかの罰を下すことになっている。地から蛇を送るのは、ニンキ神のみであって、他の神はすべて天から網を下すことになっている。このエアンナトゥムの王碑文で興味深いことは以下の2点である。

まず、エンリル神の称号が lugal-an-ki-ka(天地の王)であることと、神々が下す罰が天からと地からに二分されていることである。このことから、この王碑文に描かれている世界観とは、天と地に二分された世界であると推測できる。

次に、エンキ神が天から罰を下すことと、ニンキ神が地から罰を下すことに注目したい。ニンキ神の称号が欠損していることは残念だが、lugal-abzu の称号を持つエンキ神が、地からではなく天から罰を下すことから、abzu が天地の下方にある地下であると考えられていたと理解するには疑問が残る。

第三は、グデアの cylinders A & B にみえる記述についてである。そこでは以下のような記述を確認できる。

#### **Gudea, cylinders A & B: 584-587**

xxi 19) e<sub>2</sub> hur-sag-gin<sub>7</sub> im-mu<sub>2</sub>-mu<sub>2</sub>-ne 20) dungu-gin<sub>7</sub> an-šag<sub>4</sub>-ge im-mi-ni-ib<sub>2</sub>-dirig-dirig-ne 21) gud-gin<sub>7</sub> si im-mi-ib<sub>2</sub>-il<sub>2</sub>-il<sub>2</sub>-ne 22) giš-gana<sub>2</sub> abzu-gin<sub>7</sub> kur-kur-ra sag ba-ni-ib<sub>2</sub>-il<sub>2</sub>-ne

神殿は山のように大きくなる。雲のように、天の中心において漂っている。牛のように、角を高くかかげている。abzu の giš-gana<sub>2</sub> の木のように国々において頭をもたげている。

#### **Gudea, cylinders A&B: 692-693**

xxv 18) kur šar<sub>2</sub>-da meš<sub>3</sub> kug abzu-a 19) gurun<sub>7</sub> il<sub>2</sub>-la-am<sub>3</sub>

あらゆる国において abzu の清らかな meš の木が果物を実らせるようだ。

これらの描写は具体性には欠けるが、abzu の木の様子が神殿の高さや美しさを称賛するための比喻として利用されていることは分かる。あるいは、地中深くの abzu にしっかりと根をはり、その水で育った木の神聖さがこれらの描写に表現されているのかもしれない。しかし、ここでの描写が、木の高さ、実りの豊かさといった、人の目にみえる部分の描写であることから、それを地中の根の部分との連想であるとする理解には、筆者は賛同しがたい。伸び伸びと育っている木の姿への称賛の気持ちが表現されていると理解できないだろうか。

ところで、ここで挙げた前3千年紀の3つの文学作品の描写は、abzu が神話的概念として認識されていなかったことを示すものではない。

### Gudea, cylinders A & B: 262-263

x 15) ti-ra-aš<sub>2</sub> abzu-gin<sub>7</sub> 16) nam-nun-na ki im-ma-ni-gar  
tiraš は abzu のように高貴さを地に定めた。

### Gudea, cylinders A & B: 667

xxiv 20) gi-gun<sub>4</sub>-bi abzu-gin<sub>7</sub> ki sikil-e bi<sub>2</sub>-mu<sub>2</sub>  
その gigun は abzu のように清純な地に広がっている。

### Gudea, cylinders A & B: 916

v 7) eš<sub>3</sub> abzu ezem gal<sub>2</sub>-la-am<sub>3</sub>  
(ニンギルス神殿内は) abzu の聖域で祭りが行われているかのようだ。

このように、tiraš や gigun といった建造物の、清らかさや神聖さを称賛する際に abzu が引き合いに出されていることから、abzu はむしろ神話的概念として認識されていたと筆者は考えている。

しかしながら、ここに挙げた3つの文学作品の描写を見る限りでは、前3千年紀の abzu が天地の下方に  
いる地下として、後の時代の文学作品にみえる記述のように認識されていたと理解するには疑問が残ると  
いえる。筆者は、Cunningham(1997)の指摘にあるように、地理的な所在としての abzu を人の現実世界と神  
的な領域を媒介するための場所と理解するかはともかくとして、地理的な所在としての abzu はまた、何ら  
かの神話的概念でもあったと理解したいと考えている。先述のように、abzu から取水が可能で、儀式を遂  
行できる聖所であったと推測できること、abzu がエリドゥ以外の都市にも存在したことから、abzu には、  
エンキ神の座所であるという以上の何らかの神話的概念としての役割があったといえるのではないだろう  
か。

すなわち、前3千年紀の史料にみえる abzu に関しては、地理的な所在としての abzu と神話的概念として  
の abzu を区別して理解するのではなく、地理的な所在としての abzu が神話的概念としての abzu の役割を  
も同時に担っていたと考えたい。

## (2) 神話的概念としての abzu に関連して

前3千年紀の abzu を、地理的な所在であると同時に、神話的概念でもあったと理解した。では、神話  
的概念としての前3千年紀の abzu とは、どのように理解できるだろうか。

前3千年紀の abzu には、以下に示すように、gudu<sub>4</sub> という祭司がいたことがわかる<sup>4</sup>。

BIN 8 61 [[ED] : gudu<sub>4</sub> abzu の記述あり。

STTI 131 [OA/ ギルス] : gudu<sub>4</sub> abzu の記述あり。

MVN 13 311 [Ur III / ウル] : gudu<sub>4</sub> abzu <sup>d</sup>nanna の記述あり。

SAT 3 1449 [Ur III / ウンマ] : gudu<sub>4</sub> abzu <sup>d</sup>inanna の記述あり。

また、ファラ出土の abzu を冠する個人名には、me-gal-abzu [WF 65]、me-abzu-ta [WF 70]、me-abzu-si [WF  
72] のように abzu のメとのかかわりを示すものもある。

<sup>4</sup> このほか、以下に示すように行政官がいたこともわかる。  
CT 50 30 [ED/ ギルス] : ugula nimgir abzu-ka の記述あり。  
DP 133 [ED/ ギルス] : sanga abzu の記述あり。  
DP 206 [ED/ ギルス] : sanga abzu pa<sub>3</sub>-sir<sub>2</sub><sup>ki</sup>-ka の記述あり。  
TSA 5 [ED] : sanga abzu の記述あり。

abzuの清めの儀式やメトのかかわりは、後の時代に粘土板に記された文学作品にもみられるものである。そのことから、abzuの清めの儀式やメトのかかわりは、前3千年紀から一貫して認識されていた古いものではないかと推測できる。このほかに、神話的概念としてのabzuについて、前3千年紀の史料にみえる興味深いことは以下の通りである。

第一は、abzuは人が造っていたということである。abzuの建立については、前3千年紀の諸王の王碑文の記述をまとめたものを先に述べた。ただし、先行研究にもあるように、abzuは一方では原初存在であると考えられてきた。筆者もこれまでは同様の理解をしていた。

しかし、初期王朝期ラガシュの王碑文によると、abzuの建立に際しては、abzu mu-du<sub>3</sub>(abzuを建てた)と書かれ、e<sub>2</sub>-abzu(abzuの家)やeš<sub>3</sub>-abzu(abzuの神殿)を建てたとは書かれない。e<sub>2</sub>やeš<sub>3</sub>を付加した表現は、主として後の時代のシュメール語文学作品に確認できるものである<sup>5</sup>。また、大規模なジグuratとしてのabzuはエリドゥだけのものであり、しかもそれはウル第三王朝期以降に大きく拡大されたものである。初期王朝期のabzuやウル第三王朝期でもエリドゥ以外のabzuは、より小規模なものであっただろう。

このことと、地理的な所在としてのabzuが、神話的概念としてのabzuの役割も同時に担っていたと考えられることから、前3千年紀のabzuとは、先述のように、人が手を加えて「造る」ものであると理解できるのではないかと考えるにいたった。abzuが人工的に造られるものであることを決定付ける証拠はない。ただ、自然にあるものをより神聖なものと理解してしまうのは、現代の私たちのはまりやすい落とし穴だと思う。

そのほかにも、以下のようなabzuの維持やabzuの大工に関する記述を確認できる。

#### UET 3 1145 [Ur III / ウル]

i 1) 2 i<sub>3</sub>-giš 2) giš<sup>su</sup> ig<sup>su</sup> šu-kar<sub>2</sub> abzu-ke<sub>4</sub> ba-an-ak

abzuのドアに脂を使った / 塗った？

#### NRVN 1 108 [Ur III / ニップル]

ii 2) šitim abzu-me 3) lu<sub>2</sub>-inim-ma-bi-me

(銀の受け取りに関して) abzuの大工がその証人である。

また、ウル第三王朝期のウンマにはabzuにtug<sub>2</sub> mah(大きな衣)を運んだという記録もある[SAT 3 1731]。古バビロニア期のスサ出土の語彙リストには、tug<sub>2</sub>-nig<sub>2</sub>-bara<sub>3</sub>-SU.AB(abzuに広げる衣)との記述がある[MSL 10,155]。こうした記録から、abzuとは布で覆うことのできるほどの規模の大きさだったのだろうかと推測するが、abzuの衣に関する史料はこのほかには確認していない。

第二は、abzuが人間にとって直接重要であったというよりは、神々にとって重要であったということである。

というのは1つには、初期王朝期ラガシュのabzuへの奉納記録をみると、そのほとんどがニンギルス神やナンシェ神、そのほかの神々の祭りにかかわる奉納であることが分かるからである(以下の表参照)。

5 Gudea, cylinders A & B に 1 例 eš<sub>3</sub> abzu の記述を確認できる。

Gudea, cylinders A & B: 916

v 7) eš<sub>3</sub> abzu ezem gal<sub>2</sub>-la-am<sub>3</sub>

(ニンギルス神殿内は)abzuの聖域で祭りが行われているかのようだ。

	史料	奉納場所	付記
1	VS 14 93	abzu-mah	nina <sup>ki</sup> -na balag-il <sub>2</sub> e-ta-ru-a-kam に際して
2	VS 14 119	abzu-LAGAB-tum <sub>3</sub> abzu-banda <sub>3</sub> <sup>da</sup> abzu gu <sub>2</sub> -i <sub>7</sub> -ka	ニンギルス神への ezem še gu <sub>7</sub> に際して支配者の妻バラナムタルラが犠牲を捧げた
3	VS 14 128	abzu pa <sub>3</sub> -sir <sub>2</sub> -ra <sup>ki</sup>	ezem amar a-a si-ge <sub>4</sub> -da-ka に際してエンシが abzu に対して犠牲を
4	DP 43	abzu-e abzu-mah	ナンシェ神の ezem munu <sub>4</sub> gu <sub>7</sub> に際して
5	DP 47	abzu-mah	支配者の妻バラナムタルラが e <sub>2</sub> u <sub>4</sub> -sakar nina <sup>ki</sup> に行く時に犠牲を
6	DP 53	abzu-mah	ナンシェ神の ezen munu <sub>4</sub> gu <sub>7</sub> に際して
7	DP 61	abzu gu <sub>2</sub> -ka-kam abzu gu <sub>2</sub> -i <sub>7</sub> -ka か？	ensi <sub>2</sub> nig <sub>2</sub> <sup>d</sup> šagan <sub>x</sub> -na-še <sub>3</sub> e-gen-na-a に際し、支配者の妻バラナムタルラが犠牲を。abzu とシャガン神のかかわり？
8	DP 62	abzu gu <sub>2</sub> -i <sub>7</sub> -ka	ニンギルス神の ezem še gu <sub>7</sub> に際して支配者の妻バラナムタルラが犠牲
9	DP 66	abzu-LAGAB-tum <sub>3</sub> abzu-da-nigin abzu-iri-sig-ga	ニンギルス神の ezem munu <sub>4</sub> gu <sub>7</sub> に際して支配者の妻ササが犠牲を
10	DP 217	abzu gu <sub>2</sub> -i <sub>7</sub> -ka	iti ga <sub>2</sub> -udu-ur <sub>4</sub> -ra-ka にバラナムタルラが犠牲を
11	TSA 51	abzu-LAGAB-tum <sub>3</sub> abzu-banda <sub>3</sub> <sup>da</sup> abzu gu <sub>2</sub> -i <sub>7</sub> -ka	ニンギルス神の ezen munu <sub>4</sub> gu <sub>7</sub> に際して。支配者の妻ディムトゥルが犠牲
12	Nik 1 153	abzu gu <sub>2</sub> -i <sub>7</sub> -ka	iti udu-še <sub>3</sub> še a <sup>d</sup> nanše-ka に際してバラナムタルラが犠牲を
13	TSA 1	abzu-mah	ナンシェ神の ezem munu <sub>4</sub> gu <sub>7</sub> に際して支配者の妻バラナムタルラが犠牲を

また、ウル第三王朝期の記録を見ると、エンキ神のほかにエンリル神、ニンリル神、イナンナ神、ナンナ神が各々の abzu を保持していることが分かる（下の表参照）。

	史料	奉納場所	付記
1	TCL 2 5501 [ドレヘム]	abzu <sup>d</sup> en-lil <sub>2</sub> abzu <sup>d</sup> nin-lil <sub>2</sub>	ša <sub>3</sub> e <sub>2</sub> - <sup>d</sup> en-lil <sub>2</sub> -la <sub>2</sub> の記述があり、ニップルのエンリル神殿内か
2	SET 74 [ドレヘム]	abzu-še <sub>3</sub> <sup>d</sup> nanna	ša <sub>3</sub> uri <sub>5</sub> <sup>ki</sup> -ma の記述もあり、ウルのナンナ神殿内か
3	PDT 1 545 [ドレヘム]	ナンナ神の abzu か	ša <sub>3</sub> uri <sub>5</sub> <sup>ki</sup> -ma の記述があり、abzu への gu <sub>4</sub> の奉納に続き、ša <sub>3</sub> kisal-la <sub>2</sub> <sup>d</sup> nanna への gu <sub>4</sub> の奉納が続く
4	OIP 115 306 [ドレヘム]	abzu <sup>d</sup> en-lil <sub>2</sub> abzu <sup>d</sup> nin-lil <sub>2</sub>	ša <sub>3</sub> e <sub>2</sub> - <sup>d</sup> en-lil <sub>2</sub> -la <sub>2</sub> での奉納。および、ša <sub>3</sub> e <sub>2</sub> - <sup>d</sup> nin-lil <sub>2</sub> -la <sub>2</sub> での奉納
5	MVN 15 146 [ドレヘム]	abzu <sup>d</sup> en-lil <sub>2</sub> abzu <sup>d</sup> nin-lil <sub>2</sub>	ša <sub>3</sub> e <sub>2</sub> - <sup>d</sup> en-lil <sub>2</sub> -la <sub>2</sub> での奉納。および、ša <sub>3</sub> e <sub>2</sub> - <sup>d</sup> nin-lil <sub>2</sub> -la <sub>2</sub> での奉納
6	MVN 13 550 [ドレヘム]	ナンナ神の abzu か	ša <sub>3</sub> uri <sub>5</sub> <sup>ki</sup> -ma の記述があり、abzu への奉納に続き、ša <sub>3</sub> kisal-la <sub>2</sub> <sup>d</sup> nanna への奉納が続く



7	MVN 13 99 [ドレヘム]	abzu	<sup>d</sup> mes-lam-ta-e <sub>3</sub> -a と <sup>d</sup> la-az への udu niga の奉納を abzu へ。ša <sub>3</sub> gu <sub>2</sub> -du <sub>8</sub> -a <sup>ki</sup> の記述あり
8	MVN 10 222 [ドレヘム]	イナンナ神の abzu か	abzu への sila <sub>4</sub> の奉納に続き、イナンナ神への sila <sub>4</sub> の奉納が続く。欠損を補って ša <sub>3</sub> unu <sup>ki</sup> -ga とある
9	BIN 5 6 [ドレヘム]	abzu <sup>d</sup> inanna	ša <sub>3</sub> e <sub>2</sub> <sup>d</sup> inanna の記述あり。都市は不明
10	BIN 3 607 [ドレヘム]	abzu	ša <sub>3</sub> unu <sup>ki</sup> -ga、及び abzu の字は判別できるが、その他欠損につき不明
11	AnOr 7 376 [ドレヘム]	abzu <sup>d</sup> inanna	ša <sub>3</sub> unu <sup>ki</sup> -ga との記述あり
12	AnOr 7 73 [ドレヘム]	abzu	ša <sub>3</sub> uri <sub>3</sub> <sup>ki</sup> -ma との記述あり
13	RA 10 209 BM 103435 [ドレヘム]	abzu	ii 23) u <sub>4</sub> <sup>d</sup> amar- <sup>d</sup> suen-ke <sub>4</sub> 24) ša-aš-ru <sup>ki</sup> u <sub>3</sub> šu-ru-ud-hu-um <sup>ki</sup> [mu]-hul-a とあり、このことを祝してあちこちに動物を贈ったのではないかと考えられる
14	DAS 352 [ギルス]	abzu <sup>d</sup> inanna	
15	UET 3 106 [ウル]	abzu <sup>d</sup> nanna-še <sub>3</sub>	
16	UET 3 899 [ウル]	abzu	abzu-še <sub>3</sub> の記述。abzu の字は確認できるが、欠損につき詳細不明
17	UET 3 70 [ウル]	abzu	
18	UET 3 66 [ウル]	abzu	
19	Nebraska 20 [ウンマ]	mah-abzu か	エンキ神への nidba として食料を記述の後に、mah abzu-še <sub>3</sub> X とある

このようにみると abzu とは、人間というよりは、神々にとって重要な意味のある領域だったのではないかと見える。シュメール語文学作品においても、abzu は神々の領域として描かれている。abzu ではエンキ神によってメが管理されている [Ur-Ninurta B: 26; Enki and the world order: 65-67]。また、エンキ神や他の神々が abzu で清めを行うという描写も確認できる [The temple hymns: 40; Enlil A: 58; Enki and the world order: 106; Nanše A: 131-133]。abzu を人には量りがたい場所であるとする描写も確認できる [Enlil A: 43; Šulgi G: 44-45; Ur-Ninurta D: 6]。

しかしながら、前3千年紀の史料には、先述のような abzu に支配者の妻が滞在したという記録のほか、魚や穀物の管理にかかわる記録もみえる。

#### DP 322 [ED/ ギルス]

iv 1) ku<sub>6</sub> KA-NA<sub>4</sub> abzu e-ka-kam 2) e<sub>2</sub>-sig<sub>4</sub>-zi-de<sub>3</sub> 3) šu-ku<sub>6</sub>-e 4) mu-de<sub>6</sub>  
abzu e の KA-NA<sub>4</sub> の魚を e<sub>2</sub>-sig<sub>4</sub>-zi-de<sub>3</sub> に漁師が運んだ。

#### CT 1020: BM 14308 [Ur III / ギルス]

ii 5) 1 gur še zi<sub>3</sub>-da 6) abzu-ta 7) 8 še nin-digir-ra 8) giri<sub>3</sub> <sup>d</sup>ba-ba<sub>6</sub>-da ra<sub>2</sub>-gada-ta

ama nin-digir-ra の ki-a-nag への供物として穀物を運んだ？ [粘土板全体の内容は不明]

こうした描写をみると、具体的な相違は提示できないものの、前3千年紀の abzu は、シュメール語文学作品にみえるほどには人間にとって不可侵の場所ではないようにみえる。

第三は abzu が特に王権にかかわる神々にとって重要なものであったのではないかと推測できることである。

というのはまず、先述のように初期王朝期ラガシュの abzu への奉納が主としてギルスの主神であるニンギルス神とニナの主神であるナンシェ神にかかわる祭りに関係するものだからである。またウル第三王朝期に、エンキ神以外に abzu を保持するエンリル神、ニンリル神、イナンナ神、ナンナ神もウル第三王朝の王権にかかわる神だからである。さらに、ウル第三王朝期の abzu への奉納の記録が、ウル、ウンマ、ギルスといった abzu のある諸都市のほか、王家の直轄地であるプズリシュ・ダガン（ドレヘム）から多く出土していることも、王権と abzu のかわり方を考える上で注目に値する。

ただ、初期王朝期ラガシュの王碑文をみると、abzu の主であるエンキ神にはアン神やエンリル神のような都市を超えた領域を支配するための王権を授与する役割はない。ウル第三王朝の諸王の王碑文においてもエンキ神が王権の授与にかかわっているとはいえない。そのため、神話的概念としての abzu の役割が、王権に直接かかわるものであるとは考えがたい。ウル第三王朝期には、アン神、エンリル神、イナンナ神、ナンナ神が自らの abzu を保持することから、筆者は abzu がむしろ、王権を授与、および、保護する神々にとって重要なものであったため、abzu の管理が支配者によって行われたのではないかと推測する。

ウル第三王朝期には、エリドゥのエンキ神殿である abzu がウルの王によって大幅に増築されるが、それは、abzu が王権に直接影響を及ぼすと考えられていたことを示すものではない。というのは、各地にある abzu がすべてエリドゥの abzu と同様に増築された訳ではないからである。そのことについては、ウルのエリドゥとの近接さ、初期王朝期からウル第三王朝期のウルの王によるエリドゥの abzu の建立を考慮すると、エリドゥの abzu の祭祀が、ウルに移っていた可能性を考えることができる。またあるいは、神々にとって重要であった abzu とその主であるエンキ神の座所を、ウルの王が直接整備することを強調し、神々の祭祀の統率権をウルの王が担っていることを示す目的があったためかもしれない。

このように、神話的概念としての abzu に関連しては、abzu は人が造るものであったこと、abzu が人間というよりは神々に、なかでも王権にかかわる神々にとって重要であったことを確認できる。しかし、神話的概念としての abzu の役割とは一体どのようなものであったのかという問題については、具体的なことがわからない。ただ、abzu の水とのかかわりや、incantation の場としての役割、後の時代の文学作品における abzu での清めの描写から、神話的概念としての abzu の役割を「清めの力」とであると安易に理解することには疑問も残る。

というのは、abzu の関係するウル第三王朝期の incantation の中には頭痛や出産など人間に関係し、王権や神々に直接かかわりのないものがあるからである。また、メソポタミアでも清めの際に水が使用されることがあるのは確かだが、清めの水が必ず abzu の水であるという確証はないからである。

さらに、筆者は abzu が神々にとって重要なものであったと結論付けたが、神々にとって神聖で重要なものとは何なのだろうか。そこに、abzu の神格化の問題も生じる。

シュメール語文学作品において、abzu に神格であることを示す限定詞である digir が付加されている例はない。アッカド語の文学作品であるエヌマエリシュにおいても同様に、abzu にこの限定詞は付加されない。しかし、エヌマエリシュをみる限り、文脈からは abzu は神格化されていると思われる。このエヌマエリシュの記述をもとに、abzu はティアマト（海水）と対の原初存在であり、神々の祖先であると説明されること

もある。

筆者は abzu が神々にとって重要なほどの神聖さを保持していたと考えているが、それが人格を伴ったものであったかどうかに関しては、疑問のあるところである。

後に abzu と同一視されることとなる engur に、神であることを示す限定詞が付加されることで、ナンム神という神名を表すが、ナンム神の名はすでに、ファラ出土の神名リストに確認できる [Krebernik 1986: 175]。しかし、神格化された abzu をこのリストに確認することは出来ない。一方、地名もしくは聖地が列挙されていると考えられるリストの中には abzu を確認できる [ATU 3 149]。個人名には、abzu-ki-gal(abzu は大いなる地) や abzu-kur-gal(abzu は大いなる山) など、abzu が神聖な場所であったことをほのめかすものを確認できる。

こうしたことから、abzu が神聖であったことに疑いはないものの、それが神であると考えられていたかどうかについては問題の残るところであるといえる。この問題に関しては、古代メソポタミアの神格観について考える上でも今後の課題であるだろう。

#### IV. 結び

前3千年紀の史料にみえる abzu には、エンキ神以外の神々が abzu を持つ、エリドゥの abzu がジググラトとして拡大されるといった変化が生じる。しかし、abzu が水とかかわることや、abzu が神々にとって重要であったことに変わりはない。そうしたことから、前3千年紀を通して abzu の本質は変わらないと考えたい。しかし、abzu を井戸、何らかの取水設備を備えた聖所であると推測したものの、具体的な結論を得るには至っていない。また、神話的概念としての abzu の役割に関連しても、さらに議論を深める必要がある。

abzu の本質に変わりはないと考えるとはいえ、前3千年紀の最末期には、古バビロニア期以降の文学作品に見えるような、abzu が地表の下の地下水の広がる場所であると認識されるに至る土壌が形成されつつあったのではないかと筆者は考えており、今後議論を進めていきたい。また、同時にエンキ神に関する研究を進めながら、abzu のかかわる史料についても注意したい。

#### 参考文献

Burrows, E.S.L. (1932) Problems of the abzu. *Orientalia Nova Series* 16, 231-256.

Cunningham, G. (1997) *Deliver Me from Evil*. Roma.

Green, M.W. (1975) *Eridu in Sumerian Literature*. Chicago.

Horowitz, W. (1998) *Mesopotamian Cosmic Geography*. Winona Lake.

Krebernik, M. (1984) *Die Beschwörungen aus Fara und Ebla*. Hildesheim.

Krebernik, M. (1986) Die Götterlisten aus Fāra. *ZA* 76/2, 161-204.

Sollberger, E. (1956) *Corpus des inscriptions 'royales' présargoniques de Lagaš*. Genève.

van Dijk, J. & M.J. Geller (2003) *Ur III Incantations from the Frau Professor Hilprecht-Collection, Jena*. Göttingen.

# シリア・アラブ共和国のキリスト教

## —「シリア語とシリア語使用環境の調査」の予備知識として—

川本 正知（奈良産業大学）

### はじめに

2007年8月10日～9月16日の間、「シリア・アラブ共和国における西現代アラム語の記録とシリア語写本の調査」（研究組織者：福原信義 [大阪大学]）に同行して、シリア・アラブ共和国のキリスト教の調査を行いました。その間、現在もアラム語が話されている村として有名なマアルーラに部屋を借りて滞在し、そこを基地として、シリア共和国各地の都市を巡り、キリスト教会や修道院を訪ねました。訪問した都市は、ダマスカス、ホムス、ハマー、アレppo、海岸部のタルトゥス、サフィータ、ラダキヤ、内陸部ではラッカ、カミシュリー、ハッサケ、デイル・ゾウルなどです。

当報告では、なぜ、このような調査を行うようになったかを簡単に述べ、次に、調査の前提となる知識すなわち調査対象であるシリア語（中世アラム語）とキリスト教との歴史的な関係、シリア共和国内の主要なキリスト教徒のセクト（宗派）についてまとめておきたいと思います。

### I. シリア語とシリア・アラブ共和国のキリスト教

いま一般の人たちに、シリア語と言いますと、シリア・アラブ共和国の人々が話したり書いたりしている言葉と誤解してしまうと思います。共和国の大部分の人々が使っている言語はアラビア語です。ここで言うシリア語とは千年以上前に話し言葉としてはほとんど使われなくなった中世アラム語のことです。シリア語がどのような言語であるかは後で述べますが、シリア語はキリスト教とたいへん深い関係にあります。おそらく、各地のキリスト教徒コミュニティにおいて使われ続けたからこそ現存していると言っても過言ではないと思います。表題のシリア語使用環境とはキリスト教徒コミュニティのことを指すと考えていただければ幸いです。

シリア・アラブ共和国のキリスト教については、現在1836万人ほどの人口のうち約13%がキリスト教徒といえますから、共和国には、キリスト教徒が240万人ほどいることになります。彼らがどのような教会組織に属し、また彼らのコミュニティがどのような在り方をしているのかは少なくとも日本ではほとんど知られていません。私も、話には聞いていて、また、文献によって知ってはいましたが、イスラム教徒が多数派をしめるシリア共和国内においてキリスト教徒がどのように生きているかについては、実感が全くなかったわけです。そこで、とにかくキリスト教徒たちにあってみようとシリアを訪れてみたわけです。予想に反して、キリスト教は残っているというようなレベルではなく、まさに生きている宗教として多くのセクトが存在し活動しておりました。

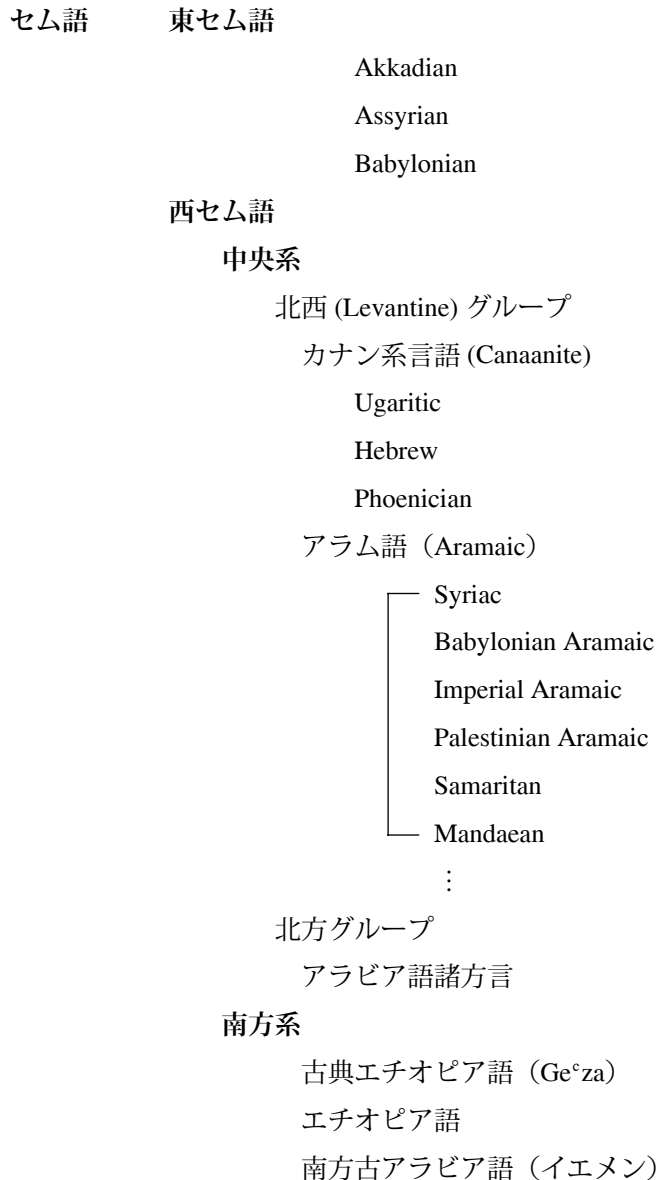
実は、これらセクトとそのコミュニティは、シリア共和国のみならず、隣のレバノン共和国、トルコ共和国の南部、イラク共和国の北部においても存在しております。私は、地中海に面するレバノン共和国からキリスト教徒の国であるアルメニア共和国にかけての地帯は、20世紀に至るまでキリスト教文化圏と呼ぶ一つの地域をなしていたとっております。しかし、まだそれらの地域は訪れていないので、今回はシリア・アラブ共和国のキリスト教の話に限らせてもらいます。

### II. アラム語とシリア語

シリア語とは、中世アラム語のことではありますが、先ず簡単にアラム語とは歴史的にどういった言語であ

るかをお話しして、そのなかにおいてシリア語の特徴を述べていきたいと思ひます。

アラム語は、セム系言語 Semitic の西セム語の北西グループに属します。



アラム語は、セム系の言語のなかでアラビア語について広い範囲で使われた言語であります。現在ではほんの少数の人びとしか使っていない言語です。言語として出現した時期から現在のアラム語までの言語的特徴は、次の5つの段階に分けて説明されています。次に、シリア語については、やや詳しく、それぞれの段階について述べておきます<sup>1</sup>。

#### 1. アラム人 Aramaean と古アラム語 Old or Ancient Aramaic (c. 850 to c. 612 BCE)

アラム人とは、前12世紀末、おそらくシリア砂漠からメソポタミアとシリア各地に進出した西セム系の民族であり、現在のシリア、パレスティナ、メソポタミアの各地に小国家を築きました。現在のシリア共和国の領域のアラム人国家は前8世紀にアッシリアのサルゴン2世に攻撃されて、アラム人たちはアッシリア

<sup>1</sup> Robert Hetzron (ed.), *The Semitic Language*, London, 1997, pp. 3-16, 114-119; Edward Y. Odish, *The Sound System of Modern Assyrian (Neo-Aramaic)*, 1988, Wiesbaden, pp. 3-18.

帝国各地に強制移住させられ、民族としては歴史記録から消滅します。

しかし、彼らの使用した言語、アラム語は、アルファベット原理による単純な文字形態によって<sup>2</sup>、前8世紀のアラム人都市国家の滅亡後も外交・通商用語としてオリエント各地で広く用いられていました。

## 2. 帝国アラム語 Imperial or Official Aramaic (c. 600 to c. 200 BCE)

アラム語は、アッシリア帝国（前612 Nineveh 陥落により滅亡）の時代にすでに行政言語としてアッシリア語と併用されていましたが、ペルシア帝国（ハカーマニシュ朝 / アカイメネス朝 前550-330）の時代にはまさに帝国共通語としての役割を果たすようになりました。また、子音文字中心のアルファベット文字であるアラム文字によって書かれるアラム語は、書き言葉として帝国の行政言語として用いられていたと考えられています。ただ、不思議なことに、帝国の中枢部のメソポタミア地方やイランではアラム語の文書はまったく見つかっておりません。

この時期のアラム語として現存するものとしては、エジプト、アスワンのエレファンティネ島のアラム語パピルス文書<sup>3</sup>、現在のアフガニスタンやパキスタンに残るマウリヤ朝アショーカ王（在位 前268-232?）のアラム語碑文、『旧約聖書』のなかのアラム語部分などがあります。少なくとも書き言葉として広大な範囲で使用されていたことがわかるでしょう。

## 3. 中期アラム語 Middle Aramaic (c. 200 BCE to c. 250 CE) とアラム文字の変化

マケドニアのアレクサンドロス大王（在位 前336-323）の大征服の後、アラム語を母語とする人びとが多く住んでいた現在のシリアやイラクの地は、セレウコス朝（前312-64）の領土となり、ヘレニズム時代が始まります。ギリシア語が公用語としてその広大な領地で使われるようになるのですが、アラム語とアラム文字は生き続けます。しかし、前2世紀以降、アラム語はいくつかの方言に分かれていき、それぞれの方言で文字も次第に独自なものへと変化していきます。そのようにして成立していった各地のアラム語を表記したアラム文字が、パルミラ人のパルミラ文字であり、ナバタイ人のナバタイ文字であり、ハトラ Hatra 文字であり、ヘブライ文字（ヘブライ語にも使用）であり、エリュマイオス文字（南西イラン）であり、古シリア文字です<sup>4</sup>。

この古シリア語と古シリア文字は、当報告のシリア語、シリア文字に直接つながるのですが、古シリア語で書かれた碑文の研究を行っている東海大学の春田晴郎さんは、次のように述べています。

「古シリア文字とは、紀元後1～3世紀に、エデッサ（トルコ共和国のシャムルウルフア）を中心とするオスロエネ王国で使用されていた文字で、キリスト教化以降、エデッサのみならず広い範囲で使われるシリア文字の直接の前身にあたります。また、より古い時代を基準にすればアラム文字の地方的変種、ということもできます。

古シリア文字は、字形からは後のシリア文字とさほど大きな違いはなく、その意味では同じ文字といえます。ただ、表される言語が、後のシリア語が持っているある特徴を持っていないことなどから、古シリア語、古シリア文字と呼ぶのが一般的です。」<sup>5</sup>

<sup>2</sup> アラビア文字、ヘブライ文字、シリア文字、ソグド文字、モンゴル文字など、アラム文字から発展した文字は多い。

<sup>3</sup> 伊藤義教『古代ペルシア』岩波書店、1974、12-14、56-68頁。

<sup>4</sup> 春田晴郎「オスロエネ王国案内」『オリエンテ（古代オリエント博物館情報誌）』33、2006、14-15頁。『新約聖書』に出てくるアラム語のイエスの言葉は、ユダヤ教徒によって話されていたアラム語であり、ほぼ同時期に書かれた死海文書にはアラム語の文書が多く含まれているので、当時のパレスチナのユダヤ教徒はアラム語を話していたと考えられる。

<sup>5</sup> 春田「オスロエネ王国案内」15頁。

4. 後期アラム語 Late Aramaic (c. 200 CE to c. 1200 CE) とシリア語・シリア文字によるシリア語文語の発展  
シリア語、『バビロニアン・タルムード』のアラム語、メソポタミア地方南部のマンダ教徒アラム語(Mandaic)  
などが後期アラム語と分類されるアラム語であります。

その内、最も重要なシリア語は、エデッサを中心とした地域でキリスト紀元後広く話されていたアラム語  
で、だいたい紀元後 200 年から 700 年間使われました<sup>6</sup>。

シリア語は、古シリア語の継続であります。大きく異なるところは、聖書の翻訳を通してシリア文字に  
よる正書法が新たに確立され、アラム語を話す東方キリスト教徒の共通語のみならず共通の文語となっ  
ていったことです。『新約聖書』はギリシア語で書かれていますから、シリア語は多くのギリシア語の単語を  
含んでいます。

4 世紀になると、シリア語は、祈祷文、賛美歌集、説教集などのキリスト教文献を通して、ササン朝 (224-651)  
帝国やローマ帝国の東方諸州に拡がり、以降、後で述べますネストリオス派の宣教に伴って、インドの東海  
岸、中央アジア、東アジアに伝わっていきます。781 年、唐の都長安の大秦寺に建てられた大秦景教流行中  
国碑にシリア文字で多くの人名が刻まれていることは、日本でもよく知られております。

シリア語は、古シリア文字を発展させたシリア文字を使って表記され、キリスト教聖職者たちの「書き言  
葉」として固定したのです。

しかし、5 世紀頃、話し言葉としてのシリア語は東西の方言に分かれていったようです。ここで、シリア  
文字について少しだけ述べておきます。

シリア文字は、22 のアルファベットからなり、次の 3 つの書体があります。

Estrangela (also Estrangelo)

Nestorian (also Chaldean)

Jacobite (also known as *serṭa*)

Estrangela は、最も古い書体で、主に聖書の翻訳の文字として使われ、「福音書の文字」という意味です。  
この書体から後の二つの書体が生まれたわけですが、2 番目はネストリオス派書体または東シリア語書体、  
3 番目はヤコブ派書体 (*serṭa* というのはシリア語で文字のことです) または西シリア語書体といひます。こ  
れらの書体の名称からわかるように、2 番目の書体は、おもに東シリア語を表すのに使われ、それはネスト  
リオス派キリスト教徒の言葉であったこと、3 番目の書体は、西シリア語を書くのに使われ、ヤコブ派キリ  
スト教の言葉の書体であったことがわかります。

さて、7 世紀の「アラブの大征服」の後、メソポタミア地方から現在のパレスティナあたりまでの地域に  
おいて日常的に使用されていたシリア語を含む後期アラム語は、だんだんとアラビア語に取って代わられて  
いきます。

いつ頃まで後期アラム語が話し言葉として使われていたのかはよくわかりませんが、地域ごとに異なっ  
ていたようです。

しかし、14 世紀までは、文語としてのシリア語は、キリスト教の典礼用語として、またキリスト教徒た  
ちの文語として重要な位置を占め続けていたと考えられております。写本として書きのこされて、膨大な文  
献が今日まで伝わっており、キリスト教学史、思想史、歴史学の重要な資料となっております。

また、9-10 世紀のシリア語への翻訳を媒介として、ギリシア語文献がアラビア語に翻訳されたことによ  
って、イスラム文化に哲学や医学などのギリシア文化が入り、それが結果的にはヨーロッパに伝わっていった

<sup>6</sup> 以下のシリア語文献の記述は、Wilhelm Baum and Dietmar W. Winkler, *The Church of the East: A Concise History*, London and New York, pp. 158-172; Dietmar W. Winkler, *Language and Literature of the Church of the East* を参照した。

ことはよく知られております。

現在では、祈祷書などのキリスト教の典礼に使われる言葉のほとんどはアラビア語に替わっております。しかし、今回の調査において、私たちが訪ねたアレッポのヤコブ派教会（シリアン・オーソドクス）においては、シリア語の聖書、祈祷書が使われ、読み上げられていることを確認いたしました。また、同派のシドナーヤにある修道院では、修道僧たちがシリア語の文献を普通に読み書きし、シリア語フォントを使ってコンピューターで日常的な文書をつくっていることを見ました。

## 5. 現代アラム語 Neo-Aramaic or Modern Aramaic

後期アラム語のさまざまな地方的方言のうち、今日まで残っている言葉を現代アラム語といいます。後期アラム語と同様に東方方言と西方方言に分けられますが、いずれも少数の人びとに使用されているだけです。また、それらの人びとがいずれもキリスト教徒の小集団に属していることは、後期アラム語のキリスト教との関係を強く示しております。

なお、すべて話し言葉として存在する現代アラム語のうちには、かつての話し言葉としてのシリア語の直接の後継言語は存在しないとされています。

西方方言として二つの言葉が知られております。

一つ目は、マアルーラのアラム語（話し言葉、文字なし）であります。ダマスカスから北西へ60キロほどの町で、南隣のジュッバーディーン、北隣のバハーという村の3カ所でアラビア語とのバイリンガルで使われております<sup>7</sup>。

この言葉は、まさに絶滅危惧言語として有名であり、言語学者によって、すでにかんがりの研究が蓄積されております。それらによりますと、言語としては、帝国アラム語に属する『旧約聖書』アラム語の後裔にあたり、後期アラム語としては、パレスティナおよび「イエスの言葉」の後裔にあたるかと言われております。いずれにせよ、しかし、たいへん大きな変化を被っております。

第2番目の西方現代アラム語は、マルディーンの東のトゥール・アブディーン Tur Abdin 地方に居住するヤコブ派キリスト教徒（Syrian Orthodox Christian）の言葉です<sup>8</sup>。

東方方言としては、「アッシリアン Assyrian とカルディアン Chaldean」の話し言葉で、現在のイランのウルミエの近辺のアッシューリー Ashūrī と呼ばれるネストリウス派キリスト教徒の人びとの話し言葉であったものです<sup>9</sup>。この人びとは、オスマン朝やクルド人による攻撃、20世紀になって相次いで独立した周辺の国民国家による迫害・追放により各地に移動し、そこでキリスト教コミュニティを形成しております。シリア共和国では、ハッサケ、カミシュリー周辺に25,000人ほどのアッシューリーが居住しており、この言葉を使っております。

この言葉は、現在シリア文字で記され、多くの印刷物もあります。しかし、すでに述べました文語シリア語とはほとんど無関係で、19世紀40年代にヨーロッパからの宣教師によって日常語をシリア文字で表記することが考案され、アッシューリーの文語が確立されたのです。

二つ目の東方方言は、ネオ・マンダイックつまり現在のマンダ教徒が話している言語であります。後期アラム語のマンダ教徒アラム語（Mandaic）の後継言語であると思われます。

<sup>7</sup> 現代アラム語中の Ma<sup>o</sup>lula グループといわれる。

<sup>8</sup> 現代アラム語中の Turoyo グループ。

<sup>9</sup> 極東グループ（the easternmost group）、ウルミー方言（the dialect of Urmi）と分類される。



### Ⅲ．シリア・アラブ共和国のキリスト教

#### 1. キリスト教の主要言語による3つの文化伝統

一般にキリスト教文化は主要言語により大きく次のように分けられます。

1. Latin-Western traditions
2. Greek-Byzantine traditions
3. Syriac Christianity

ラテン語による典礼文化伝統はローマ教皇以下のカトリック教会組織のもとにヨーロッパに主に展開した宗教文化であり、日本でもヨーロッパ中世キリスト教文化としてよく知られています。

ギリシア語による典礼文化伝統は、東ローマすなわちビザンツ帝国の東方正教会（Eastern Orthodox Churches）に属する諸教会のもとに発展しました。もともとキリスト教はヘレニズム化されたローマ帝国の東方諸州で起こってきた宗教であり、『新約聖書』もギリシア語ですし、使徒や教父たちの手紙や著作はほとんどがギリシア語です。それゆえに、また、キリスト教教義の確立にはギリシア哲学が大きな影響を与えており、キリスト教自身がヘレニズムとヘブライズムの混交宗教といってよいものです。

これらのラテン語、ギリシア語によるキリスト教文化伝統に対して、日本では最も知られていないのが3番目のシリア語によるキリスト教文化伝統であります。文語シリア語の成立がキリスト教と深い関係にあることはすでに述べました。実はエデッサのキリスト教の成立もはっきりとはわかっていないのですが、初期のシリア語によるキリスト教文筆家、哲学者のバルダイサン（154-222年）の改宗が179年のことであるので、2世紀の後半にはシリア語キリスト教文化が起こってきていたことはほぼ間違いありません<sup>10</sup>。

このシリア語によるキリスト教文化伝統の担い手は、どちらかという東方正教会によって異端として排斥されたネストリオス派やヤコブ派やマロン派などの東方諸教会であったとすることができると思います。また、かつてシリア語で行われていた典礼は、現在ではほとんどアラビア語によっており、シリア語はほとんど文語として残っているだけであることはすでに述べました。

次に、上の3つのそれぞれの文化伝統に属するシリア共和国内の教会組織をあげていきましょう。

#### 2. シリア・アラブ共和国内の教会

##### 1. ラテン典礼教会

ローマ法王のもとにある我々が一般にカトリック教会と呼ぶ教会組織であります。この組織は、シリアのダマスカス、アレppo、ラタキアなどの大都市にラテン教会と呼ばれる教会をもっています。総じてそれらの教会はたいへん新しくかつ立派であり、この国におけるローマ・カトリック教会の力を感じさせます。

##### 2. 東方正教会（Eastern Orthodox Churches）<sup>11</sup>

東方正教会は、ギリシア正教、カルケドン派教会とも呼ばれます。東方正教会はローマ教皇の下のカトリック教会とは異なり、単一の組織ではありません。それは第1回ニカイア公会議（325年）から7回の公会議の決定を教義の基本として、ほぼ共通の典礼と慣行を持つ様々な国および地方のキリスト教会組織（ルーム正教会、ロシア正教会、グルジア正教会、1833年にルーム正教会から独立したギリシア正教会など）の全体的な名称なのです。

##### 2-1. ルーム正教会 (Rum Orthodox Church)

東方正教会のなかで、最も古く由緒ある教会がこのルーム正教会で、かつては東ローマ帝国の唯一の正統

<sup>10</sup> 荒井献『トマスによる福音書』講談社学術文庫、1994（初版『隠されたイエス』1984）、35-39頁。

<sup>11</sup> 以下の記述の大部分は、森安達也著『世界宗教史叢書3 キリスト教史Ⅲ』山川出版、1978年、中東教会協議会編（村山盛忠、小田原緑訳）『中東キリスト教の歴史』日本基督教団出版局、1993年に基づく。

教会組織でした。現在のシリア共和国の人びとは、ルーム・オーソドクスと呼んでおりますが、ルームとはもちろんローマのことで、現在もかつての東ローマ帝国の首都イスタンブルにある総主教座のもとにある教会組織であります。アンティオキア、アレクサンドリア、エルサレムに主教座をおいています。

シリア共和国に関係するのは、アンティオキアとイェルサレムの主教座であります。この二つの主教座は、東方諸教会と分類されるネストリオス派、ヤコブ派、マロン派が異端として分離していき信者たちが離れていくなかで、18世紀までカルケドン派としてイスタンブルの総主教の首位制を認めるルーム正教会にとどまっておりました。彼らはメルキトすなわち「王党派」と呼ばれておりました。

## 2-2. ルーム合同教会 (Rum Catholic Church)

1724年にルーム・オーソドクス教会のアンティオキア、エルサレム、アレクサンドリアの各主教座で分離が起きます。そこには、ローマ・カトリックの「統一教会」(Uniate Churches)運動の強い働きかけがあったと思われませんが、その結果としてローマ・カトリックとの合同教会つまりルーム・カトリック教会が成立しました<sup>12</sup>。

この事件によって、アンティオキアに総主教座をおくルーム・オーソドクスとベイルートに総主教座をもつルーム・カトリックの二つの教会組織がシリア、レバノンに並び立つことになったのです。

私たちが訪れたわずか3000人ほどのマアルーラの町のキリスト教は、この二つのセクトに分かれております。もちろんそれぞれに属する教会、修道院をもち、かつてはラティーニー(ラテン人すなわち合同派)、ユナーニー(ギリシア人)と呼びあい、けっして仲は良くなかったそうです。現在でも、キリスト教として共通の祝祭行事も別々に行っております。

## 3. 東方キリスト諸教会 (Oriental Orthodox Churches)

東方キリスト諸教会とは、ローマ、コンスタンティノープルなどのいわゆるカルケドン派教会の立場から見て、異端として5世紀6世紀に、すでに述べた東方正教会から分かれ、独自の教会組織を形成した諸教会のことであります。以下にシリアにおいて現在活動している諸教会をあげます。

### 3-1. ネストリオス派教会<sup>13</sup>

この教会組織は、両性論(dyophysite)を唱えたネストリオスが弾劾され追放されたエフェソス公会議(431年)において異端として分離した教会組織といわれております。しかし実際には、エデッサを中心とする東シリアの教会は、エフェソス公会議以前の424年よりアンティオキア主教の管轄からの独立を決めておりました。その結果、シリア全体として、沿岸部を含む西シリアは、後で述べるヤコブ派などの単性論派、メソポタミアに近くペルシアとの国境線に広がる東シリアはネストリオス派、ヘレニズム化された都市アンティオキアのみは上に述べたルーム・オーソドクスすなわちカルケドン派東方正教会といった、だいたいの色分けができあがったといわれております。

この派は、ササン朝ペルシア帝国領域において大きな勢力を得て、7世紀のアラブの征服以降も、セレウキア、クテシホンに総主教座を置き、大きな勢力を維持し、中央アジア、中国にまで進出しました。特に、13-14世紀のモンゴル帝国時代はモンゴル王侯の保護を得て、大きな発展を見せました。中央アジア、モンゴル、中国で発見されるシリア語・シリア文字で書かれた文書や碑文は、すべてこの派の人びとが残したものです。

<sup>12</sup> 現在、合同派ルーム・カトリックのことをメルキトと呼んでいる。かつてメルキトはシリア・レバノンのカルケドン派のルーム・オーソドクスを指していたことを思えば、はなはだ誤解を生む呼称である。

<sup>13</sup> このセクトは様々な名称で呼ばれている。Apostolic Church of the East (東方使徒教会)、East Syriac Church (東方シリア教会)、Holy Apostolic Catholic Assyrian Church of the East (東方聖使徒カトリック・アッシリア教会)、Ancient Church of the East (古代東方教会)、Church of the East (東方教会)、Persian Church (ペルシア教会)、Nestorian Church (ネストリオス派教会)などである。ここではいちおう日本でよく知られているネストリオス派とした。

15 世紀以降、急速に衰え、16 世紀にはヴァン湖、ウルミヤ湖、現イラク北部の都市モースルに囲まれた山岳地帯に逼塞します。総主教座もそこに移され、宗教的活力も失っていったといわれています。

さて、19 世紀になってネストリウス派の人びとは、アッシリアン（アッシリア人）、アラビア語ではアッシューリーと呼ばれるようになりました。これは 1820 年に発掘されたニネヴェの古代アッシリア帝国の遺跡の周辺に隠れ住むように存在し、アラム語を話していたネストリウス派の人びとをヨーロッパ人がそのように勘違いしたものと思われます。しかし、後には自称ともなり、第 1 次世界大戦後には、その名称によって民族自決主義原則に則った国民国家設立要求までも行われました。

彼らの話していたアッシューリーと呼ばれる現代アラム語については、すでに述べました。

### 3-2. カルディアン教会 (The Uniate Chaldean Church ネストリウス派合同教会)

ネストリウス派は、早くも 1552 年に分離し、ローマ・カトリックとの合同派が生まれていました。この合同派のことをカルディアン Chaldean と呼びます。しかし、その後ネストリウス派およびカルディアンは、離合集散をくり返し、カルディアン教会が正式に発足するのは 1830 年のことであります。現在、総主教座をバグダードにしておりますが、合同教会の主流はアメリカ合衆国に移っているといわれています。

今回の調査で、アレppoに立派なカルディア教会があったのには驚きました。また、ハッサケにはアッシリアン教会がありましたが、残念ながら今回はハッサケ、カミシュリー周辺にあるというアッシューリーのコミュニティを訪ねることはできませんでした。

### 3-3. ヤコブ派教会 (Syrian Orthodox Church)

もともと、単性論派 (Monophysite) が強かったシリアの地にヤコブ・バラダイ (アラビア語ヤークーブ・アル・バラダイ) (d. 578 年) が 6 世紀に作り上げた異端の単性論派教会です。同派の人びとはヤコブは初代の総主教であったと言っています。

アラブの大征服以降のイスラム教徒の支配時代にも、ネストリウス派とやらんで発展を続けます。しかし、十字軍、モンゴル帝国支配時代を経て 14 世紀頃から急激に衰頹し、オスマン帝国支配時代の 16 世紀には、ヤコブ派の主教座は 20 ほどになってしまっていました。

### 3-4. ヤコブ派合同教会 (Syrian Catholic Church)

この状況のなか、ローマ・カトリック側からの合同への働きかけ (1444 年の総主教による使節派遣、1662 年の分裂) を経て、1781 年、ヤコブ派は分裂し、アンティオキア合同教会が、ヤコブ派のローマとの合同教会組織として成立しました。合同派の総主教座はレバノンに移され、現在はベイルートにあります。

今回の調査で、シリアン・オーソドクス側は、シリア共和国国内で活発に活動していることを確認しました。シドナーヤの同派の修道院はたいへん新しく、かつ立派なものでありました。この派において現在でもシリア語が使われていることは、すでに述べました。

残念ながら、シリアン・カトリック教会においてシリア語が今も使われているかどうかは、今回は調査できませんでした。

### 3-5. マロン派教会 (Maronite Catholic Church)<sup>14</sup>

伝承によれば、4 世紀のアンティオキア近くの荒野で修業し信奉者を集めた隠修士マロンの死後 (410 年)、弟子たちはエメサ (現在のホムス) とアパメアの間のおロンテス川の辺に教会と修道院を建て、そこを本拠に教えを広めたとされ、このマロンがこのセクトの始祖とされております。そして、628 年、東ローマ皇帝ヘラクレイオスがこの修道院を訪れて、後に異端とされる「キリスト単意論」を受け入れさせたといわれています。異端マロン派の始まりです。

しかし、マロン派の真の創始者は、ユハンナ・マールーン (ヨアンネス・マロン) であり、彼は、このオ

<sup>14</sup> P. K. ヒッティ (小玉新次郎訳) 『レバノンの歴史』山本書店、1972、90-93、171-173 頁参照。

ロンテス川の修道院に入り、685年に同派の総主教になります。694年にこの修道院が東ローマ皇帝に破壊された後には、マロン派は本拠地を北レバノンに移し、カディーシャ渓谷沿いの山中で異端の教団として活動していました。

同派は、十字軍に協力して、1182年に単意論を捨ててローマ・カトリックに合同し、その時以来合同教会であったといわれているのですが、実際には、最終的な合同は、1865年になされました。しかし、合同派といってもマロン派は自ら選んだ総主教をローマ教皇が追認するとの自治権を確保しております。典礼はシリア語による東方典礼を保っており、シリア語は典礼用語として残されておりました。

シリア語の文献を最も多く保存しているのはおそらくマロン派であると思われます。それは、同派が早くからローマ・カトリックとの関係が特別深かったことにより1584年にはローマにマロン派の大学が建てられ、その卒業生たちによりシリア語やアラビア語の文献の研究がヨーロッパで本格的にはじまったことによります。18世紀には、シリア語の出版もローマで行われておりました。バチカンの図書館には最大のシリア語のコレクションがあり、その館長として活躍したのがマロン派のアッセマニ（1687-1768年）であります。彼の名著『ビブリオテカ・オリエンタリス』は今なお東方諸教会についての知識の山だそうです。

ただ、マロン派といえば、隣のレバノン共和国において特に有名であります。レバノン410万人ほどの人口のうち4割がキリスト教徒で、そのなかでマロン派が最も人口が多く、同派のなかから共和国の大統領が選ばれることはよく知られております。マロン派の総主教座もレバノンにあります。

しかし、今回の調査で、シリア共和国にもマロン派の人びとが多数生活していることを実感しました。海岸部のタルトゥスには府主教座教会が置かれ、そこで教えてもらって周辺の3つのマロン派の村を訪ねることができました。もちろん、ダマスカス、ラダキア、アレッポには立派な府主教座教会がありました。総じて、バチカンと関係がある教会組織の方が建物は立派です。

### 3-6. アルメニア教会 (Armenian Orthodox Church and Armenian Catholic Church)

これも、6世紀には単性論をとり、異端として、971年に東方正教会から分離した教会です。ユダヤ教徒をユダヤ人というのと同じように、アルメニアン Armenian はアルメニア人と訳されますが、アルメニアン教会の信徒のことであり、アルメニア人という民族が存在してきたわけではありません。現在、アルメニア共和国という国家がトルコの東隣に存在しておりますが、この国の国民以外に多くのアルメニアンが世界中にいるのはユダヤ人とイスラエルという国の国民との関係と同じです。

この派もご多分に漏れずローマ・カトリックの強い働きかけにより1740年に分離して、アルメニア合同派教会（アルメニアン・カトリック）が成立します。この派はキリキアと北シリアに活動し、レバノンに総主教座をおいています。

この二つの教会は、シリアからすれば外国の教会ですが、シリアとは密接な関係をもち、シリアの諸都市に教会をもっています。アルメニア語の典礼を行っており、今回の調査の対象のシリア語とは関係ありませんが、アルメニア教会のシリアにおける歴史はまことに興味深いものです。ハッサケの教会は、おそらく1915年に起こったオスマン朝による「アルメニア人虐殺」と関係があるのでしょう。

## おわりに

シリアで訪ねた多くの教会や修道院やキリスト教コミュニティ（マアルーラやハマー近郊のカフル・ブフム村）の分類・整理のために必要な最低限の知識を、この場を借りてまとめさせていただきました。アラム語を専門とする言語学者や東方キリスト教の専門家のみならず、おそらくシリア共和国の教育ある人びとにとっても、通り一遍の内容の羅列であったと思います。しかし、見てきた物や持ち帰った資料を理解するために、私にとってどうしても必要な知識の整理でありました。そのことに辛抱強くお付き合いいただいた皆

さんに感謝します。

また、アラム語やシリア語についての私の幼稚な質問に答えてくださった福原信義先生、稚拙な言葉での訳のわからない質問に親切に答えて下さったシリア共和国の人たち、特にあちこちの教会の神父さんたち(そのなかにはマトラーン maṭrān と呼ばれる府主教 metropolitan もおられます)に感謝して、この報告を終わります。

(2008年1月記)

---

科学研究費補助金 「セム系部族社会の形成」平成 20 年度研究集会報告  
シリア・メソポタミア世界の文化接触：民族・文化・言語

発行：文部科学省科学研究費補助金平成 17 年度発足「特定領域研究」

「セム系部族社会の形成 ユーフラテス河中流域ビシュリ山系の総合研究」

総括班：大沼克彦（代表）、藤井純夫、西秋良宏、常木 晃、宮下佐江子、佐藤宏之

事務局：〒 195-8550 東京都町田市広袴 1-1-1 国士舘大学イラク古代文化研究所 大沼研究室

Tel：042-736-5489 Fax：042-736-5482 E-mail：kaonuma@kokushikan.ac.jp

ホームページ：http://homepage.kokushikan.ac.jp/kaonuma/tokuteiryuiki/index.html

---